いわゆる「密約」問題に関する調査

その他関連文書

（２．1960 年１ 月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」問題関連）

（５分冊の５）

【注意事項】

〇このファイルは多数のページがあります。

〇印刷する際には留意願います。

秘密指定解除
大臣官房総務課

二極秘

特

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外務官
務務
次次　房
臣官官審審長
儀書文会営給

総人電厚計

国資長	参調析
領移長	参領旅移
ア長	参北東経 一 中西 経 二
米長	参北北保 一 二
中南審欧長	参一二
	参西東洋 一 西東 二
近ア長	参書近ア
経長	次総経国万 一
	参貿統国 二
経協長	参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

総番号(TA) 18043　　主管

69年4月28日21時40分　米国　発
69年4月29日11時10分　本省　着　米局長

外務大臣殿　下田大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ問題（アメリカ局長とスナイダー補さ官等との会談）

第1286号　特秘　至急

1。28日午前アメリカ局長は約1時間にわたりスナイダー及びハルパリン両安全保障会議補さ官と会談したところ、その概要次のとおり（アサオばい席）。

トウゴウ局長とスナイダー、ハルパリン両補さ官との会談

昭44。4。28

1。日時　4月28日午前10時45分より約1時間

2。場所　RM・368　EXECUTIVE OFFICE BLDG

3。出席者　先方、スナイダー、ハルパリン

当方　トウゴウ局長、アサオ

4。要旨

(1) 先方より米海軍機撃つい事件はオキナワ基地の重要

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

一極秘一

性を再確認させたものであるが。本事件に対する日本国内の反響を質したのに対し。局長より国会論議を中心にしかるべく説明した後オキナワ問題の討議にはいつた。

（2）局長より4月26東京においてオズボーン代理大使に手交したオキナワ問題についてのDRAFT POSITION PAPERの概要を説明した。

（3）スナイダーは東京よりの電報にもとづきその概要につき承知しているとして次のとおりの質問及びコメントを行なつた。（ヘルパリンはその概要を承知しておらず。後記核問題につきコメントしたのみ）。

（イ）一読した感じでは日本側の立場がこう化したように覚える。その意味で米側の一部では本ペーパーの内容におどろくであろう。

（ロ）戦闘作戦行動につき事前協議を適用することに関連して（i）B52が南爆に出撃する場合日本政府はこれに同意を与えるのか。（ii）韓国は日本の安全保障にとつて密接な関連を有しているとの認識を日本国民が持つよう日本政府はけい発ないし説得を行なうべきと考えるがどうか。（iii）事前協議につき日本側より米側に対し予め同意を与える用意があるのか。

（ハ）核の持込みにつき。（i）メースBは別として戦術核の平時におけるオキナワでのちよ蔵を認めないとの日本

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

側提案を受入れることは極めて困難である。（ｉｉ）本土については核ちよ蔵の問題はおきないが。核戦闘作戦行動（ＮＵＣＬＥＡＲ　ＣＯＭＢＡＴ　ＯＰＥＲＡＴＩＯＮ）の点が問題になろう。（ｉｉｉ）北鮮等がオキナワ基地の核抑止力が減退したと判断し冒険的行動に出ないよう配慮する要がある。

（４）局長より前記（３）に対し次のとおり説明した。

（イ）こう化したというよりは日時も切迫したので日本側の従来の立場をまとめたものである。

（ロ）（ｉ）Ｂ５２の南爆出撃に同意を与えることは現在のふん囲気では極めて難しい。ただし今後の交渉如何によりこの点だけが最後の問題となる如き状況になつた場合には検討されるべし。

（ｉｉ）飛行機撃つい事件に関する総理の国会答弁は明確に日本政府の立場を述べたものである。

（ｉｉｉ）事前協議につき予め米側に保証を与え得るか否かにつき回答し得る立場にはないが。オキナワ返かんに関連して安保条約及び国連憲章を修正するようなことは避けなければならぬということである。

（ハ）平時における核の常時ちよ蔵を認めることはできない。

（５）ついて今後のオキナワ返かん交渉の進め方にふれ。

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

局長より。

（イ）外相の6月訪米の際、当方のPOSITION PAPERに対する米側の実質的反応をちょう取したいこと

（ロ）7月末ないし8月初めの日米閣僚会議、9月ごろの外相再訪米のそれぞれの機会に交渉を更につめ、10月中には実質的合意に達し、総理訪米の際の共同声明をも作成し得るようにしておきたいこと、の2点を述べた。

これに対し、スナイダーより前記の考え方は望ましいが、総理訪米の時まで未解決の点が残らざるを得ないのではないかとの懸念の表明があつた。

（6）なお、スナイダーより韓国はオキナワ問題に関心を表明しており、日本側よりオキナワが日本にもどつてきても韓国の安全保障上の懸念はない旨のASSUARANCEを同国に与えることしかるべしとのSUGGESTIONがあり、これに対し局長からわが方の立場を説明して米国がその任に当ることを期待すると応しゆうした。スナイダーは本件につき日本側がせを向けないよう重ねて要望した。

2。同日午後同局長はフィン部長とオキナワ返かんの核心問題を除く日米関係全般（安保条約、本土の基地、オキナワ防衛、B52、総合労働布令、リュウキュウ開発公社の

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

電信写

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

移管。旧南洋ぐん島請求権。日米閣僚合同委及びパシフィックケース等諸問題）につき／時間余にわたり意見交換を行なつた。
（前記／。及び2。の議事録空送）。

(3)

- 5 -

秘密指定解除
大臣官房総務課

二極秘

特

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣官房 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 外務審議官 官房長 給与 文書 会計 官房 総人電厚計

国資長	参調析
領移長	参領旅移
ア長	参北東経一 中西経三
米長	参北北保
中南審	参一二
欧長	参西東洋一 西東二
近ア長	参書近ア
経長	次総経国万一 参資統国二
経協長	参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

総番号(TA) 18158　　主管

69年4月29日20時10分　米国　発
69年4月30日09時26分　本省　着　米局長

外務大臣殿　　下田 大使 臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ問題（ジョンソン次官との会談）

第1294号　特秘　至急

29日トウゴウ局長はジョンソン次官のちゆう食に招待され、その際大要次の通りの会談を行つた趣（米側グリーン、ブラウン、スナイダー、シエパード少将、当方よりヨシノばい席）

局長よりわが方の提出したポジション・ペーパーを読んだかと質問した（ジョンソンこう定）後、右はまだドラフトの形でオスボーン代理大使に手交したが、アイチ大臣が来訪し正式の話合を行う際もその内容は変りなく、これが日本側の立場であると了解してほしい旨述べて種々説明したところ、ジョンソンの主なるコメント次のとおり。

イ）日本側の立場が、米側の立場を十分考慮していないことに失望した。日本側にも困難があることは承知しているが、米国も同様である。まず第一に指摘したいことは、もし米議会において、オキナワ返かんにあたり米側は日本政府にその基地の使用につき拒否権を与えたのかと質問された場合、米政府はこれに対し何と答えたらよいか考えてみ

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

てほしい（シェパードよりBRYD上院議員よりもし日本側が基地の自由使用を許さぬならば沖縄を返かんしてはいけないと既に念をおされている旨発言）。

（ロ）核兵器の問題についてこれの沖縄における配置ないし持ちこみにつき日本側は協議を要するとするかと質した後、これについては去る7月ジョンソンが東京を去る際アイチ大臣と会談した際アイチ大臣は単なる私見としてではあるが、当分の間この問題についてはオキナワの現状（PRESENT ARRENGEMENTS）を継続するというような方式が考えられないかと示されたが、これは非常に建設的な考え方であると思ったが返かん時に核があるか否か分らないということではまとまらないかと述べたので、局長より総理及び大臣におかれてしん重に考えられた末オキナワ返かんに関し安保条約及び国連取きめを修正するような取決めを行うことは困難であるとの理由である旨を説明した。

（ハ）いずれにせよ大臣訪米の際オキナワ問題だけを取り上げて日本側はこれが国民の要請するところだからというPRESENTATIONをすることは米議会等もそれでは米側の要求はどうかということになり、得策でなく、極東の平和維持の一かんとして日本はこれだけのことをする用意があり、その構想の一としてオキナワ返かんが必要で

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

あるという形のPRESENTATIONをすべきだと思う。なお日本が東南アジアに対し如何なる援助をしようとしているのか、例えば韓国軍強化のため何台の軍用トラックを送る用意があるとか、インドネシア援助について/2の百万ドルをきょ出したというようなことも日本のびとくである。けんそんすることなく、国務長官なり大統領にどうどうと説明した方が良いと思う旨述べた。

英に転電した。

(了)

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 18181 米国 主管
69年4月30日01時15分 発
69年4月30日14時57分 本省 着 米局長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題（キッシンジャー補さ官及びパッカード次官との会談）

第1302号 特秘 至急
往電第1298号に関し
29日午後トウゴウ局長はホワイトハウスにキッシンジャー特別補さ官及び国防省にパッカード次官を往訪。要旨次の通り会談した趣（木内同行）
1. キッシンジャー特別補さ官（スナイダー補さ官同席）

キッシンジャーはベトナム問題に多大の関心を示し。日本の指導者が本件問題についてなぜに米国の立場を公けに支持しないのかの点を含め当方の意見を求めたのに対しては国会答弁等に言及しつつしかるべく応しゆうしおいた。他方。先方は先般の米機撃つい事件について米国としてはもつと強こうにリアクトすべきであつたかどうかとたづねたのに対しては。当方より米国がこのようにして北鮮にあしらはれるのは自由諸国のために採らず。リーゾナブルに対

外務省

大政事外外官 務務 次次 房
臣官官審審長
儀書文会営給
総人電厚計
国資長 参調析
領移長 参領旅移
北東経一 中西経二
米局 弁北北局 二
中南審 参一二
欧長 参西東洋 西東
近ア長 参書近ア
経長 次総経国万 参貿統国
経協長 参政技二 国一理
条長 参条協規
国長 参政経科 軍社専
情報文長 参道内外 一二

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

応できるならぜひそうすべきであろうと述べた。オキナワ返かん問題については「キ」は、自分のオフイスにおいて有能な極東問題通であるスナイダーからたえずブリーフされているので、ある程度は問題点を承知するにいたつたと前置きの上、オキナワは日本だけの問題ではなく、アジアの自由諸国全体にとつての関心事であるところ、これら自由諸国の利益のためオキナワに核を持込むことはできないのか、緊急のときに使うということでちよ蔵することはできないのか、あるいは有事持込みということではゆけないのかたんとう直入に聞いて来た。右に対し当方より、自由諸国の安全については日本側としてもじゆう分に考えているところであるが、核付きということは日本にとつて極めて難かしいことであり、また有事持込みも大変に困難なる旨強調しおいた。それでは自由使用はどうなのかと「キ」がただしたのに対し、緊急事の場合の戦闘作戦行動については日本側としてもさらに検討する必要ありと考えているが、現行の安保条約を改正することなくそのわく内で、すなわち新たな交換公文等をとりかわすようなことなしで解決しなければならないというのが日本政府の立場である旨述べておいた。「キ」はそれでは自由使用の問題解決についてなんらかのふく案が日本側にあるのかとたづねたのに対し、それは総理訪米までの今後3か月間において日米そう方で検討したいと思つていることがらである旨説明しお

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

いた。「キ」は。オキナワ問題がクルーシャルなものであることは承知しており。あらゆる配慮をつくしてそう方により妥当な結論に到達したいと思つている。当面は本件をどのようにして解決し得るかについての明確な意見はだれも持ち合せていない。しかし先般の米機撃つい事件に対応するに際してはオキナワの基地を度外視しては対応できなかつたであろうことははつきりいえる。オキナワ問題は日本側にとつてもそうであるように極めてやつかいな問題である。しかし自分は日本がアジアにおける主要な国であり。日米友好関係が重要であるとの強い確信をいだいており。オキナワ問題の効果的解決にはできるだけのことをしたいと述べた。最後に日米合同委開催の際訪日しないのかとたづねたのに対し。「キ」は7月下じゆんに予定されている本件会合には自分もぜひ出席したいと思つているが。主要閣僚が不在のとき大統領のそばから離れるわけにはゆかないので。スナイダーが出席することになろう。しかしいずれ自分が外国を訪問するとすれば日本であると考えており。その際韓国ものぞいてみたいと思つている旨述べた。なお別室においてスナイダー補佐官は。明30日大統領の下でオキナワを討議するためのNSCを開催することになつている旨述べていた（本件は午さんの際ジョンソン次官よりも言及するところがあつたが。NSCで発表せざる限り公にせざるよう特に要望あり）

（2）

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

2。パッカード国防次官
当方より。今次訪米は6月初じゅんにアイチ大臣が。次いで11月以降にはサトウ総理が訪米される予定になつているところ。アイチ大臣はレアード国防長官とも会談されることとなるべく。その下準備を目的とする旨説明。すなわち。67年11月にサトウ総理は訪米してジョンソン大統領とオキナワを返かんする目的の段に継続的に日米が検討する旨約束し合つたが。その後余り実質的進展がみられないところ。オキナワ返かん問題は緊急事であり。日米そう方が円満に解決すべきことである旨述べた。右に対し「パ」次官は。オキナワ問題については多少承知するにいたつており。米国としては自由諸国に対するコミットメントにかんがみ。オキナワがアジアの紛争に対し主要なよく止力としての効果を発き し続けることを期待するものであると述べた。当方より。日本も他のアジア諸国同様米国のアジアにおけるプレゼンスがかん要であることはつとに同感であるが。当方より米側に提示したポジションペーパーの通り核が存置されることはこまる。日本側としては核のちょ蔵が果して必要なのかどうか米側の見解を承知したいと思つている。また。オキナワ返かんが現行の安保体制のわく内で。すなわち。新たな条約取極の締結を要することなく解決を期待するものである旨説明した。「パ」は。日本国

(4)

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

民の気持はわかるが。オキナワの地位も安全上重要であり。また。日本が自由主義じん営に属しているのだからオキナワ問題を解決することと米国がアジアにおける自由諸国に対する防衛責務を全うすることの間にはむじゅんはないと考える。日本側ポジションペーパーは早速検討したいと思つている。6月には訪韓（当館注。米韓国防長官定期会議出席のためと認められる）する予定であり。その際オキナワにも立ち寄りたいと述べた。当方より。訪韓の際はぜひ訪日されるよう要望しておいたのに対し。「パ」は過去に数回訪日しており。日本はなじみのある国であり。そうしたいと思つている旨述べていた。

英に転電した

(3)

(5)

秘密指定解除
大臣官房総務課

二極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政 外務 次次 官房 官官審審長 儀書文会営給

総人電厚計

国資長	参調析
領移長	参領旅移
アー長	参北東経一 中西経一
米長	参北北保
中南審	参一二
欧長	参西東洋一 西東二
近ア長	参書近ア
経長	次総経国万一 参資統国二
経協長	参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

総番号(IA) 18179 主管

69年4月30日00時20分 米国 発 米局長
69年4月30日13時57分 本省 着

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題（アメリカ局長とブラウン次官補代理との会談）

第1298号 特秘 至急

往電第1286号に関し

1、29日午前アメリカ局長はブラウン国務次官補代理を往訪し、提出ずみのポジション・ペーパーの概要を説明したのに対し、先方は同ペーパーにつき本格的検討を終えたわけではないとしつつ、要旨次の通りのコメント及び質問を行なつた（所要時間約1時間45分、フイン部長、アサオばい席）

（1）本ペーパーにより日本政府の直面している問題点はよくわかつた

（2）オキナワ基地が韓国及び台湾の安全保障とも密接に関連しているので、オキナワ返かんにより両国が不安を感じるようなことになつては困まる。また北鮮や北越、さらには中共に対しオキナワ返かんによつて米国のよく止力が低下したので、多少の冒険に訴えてもかまわないとの誤つたシグナルを与えてはならない。（3）米国民の中には、

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

日本はアジアの防衛のためになにも寄与せず、経済的はん栄をのみ追求しているとの批判があるところ。オキナワ返かんにより基地の使用が制約されることになると上記批判に加えて日本は米国の自由諸国に対する防衛約束のり行までぼう害しているのではないかとの不満がたかまり。政府としては説明にきゆうすることとなる。

（4）オキナワ基地に対する事前協議の適用と基地使用に関する軍事上の要請とをいかにして両立させるかにつきどう考えられるのか

2。局長より大要次の通り応答した

（ノ）日本政府はオキナワ基地が極東の安全保障上果している役割をじゆう分認識している。しかしながらオキナワ返かんは国民の強い願望であり。この願望と安全保障上の要請とをいかに調和せしめるかにつき苦心している。

（2）従来日米安保条約が主で、自衛ざん増は従であるとの考え方が支配的であったが、政府は最近意識して自ら防衛することが主であり、安保条約はこれを補完するものであるとの考え方を国民に対して説明しており、国民は社会党の非武装中立は非現実的であることを認識しはじめている。

（3）核兵器反対の国民感情はぬき難く、政府のコントロールのらち外にある。オキナワに核をちよ蔵することはあらゆる政治的要請を越えて絶対必要であるのか。この点に

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

ついては現実に核を管かつしている米側の意見をちょうしたところである。

（4）戦闘作戦行動については、安保条約及び交換公文を改訂することなく軍事上の要請とわが国の国民感情からの要請とをアコモデイトし得る方策をたん求しなければならず、そのためには事前協議を適用した場合いかなる不都合が生じるのか、いかなる事例が考えられるのか、またその際の対策を含めて今後そう方でつめて行きたいと思っている。英に転電した

(3)

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大臣官房 総務課 外務次官 審議官 審議官 審議

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

いが。戦後米国がこれら諸国に与えてきたＭＩＬＩＴＡＲＹ　ＳＨＩＥＬＤがなかつたならば現在の韓国や台湾はあり得なかつたであろう。

（２）短期的にみれば中共よりも北鮮と北越の方がより危険であり。北鮮は最近の事件が示すように米国の決意をテストしている。われわれは今後ともアジアにおけるよく止力を維持する決意であり。オキナワはそのよく止力の要めとなつている。

（３）また。米国内に日本はフリーライドを決め込んでいるとの批判のあることを指摘しておきたい。

（４）韓国はオキナワ問題につき関心を表明してきており。これに対し米側よりオキナワ基地が韓国の安全保障上果している役割についてはじゆう分配慮の上処理していくから心配しないようにと応答している。

英に転電した。

(3)

秘密指定解除
大臣官房総務課

二極秘

特 (特秘扱)

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣 事務次次 外官 房
官官審審長
倒書文会営給

総人領厚計

国資長	参調析
領移長	参領旅移
ア長	参北東経 中西経
務長	参北北条
中南審	参一二
欧長	参西東洋 西東
近ア長	参書近ア
経長	次総経国万
経協長	参賀統国
条長	参政技二 国一理
国長	参条協規
情長	参政経科 軍社専
文長	参道内外
	一二

総番号(TA) 18157 主管
69年 4月29日20時10分 ニューヨーク 発 米北1
69年 月30日10時06分 本省 着

外務大臣殿 奈良 大使 臨時代理大使 総領事 代理

ニクソン－ライシヤウア等会談(その1。オキナワ)

第397号 極秘

24日ニクソン大統領はホワイト・ハウスにREISCHAUER。ROSOVSKY(以上ハーバード)BARNETT(コロンビア)PYE(MIT)TAYLOR(ワシントン大学)のアジア専門五学者を招致した。本官はそのうち1人バーネットに29日面会し事情をちよう取したところ次の通り。

なお、同教授は会談の内容をちく一申し上げる訳には行かない。と言いながらも以下の様に語つた。

1。会談は1時間であつたがその内容は3月21日ライシヤワー、パイ。自分が貴館公ていで発言したことと大体同じと思つてよい。

自分がニクソンから受ける印象はニクソンが相変らずアジアに非常な重要性を置いていると言うことである。24日の会談は日本、オキナワ及び支な問題に終始した。不思議に思うかもしれないが、北鮮飛行機雛ついの問題は全然論議されなかつた。ソ連のことも余り触れられなかつた。日米経

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

斉関係についても一切触れなかつた。自分は輸入規制だとかその他の経済の競合問題よりも安保条約問題の方が日米にとつてはるかに重要であると思う。

2. 本席上良く判つたことはニクソン初め米政府当局はオキナワ問題について態度をはつきり固めてないことである。これは恐らく日本政府がまだはつきり決めていないことにも依ると思う。

本土なみ返かんを日本側において促進させる方法が2つある。第1には国務省及び国防省其に存在する日本は当然の責任を果してないと言う論者をアピーズしなければいけない。その為自分は日本が憲法を改正せよとは言わないが少なくとも朝鮮に万一のことがあればその防衛に共同責任を持つと言うことを表明する必要があろう。

憲法改正しなくても、米国が日本及び返かん後のオキナワから朝鮮防衛の為出撃することに予め包括的同意を与える様な方法があろう。その様な出撃に対して日本政府が承たくを与えるか否か判らない様な状態では困る。

韓国の防衛が即日本の利益にもなるのだと言うことを日本政府は国民にPRする必要がある。今のところ日本政府は何もそう言う措置を執つていない。

第2に必要なことは日本政府がアジアにおける経済援助を

(一)

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

検閲

出来るだけ分担することである。今でも十分日本がそれを果していることは自分は知っている。然しながらより多くの部分を分担すると言うことを表明してもらいたい。

以上2点を出来るだけ早い機会に米国に知らせれば本土なみ返かんは余程しやすくなる。

（以上同氏はしきりと返かんはMAIN LAND BASISの時はしかじかと言っていたから。本官より。その形態が議論の前提となっていたかと聞いたらニヤットわらって見せた。）

米に転電した。国連。シカゴに転報ありたい。

本電お見込みにより英に転電ありたい。

(3)

(3)

秘密指定解除
大臣官房総務課

(回覧番号　　)　外務省電信案　(分類　　)

漢

電信課長

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示	※
特秘	暗　略　平	総第 20334 号
	※ 第 364 号	※昭和 2 年 2 月 06 日 時 分発
	大至急・至急・普通・LTF	※ 発電係

(※印欄内は電信課記入)

大臣	主管	主管局部課(室)名
政務次官	米局長	米局長
事務次官	米局長	起案 昭和 44 年 5 月 2 日
外務審議官	北米一長	
外務審議官		起案者　電話番号
官房長		

協議先

在 英 湯川　大使　臨時代理大使　あて 大平　大臣発 仲空
総領事　代理

転電報　在　大使　臨時代理大使　あて
総領事　代理

件名

沖縄問題

愛知大臣へ 車御アメリカ局長より

本方ワシントン滞在中の様子は累次電報のとおりのところ補足旁々以下申進める。

1. 国務省及び大統領府事務当局はよく検討を進めており6月の大臣訪米の際は

2 197

写済

(昭和四二・七・一 改正)

GB-

秘密指定解除
大臣官房総務課

米政府として実質的話合に臨む気持ち充分なるを感じせしめた。

2. 先づ自由主撃の問題について軍事的に満足し得べき了解に達したる上核の問題に対処しようとするわけである。

3. 核については返還時以後も「在るかないか分らない」と云う状態を強く希望しているが前記のわけ先づ自由主撃の話合を考っているようである。

4. 総理の御希望により2日午後伊東報告を行った（同席者なし。）際一般的印象の ほか上記2及び3に関し米側は自由主撃について満足な了解が得られ ~~印象~~を申上げ置いた。~~前記2及び3~~ この点は れぬ限り核について腹を割らぬと見られる者 ~~及び3~~は「米国は自由主撃を重視し核は二の次である」と云う誤解を招くおそれあり総理に報告申上げたる次

秘密指定解除
大臣官房総務課

外は厳に伏せている。なお官房長官及び副長官には別途6日牛場次官との定例会議の際報告する予定である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

佐藤総理 四中大使会談覚

44.5.13
朱岑

四中大使は5月12日午后1時より約40分間官邸に佐藤総理を訪問 公発の挨拶を行ったところ その模様次の通り (古河学及 小野秘書官同席)

1. 四中大使より フィン部長と相知ある旨述べたのに対し 総理より 過日来日の際 フィンと如何なる話合いがなされたかにつき質問あり 当方より 米側としては 総理の予会答并で「制限の取極めをしない限り 安保条約がその下、沖縄に適用される」旨述べて居られる点に注目し 制限の取極が即ち「本土並プラスアルファ」

GA-6 外務省

822

秘密指定解除
大臣官房総務課

の「アルファ」に相当するものであるべく
この点につき日米当の意見が一致

すれば基地の態様に関する話合いも
遅るべしとの期待を持って居るが

日本側としては共同ここゝ以外には
特別の取極的なものを考慮し居らざる

旨述べたものいささか失望して居る
模様の旨述べたのに対し

整理は安保条約の枠内にて何等かの
~~取極めが考えられざるかと~~ 措置) を考える

ということであり憲法の建前を崩す
訳にはいかない(秘密協定のぬき

ものは考えられないという趣旨)旨
述べられた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

2. 核の問題につき総理より質問あり、大体より メース乃はいずれ撤去されるとして、他の戦術核の貯蔵等の問題があり得べき旨述べたのに対し総理より独乙においてもメース乃はもっと高性能の他の核兵器によって代置した様であり、外務省としてもこゝらの事情につき十分調べておく要あるべしと述べられ、当方より パーシングの配置等について通常説明をもった。

3. 自由使用の問題につき総理より質問あり、当方より フィンによれば 韓国、台湾等周辺地域において想定される事態に対処して日本側より事前協議に対する

秘密指定解除
大臣官房総務課

4

好意的な態度の約束を予めとつて
おき度いというのが軍部の説得等

子内対策上の必要に基く米側の
要求である為、述べたのに対し

總理より　日本としては予定協議に
除し、貢定、否定、何れの回答を

するかは、その際の事態に応じ子益に
照らして考えるということである為

及び日米両国は相互の信頼関係に
立つて居る事柄であり、先般の

米偵察機裏陸事件の際、日本が
とった態度は米側も多として居る

様であるから、こうした点からみても
米側として日本を信頼してよい

秘密指定解除
大臣官房総務課

5

これが判って貰える筈であり
日本の立場を十分米側に話す

必要があるを述べられた。
4. 次いで總理より、経済

問題についても日米互に種々問題
があるが、自動車問題やグレープ

フルーツ輸入等は余り米側を怒らせる事は適当でなく外務省

としても通産省、農林省の言い分を
伴えるのみでなく問題解決に

努力して貰い分いを述べられ

秘密指定解除
大臣官房総務課

1) ケネディ大統領時代にホッジス
商務長官と綿製色の輸入制限に
ついて折衝した経緯
2) ジョンソン大統領より毛製色
指定を提起されてこれを民間の
話合いに委ねさせた経緯

3) アイゼンハウワー大統領時代に
アンダーソン財務長官及マッカーサー
大使と共に防衛分担金削減につき
折衝した経緯

いつき当時の思い出話を縷々述べられ
米子人に対しては率直にわが方の
事情を示すまけて強力に折衝すれば
米子人は必ず判って呉れるものである

秘密指定解除
大臣官房総務課

7

旨述べられ、ワシントンにおいて
交渉の衝に当る回申大使の
健斗を祈る旨述べられた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
10部の内
8号

（外務大臣訪米用資料Ⅱ(2)）

事前協議関係資料

1　共同声明抜粋案

A案

B案

2　事前協議の手続について

昭和44.5.17

条約局

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘まで
10部の内
8号

（四四・五・一六）

共同声明抜萃案 A案

総理大臣と大統領は、沖縄の施政権返還に伴い日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約並びにこれに関連する諸取極は、そのまま沖縄に適用され、合衆国は、同条約及びこれに関連する諸取極に基づき沖縄において同国軍隊による施設・区域の使用を許されるべきことに意見が一致した。総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和及び安全と密接に関連するものであり、極東の諸国の安全の維持は日本の重大な関心事である旨（極東の諸国の安全が国連憲章に即した米国の行動により維持されることに深い関心を（する旨）の日本国政府の（場を表明した。総理大臣は、

秘密指定解除
大臣官房総務課

特に韓国に対する武力攻撃の発生は日本の安全に重大な影響を及ぼすものであるとの日本国政府の基本的認識を明らかにし、韓国に対して生じた武力攻撃に対処するため合衆国軍隊が沖縄を含む日本国内の施設・区域を戦闘作戦行動の発進基地として使用することにつき安保条約第六条の規定に基づく交換公文に定める事前協議が行なわれる場合に日本国政府が執るべき態度は、かかる基本的認識に立つて（事態の状況に照らして）決定されるものである旨を明らかにした。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘まで
10部の内8号

（四四・五・一六）

共同声明抜萃案B 案

総理大臣と大統領は、沖縄の施政権返還に伴い日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約並びにこれに関連する諸取極は、そのまま沖縄に適用され、合衆国は、同条約及びこれに関連する諸取極に基づき沖縄において同国軍隊による施設・区域の使用を許されるべきことに意見が一致した。総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和及び安全と密接に関連するものであり、極東の諸国の安全の維持は日本の重大な関心事である旨（極東の諸国の安全が国連憲章に即した米国の行動により維持されることに深い関心を有する旨）の日本国政府の立場を表明した。総理大臣は、

秘密指定解除
大臣官房総務課

特に韓国の安全が武力攻撃による侵略から保全されることが日本の安全にとつて特別の重要性を有するものであるとの基本的認識を明らかにした。さらに、総理大臣は、朝鮮における最終的な平和的解決が敵対行為の再開なしに国連決議に従つて実現されることを希望しつつ、万一韓国にある国連軍に対して休戦協定を侵犯した大規模な武力攻撃が発生した場合にこれに対処するため国際連合統一司令部の下にある合衆国軍隊が日本国（沖縄を含む。）内の施設・区域を日本国から行なわれる戦闘作戦行動の基地として使用することにつき安保条約第六条の実施に関する交換公文に定める事前協議が行なわれるときは、その事前協議において日本国政府が執るべき態度は、前記の基本的認識に立つて（事態の状況に照らして）決定されるものであることを明らかにした。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
まで
10部の内
8号

（四四・五・一六）

事前協議の手続について

一　条約第六条の規定に基づく交換公文に定める事前協議は、安全保障協議委員会を含む適当な経路を通じて、文書により、又は、時宜によつては、口頭により行なわれる。

二　事前協議における日本国政府の拒否の決定は、内閣が行なう。

三　日本国政府は、前記二の決定を緊急に行なう必要のある事態に対処しうるよう内閣による決定を総理大臣に委任するため所要の措置（緊急の場合の決定は総理大臣に委任する旨の内閣決定）を執る。

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

大臣官房 総務課 次官 外務審議官 外務省 経済局 経済協力 経済協力開発機構 国際連合 国際機関 条約 法規 情報文化 国際連合局 経済局 国際機関 条約 法規 情報文化 国際連合局 経済局 国際機関 条約 法規 情報文化 国際連合局 経済局

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

土内では現実に戦闘が行なわれ、その結果ドイツの半分は共産圏におちいつたのに対し、日本ではさいわいにして地上戦闘は行なわれず、38度線は日本国内にはひかれず、朝鮮半島にひかれることとなつたため、日本国民の間には国家の安全保障の問題について切実感が欠けている。その結果（ロ）ドイツにおいては社会党といえどもNATOの廃棄等はゆめにも考えないところであるが、日本の社会党を含む左よく政党は現実に安保条約の破棄を主張しおり、学者、文化人、労組指導者等知識階級の相当の部分がこれに同調するに至つている。オキナワ問題の解決遅延は日本国民にFRUSTRATIONとIMPATIENCEの感情をいだかしめ、この国民感情は左よく勢力の付け込むところとなり、既にオキナワにおいては主席公選において左よくこう補が勝利を占むるに至つたが、事態をこのまま放置するにおいては日本本土における安保条約存続論者と廃棄を主張する勢力との間のバランスの上にも微みょうな影響を及ぼさざるを得ず、この意味においてオキナワ問題の解決遅延は、現在の日米友好、提携関係の基ばんとなつている安保条約体制そのものにもヒビを入れる危険を包蔵するものである旨を指摘した。

2. これに対し、キッシンジャーは、かかる危険がありとするならば、日本政府は何故安全保障の重要性につき国内

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

けい発の努力を強化しないのであるかとたずねたので、本使より、歴代内閣は一かんして国内けい発の努力を継続し来り、ことにサトウ首相は国民に対し自分の国は自分で護る気がいを持つことの必要性と、オキナワ問題は安全保障との関連において解決することの重要性を機会あるごとに説いておられる次第であるが、占領時代に与えられたFREEDOM OF PRESSは、現在の日本では、政府の声はもくさつし、反対に政府を批判する声には最大限に利用される結果を来しおり、遺かんながら政府の説得が国民のみみに入り難い状況である旨説明した。

3、キッシンジャーは、米国には全世界にわたる余りに広はんな軍事的責任を縮少すべしとの立主義的論調がたい頭しつつあること御承知の通りであるが、かりに、米国が安保条約の期限到来後の将来において、同条約の廃棄を通告し、日本から米軍を引きあげる旨を通告したとするならば、その時初めて日本国民はめざめるであろうかとたずねたので、本使より、それこそ正に日本の左よく勢力の思うつぼであり、かれ等は「米帝国主義」に対する勝利をおうかし、日本に社会主義革命を実現するための大きな障がいは除かれたとして、ゆうやく革命のための歩を進めることとなるべく、事態は決して米国人の考える程生易しいものでないことを指摘した。

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

4。キッシンジャーは、更に日本では何故オキナワ返かんのみを主張し、北方領土の返かんが主張されないのであるかとたずねたので、本使より、日本政府は従来とも機会あるごとにソ連政府に対し北方領土の返かんを主張しているのであるが、これも日本のマスコミにより十分ＯＡＲＲＹされていない。また北方領土とオキナワの相違は、オキナワには現に１００万人の日本国民が居住し、祖国復帰をさけぶのに反し、北方領土の住民はせき軍によりあまねく追放せられ、現在祖国復帰をさけぶ日本人は当該諸島には一人も居住していない点に存する旨述べた。

5。キッシンジャーはお話しの次第は良く了解した。元来自分は日本は米国にとり極めて重要な国家と考えており、日本のアジアにおける指導的役割を期待し、従つて日米友好関係増進の大局的見地からオキナワ問題を早期に解決することの必要性を十分了解しているつもりであり、大統領もまた同様の考えをいだいておられるものと確信している次第である。近く外務大臣が来米され、１１月には総理大臣も来米されるので、本年中にこの問題が解決されることを強く希望している。ただ米国は日本に対してだけではなく、アジア。太平洋地域の諸国に対し広はんな責任を負つており、自分自身は交渉の当事者ではないので、これはむしろ貴大使の当面される問題であるが、一体日本側の要請とこの米国の責任遂行の必要性とを如何に調和せしめるか

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

の点が困難な問題ではないかと考えていると述べたので、本使より、オキナワ返かん後は、当然安保条約及び付属協定がオキナワにも適用されることとなるべき筋合であり、この原則的立場は日本の譲ることの出来ないものであるが、御指摘の米側の軍事的責任もこれら条約・協定の適用ぶりにより、満足に遂行せしめる方法を見出すことは可能であると考える旨述べた。キッシンジャーは同席のスナイダーをかえりみ、果してそのようなフォーミュラを発見し得る自信ありやとたずねたところ、スナイダーは、日本との間には従来より随分困難な問題が発生したが、その都度日本側と友好的話合いにより解決の方式を見出すのに成功し来った歴史があり、オキナワ問題についても必ずや双方を満足せしむべき解決方式を見出すことが出来るものと考える旨述べた。

6、本使より、最近の日本の実情を知るためぜ非一度訪日するようしようようしたところ、キッシンジャーは、自分も日本をぜ非訪問したく考えおり、今夏ロジャース長官と共に訪日することも考えたが、その際はやはりワシントンを離れられないこととなり、また次の機会に譲らざるを得なくなった次第であると述べた。

-5-

(7)

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

外務大臣官房 事務次官 審議官 審議室長 儀典官 文書課 会計課 給与厚生課 総人計 国際資料室 調査企画課 分析 参事官 領事移住部長 領事移住課 旅券 参事官 アジア局長 北東アジア課 経済第一課 経済第二課 中国課 参事官 米州局長 北米課 中南米課 参事官 欧亜局長 西欧課 東欧課 参事官 中近東アフリカ局長 中近東第一課 中近東第二課 アフリカ課 参事官 経済局長 総務課 国際経済第一課 国際経済第二課 国際機関課 参事官 経済協力局長 技術協力課 経済協力第一課 経済協力第二課 参事官 国連局長 国連一課 国連二課 国連経済課 参事官 条約局長 条約課 法規課 参事官 情報文化局長 報道課 対外広報課 文化事業部 参事官 国際連合局長 国連政治課 国連社会経済課 国連専門機関課 参事官 国際法律課 参事官 国際協力局長 国際協力課 参事官 国際協力事業団 参事官 国際協力事業団 参事官 国際協力事業団

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

2、軍関係者はいずれもオキナワ基地の機能維持の必要性を強調していたが、当方よりは核兵器に対する日本の国民感情を説明するとともに、戦闘作戦行動については、政府が国会において事前協議あればこう定的立場をとることをりと公式に言明しており、今後の交渉を通じて両国間に合意が見られることを希望すると述べておいた。これに関連しBROWN及び軍関係者の一部は、極東の軍事情勢が議題となつていることに言及し、暗にこの問題を討議すれば日本側も米側の立場を理解するであろうとの口ふんをもらしていた。

軍関係者はオキナワ政情に関心を示し、また先方よりB－52の問題を持出し、日本側がいかに見ているかを質問したので（（BROWNも同様）、当方よりオキナワ視察の際聞いた話を率直に述べおいた。当方より米側は現地よりいかなる報告を受けているかと反問して先方の見解を徴したが、現地情勢については一般の日本側の判断に比し多少らく観的であると感ぜられた。

3、マツナガ議員は、現政権は軍事面を重視する傾向があるが、議会では民主党が多数を占めているのでできるだけ協力したい。やはりベトナムがどうなるかが影響すると述べていたが、当方より何れ交渉の進展とにらみ合せ協力をお願いすることとなろうと述べておいた。

－2－

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

なお、BROWN及び軍関係者ともに本件交渉に関連するコングレスの動向に対し懸念を表明していた。

また、BROWN及びFINNは日本側各方面のコングレスに対する種々のアプローチが混乱を起すことを懸念し、当方（タナカ大使）よりのアプローチもしん重かつぜん進的に行なう要あり、また国務省よりアプローチにつきADVICEする用意ありと述べていた。

4、FINNは来るべき会談における米側のプレゼンテイションにつき往電第1604号キウチ書記官に述べたと同様の趣旨を説明するとともに、

（イ）現段階で軍と打合せは完全には終つていない。

（ロ）戦闘作戦行動のための日本基地の使用につき外務大臣より具体的討議を行なうよう提案されることを期待しており、国務長官はこれに応じ、7月末会談までに問題をつめてゆくことを考えている。この点については23日GREENからさらに賞使に言及することとなろう。

これに関連し東ゴウ局長来訪の際、FOREESEEABLE CASESにつき検討する話が出たが、部内限りの全くの試案があるのでお渡しする（先方がその場で手書きしたもの別電のとおり。在京中チベ課長に口とう説明せる由なるも念のため。第5項は非常に広い地域を含めているとの当方のコメントに対して当初の立場としては一応こう

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

いう形とならざるを得ないと述べた。）ただしFORESEEABLE CASESについて討議することについては部内においても将来起り得べき事態を予想することは困難であり、また解釈につき異議を生ずるとの反対論もある。重点は朝せん半島である（台湾については在京中本省関係者に述べたと同じトーンであつた。）。

（ハ）核兵器については国務省としては日本の政治的ふん囲気より、いわゆる核ぬきをせざるを得ないと考えているが、国防省は少くとも現段階ではこれに反対している。日本の核に対するTABOO的情より、これに応ずる外ないと考えているが、国防省の外、大統領の決裁の問題がある。また現在核持込みを認めたいとの考えもある。何れにしても国務省としては出来るだけの努力をするので外務大臣より国務長官に対して核兵器を置くことのできない理由に対し強いかつ適切なプレゼンテイションが行なわれれば今後国務省としてもこの問題を処理し易くなると思う。

（ニ）以上戦闘作戦行動及び核について述べたことは国務省部内の空気をお伝えするのであつて、今次会談における国務長官のプレゼンテイションは何れについても現在の機能維持を必要とするとのラインとなる。また核については会談の際説明用のペイパーを渡すことも検討されている。

— 4 —

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

（ホ）国務長官はN。P。Tの早期署名を求める。（日本の一部にN。P。Tとオキナワの核ぬきの関連性を考える向ありと当方より述べたのに対し）N。P。Tと核ぬきに多少の関連性をもたせることは差支えないと考える。

（ヘ）日本の東南アジア人の援助につき外務大臣よりの説明を期待しているが。返かん後のオキナワ防衛の経費を日本側が負担することに言及される際。日本の防衛計画及び予算の増加にも触れられるのがよいと思う。

5。以上FINNの述べたところは。かれができるだけ日本側としてのみ得る範囲内で米政府部内をまとめたいと努力していることを示すものであるが。旧知の関係より彼の性格を判断し多少私見及び希望的観測が含まれている点があると思われるのでこれを付言する。

(3)

-5-

秘密指定解除
大臣官房総務課

二極秘

特

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 21982　　主管

69 年 5 月 22 日 20 時 40 分　米国　発

69 年 5 月 23 日 11 時 02 分　本省　着　米局長

外務大臣殿　下田　大使　臨時代理大使　総領事　代理

沖縄返還交渉

才1580号（特秘）至急

往電才1579号別電

FORESEEABLE CASES

1. INVASION OF SOUTH KOREA.

2. DEFENSE AGAINST AIR ATTACK IN AND AROUND KOREA (EC-121).

3. DEFENSE AGAINST NAVAL ATTACK AROUND KOREA (PUEBLO).

4. DEFENSE AGAINST AIR OR NAVAL ATTACK AROUND TAIWAN OR PESCADORES.

5. DEFENSE AGAINST ATTACK IN PHILIPPINES OR SOUTHEAST ASIA WHERE U.S. TREATY COMMITMENT IS INVOLVED.

(3)

大臣 政務次官 事務次官 外務官 官房 審審長 儀書文会営給 総人電厚計

国際 参調析

領移長 参領旅移

ア長 参北東経一 中西経三

米長 参北北保二

中南審 参一二

欧 参西東洋一 西東三

近ア長 参書近ア

経 次総経国万一

長 参経統国三

経協長 参政技二 国一理

条長 参条協規

国長 参政経科 軍社専

情長 参道内外

文 一二

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
10部の内
3号

A/1(1)
（外務大臣訪米用資料）

大臣、国務長官会談発言要領
（案）

昭和46年 5.24
アメリカ局

1. 日本周辺の国際情勢と日本の態度

2. 日米両国関係とそのアジアでの役割り

3. 沖縄問題

秘密指定解除
大臣官房総務課

1　日本周辺の国際情勢と日本の態度

極東における勢力均衡は、本来不安定要因がきわめて多く、ともすれば破れ易いが、アメリカのたゆみなき努力により今日まで保たれている。これまで米国が朝鮮戦争及びヴィエトナム戦争を通じてアジアにおける共産主義の進出を阻止したことは、韓国及び南越のみでなく、周辺のアジア諸国にも外国からの脅威に有効に対処しうるような国内成長の達成をはかる時間的余裕を与えたのである。わが国としては深くこれを多としている。

最近特に注意深く見守る必要があるのは朝鮮半島、中共及びヴィエトナム情勢であり、これらの主要動向及びそれに対するわが国の態度につき概説してみたい。

(1)　朝鮮半島

(イ)　4月15日の米EC-121機撃墜事件で、プエブロ号事件以来再び緊張が高まったが、北朝鮮の動向については、日本政府としては次のように考えている。〔注、5月12

秘密指定解除
大臣官房総務課

日東京開催のASPAC常任理事会における駐日韓国大使の朝鮮半島情勢深刻化についての説明（別途英文参照）

北朝鮮においてここ2、3年来暴力による南朝鮮革命を通じての南北統一論が全面的に主張されるにつれ、1967年以来軍事休戦ラインや後方地域における北朝鮮の武力攻撃行為が飛躍的に増大し、これは米国に対しても及ぼされ、遂には上記の両不祥事件となつて現われている。（私は、ここに、北朝鮮の暴挙の犠牲となつたEC-121乗組員の家族及び米国民を代表する貴長官に深甚な哀悼の意を表する次第であり、同時にこの事件の際に示された米国政府の沈着な態度に讃辞を呈するものである。）

われわれは本事件における北朝鮮側の意図について、北朝鮮の内部的要因、すなわち、精神的に極度に緊張した北朝鮮の体制を維持継続するためにたえず武装ゲリラ侵入、休戦ライン侵犯事件等をくり返さざる

秘密指定解除
大臣官房総務課

をえない点を重要視する。けだし韓国の躍進ぶり、中ソ対立の激化等を含む1969年の情勢は、1950年の情勢とは比較にならぬほど北朝鮮に不利であり、今後当分有利になるとは考えられず、金日成の焦燥感が上述の各種暴挙となつて表われているともみられる。しかし、北朝鮮に全面戦争に突入する決意と準備があつたとは思われず、今後とも対韓、対米挑発行動が行なわれることを覚悟せねばなるまいが、金日成が全面攻撃を起すことはないというのがわれわれの観方である。

(ロ) わが国は大韓民国とはきわめて友好的関係にあり、特に貿易、経済面での緊密化は目覚しいものがあり、国交正常化以来の両国間貿易の伸びは平均年50%弱という驚くべき高率である。しかしさらに基本的には日本政府は、同国が地理上、戦略上わが国の安全保障に死活的重要性を有することにかんがみ、同国に対する武力攻撃の発生

秘密指定解除
大臣官房総務課

は日本の安全に重大な影響を及ぼすものであることを強く認識している。従つて日本政府は、同国の独立と安全の保全を援助せんとする米国の努力を高く評価するとともに、これを強く支持するものであることは周知のとおりである。

(2) 中　共

(イ) 毛沢東及び林彪を中核とする中共中央は、本年4月9全大会を開催して、党と政府機構の再建、中央及び地方の党の最高人事及び今後の長期政策の決定に取組んだが、内部の意見の対立はじめ、内外の難問多く、政権基盤はいまだ安定していない。中央は実際上人民解放軍の軍政下にあり、党と政府が軍に代つて国家機能を遂行しうるまでなお時間を要し、その後でも党と軍との関係が大きな問題となろう。

(ロ) 9全大会後も中共は毛沢東を絶対化する教条主義的強硬路線を貫くであろうが、具体的政策の実施にあたつては、中間派ない

秘密指定解除
大臣官房総務課

レテクノクラートや国民の消極的抵抗を考慮せざるをえず、著しく非現実的、冒険的（野心的）政策はとりえないであろう。

中共の外交機能は次第に回復しつつも、従前どおり米帝国主義反対、ソ連修正主義排撃、各国反動派打倒という対外強硬路線を貫くであろうが、その反面戦術的には、「平和共存」政策をも打ち出し、硬を主とし、軟を従とする二面政策を続けよう。特に対ソ強硬態度は堅持され、中ソ関係が早急に改善される可能性はないとみるべきである。いずれにしても、中共が毛沢東絶対主義を貫くかぎり、近い将来中共の対外政策に大転換はありえないであろう。

(ｲ) 以上のごとき情勢の下に、わが国は御承知のごとく中華民国と外交関係を維持しつつ、他方中国大陸との間に経済、文化などの各種の民間交流を継続してきている。文化革命以来中共は日本政府に対する非難、攻撃をますます強化しており、特に日米安

秘密指定解除
大臣官房総務課

条約の破棄、中華民国との断交というわが国としては到底受け入れられない2点を強硬に主張している。これに対しては、わが国としては当面従来どおり「政経分離」政策を進めて行くことが、極東情勢の現実に即した最も妥当な政策であると考えている。なお、国連における中国代表権問題については、貴国とますます緊密に連絡、協議して行きたいと考える。

(3) ヴィエトナム

(1) 先般のNEPの10項目提案及び貴国の新提案が実質的討議のための基礎となり、本問題が平和的解決に向つてさらに進展することとなるようわが国としては期待するとともに、和平実現のため貴国が払われている御努力に敬意を表するものである。特に貴国大統領がチュウ南越大統領との会談のためわざわざミッドウェー島まで出向かれるが、これが平和的解決のための素材を提供するものとなることを期待している。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(問)　わが国としては国内事情によりきわめて限られたものとならざるをえないが、ヴィエトナム和平達成の過程において、従来より進めてきた南越に対する人道的見地よりする医療協力、あるいは難民用住宅建設等民生安定のための援助を強化したいと考えている。またヴィエトナム和平実現の目途がつき次第、南越を中心とするインドシナ全体における戦災復旧と救済のためできるだけ多くの国が協力して総額2億ドル程度の援助を行なう国際協力の方式につき目下検討を加えている。さらにヴィエトナムに将来新たなEOGが設立される可能性にかんがみ、わが国としてはこれに参加を要請されれば、国内法制の許す範囲内で積極的に参加しうるよう検討している。ヴィエトナム和平のための国際会議についても、将来これが開催される場合、わが国に対する参加要請があれば、これに積極的に応じたい。

秘密指定解除
大臣官房総務課

2　日米両国関係とそのアジアでの役割り

(1)　日米両国は過去1世紀以上ともに太平洋国家としてきわめて友好的、かつ、密接な関係を持つてき、不幸にも第2次大戦により一時中断されたが、戦後　は米国の援助と協力により日本はアジアにおける安定した民主主義国家として成長し、経済的にも国民総生産では米国とソ連に次いで世界第3位の規模にまで発展してきた。かくてこの4半世紀の間に日米相互依存、相互協力関係はかつてないほど急速に強化されたのである。

貿易では日本の総輸出額の3分の1は米国向けであり、他方日本は米国にとつてはカナダに次いで第2番目の大きな輸出市場である。国際政治の分野でも日米両国はしばしば立場を同じくし、緊密に協力し合つている。また政治、経済を含め文化、教育、科学等あらゆる分野での日米間の政府間あるいは民間の交流及び協力関係は深まる一方である。両国はともに自由主義陣営の有力なメンバーとして、

秘密指定解除
大臣官房総務課

先進工業国家として、また貿易及び経済のパートナーとして自由、かつ、開放された国際関係を可能ならしめる世界の維持という共通の利害関係により結ばれている。日本が強力にして繁栄する米国を必要としているように、米国もまた安定し、かつ、繁栄する日本を必要としている。このような日米関係の基本は今後とも永く変わることのないものである。

(2) アジアにおいては日米両国はともに自由主義諸国が平和裡に政治的に安定し、経済的に繁栄する社会を築くことを可能ならしめるようにすることを外交の基本方針としているが、ここでも日米間の相互協力及び相互依存は強まりつつある。

前述のごとく、アメリカの努力により、アジア自由諸国の国内成長が促進され、最近ではさらに域内諸国の連帯及び開発のための地域的協力が注目すべき進展を遂げている。なかでもわが国の提唱した東南アジア開発閣僚会議は、4月はじめのバンコクにおける会合

秘密指定解除
大臣官房総務課

ですでに4回を重ね、経済開発のための地域協力の母体として着実に定着化してきている。さらにアジア太平洋諮議会閣僚会議も参加国間の意見交換と協同事業のための協力を通じて健全な成長を遂げてきており、わが国は来週この会議を主催することになっている。

(3) このようなアジアの情勢の中にあって戦後の日本の政治的安定と、経済的繁栄を可能ならしめたものは、単に日本人の努力のみでなく、世界の平和を支えてきた米国の「核の傘」を含む戦争抑止力と、これを背景とする米国のアジアにおける軍事的プレゼンスにほかならない。わが国の場合、自主的な防衛努力の足らざるところを補なう日米安全保障条約体制は、日本国民の大多数の静かな力強い支持を受けており、今日の厳しい国際情勢の中においてわが国の存立と安全を確保するためには必要不可欠のものである。御承知のごとく、日米安保条約は1970年6月以降日米いずれか一方が1年の予告をもってこれを廃棄し

秘密指定解除
大臣官房総務課

りることとなるのであるが、日本政府としては、国の存立の基礎の1つともいうべき本条約を堅持することは言をまたない。従つて政府は、1970年以降も条約を自然に継続せしめる方針であることをここに本大臣からあらためて貴長官に申し上げたい。かかる政府の政策に対し、かねてより1970年を安保廃棄要求の年として準備を進めてきた左翼反体制勢力から大規模な攻撃の火の手が予想されるが、政府としては断乎として所信を貫く決意である。なお、沖縄問題とも関連し、わが国の内政については後に詳しく申し上げたい。

(ii) 次に日本による安保条約の実施ぶりについて一言したい。

(1) 同条約第3条にいう日本の自衛力の維持発展は、国内政治上の諸問題を克服して着実に進捗しており、過去8年間(注、36年度～42年度)のわが防衛関係支出の平均成長率は年13.5%という世界でも例の少ない高率である。これは同期間の国民総生産の伸びが

秘密指定解除
大臣官房総務課

年平均1.8%という驚くべき数字のため目立つていないが、日本の防衛努力を如実に物語つている。この結果陸上及び航空両自衛隊の充実により、在日米陸空戦闘部隊の撤退が可能となつてすでに年月久しく、また海上自衛隊も1.5万トンの艦艇と多くの航空機を擁し、世界海軍中十指の中に数えられる実力をもつに至つた。日本の防衛当局は目下昭和47～51年度の第4次防衛力整備計画を立案中で、これによる防衛支出(はら)も後に申し上げる沖縄の局地防衛計画も含み、現在実施中の第3次防衛力整備計画(昭和42～46年度)の所要見込みの2倍強に上昇させることを考えている。その結果日本は世界的にみてもきわめて高い水準の防衛力を整備することとなろう。なお、現在開会中の国会では陸上自衛隊を1.8万人とすること等を中心とした防衛関係の2法案が種々の政治的障害にもかかわらず近く成立する見込みである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ロ) 条約第6条による日本の基地供与により、米国はその極東における軍事的プレゼンス上死活的重要性を有する陸軍補給兵站基地、海軍主要根拠地（特に横須賀及び佐世保）、空軍の常駐並びに補給中継基地（特に横田及び三沢）及び主要通信中継基地を使用している。高度工業国家たる日本の産業技術に支えられたこれらの基地に代わりうるものは、実に米国西海岸まで行かなければ見出せないのであり、極東における米国の戦争抑止力維持への貢献度は絶大なるものがある。従時これらの基地をめぐり各種の問題が発生しているが、政府は米国政府との緊密な協力の下に、共同使用切かえ、その他により時代の進展にあわせるべく善処方を考えており、また暴徒による不法な実力行為はきわめて優秀な日本の警察力を用い断乎として規制し、これら基地が最も効果的な機能発揮を常に保証しきたっている。

(ハ) かくのごとく日本は安保条約を忠実に履

秘密指定解除
大臣官房総務課

行しており、国際約束は必ずこれを守るとの国是を貫いてきている。日本の経済面の実力と相まつて、日本はその憲法上の制約にもかかわらず、米国が極東の勢力均衡を維持する努力を十分に支援しており、米国にとり不可欠、かつ、完全な同盟国としての面目を発揮している。日本はこの意味で決して米国の防衛力に「ただ乗り」しているのではなく、逆にこの防衛力に支つて死活的に重要な貢献をしているのである。

(ハ) ところで、日本の安全は日本の周辺の極東の安全と切り離して考えられないものであることはいうまでもなく、すでに朝鮮半島をめぐる情勢に関連して韓国の重要性につき申し述べたとおりである。安保条約が日本を含む極東全体の安全のために重要性を持つものであることは日本政府も十分認識している。直接軍事的に極東の安全の維持に貢献しうる立場にない日本政府は、次に申し上げるごとく、非軍事的、経済的な

秘密指定解除
大臣官房総務課

面でアジアの自由諸国の政治的な安定と経済的繁栄に貢献すべく最大限の努力を行なってきている。

(3) なお、以上述べたことに関連して、日本政府は核不拡散条約の署名を遠からず行なうことを検討している旨、またわが国の18カ国軍縮委員会への加入についての貴国の御尽力を多とする旨を申し上げたい。

(5) アジア唯一の先進工業国たる日本は、1970年代を通じ、その国民経済の進展に応じてアジアの開発援助を積極的に推進すべく具体的施策を検討中で、先般私はバンコクにおける東南アジア開発閣僚会議において、わが国の経済成長がかりに過去数年と同様なものであるとするならば、1980年頃の国民総生産は5000億ドル台の規模にも達する可能性があるとの試算を紹介した。わが国はすでに1964年から1967年までの4年間に対外援助の58.6%(政府ベース援助の88.2%)をアジアに向けてき、1968年には

秘密指定解除
大臣官房総務課

5億ドルに増したが、これを5年後に倍増したという先般シドニーでのアジア開発銀行総会における福田大蔵大臣の発言も、以上のような積極的意図を表明したものである。

他方、1967年秋の佐藤総理大臣のアジア及び米国訪問の際の懸案たりし対アジア援助案件は過去2年の間にほとんど解決された。その第1は、1968年には1億1,000万ドル、1969年には1億2000万ドルに及ぶインドネシア援助であり、第2はアジア開銀の特別基金に対し昨年度は2000万ドルの拠出を行ない、本年度も同額の拠出を行なうことを考慮している点であり、第3にはビルマに対する3000万ドルのプロジェクト援助であり、第4にはフィリピンに対する同じく3,000万ドルの道路借款であり、第5はラオスのヴィエンチャン空港拡張のための無償援助である。このほかにも対アジア経済協力は今後さらに拡大されよう。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(6) 以上はじめに述べた日米両国の相互協力、依存関係の実体をながめてきたが、この日米関係の基本は今後永く変らないものであり、日米間にしばしば見解の相違や懸案が存在しても、日米友好関係の枠内で話合いにより解決することができるのであり、またその努力は常になされねばならない。

かかる見地から、両国間の貿易、経済上の諸問題、たとえば繊維品対米輸出抑制の問題、あるいはわが国の輸入及び外国資本の自由化の問題などの解決は決して容易でないが、高い視野に立ち率直な話合いと忍耐強い努力によりこれを解決して行くべきである。貿易、経済関係は日米両国間に恒常的につながっているものであり、しかも高度に互恵的なものである。この分野での問題の解決は一層高い利益を長期間にわたり両国民が享受しうる契機となることは明らかである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

3　沖縄返還問題

(1)　上述の貿易・経済関係上の諸問題は友好関係の存在に伴い常に発生するものといえようが、これらに比し現在日米両国の間で今日最大の懸案となつている沖縄返還問題はいわば第2次大戦の落し子であり、日米友好関係の堅持のため一刻も早く解決を要する緊急かつ危険な問題である。すでに1957年の岸・アイゼンハワー会談で、両国の首脳者の間で取り上げられて以来、歴代の日本の首相と米国の大統領との間で話合いが行なわれてきたが、第2次大戦後すでに¼半世紀を経た今日、未だに日本の領域の一部と100万人の日本国民とが外国の統治下におかれているという状態はきわめて不自然なことである。従つて日米両国がそれぞれ対等のパートナーとしてアジアの安定と繁栄のために相携えて力を尽して行くためには、このような戦後処理的な問題をまず解決しておくことが先決である。

(2)　沖縄の祖国復帰は沖縄住民を含む日本国民

秘密指定解除
大臣官房総務課

にとり最も素朴にして強力な悲願であり、国民的要求であつて、佐藤総理が「沖縄が返還されないうちは戦後は終らない」と述べた言葉は日本人の気持を端的に表明している。同総理は就任以来日米友好関係の枠内での沖縄の施政権返還実現のため1965年及び67年の2回にわたり訪米して積極的な努力を続け、第2回の会談でジョンソン大統領との間に「日米両国政府が沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に……沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうこと」に合意し、ここに同問題ははじめて解決へ向つて動きはじめた。本年に入り佐藤総理は、国会の施政方針演説で本年の終りまでに訪米しニクソン大統領との間に返還についての合意に達する決意であることを披瀝した。私はいわばその先触れとして、貴長官と正式に交渉を開始するため参つたのである。

(3) かくのごとき国民の基本的な気持に根ざす沖縄返還問題がわが国内政上最大の問題とな

秘密指定解除
大臣官房総務課

つているのは当然である。国内の政府反対ないし反体制勢力は本問題を先に述べた1970年問題と相俟つて倒閣ひいては反米に利用しようとして躍命である。特に安保条約が自然に継続されることとなれば、これらの勢力の攻撃目標が沖縄に転換されることは言うを俟たない。仮に沖縄問題の解決が日本国民の期待に反して著しく遅延され、あるいは不完全なものにとどまるとすれば、まさしくこれら勢力にとり絶好の事態を招来することとなる。この結果1960年当時を上回る騒じょうや、選挙における対米協力を旨とする自民党の退潮等の可能性が出て来るのみならず、国民の米国に対する見方にも悪影響を及ぼすべきこと、これが沖縄現地に波及して種々好ましからぬ事態の起るべきことも予想される。

かくては日米友好協力関係にひびが入らないとも限らず、これは不利益かつ不幸なことは言うまでもない。他方この問題を早期に友好的な話合いにより解決すれば、日米両国は

秘密指定解除
大臣官房総務課

困難な領土問題をもセトルし得る関係にあり、かつ一切の戦後処理問題が解消したことが世界中に伝えられ、両国の相互信頼、協力がきわめて強固なものなることが実証されるであろう。

日本政府はヴィエトナム紛争が未だ続いており、朝鮮半島の情勢も楽観を許さない今日、米国政府が沖縄の施政権返還問題を促進させるのが容易でないことは十分認識しているのであるが、米国政府が長期的日米友好協力関係の維持、増進という高度に政治的な配慮から決断を下されることを希望している。

(ハ) 日本政府は沖縄に存在する米軍基地が日本を含む極東全体の安全のため果している役割りを高く評価し、沖縄の施政権返還後もこれら基地が日米安全保障条約及び地位協定に基づく施設区域として引続き存続することを望んでいる。勿論施政権返還の上は外部からの侵略に対する沖縄防衛の責任は、第一義的にはわが国のものとなるので、目下政府内部で

秘密指定解除
大臣官房総務課

日本による沖縄局地防衛体制の検討を行なつており、これについては別途ご説明することとしたい。

沖縄の施政権返還後日本政府は沖縄の米軍基地がその軍事的抑止機能を十分効果的に発揮し続けるようにする責任を引き受けることとなる。この責任を全うするためには、人口稠密な沖縄に散在する米軍基地の特色たる対内的脆弱性もあり、沖縄住民を含む日本国民全体の理解と協力が必要であり、返還後の沖縄の米軍基地の態様はそのような沖縄住民を含む日本国民全体の協力をえやすい形のものとする必要がある。日本政府は日本国民の間の(イ)核兵器に対する特殊な国民感情、(ロ)主権国家として自らの行政に責任をもちうるためには、日本は自国領域から行なわれる米軍の戦闘作戦行動には安保条約に基づく協議を事前に受けるべきであるとの考え方、(ハ)沖縄を返還後本土と差別すべきではないという考え方、を十分に考慮することなくしては、国民的な

秘密指定解除
大臣官房総務課

支持を得ることは困難であると判断している。従つて日本側は、沖縄の返還に際しては安保条約及び事前協議に関する交換公文を含む関連取極が本土におけると同様に沖縄にもそのまま適用されるようにするべきであり、国会の承認を必要とするような特別の取極は避けるべきであると考えている。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(5) この点についての米国政府との間の話合いの際に最も問題となるのは核兵器と戦闘作戦行動のための沖縄基地の使用である。

(イ) 核兵器については、返還後の沖縄で常時その配置を認めることはわが国の国民感情よりして到底困難である。現在沖縄にこれが配置されているのであれば返還時までにこれは撤去されるべきであり、その後は核兵器の持込みは事前協議の対象とされるべきであると考える。

(ロ) 戦闘作戦行動のための沖縄基地の使用についても、返還後は事前協議の対象とされるべきであり、そのような使用の予想される場合について日米共同で検討を行なうべく、この事前協議についての話合いが、これからの日米交渉の最も中心的課題とされるべきであろう。貴我双方で考えを出し合つて率直、かつ、真剣に協議検討したいが、現に極東防衛の責を担つておられる米側のお考えをまず承るのが順序と思う。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(6) 本年末の訪米の際総理と大統領との間で合意されるべき事項は次の三つであると思われる。

(イ) 返還の時期

(ア) 返還協定締結に要する期間及び返還準備に必要な期間を考慮に入れて、できるだけ早い時点に返還が実現するため、遅くも1972年中とすべきものと考える。

(ロ) 返還後の基地の態様の確認

日米安保条約及び事前協議の交換公文を含む関連取極がそのまま本土におけると同様、沖縄にも適用されることを基本とすべきものであると考える。また返還時までに沖縄基地には核兵器が配置されていないという状態にすること、及び戦闘作戦行動のための基地の使用の際の事前協議の様式について合意に達する必要がある。

(ハ) 復帰準備の大筋の明確化

日米間に返還協定を締結することと平行

秘密指定解除
大臣官房総務課

して、沖縄の現地で円滑な施政権の引継ぎのための準備を日米琉三者の間で強力に推進しなくてはならないので、そのやり方及びそのための機構などの大筋を定める必要がある。なお問題が複雑多岐にわたるため総理の訪米に先立つて、日米間の協議検討をできる限り早目に進めておくことが望ましい。

(7) 以上を通じて既に御気付きのことと思うが、沖縄の施政権を日本に返還することはただに害悪が明らかな不自然な状態を是正しその限りで好影響をもたらすにとどまらず、長い目でみて米国に積極的な利益を与えるものである。すなわち100万以上る住民に対する行政の責任に伴うエネルギーの消費、そのための本国及び現地における莫大な人員及び経費の負担、巨額にのぼる援助費の支出等が必要でなくなり、さらに軍事的にも沖縄の局地防衛及び治安維持の責任から解放されて戦争抑止

秘密指定解除
大臣官房総務課

能力の効果的な維持に専念することが出来、米国にとつて有形無形の利益は図り知れざるものがあろう。

以上この3日間にわたつてお話ししたいことの概要を申し上げたが、貴長官のお考えも是非伺いたい。総理の訪米まで僅々数カ月を残すのみである。この間貴方において、巨大な貴国政府のみならず議会方面、その他すべての関係者を納得させるに足るコンセンサスをうることのいかに難事業であるかはよく解るつもりである。しかし、当方には国民全体の強い気持がじかに総理以下当事者にのしかかつており、米側に劣らず難かしい局面に臨んでいるのである。戦後25年日米関係の一転機に逢しつつある今日、今後永きにわたり両国関係を磐石の基盤にのせるべき大事業にともに挑む貴長官と本大臣とは、協力一致してわれわれの国民の付託にこたえたいと思うものである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
10部の内
10号

瓜1(2)

（外務大臣訪米用資料）

共同声明抜すい案

昭44.5.23
条約局

秘密指定解除
大臣官房総務課

総理大臣と大統領は、沖縄の施政権が日本国に返還されたときには、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約並びにこれに関連する諸取極がそのまま沖縄に適用されるべきものであり、その適用にあたりなんらの追加的取極を必要としないこと、このため必要な措置（沖縄に核兵器が存在する場合にはその撤去を含む。）が施政権返還までに執られるべきこと、また、施政権返還後は、合衆国軍隊は、同条約及び取極の規定に従い相互に合意される沖縄の施設及び区域の使用を許されるべきことに意見が一致した。

これに関連して、総理大臣は、日本国の安全は、極東における国際の平和及び安全なくしては十分に維持することができないもので

秘密指定解除
大臣官房総務課

あり、したがつて、極東の諸国の安全は日本国の重大な関心事であるとの日本国政府の認識を確認した。総理大臣は、日本国政府のかかる認識に照らせば、前項に述べられた意図による沖縄の施政権返還は極東の諸国の防衛のために合衆国が負つている国際義務の効果的遂行と両立しうべきものであるとの見解を表明し、大統領は、総理大臣と同意見である旨述べた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

（注）　右に関連し、必要に応じ、なんらかの形式により日本国政府の次の立場を表明することを考慮する。

「　総理大臣は、特に韓国に対する武力攻撃の発生は日本国の安全に重大な影響を及ぼすものであるとの日本国政府の基本的認識を明らかにし、韓国に対して生じた武力攻撃に対処するため合衆国軍隊が日本国内の施設・区域を戦闘作戦行動の発進基地として使用することにつき安保条約第六条の実施に関する交換公文に定める事前協議が行なわれる場合に日本国政府が執るべき態度は、かかる基本的認識に立つて決定されるものである旨を明らかにした。」

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
10部の内
6号

No.1(1)
（外務大臣訪米用資料）

大臣、国務長官会談発言要領
（案）

昭和44 5.26
アメリカ局

1. 日本周辺の国際情勢と日本の態度

2. 日米両国関係とそのアジアでの役割り

3. 沖縄問題

秘密指定解除
大臣官房総務課

1　日本周辺の国際情勢と日本の態度

第2次大戦後4半世紀を過ぎた現在でも世界各地の情勢は決して楽観を許さないが、特に極東においては勢力均衡上不安定要因がきわめて多く、アメリカのなみなみならぬ努力により今日まで一応事態が保たれている。米国は朝鮮戦争及びヴィエトナム戦争を通じて共産主義の進出を阻止し、韓国及び南越のみならず、日本はじめ周辺アジア諸国に外的脅威への有効な対処を可能とする国内成長達成の時間的余裕を与えたが、わが国としては深くこれを多としている。

以下、最近特に注意深く見守る必要がある朝鮮半島、中共及びヴィエトナム情勢及びそれに対するわが国の態度につき概説したい。

(1)　朝鮮半島

(イ)　4月15日の米EC-121偵察機撃墜事件以来の緊張が高まったが、私はここに、北鮮の暴挙の犠牲となったEC-121乗組員の家族及び米国民を代表する貴長官に深甚な哀悼

秘密指定解除
大臣官房総務課

の意を表し、同時に事件の際の米国政府の冷静な態度に謝辞を呈する。

本事件における北鮮の意図につき私はその内部的要因、すなわち、極度の精神的緊張体制の維持継続のためたえず武装ゲリラの対韓侵入、休戦ライン侵犯事件等をくり返さざるをえない点を重要視する。けだし韓国の躍進ぶり、中ソ対立の激化、日本の経済大国としての出現等を含む1969年の情勢は、1950年当時と比較にならぬほど北鮮に不利で、今後有利になるとは考えられず、金日成の焦燥感が上述の各種事実となつて表われていると思う。しかし、米国、韓国の防衛努力の堅固さを前にした北鮮に全面戦争突入の決意と準備があるとは思えず、今後とも対韓、対米挑発行動を覚悟しつつも、米韓側の備えが軍事的または政治的に弱まらぬ限り、全面攻撃は起らないだろうとわれわれは観ている。

(注) 5月12日ASPAC常任理事会での駐日韓国大使発言参照。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ハ) わが国と大韓民国とは国交正常化以来友好関係は未曾有の緊密さにあり、政府間(6月には閣僚委員会を行なう。)、民間を問わず相互の交流は目覚しい。特に貿易の伸びはここ3年間年平均50%弱という驚くべき高率で、日本側の出超問題も解決に向つて努力中である。しかしさらに基本的には、日本政府は同国が地理上、戦略上わが国の安全保障に死活的重要性を有することにかんがみ、同国の独立と安全への脅威の発生は日本の安全に重大な影響を及ぼすものであることを強く認識している(注)。従つて日本政府は、同国の独立と安全の保全を援助せんとする米国の努力を高く評価するとともに、これを強く支持するものであることは周知のとおりである。

(注) 1968年日韓閣僚委員会共同声明参照。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(d) 中 共

(イ) 毛沢東及び林彪の中共中央は4月9全大会を開催、党・政府機構再建、中央・地方党幹部人事及び今後の長期政策決定に努めたが、意見の対立等内外の難問多く、政権基盤は安定をみず、実際上人民解放軍の軍政下にある中共で、党・政府の国家機能遂行まで時間を要し、かつ対軍関係が大問題となろう。

(ロ) 今後も中共は毛沢東絶対化の教条主義的強硬路線を貫こうが、具体的政策実施には中間派・テクノクラート・一般国民の消極的抵抗を考慮し、著しく非現実的、野心的、冒険的政策はとりえないであろう。

中共の外交機能は回復に向いつつ従前の米帝国主義反対、ソ連修正主義排撃、各国反動派打倒の対外強硬路線を貫こうが、戦術的には「平和共存」政策をも打ち出し、硬軟取混ぜの二面政策を続けるが、対ソ強硬態度は堅持され、中ソの基本関係の早急改

秘密指定解除
大臣官房総務課

等の可能性はなく、近い将来中共の対外政策に大転換はありえないであろう。他方東南アジアへは圧力増大の兆し（シンガポール銀行事件、ラオスでの道路構築、タイ東北部及びビルマでのゲリラ活動等）が最近みられつつあり注視を要しよう。

(ｲ) わが国は中華民国との外交関係の堅持とともに、中国大陸との経済、文化など各種民間交流を行なつてきているが、文化革命以来中共の対日本政府非難、攻撃はますます強化され、特に日米安保条約改定、対中華民国断交というわが国の到底受け入れ難い2点を強調している。わが国は当面従来どおり「政経分離」政策を進めて行くことが、極東情勢の現実に即した最も妥当な政策であると考えており、他方国連における中国代表権問題につき貴国とますます緊密に連絡、協議して行く。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(3) ヴィエトナム

(イ) 私は貴国の新提案がECAの10項目提案と相まって実質的討議の基礎となり、平和的解決に向いさらに進展があるよう期待し、和平実現のための貴国の御努力に敬意を表する。特に貴国大統領とチェウ南越大統領とのミッドウェー島会談が平和的解決への素材提供となることを期待する。

(ロ) わが国は和平達成の過程で従来からの人道的見地よりする対南越医療協力、難民用住宅建設等民生安定のための援助を強化する考えであるが、和平実現の目途がつき次第、南越を中心とするインドシナ全体の戦災復旧と救済のためできるだけ多くの国による援助のための国際協力方式につき目下検討中である。さらに将来新たなECAの設立の可能性にかんがみ、これに参加を要請されれば、国内法制の許す範囲内で積極的に参加しうるよう検討中で、将来ヴィエトナム和平のための国際会議が開催される場合、参加要請があれば積極的に応じたい。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(4) その他

ソ連は引続き対日接近に努め、経済の諸ソを進めているが、経済は北方領土問題未解決中につきこれを阻害している。東欧諸国とわが国との交流は特に経済、文化面で年々上昇しているが、友好国では先月キッシンジャー・ドイツ首相の訪日は大成功に終り、続いてガンジー・インド首相を迎えることとなつており、かくのごとく日本と世界各国との結びつきは強められつつある。

（なお、日本の対アジアについては後述。）

秘密指定解除
大臣官房総務課

2　日米両国関係とそのアジアでの役割り

(1)　両国友好の基本

日米両国の太平洋国家としての友好密接な関係は過去1世紀以上にわたり、第2次大戦による一時的中断後の半世紀の間米国の援助と協力により日本は安定した民主主義国家として成長し、国民総生産では米ソに次ぐ世界第3位の規模にまで発展、日米相互依存、相互協力関係は未曾有の強さにある。

両国は貿易（日本の総輸出額の3分の1は米国向け、かつ日本はカナダについて米国の第2番目の大輸出市場）のみならず国際政治でも緊密に協力し合い、また政府間、民間の交流及び協力関係は政治、経済、文化、教育、科学等あらゆる分野にわたり深まる一方である。両国は自由主義陣営の有力なメンバーとして、先進工業国家として、また貿易及び経済のパートナーとして自由、かつ、開放された国際関係を可能ならしめる世界の維持という共通の理想により結ばれ、互に相手が強力、かつ安定し、繁栄することを必要としており、この基本関係は今後永く変わることはない。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(2) アジアの安定への日本の努力

(イ) （基本理念） アジアにおいては日米両国はともに自由主義諸国が平和裡に経済的に繁栄し、政治的に安定する社会の建設を可能ならしめんことを基本方針としておりこの面での相互協力及び相互依存はますます強まりつつある。

前述のごとくアメリカの努力によりこれら自由主義国の国内成長が促進されたが、長期的にみて各国の経済的繁栄、ひいては政治的安定の方が国力不相応の軍事力の漸増よりはるかにアジアの安定及び連帯・協力により効果的であると思う。日本の対アジア経済協力の基本理念はここにあるがさらに日本の安全がもとより極東の安全と切り離して考えられない（後述の日米安保条約は日本を含む極東全体の安全のために重要である）ので、直接軍事的に極東の安全の維持に貢献しうる立場にない、しかも

秘密指定解除
大臣官房総務課

アジア唯一の先進工業国たる日本は、非軍事的、経済的な面で貢献すべく最大限の努力を行なつて来ている。

(ロ)　（域内協力の育成）　特に最近域内諸国の連帯及び開発のための地域的協力が注目すべき進展を遂げているが、特にわが国の提唱した東南アジア開発閣僚会議は、4月はじめのバンコックにおける会合ですでに4回を重ね、経済開発のための地域協力の母体として着実に定着化してきている。さらにアジア太平洋評議会閣僚会議も参加国間の意見交換と協同事業のための協力を通じて健全な成長を遂げてきており、私は来週日本で開かれるこの会議を主催することになつている。

(ハ)　（日本の援助努力）　日本は経済の進展に応じ1970年代の対アジア援助積極的増大のための具体等を検討中である。先般私はバンコックにおける東南アジア開発閣

秘密指定解除
大臣官房総務課

僚会議において、日本の経済成長がもし過去数年と同様ならば、1980年頃の国民総生産は5000億ドル台の規模となる可能性についての試算を紹介したが、福田大蔵大臣も先頃シドニーでのアジア開発銀行総会において、すでに1964年から1967年までの4年間に対外援助の5.6%（政府ベース援助の8.2%）をアジアに向け、1968年には5億ドルに達せしめた日本としては、5年後にこれを倍増したいという発言も、以上のような積極的意図の表明である。

他方、1967年秋の佐藤総理大臣のアジア及び米国訪問の際の懸案たりし援助案件は過去2年の間にほとんど解決され、(1)インドネシア援助は1968年には1億1000万ドル、1969年には1億2000万ドルに及び、(2)アジア開銀の特別基金に対し本年度も昨年度の2000万ドルと同

秘密指定解除
大臣官房総務課

額の拠出を考慮しており、(ロ)ビルマに対し３０００万ドルのプロジェクト援助がなされ、(ハ)フィリピンに対し同じく３０００万ドルの道路借款があり、(ヘ)ラオスのヴィエンチャン空港拡張のため無償援助がある。

今後さらに拡大されるべき対アジア経済協力の方向は多角的援助（アジア開発銀行の活用等）中心となるとともに２国間では特に韓国、台湾、インドネシアに重点がおかれよう。このため去る５月３０日関係閣僚会議が開かれ、財政と睨み合せ長期計画を策定した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(3) 安全保障への日本の努力

(イ) （安保条約堅持） 戦後日本の政治的安定と経済的繁栄は単に日本人の努力のみならず、世界の平和を支えてきた米国の「核の傘」を含む戦争抑止力とアジアにおける軍事的プレゼンスにより支えられてきた。わが国の自主的防衛努力の足らざるところを補なう日米安全保障条約体制は、わが国の独立と安全の確保上必要不可欠のものとして日本国民の大多数の静かな力強い支持を受けている。安保条約は1970年6月以降日米いずれか一方の1年の予告をもつて廃棄可能となるが、政府が本条約を堅持することは言をまたず、1970年以降も条約を自然に継続せしめる方針であることを、ここに本大臣からあらためて貴長官に申し上げたい。

これに対し、かねてより1970年を「安保の年」として[illegible]左翼反体制勢力からの大規模な攻撃が予想されるが、政府とし

秘密指定解除
大臣官房総務課

ては断乎として所信を貫く決意である。これら勢力による、本条約は「米帝国主義」の世界戦略の一環として日本を戦争に捲き込むものであるとの逆宣伝は根強いが、政府は国会において、また報道機関に対し払っている是正の努力は成果を挙げつつあり、またこれら勢力に連る少数暴力派対策も漸々効果を見せている。なお、政府は国会での反対派の妨害工作に対し民主主義の正常な運営を守るためあらゆる努力を重ねている。（なお、沖縄問題とも関連し、わが国の内政については後に詳しく申し上げたい。）

(ロ)　（自衛力増進）　日本の自衛力の維持発展（第3条）は国内政治上の諸問題を克服して着実に進捗し、過去5年間（注、36年度～41年度）の防衛関係支出平均成長率は年13.5%という世界でも例の少ない高率（同期間の国民総生産の伸び率年平均10.8%のため目立つていない）で、日本

秘密指定解除
大臣官房総務課

の防衛努力を立証している。この結果陸上・航空両自衛隊は充実され、在日米陸空戦闘部隊の撤退が可能となつてすでに久しく、また海上自衛隊も世界海軍中十指に入る実力をもつに至つた。わが防衛当局は目下昭和47～51年度の第4次防衛力整備計画を立案中で、現在実施中の第3次防衛力整備計画（昭和42～46年度）の支出の2倍強とすることを考えており、完成すれば日本は世界的にきわめて高水準の防衛力を整備することとなる。（なお、現在開会中の国会では陸上自衛隊を18万人とすることを中心とした防衛関係の2法案が種々の政治的障害を越え近く成立する見込み。）第4次計画の従来と異なる特色は、わが国の自主防衛を本とし、その足らざるところを補う米国の支援を従とすることで、海上防衛（なかんずくアジア大陸から太平洋への出口を扼する海峡の防備）に重きをおいている。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ハ) （在日基地の重要性） 米国は日本の基地供与（条約第6条）により、極東での軍事的プレゼンス上死活的重要性を有する陸軍補給兵站基地、海軍主要根拠地（特に横須賀及び佐世保）、空軍の常駐並びに補給中継基地（特に横田及び三沢）及び主要通信中枢基地を使用している。日本の高度の産業技術に支えられたこれらの基地に匹敵するものは、実に米国西海岸まで皆無であり、米国の戦争抑止力維持への貢献度は絶大である。近時発生したこれら基地をめぐる各種の問題は、日米両政府の緊密な協力の下に時代の進展にあわせるべく善処されつつある。日本政府は一部暴徒による不法行為は世界的に優秀な日本の警察力を用い断乎として規制し、これら基地の最も効果的な機能発揮を常に保証しきたっている。

(ニ) （日本は完全な同盟国） かくのごとく日本は安保条約を忠実に履行しており、国

秘密指定解除
大臣官房総務課

[redacted]

[redacted]

[redacted]

秘密指定解除
大臣官房総務課

(4) 日米懸案解決への努力

はじめに述べた日米両国の相互協力、依存関係の基本は今後永く変らず、両国間にしばしば見解の相違や懸案が存在し、その解決がなかなか容易でなくても、友好関係の枠内で話合いにより解決することができるのであり、またその努力は常になされねばならない。

(ロ) (貿易、経済) 貿易、経済関係は日米両国間に恒常的に存在する高度に互恵的なもので、この面での問題の解決は一層高い利益を長期間にわたり両国民に与える契機となるものである。現在注目されている自由化問題について日本政府は従来から多大の困難を克服して、世界的傾向たる自由化を日本で実現するため真剣な努力を傾注しており(近く閣僚会議で自由化の方針を再確認する)、その前向きの姿勢は正当に評価されねばならない。

かかる際、米国側の対米鉄鋼品輸出規制

秘密指定解除
大臣官房総務課

[redacted]

[redacted]

[redacted]

秘密指定解除
大臣官房総務課

の結果さしもの~~期間~~難問も解決（4月18日太平洋信託統治地域に関する協定署名、5月~~28日~~~~末衆院外務委通過~~29日衆院通過）され、ここに残るは沖縄問題のみとなつた。これは両国の友好協力関係の強さに対し強い自信を与えるものである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

3　沖縄返還問題

(1)　問題の重要性、緊急性

(イ)　（その本質）　本問題は1957年の岸・アイゼンハワー会談以来、歴代の日米最高首脳者間で話合いが行なわれてきたが、今や唯一の残存戦後処理案件として真に対等のパートナーたる日米友好関係の堅持のため一刻も早く解決を要する緊急、かつ、危険な問題である。第2次大戦後すでに¼半世紀を経た今日、未だに日本の領域の一部と100万人近い多数の日本国民とが、いかに同盟国とはいえ外国の統治下におかれているという状態はきわめて不自然である。

沖縄の祖国復帰は沖縄住民を含む日本国民全部の最も素朴・強力な悲願たる国民的要求で、佐藤総理が「沖縄が返還されないうちは戦後は終らない」と述べた言葉は、全日本人の気持を端的に表明している。同総理は1967年2度目の訪米の際、ジョンソン大統領との間に「日米両国政府が沖

秘密指定解除
大臣官房総務課

縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に・・・沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうこと」に合意し、ここにはじめて解決の糸口がついた。本年初頭同総理は国会の施政方針演説で、本年中に訪米しニクソン大統領との間に返還についての合意に達するとの決意を披瀝した。私はそのため愛長官と正式に交渉を開始したい。

(付) (内政の危機と日米関係) 国民の基本的な気持に根ざす本問題が今やわが国内政上最大の問題たるは当然である。国内反政府反体制勢力は本問題を1970年問題と相まつて倒閣・反米に利用しようと懸命で、安保条約が自動的に継続される以上、その攻撃目標は沖縄に転換される。仮に沖縄問題の解決が日本国民の期待に反し著しく遅延または不完全なものとなれば、これら勢力により絶好の口実を提供し、日本政府の絶大の努力にもかかわらず、1960年当時を上回る騒じょうや、選挙における対米協

秘密指定解除
大臣官房総務課

力を旨とする現内閣の敗北や自民党の選挙等の可能性がでてき、政治的安定を失つた日本のアジアでの役割りの低下は明らかとなろう。

かくては国民の対米国観は悪影響を受け、沖縄現地に波及して好ましからぬ事態の起るべきことが予想され、日米友好協力関係上不利益、かつ、不幸なことはいうまでもない。他方友好的な話合いによる早期解決は、世界に対し日米両国が困難な領土問題をセトルし、一切の戦後処理問題が解消したことを実証し、自由陣営の権威を高めるとともに、日本政府及び国民をして一層強力に北方領土問題解決に取り組ませることとなろう（現在すでに『北方協会』設立の法的措置がとられている。）。

日本政府はヴィエトナム紛争が終らず、朝鮮半島の情勢もきびしい折柄、米国政府が沖縄問題を容易に推進できないことは十分認識しているが、事態は急を告げており、

秘密指定解除
大臣官房総務課

佐藤総理訪米時の解決が不可欠であるので、米国が高度の政治的見地から決断を下すことを切望する。

(2) 在沖縄米軍基地

(イ) （日本の責任） 日本政府は在沖縄米軍基地が日本及び極東全体の安全保障上不可欠であると確信し、施政権返還後日米安全保障条約及び地位協定に基づく施設区域としての存続を強く望んでおり、その上はその軍事的抑止機能を十分効果的に発揮し続けるようにする責任を負うのは当然と考える。外部に対する沖縄局地防衛責任は勿論第一義的にわが国のものとなるので、目下政府内部でその体制整備につき検討中（別途説明）であるが、これにも増して重要な治安の維持は、世界屈指の優秀な警察力を背景に責任をもつて行なう決意である。

(ロ) （国民の支持と安保完全運用） しかしながら、沖縄住民を含む日本全国民の理解と協力なくしては上記の責任完遂は困難で

秘密指定解除
大臣官房総務課

あり、特に人口稠密な沖縄に散在する米軍基地の大きな対内的ぜい弱性からして絶対的に不可欠である。かかる観点から、返還後の沖縄の米軍基地の態様はそのような協力をえられる形のものとしなくてはならない。日本政府は国民の(イ)核兵器に対する強い特殊感情、(ロ)主権国家として自らの行為に責任をもつには、自国領域からの米軍の戦闘作戦行動には安保条約に基づく協議を事前に受けなくてはならないとの考え方、(ハ)沖縄を返還後も本土と差別してはならないという気持、を十分に考慮せずしては、国民的な支持を得ることは不可能と判断している。従つて以上の点からして沖縄の返還に際しては、安保条約及び事前協議に関する交換公文を含む関連取極が本土におけると同様、そのまま適用されねばならず、国会の承認を必要とする特別取極は避けるべきだと考えている。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ハ) （基地の態様） 今後米国政府との話合いで最も問題となるのは、核兵器と戦闘作戦行動のための沖縄基地の使用である。

(イ) 核兵器については、返還後の沖縄で常時その配置を認めることは国民感情上到底困難である。現在これが配置されているのであれば、返還時までに撤去される要があり、その後の持込みは事前協議の対象とされるべきである。

(ロ) 戦闘作戦行動のための沖縄基地の使用も、返還後は事前協議の対象とされるべく、その際の抑止機能の十全発揮を確保する目的で、かかる基地使用の予想される場合につき、日米共同で検討を行ないたく、これが今後の交渉の中心的課題とされるべきであろう。互に率直、真剣に考えを出し合つて協議したいが、まずは現に極東防衛の責を担つておられる米側のお考えを承るのが順序と思う。（なお、このため日米安全保障協議等の場を利用することが考えられる。）

秘密指定解除
大臣官房総務課

(3) 総理の訪米

本年末の訪米の際総理と大統領との間で合意されるべき事項は次の3つであると思われる。

(イ) 返還の時期

返還協定締結(注)及び返還準備に必要な期間及び本土・現地の国民世論が待ち受けうる限度を考慮して、遅くも1972年中とすべきものと考える。

(注)法律、財政その他多くの分野にわたり多くの複雑な問題解決を要する。

(ロ) 返還後の基地の態様の確認

日米安保条約及び事前協議の交換公文を含む関連取極が、本土同様そのまま沖縄に適用されることとすべく、このため返還時までに沖縄には核兵器が配置されていない状態にする必要がある。この点に関し、短期的な軍事面のみではなく、長期的、かつ、高次元の政治的判断が要請される。

(ハ) 復帰準備の大筋の明確化

中央での返還協定(締結)交渉と平行して、沖縄

秘密指定解除
大臣官房総務課

現地では施政権引渡しの円滑化を図るための準備を日米等関係者間で強力に推進の要あり、これが民生と直結し、また少なからざる出費が予想されるため、その方法及び機構などの大筋を定め、もつて民心安定に資する必要がある。（なお、問題が複雑多岐のため総理訪米に先立ち日米間の非公式協議検討をなるべく早目に始めることが望ましい。）

(ii) 米国にとつての利益

米側の一部には沖縄返還は米国に犠牲を強いるのみなので、日本もこれに見合う代償を払うべしとの考えがあると聞いているが、これは非常な誤りで、実際は長い目でみて米国にとり積極的な利益を与えるものである。すなわち、(イ)ただに米国による同盟国領土・国民の隔離という害悪が明らかな不自然状態の是正による政治的好影響のみならず、(ロ)100万住民行政に伴うエネルギーの消費及び本国・現地の膨大な人員・経費上の負担、及び(ハ)巨

秘密指定解除
大臣官房総務課

額にのぼる援助費の支出等が必要でなくなる。さらに日本は最も大事な軍事面でも局地防衛と治安維持の責任から解放され、戦争抑止能力の効果的維持に専念することができる。かくのごとく米国にとつての有形無形の利益は図り知れざるものがある。

総理の訪米まで僅々数カ月のみ、この間巨大な費用政府のみならず、議会方面、その他すべての関係者を納得させるに足るコンセンサスをうることがいかに大統領及び首長官にとつて難事業であるかはよく解る。しかし、当方には国民全体の強い気持がじかに総理以下当事者にのしかかつており、米側に劣らず難しい局面に臨んでいる。戦後25年日米関係の一転機に遭しつつある今日、今後永きにわたり両国関係を堅石の基盤にのせるべき大事業にともに銚む首長官と本大臣とは、協力一致し両国民の付託にこたえたいものである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

秘極 まで
内部の号 10 6

四四・五・二六

総理大臣と大統領は、沖縄の施政権が日本国に返還されたときには、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約並びにこれに関連する諸取極がそのまま沖縄に適用されるべきであり、その適用にあたりなんらの追加的取極を必要としないこと、このため必要な措置（沖縄に核兵器が存在する場合にはその撤去を含む。）が施政権返還までに執られるべきこと、また、施政権返還後は、合衆国軍隊は、同条約及び取極の規定に従い沖縄の施設及び区域の使用を許されるべきことに意見が一致した。

これに関連して、総理大臣は、日本国の安全は、極東における国

秘密指定解除
大臣官房総務課

際の平和及び安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがつて、極東の諸国の安全は日本国の重大な関心事であるとの日本国政府の認識を確認した。総理大臣は、日本国政府のかかる認識に照らせば、前項に述べられた態様による沖縄の施政権返還は日本国を含む極東の諸国の防衛のために合衆国が負つている国際義務の効果的遂行と両立しうべきものであるとの見解を表明し、大統領は、総理大臣と同意見である旨述べた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

（注）　右に関連し、必要に応じ、なんらかの形式により日本国政府の次の立場を表明することを考慮する。

「　総理大臣は、特に韓国に対する武力攻撃の発生は日本国の安全に重大な影響を及ぼすものであるとの日本国政府の基本的認識を明らかにし、韓国に対して生じた武力攻撃に対処するため合衆国軍隊が日本国内の施設・区域を戦闘作戦行動の発進基地として使用することについての安保条約第六条の実施に関する交換公文に定める事前協議に対して日本国政府が執るべき態度は、かかる基本的認識に立つて決定されるものである旨を明らかにした。」

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
まで
10部の内
6号
Confidential

Draft Joint Communique

(Excerpts)

The Prime Minister and the President agreed that, upon reversion of the administering powers over Okinawa to Japan, the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America and its related arrangements should apply intact to Okinawa, requiring no additional arrangements in their application, that necessary measures to this end, including the removal from Okinawa of nuclear weapons, if any existed, should be taken by the time of the reversion, and that, after the reversion, United States armed forces should be granted the use of facilities and areas in Okinawa in accordance with the provisions of the said Treaty and arrangements.

In this connection, the Prime Minister affirmed the recognition of his Government that the security of Japan

秘密指定解除
大臣官房総務課

could not be adequately maintained without international peace and security in the Far East and, consequently, the security of countries in the Far East was a matter of serious concern for Japan. The Prime Minister was of the view that, in the light of such recognition on the part of the Government of Japan, the reversion of the administering powers over Okinawa to Japan in a manner stated in the preceding paragraph should be compatible with effective discharge of the international obligations assumed by the United States for the defence of countries in the Far East, including Japan. The President replied that he shared the Prime Minister's view.

秘密指定解除
大臣官房総務課

(The Prime Minister also made clear the basic recognition of his Government that, in particular, an armed attack against the Republic of Korea, if it occurred, would seriously affect the security of Japan. The Prime Minister further stated that such recognition would form the basis on which the Government of Japan would determine its position vis-à-vis prior consultation under the exchange of notes concerning the implementation of Article 6 of the Security Treaty on the use by United States armed forces of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations from Japan to meet the armed attack against the Republic of Korea.)

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣官房総務課 政務次官 事務次官 外務審議官 審議官 儀典長 文書課長 会計課長 経済協力課長 国際連合局長 情報文化局長 条約局長 経済局長 国際協力局長 国際金融局長 北米局長 中南米局 欧亜局 アジア局長 北東アジア課 北米一課 北米二課 中南米一課 中南米二課 欧亜一課 欧亜二課 欧亜審議官 欧亜参事官 欧亜課長 欧亜課 欧亜課 欧亜課

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

用を形式的に認めながらも現実には前記のリストによりすべて処理されるとの了解でこれにつきじょう歩することは米側のギリギリのラインとして考えられよう。しかしそのようなリストを含む了解事項は米議会に提出せざるを得ないと思うと述べた。これに対しヨシノより、単に参考までに意見を打しんするに過ぎないが、例えば右リストを非常に長いものとし、かつ会談のアグリードミニッツの一部であるごとき体裁を整えるならば、米議会に出さなくてもよいのではないかと反問したところ、ブラウンは、例えばこの議事録は長すぎてＴＯＯ　ＢＯＲＩＮＧであるから議会には報告しなかつたというような口実をあとでつけることは考えられようとくしょうしながら述べていた。

2。同日別の機会にヨシノよりフィン部長に対し、ブラウン大使自身がこのようなアイデイアに反対でなかつたのかと確めたところ、フインはブラウン大使が懸念されていたのは、このようなリストはたとえ作つて見てもＥＸＨＡＵＳＴＩＶＥではあり得ず、その場合後日万一重大なケースが落ちていたということになつたらしゆう収つかなくなるということである。しかしジョンソン次官を含め国務省事務当局としては現状打開のためこれ以上よいアイデイアはなく、なんとかしてこれについて妥協できないものかと考えている。いずれにせよリスト自身は議会に提出しないと

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

しても対米議会工作としては少くとも交渉妥結の際の共同コミュニケにおいて日米双方があらゆるケースについて検討しこれについて意見の一ちをみたというようなことをうたわざるを得ないであろうと述べた。更にファインはいずれにせよ来るべき会談でこのリスト案の採用につきある程度合意ができるならば、貴大臣の帰国後次の経済閣僚会議までの間に日米双方の事務当局がワシントンないし東京において、更にこのリストをEXHAUSTIVEなものにするためせつしょうを重ね、本件をぢよぢよに妥決しうる線にもつてゆくことが考えられるともらしていた。

(3)

— 3 —

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣 官房 外務 外務 官房 総務 次官 次官 審議官 審議官 官房長 官房 官房 官房

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

2。もつとも上記/。の点の強調は。直ちに米側態度を和らげる効果ありとは必ずしも期待しえず。ジョンソン次官のタナカ大使に対する。ブラウン大使のヨシノ公使に対する内話に徴するも。国務省幹部は現在むしろ厳しい線を示しおるところ。右をもつて国務省自体の見解がこう化しおると見るは当らず。同省としては国防省。及び議会軍事委員会方面より提起せられる如何なる問題点についても適切に対処せんがため。まず日本側の見解の明確化を求めんとしおるものに外ならない。従つて冒頭貴電2。のとおり第/日目の大局論に引続き。第2日目の会談においてはできるだけ突込んだ話合を行なわれることがかん要なりと思考される。

3。本使のみるところによれば。前記国務省上層部の出しおる厳しい線は。実は。オキナワ施政権返かん後においては。安保条約及び付属協定が当然同島に適用せらるべきものなりとするわが方の基本的主張を暗もくのりにこう定するものであり。かつ。その前提の下に。事前協議条項のじゆうなん性ある適用ぶりにより。問題を処理せんとするわが方の考え方に既に半ば以上乗り来りおることを示すものに外ならず。この意味において最近の国務省態度は。むしろ建設的なものとしてこれをかん迎すべきものと考えられる。

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

4。オキナワ問題につき今次会談において、どの程度まで話を進めるべきかの点については、本使は、今回が大臣レベルの最初の会談なるにつき大局的に終止し差支えないものとは思わない。前記の如き国務省の積極的態度にもかんがみ、かつ7月及び9月の閣僚レベル会談においては、必ずしも今回ほど十分の時間をかけ本問題を論議しうるとは限らないので、今回できる限り話をつめるよう努力されることがかん要と存ぜられる。

もつとも前記事前協議条項の適用に関し、予想される各ケースの全部につき、今回の会議においてわが方態度を明確化せられる御用意はないものと推測せられるところ、少なくも本年1月貴大臣とジョンソン大使との最後の会談において進まれた線までは、今回貴大臣とロジャース長官との間に更めて確認されおく必要あり、これを出発点とし、来るべき7月及び9月の会談においては、その線より先をDISCUSSされる手順とされることが適当と存ぜられる。

5。申すまでもなく、オキナワ問題の核心はひつきよう（イ）同島の早期返かんに関するわが挙国一ち的願望の達成と、（ロ）極東の安全保障上同島が果しおる重要なる役割の確保、との二つの根本的要請を如何に調和するか、の一点に帰着するところ、不幸にして（イ）（ロ）の間に存在

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

することとなつたディレンマを対米交渉のみにしわよせして解決することは所せん不可能と考えざるをえない。

キッシンジャーは、安全保障の重要性につき、日本政府は何故国民説得の努力を強化しないか、との質問（往電第1543号）をなしたが、同様の質問は最近とみにオキナワ問題が米国民の関心をひく様になつて以来官民双方を通じ多くの米人から受けつつあるところであり、大統領側近中の側近といわれる同補さ官の口よりかかる質問が出で来つたことは、わが方としても等かんにふしえざるところと存ぜられ、この問題に取組む日本政府のし勢如何も、米側にとつては重要事項なりと考えられる。

6. この点については、貴大臣が最近オキナワ問題解決の二本のはしらとして、（イ）日本国民の強い願望、及び（ロ）日本の安全確保、の2点を打ち出されたのは、極めて時ぎに適したところと存ぜられ、特に（ロ）のはしらは如何に強調せらるるも強調しすぎることはなき次第につき、この意味において貴大臣の今次訪米を国民けい発の機会としても、最大限に利用されること極めて重要なるべく、貴大臣離日または御帰国の際のステートメント中に、この点を強調されることが単に対内的布石としてのみならず、対米関係上も好影響を与えるものと考えられる。

7. 来るべき7月及び9月の閣僚レベル会談においては、

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

本件解決の具体的方式として、事前協議条項の適用ぶりに関する日米間の了解をじゆ立することを主がんとするものとなるべきところ、将来の見通しとしては、仮りに現行安保条約及び付属協定を改訂する必要もなく、また国会付議を要する取極を作成する必要もなしに問題を解決することに成功するとしても、なお少くも現行条約、協定の実施の細目に関し、またはその字くの解釈に関して、何らかの補足的文書を作成する必要は必ずや生じ来るべしと考えられるので、現段階において、オキナワ問題解決に当り、現行条約、協定以外に何らの取極を作成する意思なしとの趣旨を過早に言明されることは、危険であり、これを差ひかえらるるを得策とするものと存ぜられる。

8。なお、今次会談において米側は、（イ）日米経済貿易問題、及び（ロ）核不拡散条約署名問題、にも触れ来ることが予想されるところ、（イ）については具体的のことは来るべき閣僚合同委に譲ることとされつつも、この際ちゆう象的表現で可なるにつき、貴大臣より自由化につき何らかの前向きの意思表示を行なわれおくこと諸般の関係よりして適切なるべく、また（ロ）については、キージンガー独首相来日の際の話合の内容を詳かにせざるも、わが国とドイツの地位は全く同一に非ずとするも、なお多くの点において共通性ある次第につき、独側と同様わが方もしん重

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

な態度を持続することけん明なるべく、今次御来米の際は、原則として前向きの態度を示されるに止められるを可とすべく、未だわが方の署名もコミットをされる必要は必ずしもないものと考えられる。この点に関しては貴大臣御到着後、ツルオカ大使をも交えとくと御協議申上げたき所存である。

(了)

— 6 —

秘密指定解除
大臣官房総務課

CONFIDENTIAL

The Reversion of Okinawa to Japan

June 3, 1969

1. Today Asia's balance of power is precariously maintained through the strong support of the United States of America of the independence and resistance to external intervention of the free governments of the three divided Asian states. The other free nations of Asia including Japan have to maintain their security and prosperity in such surroundings, and thus the Asian policy of the United States is intimately related to the security of these countries, even though that is primarily their own responsibility.

2. Post-war Japan has been enabled to establish its position today on the basis of the protection accorded by the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America. Indisputable facts have proved beyond doubt that the Security Treaty has kept playing a vital role for the security of the Far East, including Japan, throughout the vicissitudes of the changing post-war Asian situation. The Japanese Government will firmly adhere to this Treaty, which enjoys the support of the vast majority of the Japanese people, well beyond

1970,

秘密指定解除
大臣官房総務課

1970, and it hopes that the American Government shares its views.

On the other hand in Japan there is still a latent feeling of "being imposed on" by the United States as a superpower, and side by side with this a frame of mind exists which takes for granted American help in international matters. The current duty of the Japanese Government is to correct such views on the American relationship and to aim at a rational approach to bilateral economic issues as well, and in keeping with the increase in Japan's national strength, to fulfill international obligations commensurate with Japan's status as the leading Asian developed country. Since Japan's circumstances preclude direct military contributions for Asian security and prosperity, her role should be to progressively assume international political responsibilities, and to contribute actively in the field of economic development. Japan has already started to make her position clear on these points.

3. The Japanese Government desires to cooperate closely with the United States Government on the basis of its fundamental policy outlined above. However, the problem of the reversion of administrative rights of Okinawa still exists between the two countries a quarter century after the end of the war. This issue is the only and last great

residue

秘密指定解除
大臣官房総務課

residue of the war in the Pacific. The Japanese Government strongly believes in the urgent necessity of an early and complete reversion of the administrative rights, and to that end wishes to reach a durable solution mutually satisfactory to both Japan and the United States.

The reversion of Okinawa is not only a bilateral political problem between the two countries, but also a matter relating to the security of the entire Far East including Japan. Thus the solution of this problem requires full examination based on a long-term view of the Asian situation and aimed at contributing towards peace and prosperity in Asia. The two sides must conduct this examination within the framework of friendship and trust existing between them.

4. The Okinawa problem has been discussed for a long time between the Governments of Japan and America. To the Japanese people, the fact that a part of the national territory is placed under the sustained administration of a foreign country, whatever the reasons therefore and whatever the circumstances, is no longer supportable. In the interests of strengthening the cooperative relations between the two countries, it is absolutely imperative to correct this abnormal situation as soon as possible and thereby remove a factor working against Japan-U.S. friendship.

Happily

秘密指定解除
大臣官房総務課

Happily, it was agreed at the meeting between Prime Minister Sato and President Johnson in November, 1967, that "the two Governments should keep under joint and continuous review the status of the Ryukyu Islands, guided by the aim of returning administrative rights over these islands to Japan.....". This agreement is, in the Japanese Government's view, a product of American wisdom and courage: the United States, with profound understanding of the essentials of the Okinawa problem, had decided to place the relations between the two countries on unshakable foundations, and thus make possible long-range stability in Asia from the 1970's on, through the fulfilment of the quarter-century old aspirations of the people of Japan including the Okinawan inhabitants for a restored national unity.

The Japanese Government is fully aware that, as the conflict in Vietnam is still raging today, circumstances might exist making it difficult for the United States, which is bearing the brunt, at great sacrifice, of this struggle, to accelerate the solution of the Okinawa problem. However, two years have almost passed since the above-mentioned agreement between the two leaders, and both in the Japanese mainland and Okinawa, the demand for making reversion a fact is growing more intense from day to day. The Japanese Prime Minister is expected to

meet

秘密指定解除
大臣官房総務課

meet the President of the United States late this year. The Government believes strongly that at that meeting, firm and detailed decisions must be made to put Okinawa's reversion on a practicable timetable, and that such decisions will contribute greatly to bringing about stable political conditions in Japan under conservative party rule, as well as ensuring the future of Japan-U.S. relations.

5. The Japanese Government desires the following to result from coming discussions with the United States:

(a) Timing of reversion

The principle of the return of administrative rights has been firmly recognized at the Japan-U.S. talks of 1967 and reversion should, as already stated, occur as soon as possible. However, a great many practical problems must be solved before reversion is attained. Therefore, the Japanese Government desires that after discussion of these problems, the United States will relinquish its rights with regard to Okinawa under Article 3 of the Peace Treaty, thus bringing about reversion to Japan not later than 1972.

(b) Conditions for reversion

The Japanese Government recognizes that the American forces on Okinawa are filling a vital role in preserving

peace

秘密指定解除
大臣官房総務課

peace and security for the free nations in the Far East including Japan, and accordingly wishes that American bases remain on Okinawa after reversion. Since reversion of administrative rights will place Okinawa on the same footing as the Japanese mainland under Japanese sovereignty, the Security Treaty and related agreements should be applied without change, from the moment of reversion, to American bases continuing to exist on Okinawa.

6. It is clear that, after reversion, the Japanese Government should assume responsibility for the local defense of Okinawa. The Japanese Government is currently devising new thoughts for the defense of the whole of Japan including Okinawa, whereby the Japanese Self Defense Forces would fulfill, under close cooperation with the U.S. forces, their local defense role in post-reversion Okinawa. The Government is fully engaged in preparatory studies to this end.

7. The Government of Japan will assume the political responsibility that the facilities and areas to be provided in Okinawa after reversion to the U.S. forces will be able to function effectively in accordance with the purposes of the Security Treaty. The Government places special importance on the use of such facilities and areas by American forces for

the

秘密指定解除
大臣官房総務課

the security of the Korean peninsula and other territories adjacent to Japan. Therefore, the Government firmly feels that, in the interest of the free nations of the Far East including Japan, the deterrent functions of the U.S. forces should not be allowed to deteriorate unduly after the Security Treaty and related agreements are applied to American military bases on Okinawa after reversion.

8. At the same time, in order that the Japanese Government be able to carry out its above-mentioned political responsibility, it is vitally important to obtain the understanding and support of Japanese public opinion, particularly that of the Okinawan inhabitants. From this point of view, the Japanese Government is of the opinion that any arrangement in connection with Okinawan reversion entailing the amendment of the Security Treaty and related agreements must be avoided. The Japanese Government is fully aware of the existence in Japan, with regard to the issue of reversion, of (a) the strong and unique national feeling against nuclear weapons, (b) the awareness that a sovereign state must require prior consultation when combat operations are to be carried out from its territory, and (c) the feeling that Okinawa after reversion should not be treated differently from the mainland. The Government realizes that without respect for these political realities in mainland Japan and on Okinawa, it would fail to

obtain

秘密指定解除
大臣官房総務課

obtain popular support and understanding, and consequently fears that it would not be able to secure its objective, viz. the effective functioning of facilities and areas on Okinawa.

9. Thus, the solution of the Okinawa reversion problem needs as its premise a harmonization of military requirements and the realities of the existing situation in Japan as well as in Okinawa. From this point of view, the Japanese Government wishes to discuss the following points with the American Government:

(a) The Japanese Government cannot but conclude that it is extremely difficult to accept permanent stationing of nuclear weapons in post-reversion Okinawa. Therefore, if nuclear weapons are currently stationed there, the removal of such weapons will be required before the time of reversion, and the introduction of nuclear weapons should be subject to prior consultation after reversion.

(b) After reversion, the use for combat operations of facilities and areas provided to American forces on Okinawa will be subject to prior consultation. To that end, the two Governments will jointly review foreseeable cases of use for combat operations.

10. In addition to the foregoing, there remains the problem of bringing about a smooth and orderly transition after 25

<u>years</u>

秘密指定解除
大臣官房総務課

years of American administration. It is necessary, in all fields of government, legislative, judiciary and executive, to minimize adverse effects of reversion on the livelihood of the inhabitants of Okinawa, and to actively promote their welfare. It is also necessary to solve a multitude of practical problems in connection with providing facilities and areas under the Status of Forces Agreement, such as their delineation, the assumption of responsibilities for public utilities now under military control, administration of roads and the like. Therefore, the Governments of both Japan and the United States must consult and prepare together well in advance of reversion. To this end, the existing Japan-U.S. consultative and advisory bodies, with appropriate improvements and amendments to their terms of reference, might provide useful forums for such collaborative work. The broad outlines of these preparatory activities should be made known in order to reassure the Okinawan public and thus ensure the smooth execution of reversion.

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

総番号(TA)23846　主管
69年6月3日22時40分　米国　発
69年6月4日12時06分　本省　着　米局長

外務大臣殿　下田　大使　臨時代理大使　総領事　代理

大臣・国務長官第1次会談

第1712号　特秘　大至急

3日、12.20より約1時間にわたりちゆう食に先立つての会談要旨次のとおり。(列席、先方ジョンソン次官、マイヤー大使、グリーン次官補、フイン日本部長、ウイッケル通訳官、当方、本使、タナカ大使、アメリカ局長、アカタニ審議官、チバ北米第1課長)

1、あいさつの後ロジャース長官の求めに応じ大臣より次の如く述べられた。この間ロ長官はほとんど語を発せず傾ちようした。

(1)日米関係及び日本しゆうへんの情勢

(イ)昨日ニクソン大統領にも申上げたが、日本政府の基本的な考え方は日米相互信頼関係をいやが上にも強化しつつ、日本みずからのはん栄をはかると共にアジア全体の安定に出来るだけ努力することであり、70年代はアジアへのこうけんの10年とすべく政府は意よくを以て計画に当つている。67年の総理訪米時の共同声明に掲げられたアジア援助の諸けん案もほとんど解決され今や次の段階に入

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

りつつある。

（ロ）日本は憲法上の制約にもかかわらず自主防衛強化に大きな努力を払つており、年率14%という世界にまれな防衛予算ののびの結果1972年までに見るべき成果を挙げ、同年以後の5年間には現在の計画の2倍またはそれ以上の金額を支出し非常に強力な備えをもつこととなろう。（ここで口長官より3次防等につき簡単な質問あり）。

（ハ）自主防衛によつても足らざるところは日米安保条約で補い、これによりアジアの安定に寄与すると共に日本も平和と自由をきよう受し得て来た。同条約は日本の外交政策の中核であり、国民の大多数はこれを支持しているが、一部の無知な分子による反対に対しては本大臣自らけい発に最大の重点をおいて当り成果を挙げつつある。

（ニ）日本の世論はマスコミではなく選挙にこそ正確に反えいされるが、かりに将来総選挙が行われれば日米信頼関係による国運向上と対アジアこうけんの政策が今まで以上に信頼されることと確信する。

（ホ）韓国との関係、特に同国政府の強化は国交正常化以来日本政府の最重点政策の一つで、見るべき成果を挙げ韓国も実力を備え安定と自信を見せつつある。問題は北鮮の無ちやさにあり、先般のEC121撃ついのぼう挙によるぎせい者に対し国会で申述べたと同様あらためてちよう意を表する。

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

（へ）中国については、9全大会後も中共の外交し勢は急変しないと思う。日本は中共とささやかなDE FACTの関係をもちつつ、中華民国との正規の外交関係を出来る限りそん重して来ている。タイワンは1300万の住民とかなりの土地をようし日本に次ぐ高い経済成長率をもつて独自の国造りを行なつており、この事実は十分育て上げて行くべきである。また、アジアの安全保障上もタイワンは相当な重要性を持つと考えている。

（2）オキナワ返かん問題

（イ）日米間の最大の問題として大統領にも申上げたが、すでに4半世きを得て日本国民全体の気持は復帰がこれ以上せん延することに到ていたえ得ないので、1972年には返かんしてもらわなくてはならず、11月の総理訪米の際はつきりした結論を出さなくてはならない情勢である。

（ロ）特に明らかにしたいことは、日本自身の安全及びアジアの安定のため返かん後も在オキナワ基地は米国に使用してもらうという立場をわれわれがとつていることである。世上間々復帰即基地撤去という誤つた印象をいだく者がいるようだが、日本としては極東の安定のため米国のプレゼンスを必要とし、今後益々その重要性が増えると考えている。

（ハ）返かん後オキナワけん民と本土の日本国民とは同じ

秘密指定解除
大臣官房総務課

参考

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

立場におかれるべく、安保条約及び関連取極より成る体系（これは日米そう方のえいちと努力により非常に出来のよいものである）はそのままオキナワに適用されるのは当然であり、また、かくすればオキナワけん民も本土との差別感をいだかなくなる。

（ニ）安保条約の目的を真にかん徹し米軍の戦闘作戦行動を不当に制限することがないようにするフオーミュラにつき本大臣も／－2の法律的、技術的な方法に関する考えを持つている。日米の理解により必ず適当な手段を発見し得ると確信するが、今後精力的にそう方で検討を続け、ワシントンと東京で大臣、大使及び事務当局同志のすべてのレベルでつめて行きたいと思う。かかる考えは総理と本大臣とは完全に一致しており、総理訪米の下話しとして今後相談に乗つていただきたい。

（ホ）核兵器についてはゆいーのひ爆国としての特殊な国民感情に根ざす「核アレルギー」の強さを米側として心に留め、非核3原則が返かん後のオキナワに適用されるべきことにつき十分考えをいたされたい。

（ヘ）日米安保条約については明年以降自然に継続されることが最良の選択と考えるが、その同じ考え方により、オキナワ返かんの際条約または関連取極めの内容に変更を来し、国会の承認を要する如き特別取極めは不適当であり、これは重大なポイントである。変更自体は小さなものでも

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

越えねばならぬ障がいは余りに大きく、不得策は明らかだからである。（ロ長官より安保条約の期限につき質問あり、ジョンソン次官より説明）

2. 以上に対し、ロ長官は極めて明かいな御説明を多とすると共に、往電第1697号のニューヨーク・タイムズ記事は事実に反し大統領は何ら決定していないと前置の上、次の如く述べた。

（1）日米関係の基本政策については何ら問題はなく米国民は全部これを支持し、また、日本の復こう発展ぶりをほこりに思っている。米国は対日友好関係を極めて大切なものと強く感じている。ニクソン大統領は度々の訪日を通じ、今後将来益々日本と協力する気持が強く、また、日本を極東の安全保障のかぎと見ている。

（2）米国は対外コミットメントをより少くすることをほっしているが、日本もより多くの責任分担を求めていると思う。かくの如く広い原則では両国とも一致しているので、貴大臣訪米中出来る限りWORK OUTして行きたいと思う。

（3）日本と同様米国にも世論と議会関係に問題があり、特にオキナワに関連して防衛支出の点で、米国に比し日本の防衛費の比率の低いこと（自分らにはその事情は判るが）を世論が問題としているのは、最近のサイミントン上院議員の発言（往電第1689号の2、（4）参照）などに反えいされている。

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

（4）このほかに米国としては極東の友好国たる韓国、タイワン、南越等に対するコミットメントの問題がある。これら諸国は米国が突如極東から手を引くことを極度にしん経にやんでおり、これは特にオキナワ問題と関連している。自分も今回バンコックで韓国外相と長時間話し合つて来た。

（5）総理訪米の前の話し合いでこれらの点に留意されたく、また、米国としては西太平洋における核の力を高く評価していることもあわせ申上げたい。日米そう方に種々問題があるが決して解決不可能ではなく、日米ともに完全に満足が行かなくとも、友人同志として互譲、妥協の上に立つてまとめられると確信する。

（以上をもつて会談を終り、ちゆう食に移行した。）

了

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

総番号(IR) 24052 至 国

69年 1月 4日 21時 30分 米国 発
69年 1月 5日 10時 50分 本省 着 椅長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

大臣・国務長官第2次会談

第17/3号 特秘 大至急
往電第1712号に関し

4日午後2:35より4:10までの会談は極めて熱心かつ建設的に進められたが要旨次のとおり。委細は帰国後大臣一行より報告する。(便ぎ上同一話題は時間の前後と関係なく取りまとめて記した。なお同席者は米側にブラウン次官補代理が加わつた以外第1次会談と同じ)

1. 軍縮問題

冒頭ロジャース長官が新軍縮庁長官ジェラルド。スミスをしようかい。「ス」氏より日本のENDC加入をかん迎し。近く開始予定の戦略兵器軍縮問題での協力を求め。また日本のNPT早期署名を要請したのに対し、アイチ大臣よりENDC加入につき謝意を表すると共に日本も軍縮問題に大いに役立ちたい気持なること。NPTについては政府は国会を円かつに通るようしん重に国内取りまとめ努力中で多少の時間はかかるかも知れない。と述べた。(「ス」はこれにて退席)

大臣官房(総)
総務課
次官
官房審議官
官房長
会計課
人事課
給与厚生課
国際資料室
調査企画課
調査官室
調査官
調査官
調査官

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

2。アジア情勢

（1）（朝鮮半島）大臣より「ロ」長官の求めにより、アジアの緊張に関する見解。半島での危機発生の可能性は認めるが、その度合及び緊迫性につき多少日米間で見方が異るようだと述べた。ジョンソン次官は1950年の如き大規模侵入が起きないのは在韓米軍の存在及びオキナワ基地の抑止力にあり、抑止力が低下したとの誤解をピョンヤンに与えることの危険性を指摘。グリーン次官補より最大の問題は韓国側の心理で、北鮮はEC121機事件の如きちょう発行為により日米韓の離間をねらって来るおそれあり。短期的には最大のきよいは中共でなく冒険主義的かつ韓国のやく進をねたむ北鮮であると述べた。「ロ」長官も韓国要人がこぞってひ観的なことを自分に言うと指摘。（本使から事態は50年当時よりはるかに改善されていると思う旨くり返しておいた。）

（2）（中共の核能力）「ロ」長官の質問に対し大臣より大たんな私見としては中共内政の困難もありまだ10年位は現実的きよういとなる核戦力は無理ではないかと述べたところ、長官は米側の得た情報では、中共の開発はより早く長きよ離ミサイルは1973－74年ごろでき上ると見ている。また、ソ連ではそれよりもさらに早く完成すると考

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

えているようだと述べた。

（3）（基本的事実認識）

グ次官補より10年以上にわたる日米の極めて密接な協議によりBASICな情勢判断は同じといってもよく。これを反えいして米国が事に当って取るべき行動に日本が賛成することが多かろうと述べた。

3．オキナワ問題

（1）（米側の2大問題点）ロ長官より。米政府としては（イ）極東。特に韓国。台湾のほかSEATO地域の安全保障についてのCREDIBILITY保持。即ちピョンヤン等に誤解をさせぬこと及び（ロ）議会。世論の懸念。即ち事前協議は日本のVETOであり。在オキナワ米軍は日本防衛専門とされてしまい。極東各地の自国軍支援が不可能となるのではないかとのさい疑心が強いことが最も問題であると述べた。

（2）（安保条約と事前協議）大臣より日本政府はオキナワの軍事的重要性は十分認識し返かん後も基地の役割が支障なく果せるようなアレンジメントを米側とともに見出したいと思う。復帰後あらゆる法律条約がオキナワに適用されるのは当然だが。安保条約による事前協議はYESもNOもいずれもあり得る。安保条約を自動継続すれば国会にかけなくてもよいが。オキナワ返かんに当って特別取極

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

を作れば国会にかけざるを得ず。これは求めてそう動を起すものでけん明でないと述べた。ジョンソン次官は米側も安保条約の改訂を求めず。またオキナワ返かんの際のアレンジメントは同条約のわく内であるべきことに異存がない。事前協議については。大臣より。日本が主権国家である以上ＹＥＳともＮＯともいえる形でなくてはならないと述べ。ジョンソン次官はどんなアレンジメントでもそう方の政権交替にかかわらず長期間続き得るものであり。かつ完全な相互信頼に基いたものであるべきことを強調した。

（3）（核問題）大臣より核については大統領にも。また昨日長官にも申上げたとおりであると述べたが。ジョンソン次官は。核はいつでも使えるという態勢にあってこそ抑止力を発きし。使えないということがはっきりすればかえって戦争が防止出来なくなると指摘し。米側としてはこの点ＭＵＣＨ　ＣＯＮＣＥＲＮ　ＡＮＤ　ＳＴＲＯＮＧ　ＲＥＳＥＲＶＡＴＩＯＮＳを持っていると述べた。

（4）（今後の進め方）「ロ」長官より総理が訪米される11月まで時間も少いのでそう方とも気合を入れて解決に向って前進しようと述べ。大臣より明5日の中食会及び第3次会談で今後の作業の進め方を打合せたいと述べてオキナワ問題の討議を終えた。

4。プレス対策

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

『ロ』長官より本日の会談は大成功であり、今後そう方の満足する解決に希望をもたせたが明日記者会見があるのでその旨強調したいと述べ、大臣からプレスへは『今までの建設的なディスカッションの結果共通目的に向つて話し合いを進めることとなつた。これからの段階は極めて困難と予想されるがそう方でちえを出し合うて努力して行きたい』と言うこととしたいと述べ、先方も同意した。

(了)

—5—

秘密指定解除
大臣官房総務課

大臣 大使 田中大使 アメリカ局長 朱子 次官 特秘

大臣・国務長官第2次会談要旨(追加)

44.6.5
朱北一長

6月4日午後の右会談要旨は在米大使発電報第1723号で報告されたが、内容幾微の為同電報に記載されなかった沖縄米軍基地特能維持の為事前協議に関する方式(「フォーミュラ」及「アレンジメント」)についてのやり取りを以下の如く追加(順序としては同電報の3の(2)と(3)の間に位置する)記録する。

この討議により日米双方とも話し合いが意外に進展したとの印象を得たが、後刻非公式の接触の結果米側が一種の誤解に基く過度に楽観的な見方をしているとの非候がうかがわれた。

1. 方式の探求(事前協議と共同声明)

(1) 愛知大臣より厳しいアジア情勢の中で沖縄の米軍

秘密指定解除
大臣官房総務課

基地が果している役割を高く評価し、特に軍事的緊迫の起きた際、日本の安全に直接関係ある問題だけに、基地の機能を害なわせないフォーミュラを日米共同で検討し満足すべき結論を見出す必要を主張、次いでわが国で行なわれている「事前協議 歯止め論」の起きた経緯及び政治心理的背景を説明しつゝ、この論は完全に誤り（主権国家たる以上YESともNOとも言える筈）である旨指摘した。

(2) さらに大臣より軍事的・政治的の両面の要請に答え得る方式として、YESの在り方につき日米双方が完全に合意しキチンと書いておくことが一番良いのではないかと思う旨述べた後、自分の考え方の一端を示すものとして条約局作成の共同声明抜粋案（44.5.26付　　）の内容を披露し、総理と大統領の間でかゝる

秘密指定解除
大臣官房総務課

合意をし、日本政府がさらにその運用の基本となる認識を国民に宣言することがよいのではないかと述べた。
(日米共同で検討したい)

(3) ジョンソン次官からも共同声明の如き公表されるものを好むこと、その内容としてたとえば日米が極東の他の国々の安全が日本の安全と密接に関連することを認め合い、そのゆえ在日、在沖縄基地がかゝる目的のみに使用出来るとの広い性質のものが望ましいことを私見として述べた。(ロジャース長官はこれに賛意を表し)(米側の求めにより上記共同声明抜粋公後経了直前事の英文を手交、但し外部に対しては一切文書のやり取りがなかったこととすると互に確認した。)

2. 方式の在り方

(1) 大臣より米側には極東で起りて得べきすべての紛議のケースをコンピューターに入れる如くに列挙し、この場合はYESとする形がよいとの意見もあると非公式に聞いているが、

秘密指定解除
大臣官房総務課

これは必ず取りこぼしがあって不適当であると述べ、ジョンソン次官もこれに同意しかいる形で

将来の日本駐アメリカの政府をコミットすべきでないと述べた。大臣はさらに たとえば韓国という地域を挙げて

行く方式もRIGIDに過ぎてよくなく、結局日米双方の最高責任者が包括的・原則的なことを決める

という行き方が一番有効であろう、と述べた。

(2) ジョンソン次官より、米側の第一の関心事として

如何なる方式でも(1)長期間続いて双方の政府の交代にも堪え得るものでなくてはならないこと、また

(2) 真の相互信頼に立ち、日本は米国が事前に合意されたアレンジメントを乱用して日本を戦争に捲き込むことなく責任を以てこれを行使する信用してこそコモン・グラウンドがはじめて有り得ること、を指摘した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

3. 方式の実質（在極東米軍の保護）

(1) ジョンソン次官より在韓国連軍の支援に関する合意（不公表）に言及した後、米代公も国民一般は臨時協議制を（必ず）NOと（いうものと）受取っているだけに、今後のアレンジメントに当り、日本の拒否権によって在日米軍は在韓米軍を保護出来ないという気持になると大変やり難い。従って上記合意を公表し代公も国民が米国は在沖米軍を在韓米軍の保護の為に使用出来るとの確信を与えてやらないと、米国にとり大変厄介な問題が起きると述べた。ロジャース長官も日本のVETOのみ、米軍駐留の目的が単に日本自体の保護のみとなり他地域の自国軍を保護出来ないのでは困る旨つけ加え、またジョンソン次官は沖縄のみでなく在本土基地も同じくこの目的に使えるようにすることが米国としては望ましい旨表明した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(2) 大臣より自分も この際 上記合意の 趣旨を含めたものの 公表に賛成するが、文言を変えた方が 将来政府が代っても安心できると述べ、たのに対し ジョンソン次官は賛意を表し、上記合意をREPLACEしたいと述べたが、下田大使の公表されるべき文書は韓国に限定されるのかと質問に、そうでなく、極東地域(全般)に関するGENERAL STATEMENTが良いと答え、さらにこれは韓国・台湾及び南東アジア全体(下田大使の質問に答えてヴィエトナムも含むと述べ)をカバーする旨、また日本や沖縄の基地から直接南東アジアに戦斗作戦行動がとられることは稀だが、沖縄のB-52の南爆はヴィエトナム戦争遂行上極めて重要であり、台湾についてもあり得べき(旨、長官が台湾についてはDIRECT USEが大きな抑止力となっていると述べたのに賛成)旨を述べた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(3) 下田大使より、上記合意の趣旨たる、在韓米軍支援のみにはNOと言わぬとの考え方を他の地域

但し米軍が現に存在しているところ——に及ぼすことか、その場合米軍の存在しない地域は除外するかと質問し、さらに米軍不存在地域に新たに出兵する際は当然事前協議がかかると思うと述べた。*

(「日長官より、たとえばマレーシアの如きところとの発言あり)

グリーン次官補は「極東の安全」といえば同地域のあらゆる国が入ると*ジョンソン次官は一概に言えないと述べ、さらに思う旨表明したが、「日長官は下田大使は米側の関心あるところに応えんとしているのであり、日本にとって困難な「必ずYES」と、米国の否めない「日本の拒否ね」の中間を行く方式を示唆していると

強調し、米軍不存在地域への出兵は新事態として除外することはMAKE LOTS OF SENSE なり、とした。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(マイヤー大使のフィリピンは如何との問に対しブラウン次官補代理は部隊はいない筈と、またジョンソン次官は空軍基地がある、と答えた。)

4. 方式の文言・内容

(1) ジョンソン次官より「自由使用」という表現は使わないながら、日本政府の事前の同意により南東アジア、台湾、朝鮮等での一定の事態に対し米軍が必要な措置を取れるようにし、以て日本は米軍使用に対する拒否権を有していないと米国民に安心地得るような共同声明の文言を案出できないだろうかと発言。下田大使の、或る場合には事前協議を除外するのかとの問に必ずしも然らずと答えたが、ブラウン次官補代理は常に答えがYESだとASSUREするようにすべしと述べた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(2) 大臣より主な口気たる以上何らかの相談形でが必ずあるようにすべく、YESともNOとも言う可能性をおくべきだが、内外に明らかにされた基本的な合意のある限りにおいて、協議があればYESということは出来ると思うを発言。〔〕長官は下田大使の示唆の如く米軍支援ならYES、その他(の場合)だとNOということがよいのではないかと述べ、下田大使より大臣の発言を敷衍して、理論的には所予想発生の際は協議を受ける権利があるが、内外周知の予想、たとえば朝鮮の場合の由はYESといえることである。ベトナムもまた周知の予想であると述べた。

(3) 事務局長より、本日の話し合いで随分進展がみられ文言の検討も出来るのではないか、また、大臣

秘密指定解除
大臣官房総務課

より、文言作成は非常に困難な作業だが、これに入って行くことが出来るようになったと解してよいか

との発言が夫々あり、「D」長官は11月も間近かだから、前進しようと述べた。

5. 核に関する方式

(1) 上記3(3)の論議の際 ジョンソン次官は核に言及して沖縄に戦術核兵器を置くことは抑止かにとってVITALなりと発言し、大臣に対してかつて東京で話し合った「原則は本土並とするが、現状を何らか変更するまで予定上続ける」との方式などうなったかと質問、大臣より

あれは自由な意見交換の際の個人的な考えに過ぎず、その後本格的検討の結果先般

東郷局長を通じ米側に伝えたペーパーの考え方にまとまり、自分も今次訪米でそれに基き御説明していると答えた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(2) ジョンソン次官より、小笠原返還の際、緊急事態における核に関する特別のアレンジメントにつき話し合い、完全に満足すべきものではないが一応合意に達した。しかし沖縄について同じ方式をとるのは困難である。核についても事前協議はNOとは限らないことが明らかになるべきであろうと述べ、大臣より返還時に核を撤去してほしいが、将来必要な事態が起きれば、法体系の問題として当然事前協議の対象となろうとしつゝ、沖縄に核を置けば国内政治的には極めて困難な事態を惹起するから、どこか近い所にいつでも使える態勢にして配置する方が賢明ではないか、と指摘した。

(3) 会談終了間近かにジョンソン次官より重ねて核の問題につき多大の関心と強いRESERVATIONSを表明の上、

秘密指定解除
大臣官房総務課

しかし小笠原方式よりすぐれた不公表のフォーミュラの緊急事態につき 案出を提唱。「D」長官は

日本での反対を鎮めるには返還時撤去、再持込み時には事前協議という方式となるのかと質問

したのに対し次官はそれでは米国で問題を作り出す。と答えた。

(4) 東郷局長より、本土についての事前協議は、本土に核がないことを前提としているが、若し日本が核のオプションを受け入れるなら、国会に提出しなくてはならないと思う旨私見として発言した。(これに対し下田大使は疑念を表明。)

— 以上 —

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣官房 外務次官 外務次官 官房審審長 儀書文会営給 総人電厚計

国資長	参調析
領移長	参領旅移
ア長	参北東経一 中西経三
米長	参北北保
中南審	参一二
政長	参西東洋 西東
近ア長	参書近ア
経長	次総経国万 参賀統国三
経協長	参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

総番号(TA) 24216　　主管

69年6月5日23時02分　米国　発

69年6月6日12時14分　本省　着　米局長

外務大臣殿　下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

大臣訪米（国務次官午さん会）

第1744号　特秘　大至急

5日ジョンソン次官主催午さん（出席者、アイチ大臣、シモダ大使、米局長、マイヤー大使、ブラウン次官補代理）の際の話合は大臣が同日午後ロジャース長官との会談において要約された通りであるが、内容とりまとめ以下の通り。

1、オキナワ返かんに伴う財政問題

米側ー米政府としては返かんに伴い国際収支上のLOSSはないとの立場をとつておく必要あり、この点に関し11月総理訪米の時までに原則について合意に達しコミュニケに書くか否かは別とし、米国内においてこれを公にし得る必要あり。

わが方ー今日までFINANCIALの分野のDATAを全く持つていない。DATAなしに原則だけ決めるということは出来ないので、本件取進めのためには先ずDATAを出してもらう必要あり。回収した流通ドルをそのまま米国に渡せとか、施政権者として支出した行政費を返せとか

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

言うことでは通らない。先ず事実関係を明らかにした上どう扱うかを考えるべきである。

米側ーなるべく早くＤＡＴＡを提出し専門的検討を進めることとし度し。

2。防衛問題

米側ー返かん後は日本がオキナワのＬＯＣＡＬ　ＤＥＦＥＮＳＥは本土と同様に引受けるということを米国内に説明出来なければならない。

わが方ーオキナワの米軍の主たる機能は攻撃力を含む抑止力であり、ＬＯＣＡＬ　ＤＥＦＥＮＳＥはそのかげにかくれてはいるが、わが方はＬＯＣＡＬ　ＤＥＦＥＮＳＥを引受けるのは当然であり、防衛庁においても具体的に検討してる。然しながら、わが方の計画を実施するについては、米軍当局と十分協議する要あり。この意味で米軍と自衛隊との直接の協議検討を進める要あり。

米側ーその見地よりはＰＥＮＴＡＧＯＮまたはＣＩＮＣＰＡＣより責任者を派遣して当らしめる要あるべし。本件の進め方はなかなか難しいが、具体的方途をたん求すべし。

3、基地の態様

米側ー昨日受領した案は極めて有益であつた。コミュニケに記載する考え方はいい方法であると思う。あの様な書き物と、その解釈に関する非公表の文書と言うようなこと

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

でこの問題は解決出来るのではないかと思う。

わが方－非公表の文書というものが要らぬようなコミュニケを作り得ることが最も望ましい。

米側－米側も総て公表し得ることを最善とするは申すまでもない。

わが方－核兵器の問題は極めて困難である。

米側－米側にとつても極めて重大な問題であり、これが最後まで問題となるべし。

わが方－総理が国会で返かん後はオキナワにB－52は置かせないと言う趣旨の発言を国会でしておられるような事情もあり、地域的の問題がある。何れにせよ事前協議の建前をくずすことは出来ない。

米側－米国内も納得させ日本側ものみ得るものに合意するということはよく分つている。

わが方－今後の進め方としては、昨日の案に対し米側がこれならよいというものをマイヤー大使をしてわが方に提示せしめるということが適当ではないか。

米側－御もつともであるから左様考えることとすべし。

(了)

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

外務大臣訪米随行報告

44.6.7 米局長

再回 米局長

大臣訪米に随行して特に気付きの点とりまとめ以下のとおり報告する。

1. 沖縄返還交渉については、いわゆるFIRST ROUNDとして十二分の成果を収めたと云つよう。即ち、

(イ) 米側は現行安保条約及び関連取決めの枠内において返還を図ると云う我方の立場を原則的に受け容れ、その方向で今後の話合を進めることに合意したこと。

(ロ) 前記枠内での解決の方法論として総理大臣領共同声明の中で措置しようと云う我方の考方に従い、共同声明の案文に付検討を進めることに合意したこと。(従って、従来の困難な基礎に鑑み ~~[illegible]~~ いわゆるFORESEEABLE CASESを検討して共同声明に到達せんとする我方の提案については、今回の会談においてその段階を越え、

秘密指定解除
大臣官房総務課

FORESEEABLE CASES は単に共同声明案文作成の参考材料として扱い得ることとなった。)

(ハ) 米側は返還に伴う財政面の重要性を強調したが、これは即ち米政府が返還を如何に現実の問題として考っているかと云う証左であり、若し総理訪米までに何等かの原則について合意しようと云う米側の要望が達成し得る程に話合が進むならば、爾後の返還交渉はそれだけ容易になるであらう。

2. 今回の話合が上記の如く我方の期待通り進捗したとするも、それは今後の話合の難易とは自ら別問題である。即ち

(イ) 自由主事については、朝鮮半島中心の我方の考方と、ヴェトナムを含む極東全域を考っている米側との間には大きな懸隔あり、これを日米双方が受諾し得る公表共同声明の字句にまとめることは至難の業であり、結局共同声明の解釈と云うようなものを作らざるを得ない

秘密指定解除
大臣官房総務課

こととも なり得べし。

(12) 核兵器については、返還時には撤去した状態にすると云うことを目標に米側が努力検討しおるやに観測されるが、假に米側がそこまで譲るとするも、非常事態における持込について何等かの形の了解を求め来ることは必要である。この問題は今後最も困難なものとなるべく、直感乍ら今日の段階で結末を予断することはできない。

3. 今回の会談を通じ、ニクソン政権のわが国に対する考方がいろいろな形ではっきりと示された。即ち、(イ) 冒頭の外務大臣大統領会談において、ニクソン大統領自身の考として、太平洋地域に大なる関心を有すること、並びに日米両国相協力して、乃至は日本の積極的役割を米国が補完する形において、太平洋地域の安全を図って行き度きこと、を直截に述べたことは極めて印象的であった。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(12) 同時に大統領はじめ各関係が異口同音に述べることは、要国の協力なくしてはいわゆるAMERICAN PRESENCEというものは続き得ないと云うことである。例へば、(1) 大統領自身1967年FOREIGN AFFAIRS論文並びに1953年日米協会における演説に於いて日本がCONVENTIONALの分野において総て軍事面でも責任を負うことを期待すると述べ、(2) 国務長官は記者会見において日本はアジアにおける各層援助に積極的に協力し安全保障の分野においても新な役割を引受けて行くと云う意味で日米両国の使命は補完的であるとの趣旨を述べ、(3) 財務長官は沖縄返還に関し国際収支上及び予算支出上米国にLOSSがあると云うことでは国内を説得し難しと強調し、(4) 国防長官は安保条約、北方領土問題、中共の核能力脅威の評価等の点につき日本の国内情勢につき仔細に質問を試みる等の事実は、今後の米国のアジア防衛

秘密指定解除
大臣官房総務課

の形成についてわが国の動きが重要な要素となり得ることを示すものである。更に会談の場以外において、例へば原子力の権威 RICKOVER 海軍中将などが十年後の日本はどうなっていると考へるかと質問する事、米国指導層の対日観が今後如何に移り行くか、わが方として充分心すべきことである。

4. これを要するに、沖縄返還問題は今後何か月かのニクソン大統領のいわゆる HARD BARGAINING により、総理訪米の際に合意に達し得ることが期待されるが、わが政府としては、そのような機会にわが国の進むべき方向を確乎たる態度を以て内外に示すことが極めて重要であると思はれる。米国内においては、輿国に責任分担を求める声は日を追うて更に強化すべく、米国政府としてはそのアジア政策の OPTION はますます狭められて行くであらう。その趨勢の中でわが国の安全と繁栄を確保して行くためには、わが政府がその進むべき方向を明らか

秘密指定解除
大臣官房総務課

にて政治的経済的責任を自主的に遂行するの決意を示し、以て米国をしてこれに協力せしめるよう誘導するの心構がなくてはならぬであろう。日米関係はかくして我が初めて本格的な転機を迎えようとしているの感深きものあり。而もこの転機に処する我が方の態度は正しく国の進路を左右する性質のものであるといえども過言ではないと思はれる。

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘
メカヒ
メソヒ

電信写

総番号(TA) 2133
69年 6月13日23時50分 米国 発 主管 米局長
69年 6月14日12時14分 本省 着

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第1836号 特秘

本件に関する米側事情に関しタナカ大使が帰国あいさつの際及び社交の席にて国務省担当官よりちょう取せるところ次の通りの趣である。

1. 12日ジョンソン次官は自分はこの交渉をまとめたいと考慮しているが、日本の国内与論の期待する線と米国の立場に大きい差異があり、果してこのギャップをうめ得るかを懸念していると述べていたが、同次官の述べたところは微妙な点を含んでいるので帰国後詳細御報告する。

2. 12日スナイダーは次の通り述べた。

(1) 大統領は総理訪米までにこの問題を解決したいと考えている。

(2) 日本側の立場に対比して、単のみならず米側全体として立場は固い。核の問題は今の段階では未決定である。基地の機能については核、作戦行動ともに個別的解決は困難であり、全体として考えるべきである。

(3) ソ連大使館が自分にアプローチし、西独との関連において、NPTにつき日本に圧力を加えるよういってきた

外務省

官房長 総務課 参事官 審議官 総務課 参事官 審議官 総務課 参事官 審議官

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

が。自分は米国は日本に何も押しつける意図はない。それよりもソ連は北方領土を返えすべきだといつておいた。

3。/3日ブラウンは次の通り述べた。

(/) 日本側の立場が表明されたので米側として対案を出す準備を始めた。少なくとも2週間かかると思う。

(2) 返かんの条件としては作戦行動に関し台湾及びベトナムが含まれる。ベトナムにつき現在の戦闘が続いている期間に限定するかは未定である。(この点ジョンソンは韓国以外は国名をメンションする必要はないと述べていた。)

(3) これについて共同声明案を準備中であるが、日米間の文書の法的効果、継続性につき日本側の見解を求めることとなるべく。これがうら付けとしての不公表文書の作成も考えている。

(4) 返かんに関連する経済問題等主要な点は総理訪米の際合意に達しておきたい。

(5) オキナワ防衛についての米軍と自衛隊との関係。両国軍事当局間の協議の密接化。軍事施設の共同使用の問題等も解決したい。

4。ファインは従来のらつ腕的態度を変えたとの印象を受けるが。/3日。韓国とその他の地域とはコミットメントの

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

内容に差異があつてもよく。またその他の地域については米国が条約上責任を負つている地域という如き表現も考えられる。私見としては。ベトナムについては経過規定的表現で今後の情勢の推移を両国間で検討するとの如き表現も考えていると述べていた。

-3- (3)

秘密指定解除
大臣官房総務課

二極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣	政務次官
事務次官	
外務審	
儀官	典房長
儀書文会	営給
総人	電厚計
国資長	参調析
領移長	参領旅移
ア長	参地中東二 北東一西
米長	参北北保 一二
中南審	参一二
欧	参西東洋 西東二
近ア長	参書近ア
経長	次総経国万一
	参貿統国二
経協長	参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

総番号(TA) 27356

69年6月25日20時30分 米国 主管

69年6月26日10時09分 本省 発着 米局長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題(フィン部長内話)

第1932号 特秘 至急 (ゆう先処理)

貴電アメリカ局第1231号に関し

24日フィン部長はオオカワラ参事官及び木内に対し次の通り述べた。なお同部長は本件幾びにわたるとともに、テンタテイブな点も多く在京大使館にリフアーすることは差しひかえてほしい旨希望しているので、ご如才なきことながらご留意願いたい

1、マイヤー大使に対しては赴任に際しオキナワ問題について特に訓令を携行せしめていないが、信任状ほう呈後早速貴大臣とのせつしようを開始し得るため、米政府内部の方針が固まり次第種々訓令を発することにしている。即ち貴大臣訪米のフオローアツプとしてコミュニケ日本案に対する対策を提案することとなるであろう。またコミュニケに関連しいかなるプライベートアンダスタンディングが必要とされるかもそう方で検討されることとなろう。内容には地域の問題を含む自由使用が重要な内容を構成し、核については貴大臣訪米の際日本側に手交したペーパーについて日本側の突込んだ意見を求めることとなろう。なお、F

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

ORSEEABLE CASES（FC）については。自分としては依然関心あるも。自分の上しは問題をILLUSTRATEする必要性はわかるが。対象を限定化することとなつて不都合であるということで反対している。いずれにしてもFC問題の交渉過程で当然にかおを出すこととなる問題であり。この段階でFCに固執する必要はないと思つている

2。日米合同委の際の貴大臣及び総理とロジャース長官との会談に際して「ロ」長官はダレス長官の如く。自分の手で紙にえんぴつを持つてせつしようするタイプの人間ではないので。上記貴大臣とマイヤー大使とのせつしようで予めじゆう分なつめを行なつておいていただく必要があろう。合同委のカウンターパーツ会談に際しては。ケネディ長官はフクダ蔵相に対してオキナワ返かんに伴う財政的側面の問題を提起する予定である（もつとも。ケネディ長官の出席は未決定である）。米側としては本件につきどのようなアプローチをするか未だ申し上げる段階にないが。予備資料等事前に提供することとしたい。ロジャース長官をはじめ合同委米側出席者は討議内容をテキストに基づいてよみ上げる式の型にはまつた会議はにが手であり。そのようなことで米側出席者が本件会議に対するきよう味を失うと今後の合同委開催に悪影響を及ぼすこととなるので。形式

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

的な会議の取り運びはご如才ないことながら極力回避されることが望ましい（右に対し当方より、日本側関係は日加関係会議の経験をつんでいるので、自由かつ達な会合とすることに日本側としてもなんら異存ない旨を述べておいた）

3。以上の段取りのほか、米側としてはオキナワ返かん問題を担当する者を近く任命する予定にしている（冒頭貴電参照）。同人は主として東京においてマイヤー大使を補さすることとなる

4。安保協議委員会（ＳＣＣ）は７月中旬に開催したく、マイヤー大使は赴任の途次マツケイン司令官と右開催につき既に相談している。ＳＣＣでは（1）在日米軍基地の問題、（2）極東情勢についての意見交換、（3）対ソミサイル交渉についての説明を行なうことではどうかと私見として考えている。オキナワの問題をＳＣＣの席上でとりあげることは必ずしも適当ならず、またがくやうらのせつしようも（1、及び3、との関係上）果していかがかと思われる。対ソミサイル交渉についてはＮＡＴＯ諸国にも説明することとなつており、日本側に対してはＳＣＣの場を借り、スミス軍縮庁長官若しくはその代理者を出席せしめて説明することが安全保障の問題についての日米そう方の関心を示す上で望ましいと思われる（右に対し当方より、本

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

件第三議題については、米側の考え方が固まり、提案が行なわれた上で日本側として検討することとなるが、対ソミサイル交渉につきＳＣＣで取り上げることが適当かどうか、これまでのＳＣＣのかん例、出席者のかお触れ等にかんがみ疑問がある旨一応指摘しおいた）

5、8月に入つてからオキナワ問題につき在京大使を補さのため軍事専門家を派遣することが考えられる。また軍人のほか法律専門家を含むオキナワ問題担当チームを東京に常駐せしめることも一つの構想となつている。これらの構想は未だ思いつきの段階であるので、もう少し具体化の目途がついて改めて日本側に連絡したい

6、安保事務レベル協議（ＳＳＣ）は開催するとすれば8月中旬以降であり、ＳＳＣでオキナワ問題を取り上げることも上述1、3及び5にかんがみ不要と考える（なお、24日夜、えん席においてナツター次官補はオオカワラに対し、必ずしもＳＳＣに関連するということでなく、8月になれば訪日が可能になるものと考えている旨述べた由）

(7)

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

二極秘

特

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣官房 外務次官 外務次官 儀官 典房 審審長長 儀書文会営給

総人電厚計

国資長	参調析
領移長	参領旅移
ア長	地中東二 北東一西
米長	参北北二保
中南審	参一二
欧長	参西東一洋 西東二
近ア長	参書近ア
経長	次総経国万一 参貿統国三
経協長	参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

総番号（電）2 7 7 7 0　主管

69 年 6 月 27 日 21 時 15 分　米国　発
69 年 6 月 28 日 10 時 31 分　本　省　着　米局長

外務大臣殿　下田大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ問題（ジョンソン次官内話）

第1981号　特秘　至急

27日ジョンソン次官は往訪のオオカワラ参事官に次のとおり述べた趣（フイン部長同席）。

1. 貴大臣御訪米に際しては広はんに一般論を討議し、その結果をよろこんでいるが、今後はマイヤー大使に訓令を発出し、「コミュニケ」の問題を中心にして日米のせつしょうを進めたい。コミュニケ日本案につきさらに明確化を求めるとともに、コミュニケの解釈を明らかにする秘密文書の交かんの適否等についても検討を加えることとしたいが、せつしようの中心課題は「コミュニケ」案の作成であると考えている。コミュニケ米側案の内容について、即ち、いかなる事態にいかなる地域に向け戦闘作戦行動に出るかにつき具体的には未だなんとも言えないが、広はんな地域（WIDE AREA）を米側として希望していることは御承知のとおりであり、韓国、台湾ならびに米兵がいる限りのヴイエトナム等を包含するものである。他方、核の扱いも未解決な重要問題として残つている。

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

2。（当方より。貴大臣訪米の際日本側から強調したとおり。国会の承認を必要とするかつこうで合意に達することは絶対に避けるべきであり。また地域的にはわが方案にあるとおり韓国の場合を除き。日本側としては国内的に極めて問題である旨説明したのに対し）貴大臣が「事前協議」はＮＯを意味するものでなく。日本側に信を置くようにと述べられたが。米側としてもオキナワの基地を日本に無意味な戦争にまき込むような無責任なし方で使用しない点を日本側におかれて信用してもらいたい。日本政府の気持としてはＹＥＳであつても。この地域にある米軍を支援することにつき日本側に拒否権を与える如き形の解決では米国政府としてはＰＲＡＣＴＩＣＡＬＬＹに問題があるのみならず。議会をはじめ国内に説明がつかないこと御承知のとおりである。従つて双方満足のゆく解決に到達するためにあらゆる努力を払うべきであるが。これに至る道は極めて厳しいものと感じている。なお米側としても秘密文書を作成するのは万止むを得ない限り回避すべきものと考えている。

(3)

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

大政事外外儀官
務務 典房
次次
臣官官審審長長
儀書文会営給

総人電厚計

国資長	参調析
領移長	参領旅移
ア長	参地中東二 北東一西
米長	参北北保
中南審	参一二
欧長	参西東洋 西東二
近ア長	参書近ア
経長	次総経国万 参貿統国三
経協長	参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

総番号(TA) 28304 主管
69年 月1日20時10分 米国 発
69年7月2日09時30分 本省 着 米局長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題(ハルパリン内話)

第2018号 特秘 至急

往電第1981号に関し

1日ハルパリン補さ官はオオカワラ参事官に対し次の通り述べた由(アサオ同席)。

1、オキナワ交渉の大綱(GUIDE LINES)は2回にわたる国家安全保障会議の議を経てアイチ大臣訪米の直前に決定された。今週中に国家安全保障会議の下部機構たるREVIEW GROUP(UNDER SECRETARIES会議ともいわれ、キシンジャー大統領補さ官を議長として関係各省次官により構成されている)の会合を開き、前記大綱に則りアイチ大臣訪米中の討議内容を加味し、交渉に関する訓令を作成し、今週末にもマイヤー大使あてに同訓令を発出することになろう。

2、前記訓令の発出により7月末の日米合同委までにオキナワ交渉は核心を触れた進展を見せることを期待している

3、共同コミュニケの他、事前協議に関する日米両国間の了解を例えば議事録の形式で文書にしておくことが望まし

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

い。かかる文書を米議会にそのまま提示する必要はないが、議会の納得を得るにはかかる文書の存在が必要である（当方より国会承認を要する特別取極を結ぶことは絶対に避けたい旨強調しておいた）。

4、米軍出撃の対象地域としては韓国、台湾及びベトナムが考えられる。何人も1972年までにベトナム戦争が終結することを望むものであるが、同戦争の続いている限り大統領としてはベトナムを対象地域から外すことを約束し得ない。フィリピンにも米軍は存在するが、同国にオキナワより米軍が出撃を要するような事態が起るとは考えられない（当方より、韓国の場合はまだしも、他地域、特にベトナムのためにオキナワが戦闘行動の基地として使用されることにつき国民の支持を得ることはB52の例からみても極めて問題が多いと説明しておいた）。

5、軍部は依然としてオキナワ基地の現行機能を害することには反対している。国防省国際安全保障局の同省内外における発言権低下に反比例して制服の発言力が強まったことは事実であるが、ニクソン大統領は世上いわれている程制服のいい分に何でもみみを傾けるわけではなく、十分議論をつくした上で高い立場から政策の決定を行っている。オキナワ問題を軍事面のみならず、政治面でもじゆく知し

(2)

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

電信写

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

しているアンガー中将が続ばくで同問題を担当する第5部長の職にあることは日本側にとり望ましいことではないかと思う。

(3)

(3)

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
まで
8 部の内
1 号

四四・七・十二

（米側質問Ⅱに関する見解）

一　共同声明案の前提

(1)　返還後の沖縄における米軍基地の問題に関し、日本政府が特に重視している点は、次のとおりである。

(a)　本件は、日米安保条約及び現行の関連諸取極のわく内で処理されるべきこと。したがつて、日米間において、国会の承認を要する特別の取極を必要としないこと

(b)　本件のために、日米間においていかなる秘密取極も必要としないこと

(2)　第六条の実施に関する交換公文に定める事前協議についての日本の行

秘密指定解除
大臣官房総務課

政府と国会との関係に関する日本政府の considered opinion は、要約すれば次のとおりであり、るい次の国会における政府答弁もこの見解に基づいてなされている。

(a) 事前協議が行なわれる事態とは、日本にとつては、とりもなおさず、自国の安全に関する重大な国家利益を左右する政策決定を要求される場合といえよう。かかる場合日本政府の最終的判断は、政府の憲法上の責任に照らしても、当然に具体的ケースに基づき行なわれるべきものである。かりに、政府が、事前協議の際に考慮に入れるべきすべての要因（予測や定義が困難なものを含む。）を検討せずに、一定の仮定の下に日本政府がとるべき態度につき対外的コミットメントを行なうとすれば、想定される事態に関する限り、交換公文により日本政府

秘密指定解除
大臣官房総務課

が留保している最終的判断の権利を放棄するに等しいので、これは、国会の承認を要する特別の取極をなくしてはならない。

(b) 他方、具体的ケースについての政府の諾否の最終的判断の権利が実質的に留保されていさえすれば、行政府が、特定の予想される事態に対する評価ないし認識を述べることは、行政府の有する正常な権限の範囲内の行為であり、国会承認を得べき特別の取極なくして行ないうることである。

共同声明案の第二項は、日本政府が極東の諸国の安全と日本の安全との関係に関する「認識」を確認し、「日本政府のかかる認識に照らせば」うんぬんと述べており、特に、共同声明案に添付された韓国に関する日本政府の立場の表明のペーパー（以下「韓国に関するステートメント」

秘密指定解除
大臣官房総務課

米側に安心をよぶるため

という。）は、「日本国の安全に重大な影響を及ぼすものであるとの日本国政府の基本的認識を明らかにし、、、、、事前協議に対して日本国政府がとるべき態度は、かかる基本的認識に立つて決定される」と述べている。これらの文言は、前記見解の(a)の制約のわく内で、その(b)に従い、日本政府が、極東の諸国の防衛のために不可欠な米軍の戦闘作戦行動のための日本国内（返還後の沖縄を含む。）の基地の使用を事前協議制により不当に制約しようとの意図を有するかのごとき印象を第三者に与えることを避けるため、行政府として法的に述べうる最大限を表現することを意図したものである。

(3) 韓国に関するステートメントは、日本政府の責任ある者が国会における発言等適当な方式により日本国内において行なうことを予想したもの

秘密指定解除
大臣官房総務課

であり、共同声明の一部をなすものとして起草されたものではない。韓国に対する武力攻撃の場合も、極東の諸国の安全に対する日本政府の認識に関する共同声明の部分に含まれており、ただ、朝鮮半島における緊張が続いているときに、韓国に対する potential aggressor が、日本政府の態度を誤解することがないようにしておく必要があること及び一九六〇年の了解との関係から、別途の取扱いをせんとするものである。韓国についての特記を共同声明に含めることは、極東の他の諸国の防衛のための米国のコミットメントが、韓国に対するものと比較してより弱いものであるかのごとき印象を共同声明を読む者に与え、これらの諸国と日米両国の外交関係に好ましくない影響を与えるおそれがあるのみならず、これら諸国の防衛に対する自由諸国側の意図を誤解せしめるおそれ

秘密指定解除
大臣官房総務課

があろう。

二　（米側ペーパーⅡ・Aに関し）

韓国に対する「武力攻撃」とは、国連憲章第五十一条及び日米安保条約にいう武力攻撃と同一と解しており、韓国に対して一国（北鮮政権を含む）の組織的、計画的な武力の行使が行なわれる場合を考えているものである。したがつて、韓国に関するステートメントにいう「韓国に対する武力攻撃」は、一方において一九六〇年の了解における事態を含むものであるが、他方においてブエブロ号、Ｅｃ121に対し北鮮のとつた行動のごときもの自体を含むものではない。後者のごとき場合において、米軍が日本から行なうsearch and rescueの行為自体は、日本からの戦闘作戦行動とは観念されず、また、事態の発展が米国に対する武力攻撃と認められ、これに対処す

秘密指定解除
大臣官房総務課

る自衛権発動としての米軍の行動が行なわれる場合には、事前協議のたてまえが維持される限り、かかる行動を不当に制約することは日本政府の意図するところでない。

三　（Ⅲ・Bに関し）

前記一(2)(a)にかんがみ、韓国に対する武力攻撃発生の場合に事前協議が行なわれるたてまえを放棄することは法律的にはできない。しかしながら、そのような場合の事前協議に対する日本政府の立場は、共同声明案の第二項にいう「認識」及びこれに含まれている韓国に関するステートメントにいう「基本的認識」を基礎とする以上、日本政府の回答が、米国政府の期待する性質のものであろうことは容易に想像されるところであろう。

四　（Ⅱ・Cに関し）

秘密指定解除
大臣官房総務課

韓国に関するステートメントは、一九六〇年の了解が予見する事態をカヴァーするものである。厳密にいえば、前者は、後者が予見する事態よりも緊急度が低い場合をもカヴァーする点で、その範囲が広い。日本政府は、いかなる場合でも事前協議が行なわれるたてまえと効果的な軍事行動の必要性とが両立しうるように、迅速な事前協議の行ない方に関し、米国政府と十分協力する用意がある。したがつて、一九六〇年の了解は、今後は存在しないものとして取り扱うこととしたい。

秘密指定解除
大臣官房総務課

五　（Ⅱ・Dに関し）

(1)　共同声明案第二項の表現の前提は、前記二(2)のとおりであり、事前協議の適正な運用が行なわれれば、極東の諸国の防衛のために不可欠な米軍の戦闘作戦行動のための日本国内の基地の使用が不当に制約されるようなことはないというのが日本政府の見解である。また、安保条約第四条に基づく協議が緊密に行なわれるならば、事前協議も円滑に運用できると考える。

(2)　なお、極東に所在する米軍は、極東の平和・安全の維持の重要なない手であるが故に、その safety は、日本政府にとつて not a matter of small concern であることは論をまたないところであるが、あらかじめ包括的に米軍支援の戦闘作戦行動に対する同意を与えることは法

秘密指定解除
大臣官房総務課

的に不可能である。さらに、安保条約第六条は、米軍による日本国の基地の使用目的を「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」と定め、「極東に所在する米軍」という概念による捕え方をしておらず、日本政府としても従来からの国会答弁においてこのような捕え方による説明をいつさいしていない。

六　（Ⅱ・Ⅲに関し）

台湾の安全は、共同声明案第二項にいうとおり、日本国の重大な関心事であるが、他方、韓国の場合と異なり、現実の問題として、米中間の直接の対決なくしては不可能な台湾に対する武力攻撃の発生の可能性は少ないものと考えている。

秘密指定解除
大臣官房総務課

七　（Ⅱ・Ⅲに関し）

共同声明案にいう「極東」は、日米安保条約にいう「極東」と同意義に用いられたものであり、同条約にいう「極東」は、同条約締結当時、米国政府との了解の下に日本政府が一九六〇年二月二十三日に国会において示した統一見解に説明されているとおりである。右見解によれば、ヴィエトナムは「極東」に含まれておらず、極東の「周辺地域」に該当するものと観念されている。

なお、周辺地域と同条約に基づく米国の行動との関係について、同統一見解の次の項が明確に説明している。すなわち、「、、、、この区域（「極東」）に対して武力攻撃が行なわれ、あるいは、この区域（「極東」）の安全が周辺地域に起こつた事情のため脅威されるような場合、米国がこれ

秘密指定解除
大臣官房総務課

に対処するためにとることのある行動の範囲は、その攻撃又は脅威の性質いかんにかかるのであつて、必ずしも前記の区域に局限されるわけではない。」さらに附け加えれば、統一見解も述べているように「かかる米国の行動が戦闘行動を伴うときは、そのための日本の施設の使用には、当然に日本政府との事前協議が必要となつている」のであり、反面補給活動のための日本の基地の使用は事前協議の対象とならないのである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

SECRET

I. Nuclear Problems

The United States believes that nuclear weapons provide a very important military capability and deterrent against aggression; in the event of an East Asian emergency, their availability on Okinawa would be most important. We are giving the Foreign Minister's views on nuclear weapons most careful study and would appreciate any comments he may wish to make on the paper which Secretary Rogers gave him June 3.

II. Conventional Use

The draft joint communique to which the Foreign Minister referred on June 4 was a very helpful step forward. Would the Foreign Minister comment on the following questions:

A. What is meant by "an armed attack" against Korea?

B. The draft communique recognizes that an armed attack against Korea would seriously affect the security of Japan. What is meant by "such recognition would form the basis on which the Japanese Government would determine its position vis-a-vis prior consultation"?

C. What is the relationship between the communique language and the 1960 Minute concerning Korea?

D. The draft communique states the reversion of administrative rights over Okinawa "should be compatible with the effective discharge of international obligations assumed by the United States for the defense of countries in the Far East, including Japan." What relationship does this statement bear to the prior consultation formula? Also, during the Foreign Minister's Washington visit, Japanese representatives stated that US bases in Japan and Okinawa might be used freely in response to attacks on US forces wherever stationed in the Far East. Does the Japanese Government support this view?

E. Would not an armed attack against Taiwan seriously affect the security of Japan?

F. Is Viet-Nam included in the term "Far East" as used in the draft communique?

SECRET

秘密指定解除
大臣官房総務課

III. Other Issues

The United States is working out positions with respect to important related issues including financial questions and responsibility for local defense of the Ryukyus. In the near future, we will wish to discuss these and other important issues which may arise prior to November.

IV. Timing of Reversion

The United States would want to work out general understandings with the Japanese Government before a date for reversion is agreed upon. There are many complex issues to be negotiated before reversion can take place and both sides may require that some flexibility be built into the decision on the date for reversion.

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
2部の内
1号

極秘

米国 北十一

共同コミュニケ米案の提示 記録
44.7.23
本参

22日午後オズボーン公使 平御向長を
来訪 本省よりの訓令に基く趣を以て

別添共同コミュニケ米側案を提示
するとともに当方質問に対し

11月任務訪米時の日米国の合意は
共同コミュニケの形によって纏め

られるものであり他に附属的な
合意文書は考慮されて居らざるを

述べた。
なお本公使はマイヤー大使は

本件米草案は自分が愛知大臣と詰合い
たる内容が十分加味されおらず

秘密指定解除
大臣官房総務課

日本側にて不満とするところなるべしと思われるも、華府に諮詢

し直す時間的余裕もなきを故、兎も角日本側に速かに提示

すべき旨を先に指示した旨述べた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

Draft Communique

The President the Prime Minister reviewed the status of the Ryukyu Islands and agreed that the mutual security interests of the United States and Japan could be accommodated within arrangements for the return of administration of these islands to Japan. They therefore agreed that the two Governments will enter immediately into consultations regarding specific arrangements for accomplishing the early restoration of these islands to Japan without detriment to the security of the area. Although determination of a final date for reversion will not be possible until negotiations are completed on the details, the two leaders agreed that every effort should be made to carry out the transfer of administrative rights in 1972.

The President the Prime Minister agreed that upon reversion of the administrative rights over the Ryukyu Islands to Japan, the Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States and Japan and its related arrangements would apply to Okinawa. They were also of the view that the presence of US forces and their equipment in the Ryukyu Islands make a major contribution to the security of the Far East and to the defense of Japan. The Prime Minister stated that the United States would therefore be granted continued use of its current military facilities and areas in the Ryukyu Islands unless otherwise mutually agreed. The Prime Minister also agreed that it was in the interests of Japan that the deterrent capability of the US military forces on the islands should in no way be diminished by reversion.

In this connection, the President and the Prime Minister carefully reviewed the security situation in the Far East. The President and the Prime Minister affirmed the recognition of both their Governments that the peace and security of Japan could not be adequately maintained without peace and security in the Far East and, consequently, the security of countries in the Far East was a matter of serious concern for both Governments. In their review of the security situation in the Far East, the President and the Prime Minister thoroughly considered possible threats to peace in the area. The Prime Minister stated that his Government fully recognizes the continuing obligations of Japan to facilitate the support of United Nations forces engaged in any United Nations actions in the Far East, which it assumed in the Exchange of Notes signed at San Francisco on September 8, 1951 and reaffirmed in the Exchange of Notes signed at Washington on January 19, 1960. It was agreed that this

秘密指定解除
大臣官房総務課

obligation had particular relevance to the situation in the Republic of Korea where United Nations forces are still stationed. The Prime Minister also made clear the basic recognition of his Government that an armed attack against the Republic of Korea would seriously affect the security of Japan, and that on the basis of this recognition and the Exchange of Notes above referred to the GOJ will, under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security, agree to the use by US armed forces of facilities and areas in Japan (including Okinawa Prefecture) to meet an armed attack against the Republic of Korea.

It was further agreed that threats to the peace which would require similar action by the two Governments could arise in other areas in the Far East, particularly in the area of Taiwan and in Southeast Asia. The Prime Minister made clear the basic recognition of the Government of Japan that an armed attack on United States forces in the Far East or an armed attack in an area of the Far East which would require the United States to carry out its obligations for the protection of its own forces or the defense of countries in the area would also affect the security of Japan. Accordingly, this recognition forms the basis upon which the Government of Japan will agree, under the Treaty of Mutual Cooperation and Security, to the use of facilities and areas in Japan (including Okinawa Prefecture) for military measures required to deal with such an attack.

The Prime Minister stated the intention of the Government of Japan following reversion gradually to assume the same responsibility for the immediate defense of what will then be the Prefecture of Okinawa as it has for the defense of other areas of Japan.

The Prime Minister and the President agreed that the United States-Japan Security Consultative Committee should expand and deepen its consultative functions in regard to the defense situation in the Far East in order to assist both Governments in the discharge of their obligations under the Treaty of Mutual Cooperation and Security.

The President and the Prime Minister also agreed that with the assumption by the Government of Japan of complete responsibility for the welfare of the people of the Ryukyu Islands and with restoration of full authority over the Ryukyu Islands to the Government of Japan, the Government of Japan will equitably compensate the United States for United States assets and expenditures in the Ryukyus according to formulas of valuation to be agreed upon.

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
8部の内
7号

四四・七・二四

共同声明米案に対する日本側見解

共同声明において取り上げるべき事項についての日本側見解は、別途適当な機会に述べることとしたいが、米案の考え方に対する日本側見解は、次のとおりである。

なお、わが方コメントの基礎をなす考え方は、既に七月十六日付ペーパーにおいて詳細説明したところであるので、米側がこれら日本側見解に十分の考慮を払い、双方にとり満足しうる解決をもたらすにその立場を再検討されることを切望する。

一　基本的問題に関するコメント

1　沖縄に対する安保条約体制の適用

秘密指定解除
大臣官房総務課

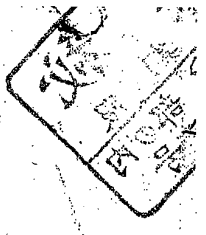

米案は、安保条約及び関連取極の沖縄への適用を定めているが、日本側は、これら条約及び取極が「そのまま」適用され、適用にあたりなんらの追加的取極を必要とせざるべきことをきわめて重要と考えるものである。

2 核

米案は、米軍及び「その装備」の沖縄における存在が極東の安全及び日本の防衛に貢献することと大なる旨を述べ、米軍の即止能力が迅速によりいささかも削減されざるべきことを述べているが、既にしばしば明らかにしたとおり、核兵器の存在を認める解決は日本にとり受諾の余地なきことを強調せざるをえず、沖縄基地の効果的機能の必要性及び今後の日米関係一般に及ぼ

秘密指定解除
大臣官房総務課

すべき影響に鑑らし、日本側立場に対する米側の深い理解を期待してやまない。

3　施設・区域の使用について

米案第三項及び第四項は、「日本政府が安保条約（その条項）に基づき、、、、、米軍による在日施設・区域の使用に同意する」旨を定めているところ、行政府としては、事前協議制度に基づき担保されている最終的判断の権利を放棄することは許されず、たとえ事前協議の手続を踏むことが明記されようとも、職務作職行動のための施設・区域の使用につきかかる事前の同意を与えることは、国会の承認を要する特別の取極をくしては行ないえないものであることは、七月十六日付ペーパーにおい

秘密指定解除
大臣官房総務課

て詳細に説明したところであり、他方かかる困難があるからこそ日本側においては、基本的認識を述べることによりその意のあるところを表示せんとしたものであることを想起ありたい。

なお、米案は、「武力攻撃に対処するための施設・区域の使用」（第三項）あるいは、「武力攻撃に対処するために必要な軍事施設のための施設・区域の使用」（第四項）一般を事前協議との関係で取り上げているところ、基地としての施設・区域の使用との関連で事前協議を要するのは、戦闘作戦行動のみであり、非戦闘作戦行動は自由にとりうることに注意を喚起したい。

4　個個の国に対する言及

秘密指定解除
大臣官房総務課

米案第三項及び第四項のごとく、個個の国に対する言及を行なうことは、既に七月十六日付のペーパーのI(3)において述べた諸般の考慮から適当ではない。

二　その他のコメント

(1)　返還の時期（米案第一項）

「詳細」についての交渉が完了するまで、返還時期は確定できないとのことであるが、「詳細」とは、返還協定を意味するか。

(2)　在沖縄施設・区域の継続使用（第二項）

法律上の手続としては、沖縄において米軍が使用している施設・区域の返還後の継続使用は、安保条約及び関連取極（具体

秘密指定解除
大臣官房総務課

的には施設協定）に従つて認められるものであることを想起されたい。

(ii) 吉田・アチソン交換公文（第三項）

吉田・アチソン交換公文の効力の範囲を定めた岸・ハーター交換公文は、「（安保条約に）関連する諸取極」の一としてその中に含まれているものであり、かつ、岸・ハーター交換公文第3項により、国連統一司令部の下にある米軍の日本からの戦闘作戦行動のための施設・区域の使用も事前協議に服することが定められているので、共同声明米案第3項のコンテクストにおいて、前記の両交換公文に特に言及する意味がないと考えられる。

秘密指定解除
大臣官房総務課

なお、米案によれば、吉田・アチソン交換公文は、特に韓国についてもあてはまるものとされているところ、同交換公文は、岸・ハーター交換公文に照らしても、韓国については、のみあてはまるものであることは明らかであろう。

(ロ) 台湾及び東南アジア（第四項）

(イ) 前記1.で述べた基本的問題のほかに、米案第四項第一文と同項第二文以降との関連が明らかでない。

(ロ) 「東南アジア」は、「極東」の統一見解上、フィリピンを除いて極東に含まれておらず、安保条約・関連取極の適用上独立の観念として一定の取扱いをなしえない。

(ハ) 米軍支援の行動（第四項）

秘密指定解除
大臣官房総務課

米軍支援のための行動を独立の観念としてとらえ、一定の取扱いをなすことは、七月十六日付ペーパーV(2)に説明したとおり、現行安保条約の基本精神になじまない。

(6) 安保協議委員会(第六項)

米側は、基本的には有益な示唆であるが、具体的に米側がどのような考え方を有しているかにつき説明を得たい。

(7) 在沖縄米軍直等について

米側が、補償を求める「在沖縄米国軍隊及び支出」の性質及び実体についての明確なはあくなくしては、日本政府が、[illegible]すべしとの原則に賛否を述べうる立場にない。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
10年部の内
史8号

SECRET

(July 24, 1969)

Joint Communique: Comments on the U.S. draft

The present paper sets forth Japanese comments on some of the substantive points contained in the U.S. version of the draft communique though the Japanese side wishes to defer until a later occasion its further comments on other subject matters to be dealt with in the communique in connection with the question of reversion of Okinawa.

It is our wish that, with a view to finding a mutually satisfactory solution, the U.S. side give further thought to its position by taking into full consideration the basic views of the Japanese Government which are contained in the paper dated July 16, 1969, and on which the present paper is also based.

I. Comments on basic issues

1. Application of the Security Treaty to Okinawa

Although the U.S. draft simply states that, upon reversion, the Security Treaty and its related arrangements would apply to Okinawa, it is in the view of the Japanese Government a point of considerable importance that the Treaty and its related arrangements would apply "intact" (that is to say, with no modification) to Okinawa, requiring no additional arrangements in their application.

秘密指定解除
大臣官房総務課

2. Nuclear weapons

The U.S. draft refers to U.S. forces in Okinawa and their "equipment" as making a major contribution to the security of the Far East and to the defense of Japan and goes on to state that the "deterrent capability of the U.S. military forces on the islands should in no way be diminished by reversion." Yet, as has been made clear on a number of occasions, any solution that would recognize the existence of nuclear weapons in Okinawa leaves no room for its being accepted by the Japanese side. In view of the need for effective functioning of U.S. bases in Okinawa and also of the effects the question might have on the overall relations between Japan and the U.S., a clear understanding by the U.S. side of the Japanese position on this matter is essential.

3. Use of facilities and areas

It is stated respectively in the third and fourth paragraphs of the U.S. draft, in similar but not in identical terms, that the Government of Japan will agree, under the Treaty of Mutual Cooperation and Security, to the use by U.S. forces of facilities and areas in Japan for certain specified purposes. Detailed explanation, however, was given in the paper dated July 16, 1969 that the Government

秘密指定解除
大臣官房総務課

cannot properly renounce the right of final judgement reserved by it through the prior consultation system and, therefore, no prior consent could be given, without a special arrangement requiring Diet approval, to the use of facilities and areas for military combat operations even if the formalities of prior consultation would have to be gone through. On the other hand, it is also to be recalled that precisely because of this difficulty, the Japanese draft meant to express in the clearest possible terms the intention of the Japanese Government by referring to its basic recognition.

Although, in connection with prior consultation, the U.S. draft refers to the purpose of the use of facilities and areas in Japan in such general terms as "to meet an armed attack....." (third paragraph)and "for military measures required to deal with an armed attack" (fourth paragraph), attention may be called to the fact that prior consultation on the operational uses of facilities and areas is required only with respect to "military combat operations" while non-combat operations can be freely undertaken from Japan.

4. Reference to individual countries

Reference to individual countries, as is made in the

秘密指定解除
大臣官房総務課

third and fourth paragraphs of the U.S. draft, is not considered appropriate in view of the considerations already given in paragraph I.(3) in the paper dated July 16, 1969.

II. Other comments

1. Date for reversion (para. 1 of the U.S. draft)

When the U.S. draft states that "determination of a final date for reversion will not be possible until negotiations are completed on the details," does the word "details" refer to the contents of the agreement on reversion to be concluded?

2. Continued use of facilities and areas in Okinawa (para.2)

It is to be recalled that, as a matter of legal procedure, the continued use by the U.S. of its facilities and areas in Okinawa after reversion is to be authorized in accordance with the Security Treaty and its related arrangements (in particular, the Status of Forces Agreement).

3. The Exchange of Notes of September 8, 1951 (para. 3)

The Exchange of Notes of January 19, 1960, which provides that the Exchange of Notes of September 8, 1951 will continue to be in force, is included among the arrangements when referred to as "the Security Treaty and its related arrangements." Furthermore, under the terms of paragraph 3 of the former Exchange of Notes, the use of facilities and areas

秘密指定解除
大臣官房総務課

by the U.S. forces under the Unified Command of the United Nations is made subject to prior consultation. Thus, it is difficult to find any significance, within the particular context of the third paragraph of the U.S. draft, in making special reference to the above-mentioned Exchange of Notes.

Another point to be made in this connection is that while the U.S. draft refers to the Exchange of Notes of 1951 as having "particular relevance" to the situation in the Republic of Korea, the said Exchange of Notes is relevant only to the situation in the Republic of Korea. This should be all the more clear if both Exchange of Notes are read together.

4. Taiwan and Southeast Asia (para. 4)

(a) Apart from the basic point already made in paragraph I. 4 above, the meaning of the first sentence in relation to the rest of the paragraph is not clear.

(b) According to the official definition of the term "Far East," "Southeast Asia," aside from the Philippines, is not included in the Far East and, therefore, cannot be treated as a legally meaningful concept in the application of the Security Treaty and its related arrangements.

秘密指定解除
大臣官房総務課

5. Action for the protection of U.S. forces (para. 4)

As explained in detail in paragraph V. (2) of the paper dated July 16, 1969, a concept such as military action specifically to deal with an attack on U.S. forces outside Japan does not properly fit in with the basic legal framework of the present Security Treaty.

6. Security Consultative Committee (para. 6)

The suggestion contained in the U.S. draft is basically a useful one. It would be appreciated if the U.S. side could further elaborate its ideas on the subject.

7. U.S. assets and expenditures in Okinawa (para. 7)

Without clear knowledge of the character and contents of "United States assets and expenditures in the Ryukyus," the Japanese Government is not in a position to give its views on the principle to "equitably compensate" the U.S. for such assets and expenditures.

秘密指定解除
大臣官房総務課

特秘

大臣 下田大使 条局長 アメリカ局長
次官 条参 参事
事務代理 条々長 朱北一長
赤谷

2.(3)に訂正する。

コピー在米大へ

国軍 [illegible]

沖縄返還問題に関する愛知大臣・マイヤー大使会談

44. 7. 26
朱北一長

7月26日 午前11時より午後0時30分まで行なわれた本件会談概要下記のとおり。出席者 大臣、事務アメリカ局長、赤谷審議官(通訳)、千葉北米第一課長、大使、ポーン公使、ウィッケル通訳官(記録)、場所は白金公邸、なお対外的には一切伏せてある。

記

1. ガスおよびUSCAR乱入問題
2. 3大問題
3. 地域の問題
4. 米軍保護と日本のASSURANCE
5. その他

1. 在沖縄ガス兵器および学生のUSCAR乱入問題

大臣より米側がガス兵器撤去を早急に決断され感謝しているが、にもかゝわらず暴力学生のUSCAR乱入事件

秘密指定解除
大臣官房総務課

が起り、施政権がないとは言え我々としては大変申訳なく思っているを述べたのに対し、大臣より、ガス兵器撤去の措置は日本の立場を考慮して行なったものなること、一般にBC兵器についての準備が米はじめわちこちで盛になった結果、非常にSOPHISTICATEDなものとなり、相手方の抑止、または不一致への破壊能力として若干のガス装備の必要性が認識されたのは喜ばしいことを述べ、大臣から注意ターゲ軍縮委での英国提案、ウタント国連事務総長の1925年の仕様書批准提唱についてはよく検討したいを述べた。

2. 沖縄返還に関する3大問題

(1) 大臣より米側共同声明案を落手し当方の考え方も書面で米側に手交してあることに言及し、考え方としては米側案に1972年がメンションされ、また安保条約及び関連取極の枠内での処理の考え方が具体的になっていること、さらには

秘密指定解除
大臣官房総務課

共同声明で～～～

秘密指定解除
大臣官房総務課

米国のコミットメント実施のみの行動地域である、と指摘したい。　さらに(ロ)については、米代表に対し

米軍保護支援能力が日本の拒否権によって減殺されるものではないことを明確に説明することが肝要であり、

特にベトナム戦争の米出征軍支援について極めて重大な問題であると述べた。

(3) 大臣より核問題は如何と質問せるところ大使は(ロ)の能力減殺問題の一環なりと答え、大臣より

この点は我方としても

~~大事な点として心得~~ている旨述べた。
重要な問題であると考え

?

3. 地域の問題

(1) 大臣より、吉田、アチソン書簡について合わせての当方の考え方を

述べれば、極東の範囲はフィリピン、台湾、韓国であり、その他は周辺地域として解釈されている。従って

東南アジアとかベトナムなどの地域名、国名を

秘密指定解除
大臣官房総務課

(共同声明に)書き入れることは、安保等級の枠を逸脱する印象を与え、同意出来ない。

極東とは「この地域が安全でなくてはならないので守られなければならない」部分であり、「この地域を守るために米軍が出来しなくてはならないこともある」部分はこれより広く、いわゆる周辺地域も当然含む。

勿論地域を限り微に入り細を穿って伴備し出すとキリがない(故意ならば極東にはクナシリ、エトロフが入るが棒太は入らぬ如し)ので、地域はどこかということを問題にし過ぎない方がよいと思う旨発言した。

(2) 大使より周辺地域とはどこか、日本はどんな義務を負えるかと質問、大臣より上述(1)の説明をくり返し、周辺地域はケースバイケースで決りどこどこと事らかじめ断言出来ぬと説明している旨答えた。

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

次いで大使より、然らば韓国、台湾、フィリピンへの攻撃の場合侵略への防御措置について日本の回答は肯定的だが、周辺地域はこれとは区別され、事前協議の結果回答は色々と異り得るのかと質問せるところ、オズボーン公使は当方呈示の極東の範囲の統一見解および1960年6月7日上院外交委でのバーター証言テキストをもとに、条約は極東につき述べているが、その外の地域は極東を覆蔵し得、よって日本政府は米国がこの覆蔵への対抗措置をとることを認めたが、周辺地域の定義なむつかしく、米国の措置はケースバイケースにシャスティファイされるを解説した。大臣より今自分が述べた所とバーター証言とは全く同じであり、地域については日米両国間に合意した定義があり、文書上右以上の表現

秘密指定解除
大臣官房総務課

をすることは無用の伴論を惹起し不得手なり、と述べた。

4. 米軍保護能力と自由側のASSURANCE

(1) 大使より、故ハーター長官が証言してからベトナム戦争という大きな事情の変化が起き、米兵多数の死傷は日内安論に多大の影響を及ぼしたところ、「日」長官が議会で「米国の米軍保護能力を放棄した」と批判されたら非常にむつかしいを述べた。大臣より、唯今御発言の点は第2の「拒否権」の問題に属するが、これは事前協議制の運用の問題で、沖縄地域に関しつつみ事前協議を行なう前から米側にフリー・ハンドを認めることでは、真の施政権返還とはならない。しかし両国首脳の合意を以て、結果においてYESを保証したとの同じ実質を保たせればよいのではないか、と指摘した。

(2) 大使より御話は分るしエンカレジングと思うが、「日」長官が

秘密指定解除
大臣官房総務課

議会に対して単に共同声明しか見せられず、「米軍保護能力を減殺した」と言われる身にもなって頂いた

上、同長官と基本的な問題点を話合って頂きたいと要望。大臣より法律的には主権の一部（たる事務協議の権利）を無条件で外国に渡せないが、総理が国民に対し、事務協議に際し、かくかくの場合にはYESと云う、否云わなければならないとの政策意図を明らかにする宣言（例えば国会を通して考え方を発表する形で）をすることは、日米間の取極ではないが実質的に権限移譲となり、米国の議会対策上も同長官を助ける意味で極めて有効と思うので、日本案では分けて書いた旨述べた。

(3) 大使より、右宣言は総理の訪米帰国後出されるかとの質問に対し、大臣は11月共同声明発表の際解釈的なものとして行なうのも一案と思うし、また大統領・国務長官へ口頭で約束してもよいと思うが、なお相談したいと述べた上、施政権が返還されてもあらかじめ無条件に権限を移譲することは国民感情に

秘密指定解除
大臣官房総務課

反するが、国の安全を守る責任者として、かくかくのことは行なうと米国にASSUREし、米国のプレセンスとその機能について米国に要請することは、総理として当然の責任と思う。これは主権国家の面目と、条約運用のASSURANCEとの結合の上で最終的妥協点を発見すること である旨述べた。

以上につき大使は大変参考となったと述べ、次いで大臣より以前より申上げている如く秘密の取極は何としても回避したく、防衛の必要性からもその方が抑止力を強化することとなろう、と述べた。

(4) 大使より日本側は主権の問題につき過敏でないか、米国は日本の主権の一部を放棄せよう、などとの考えは全くないと述べた。大臣より米側の文書に米国の軍隊又は軍人の支援という概念が正式に取上げられて来たが、これは従来の考え方と異り、その重要性は分るが、新しい概念の導入は国会等で攻撃材料となる惧が大であると述べた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

これに対し、「2」大使より半口としては自衛権の概念を国連の原則に基づいて導入することにより処理せんと考えた次第なる旨発言した。大臣よりこの点にも関連し16日と24日の日本側の両文書と、訪米時に手交した共同声明案と合せ検討されたいと要望し、大使はこれを了承した。

5. その他

(1) 大臣より9月訪ソに至る経緯を説明の上、訪ソの目的は北方領土、ソ連のアジア安全保証体制構想、及び安全操業の各問題等をソ連と話し合うことにあると述べた。

(2) 大臣より数日後に迫った日米貿易会議合同要員会につき何らか連絡事項なきやと質問、大使よりスタンズ商務長官に対し先回訪日の際の如き厳しいラインが日本側より出ないことを希望するが、自分からも同長官に対し新聞等に出る如き公けの場での対決応酬はなるべく

秘密指定解除
大臣官房総務課

避け、双方の意見を述べ合うのが望ましい旨行っておりたと述べた。（以上にて会談終了）

秘密指定解除
大臣官房総務課

大臣スミ
大臣秘書官
事務次官
森東伊

下田大使
条約局長
参事官
条約課長

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

極秘

愛知外務大臣・ロジャーズ国務長官
会談記録（沖縄問題）

昭和44.7.30
米北1

第7回日米貿易経済合同委員会出席のため来日のロジャーズ国務長官と愛知大臣の個別会談は7月30日午後2時半から午後5時半迄行なわれた。最初の約1時間半は大臣と長官及び通訳のみのtête-à-tête会談が大臣室で行なわれ（記録別途作成）、引続き約1時間15分大臣接見室にて要旨下記の通り沖縄問題についての会談が行なわれ（出席者リスト末尾参照）、最後の約15分間は原田運輸大臣以下の参加を得て日米航空交渉についての意見交換に費された（記録別途作成）。

秘密指定解除
大臣官房総務課

1. 法律面及び政策面

2. 国会、米国議会による承認の問題

3. ~~その他~~ ヴィエトナム 第2次大臣訪米

4. プレス対策

1. 法律面及び政策面

先ず愛知大臣より以下の通り6月以降の沖縄返還交渉をレヴィューした上で法律面、政策面に別けて日本側の立場を説明した。

6月訪米の際日本側から要望したのは(1) 1972年~~まで~~中の返還、(2) 安保体制の枠内での返還、(3) 核抜き、(4) 沖縄と本土が差別される結果とならぬようにして欲しい。の諸点でありこれが日本としての基本線なることは今更云う迄もない。ワシントンでの話合いの結果として、今後11月の

秘密指定解除
大臣官房総務課

総理訪米までに、(1) 文章でどのようにまとめるかを互いに研究する、(2) 沖縄返還に伴う財政的面を米側よりの資料提出をまって互いに検討する、(3) 沖縄の地域防衛をどうするかにつき必要に応じ話合うことになった。この三点の全部をカヴァーするものではないが、例えば共同コミュニケでどう表現するかにつき、外部に対しては一切存在しないことになっているが、日本側の案を出し、この程米側より受領したペーパーでこれに対する米側の対案、考え方がはじめて明らかにされた。マイヤー大使を通じてそれに対する日本側の意見も出し[redacted]てあるというのが現状である。

沖縄が日本の主権のもとにかえるということは、法律的には、憲法、法律、条約などで、一切本土と

秘密指定解除
大臣官房総務課

同様に適用され、安保条約についても何等新しい取極なしに沖縄に適用されるようにすべきである

ということである。具体的に云うと、事前協議に関しては、ある種の行動について予じめ全部米国の意志でやり日本の意志でやらなくてよいということになると、その部分のみ日本の主权から離れることになるが、それでは日本の主权の下に帰ってくることにならないから困る。（ロジャーズ長官よりNATOを見てもわかる通りこれ位のことでは主权がおかされたことにならぬと思うとの反論あり、大臣より現にある安保条約などを沖縄が帰って来るのだからそのまま適用し、新らしい条約、協定を作らないようにしようというのですから上記のようなことになる旨を説明した。）

秘密指定解除
大臣官房総務課

次に政治的にみて戦争を起す側は人智の限りを盡して、およそ考えられない方法で侵略にかかってくるであろうから、コンピューターのように凡ゆる場合を想定してどの場合はイエスとか、自由とか決めておくことは不可能である。

要するに法的にはイエス、ノーを云わせる協議をするという形にして欲しいが、運用面では実質的に両国の基本的な了解のもとに出兵ができるようにしたく、十分知恵をしぼれば話合いがまとまると思う。日本の最高責任者（即ち）が国民に対しこういう場合には事前協議を受けて出兵してもらわねばならないのだということを宣言することは日本側の措置として当然やれることであり、この辺で歩み寄りができないか（と）考えている。これを一方的な宣言

秘密指定解除
大臣官房総務課

でなく両国の協定で決めるということになると国会の承認が必要となるが、明年6月23日に最初の10年の期限の来る安保条約についてさえも自動継続が一番安全と考えられており、沖縄返還に関連して安保条約~~[illegible]~~（の体系に変更を加えたり）国会の承認を必要とするものはこしらえたくない。国会に説明すれば足りるものとしたい。もっとも返還協定そのものは（いずれ）国会に提出することとなろう。

2. 国会、米国議会による承認の問題

(1) ロジャーズ長官よりおよそ次の通り米側の基本的な場の説明があった。米側としては第一に佐藤総理訪米前に何とかしたいという考えであり、第二にこの問題が日本側にとり大きな政治問題であり沖縄と安保の関係もあるということも十分判って

秘密指定解除
大臣官房総務課

いる積りである。他方米側においては議会との関係で次のような心配がある。

(イ) 共同コミュニケは意図の宣言(declaration of intent)であるが国会に出されて disapprove されることもあるというのに(註. この点長官は多少誤解しているふしあり、後出の議論参照)、米国政府としては沖縄問題の中心は自己の内手続上行政協定により処理せんとするのであるから米国議会の方は act on できない。これでは困るから行政協定でなく上院の承認を要する正式の条約でやるべしとの意見が出てくるかもしれぬ。

(ロ) 特に核の貯蔵については、沖縄基地のアジア諸国を保護するのに役立っており、核の撤去は批判を受けるかも知れない。これら諸国が米国の核の傘に依存しているのにかんがみ、

(ハ) さらに重大なのはヴィエトナム戦争があることで、現に戦争が行なわれているアジアの安全保障に沖縄は心臓部的

秘密指定解除
大臣官房総務課

役割を果しており米国も多額の費用を投じた基地、その使用継続の保証を与えられずである。それにも拘らず戦争中であるのに米国が戦争遂行の為、日本がvetoを持つようになるというのでは一等に沖縄が航空拠点出来地なる行政府は議会から何故そのような権利放棄に応じたのかとの批判を受けるであろう。大政治問題となる

(二) また1972年は大統領選挙の年に当り、この年に沖縄返還を行なうのは問題であるが、更に同年に上院の承認を要する条約の形式となれば困難は一層増大するであろう。

米側としては以上の批判を避けるためにどうすべきかを考える必要があり、米国民に対し沖縄返還は戦争終結までのヴィエトナムに関し、また朝鮮、台湾に関し沖縄基地使用についてのveto powerを日本に与えるものに非ずとのassurance を与える必要がある。

秘密指定解除
大臣官房総務課

もっとも二、三年のうちにはヴィエトナム戦争が終了していることを希望する。

(2) 「ロ」長官の以上の発言に対し大臣より

(イ) 問題は法制的にはvetoの権利を残しておいて実質的にはassuranceを与えられないかであるが、

(ロ) 念のために申すと共同コミュニケは国会にかけないものであり日本側提案の表現なら国会にかからないと述べた。長官はこれに対し共同コミュニケの内容がoperativeになる前には国会の承認を要するであろうから、米国議会にも提出せよということになるかも知れぬと述べ、下田大使よりその点は重光、小笠原の実績もあり心配ないのでは（返還協定の問題であるが）ないかと述べたが「ロ」長官はフルブライト議員等はそれが間違いであったとしており沖縄の重要

秘密指定解除
大臣官房総務課

性にかんがみ今度は楽観できないと述べた。

更に下田大使より、国会や議会の承認の問題は今度の総理訪米時の共同コミュニケについて起る問題でなくべきことを指摘したところ、「口」

（く、返還協定の交渉と詳細は1972年となり、それが国会が最上）

長官はそれなら何故日本側は国長（1971年）に対する宣言を共同コミュニケ中に折り込めないのかと質問した。これに対し東郷局長より共同コミュニケの米案ではコミットメントを入れてあるから国会に出さざるを得ない旨、更に大臣より両国間の合意により事前協議をすることにして日本側が保留してある权利を放棄することになると実質的合意となるから（そのようなものは）国会にかかる旨、従って合意ではないが一方的宣言をして、合意があるつもりで運用したい旨を説明した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(3) 「ロ」長官は米側同僚に対し、正式の条約により処理することとし上院に責任を預けるのも一方法なりと述べ、現在共同コミュニケで权利を放棄することには米側にも困難があると述べた。下田大使より米側には桑港平和条約の如く上院の承認を求める条約による方式と行政取極方式の二つのやり方の程度がありうが日本側には撰択の余地はない旨、但しこの問題は今年の問題でない旨述べた。

3. ヴィエトナム ~~[illegible]~~ 日ひ第2次大臣後米

(1) 「ロ」長官より、ヴィエトナムについて ~~何を云ってもら~~ は返還後も戦争が続いていたら出来の行うを

~~日本から~~ 今後なくてはならないのか

~~えるのか、返還時にも戦争が続いていたら事前協議に関しては事前の承認をもらえるものなりや~~

との質問あり、大臣より先刻コンピューター云々とは云ったが、~~[illegible]~~ このような問題の実質をもう少しつめて基本的な考え

秘密指定解除
大臣官房総務課

方をまとめていくほかない旨述べ、更に先日米側より受領したペーパー中の合同委員会の枠能強化との表現もsuggestiveであり、これをどういう風にwork outするか考えてみるべしと述べた。

(2) 「ロ」長官より総理訪米の時期も迫っているので日米間で更に積極的に話合いを続ける要があると述べたのに対し、大臣より9月15日が12日にワシントンで長官に会いたい旨申入れ、長官は12(金)、13(土)、15(月)日のどれかということにしておこうと述べた。その時までquiet diplomacyで表現の問題をつめていくことにつき日米双方合意した。

4. プレス対策.

若干の論点のすり合せの通り

報道関係者に対する説明ぶり次の通り

秘密指定解除
大臣官房総務課

とすることに合意された。

「今回の話合いにおいては去る6月はじめの愛知外務大臣の訪米の際日本側より米側に対して示した沖縄返還問題についての基本的な考え方に対する米国政府の基本的な考え方が示され、これを基礎にして友好的、かつ建設的な討議が行なわれた。また来る7月中旬に大臣と長官とがワシントンで会談すること、ほぼそれまでに双方の考えを煮つめるよう努力をすることが合意された。

なお今回の個別会談のはじめ約1時間半大臣と長官だけの会談が行なわれ、沖縄問題以外では貿易経済関係、アジア地域の発展途上国への援助、インドネシア問題、東西関

秘密指定解除
大臣官房総務課

係、中国問題、核拡散防止条約と軍縮委員会
における日本の役割、ヴィエトナム戦後の日米協力
(アジアにおける)
が取上げられた。」　以上。

出席者リスト.

日本側　~~米側~~

愛知大臣
牛場事務次官
下田駐米大使
東郷アメリカ局長
赤谷審議官(通訳)
大河原アメリカ局参事官
千葉北米第一課長
堂ノ脇アメリカ局調査官(記録)

米側

ロジャーズ国務長官
マイヤー駐日大使
ペダーセン審議官
オズボーン公使

秘密指定解除
大臣官房総務課

バーネット国務次官補代理

マクロスキー国務次官補代理

スナイダー駐日大使特別補佐官

ライン国務省日本部長

エリクソン在京米国大使館参事官

ウィッケル在京米国大使館書記官(通訳)

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
2部の内
2号

大臣 次元 無事 第一 北米一長 米六

(「追1の1」号 [illegible])
OIII-15

スナイダー公使と会談の件　44.8.5 米局長

8月4日 スナイダー公使と会談要旨次のとおり。

公使 — マイアー大使から米局長と話を進めるよう命を受けている。今月半過ぎには国防省代表も到着すべし。多分ウォーフル大使が来る。

本元 — 自分の見るところ重な問題が三つある。

第一は御承知の核兵器の問題である。

第二は我方は事務協議につき如何なる協会も予め諾の予約を与へることはできないと云うことであり、この点はマイアー大使もまだ充分分つておられぬ様見受けられる。

公使 — 然り。

本元 — 第三は地域の問題である。たまたま極東の範囲の定義があるが、非戦闘作戦行動については「極東」の内も外も自由であり、戦闘作戦

秘密指定解除
大臣官房総務課

行動は「極東」内も著しく事務協議事項である。
公博については米中の支持のconfrontationであり、事務協議以前の問題として日米等の協議あるべく、いきなり事務協議ということにはならないであろう。ヴィエトナム南爆は、初めから之を認めるかどうかということになると、全体の問題を徒にconfuseするから切離して扱いたい。実際的には返還後南爆継続を認めるか、返還を延ばすかの選択の問題となると考へるが、之が返還時でなく、今年の11月に何とかしなければならぬところに問題がある。何れにせよ南爆は特定の問題として切離して考へたい。
公使―核は依然極めてむつかしい。ニクソン大統領がtake another lookの用意あることは事実であるが、それは他の条件が之を可能なら

秘密指定解除
大臣官房総務課

しめればとえう条件付きである。半国は北鮮の行動に危惧を持っており、彼等の反応を考へなければならない。又日本が持込を要請する事態もあり得る訳である。ジョンソン次元はワシントンで有事持込に言及したと記憶するが、小笠原のケースは軍は極めて不満である。有事持込について何か更に考へられたか。

本元一之は考へれば考へる程むつかしい。恐らく持込みの事前協議とえうよりはoptionの事前協議とえうことになるのではないか。又使用とえうこととなれば戦闘作戦行動であるからそこでまた事前協議とえうことになるのではないか。

仮使一他の関係系と同種の問題を扱って

秘密指定解除
大臣官房総務課

いる例があるから参考に供すべし。先般の
学問 paper はどうか。

事務 — 北解に言及していないのを奇異に思っ
たが それ以上 我方からコメントのしようも
ないではないか。

公使 — もう一度読み直してみよう。—
台湾の場合が事実状態以前の問題がある
と云うのはその通りであるが、返還後は日本
も台湾巨くをパトロールすることになるのであ
り、台湾の安危は日本の利害に重要であると
認められるだろうから、現在と多少迎を異に
するのではないか。台湾で半中衝突すると
云うことは remote だと思うが、半国は現に
台湾防衛を条約上 commit していることを理
解して貰いたい。危険は remote だとしても武力

秘密指定解除
大臣官房総務課

不行実の米側提案を中共は受けていない。例へば日本側共同声明案の「根本治本の方針のため米国の負っている国際的義務」の中に米華兵器の義務も含むのであると云うような解釈についての議事録により出席の場合を救へないものか。

1972年にヴィエトナムが終っていれば誠に結構であるが、今後相互的に撤兵して行くか、事実上次第に収束して米軍がenclaveに移るようなことになるか、或は既存な米軍撤退の結果が出来るか、何れにしても南爆の継続或は中止後の再開と云うような事態が相当長く予想され、今後に困難なヴィエトナム就軍を沖縄返還により、より難いにくくすると云うことでは米側は到底妥協出来ない。

秘密指定解除
大臣官房総務課

本元 — その事情はだもであるが 南燦は前述の種類の問題として切離し 全般の問題につき話を固めたい。

公使 — 勅題の場合は大体に於て問題ないと了解している。

本元 — 残る問題は EC-121式の問題である。ECの場合は不幸にしてECは既に撃墜されてしまっており、次に来るのが search and rescue と retaliation であるが、前者は事前協議の対象外、後者は相手の飛行場を爆撃するというようなことなら相手方の意図や報復措置の implication 等判断の問題が入って来るから当然事前協議の諸点は留保されなければならない。又護衛に出て行ったものが相手から攻撃を受けて

秘密指定解除
大臣官房総務課

戦闘に入るとえうような場合は事前協議の問題とはならないが、問題はECに対する攻撃が時間的に連続していて主力に反撃に立たなければならぬとえうような事態があり得るということであろう。

公使 — 軍としてはその辺にどの位 latitude があるかに最小関心がある次第である。1960年の朝鮮の問題も核心はそこにある。

本元 — その点で大臣も迅速なる事前協議手続の問題に言及されている。

公使 — それは承知しているがなかく軍を協定させることはむつかしい。

本元 — これはもう少し話を詰める必要がある点である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

記者 — 日本側提案の総理の一方的発言に関し、継続性について米国内で疑問があるが如何。

本言 — 共同声明は継続性あるものとして扱はれている。一方的発言はそれだけで独り歩きしている運営ではなく、我方案によれば、基本全体が共同声明でcoverされており、その中で朝鮮につき特に抜き出して補足している建前である。従って一方的発言も共同声明自体と同じく継続性があるとえう考である。

記者 — 日本側は private understanding は一切駄目であるとえうお考か。

本言 — 行政権の許す最大限を共同声明に盛込み、それで解決したとえうこと

秘密指定解除
大臣官房総務課

である。

公使 — 取決めとえるような形でなく例へば解釈に関する記録とえるような形も考へられないか。

本立 — かつてオズボン公使とその様な話もしたことがあるが、要するに先づ実質の話について全意見に達し、若しどうしても共同声明からはみ出すものあるとせば之を最小限にしてどういう形にし得るかとえる方法を考へるより致し方ない。

公使 — 実質問題を先づ諮めることとし度し。

本立 — 先般のいわゆる foreseeable cases も元々実質の話に入るための方法論であって、computorize するとえる趣旨ではない。大臣

秘密指定解除
大臣官房総務課

の訓令も今日中に事務レベルでぎりぎ
まで読めよ と云うことであるから お互
に努力することとしたい。

公使 — 同様に考っている。マイク一大使を
時々大屋とお話し、大使の立場からの
意見を御伝したいことと思う。

本方 — 大屋は要ら事務レベルの読みを期
待されているが、事態の進展に応じ もと
より いつでも大使に会はれることとならう。
次回は事務レベルで多少の意識を厭はず、先般の半
側案中我方の立場と両立し得ざる点を
指摘解明することとしては如何。

公使 — 結構である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘まで

極秘
無共第2-2

極秘

8月7日スナイダー公使と会談の件

44.8.7 朱局長

公使 — 日本側では核の問題は片付いていると御考の向もあるようだが、依然極めてむつかしいということを理解願度い。半側ペーパーには北鮮のことも言及している。中共に対しても戦略核に至らざる戦術核の意味を半側は重要視している。

本方 — 常識的には沖縄の戦術核の意味は先づ北鮮ということで、それが半側ペーパーに先づ出て来ないのが奇異である。戦術核の中共に対する意味は常識的にはより難解であり、況やソ連については先づ跑所側が想起される。

公使 — 戦術核は局地的使用ができること。

秘密指定解除
大臣官房総務課

より正確に組えること、寺戦略核と異る特性あり、又中共に対しては米大陸から要対することはソ連に対する諒解を招く危険あり。何れにせよ中共との関係では現在よりも何年か先により重要になって来ると云うところが問題をむつかしくする。

本元 — 今朝の読売の輿論調査にみるも十年先生は核を是とするもの、非とするもの、意見なしがそれぞ同数と云うことである。今日の我々の作業はいわば一種のつなぎのようなものかも知れぬ。然し本件に関しては政府の公の立場以外には何とも申上げられない。

公使 — 大統領が沖縄から核撤去を決断するとしても、それは他の全体の話が出来て

秘密指定解除
大臣官房総務課

撤去を許すという判断が為し得る場合のみである。方車持込についての他の関係者との了解は方法出来るものありやを本来政府に照会する。敵側の戦闘作戦半清の判断から更に核兵器の前線移動を必要とすると云うような方車の場合の問題に関するものである。思う自核の問題がむつかしいことは大臣にもよく御理解置き頂きい。

本方一御承知の如く、核は要らないと云う議論を挑む考はないが我方としては返還時に核が残っては困るということである。

以上一自由出撃の事前協議に関し、米側は~~[illegible]~~域内諸子の防衛の義務を果せなければな

秘密指定解除
大臣官房総務課

らぬと言い、日本側共同声明案は「合衆国の負っている国際義務の効果的遂行と両立し得べし」と言っているが、両者の意味に相違ありや。

本元一秩方の考方は日米両国は極東の安全について共通の認識を持っている。故に此の共通の認識に立って安保条約が運営される以上、米軍の行動が真に必要となって事前協議ある場合は日本の答も諾であるべし、と云うのが基本である。日本は極東の安全のため軍事的に手を下す立場にないが、朝鮮の如き場合は別とし、共作的の軍事行動について意見を有し得る訳であるから、事前協議制度がある。然し日本側の考方は、事前協議の故に米国

秘密指定解除
大臣官房総務課

が子孫悪着の運動を阻止されることはない、ということである。

公使— 朝鮮の場合はよいとし、距離が遠くなるにつれて日本国内のいわゆる「捲込まれ論」により政府は誠と言はないのではないかと云う ワシントンの問題点はどうか。この点が最も問題である。

本元— これは相互行動の問題、日本政府の指導力の問題であり、大臣或は総理と説明はれるべきが適当である。

公使— 総理とロジャース長友会談の記録によれば、総理は朝鮮と台湾を同列に置いて極めてはっきり見解を述べられている。その通りならば甚だ有難い。

本元— 朝鮮と台湾を表向きはっきり同

秘密指定解除
大臣官房総務課

一に扱うことはむつかしいと思っている。

公使 — 総理は、若し韓国或は台湾から聞いて来たらはっきり保証にやると語って居られるとう解するが、若し聞かれる前に日本側から韓・台双方に対し返還後も安全保障に支障ないよう考へる旨保証して裁けるなら、米政府としては韓・台両国との関係並びに米国国内的に大いに助かる。

事務 — 沖縄返還は日米間の問題との立場をとっていること御承知の通りであるが、お話の点はTake noteする。

公使 — 総理の一方的要求の中に台湾を含める訳には行かないが、韓国と同列に置くことは困難としても、台湾地域の安全は日本

秘密指定解除
大臣官房総務課

の安全と重大の関係ありとの認識、或は「国際義務」のように米軍兵器も含まれるとか、何等かの方法で台湾がcoverされると非常に助かる。

戦闘作戦行動は「周辺地域」にも事前協議を条件に行い得るものと了解して張りなきや

本元 — えを妨げるものはない。ただ遠くなれば問題が生ずると云うことである。

公使 — ヴェトナム南爆を切説して頂くと云うこともその通念と了解する。

1960年2月 安川参事官(ワレントン)及び島高級官(東京)に対し米国政令で用い法のうれたら SEATO地域も安保条約の「極東」に含まれると米政府は説明せざるを得ない

秘密指定解除
大臣官房総務課

与う解を取った記録がある。それは極東の
定義の"primarily"によっている。但し米
議会ではその要素なくして済んだ。この意
味で米案第4項の ~~East~~ Southeast Asia
は「極東」に入るのだが、この点を無し通す
事はない。

本点 — 本点に左様な記憶はない。何れにして
もその事は困る。

公使 — 朝鮮については前回の話で EC
式の ambiguous case の問題が残っている
time element をどう処理したらよいか。

本点 — 緊急事態における time element の
件はもう少しつめなければならない。

米案に付若干解説いたし、

第1パラグラフの details は事前協議内容

秘密指定解除
大臣官房総務課

の問題でなく、通過協定で処理を要する
組合と了解して誤なきや

公使 — 然り、例へば 経済財政問題、VOA
存続問題、米国の第三国人雇用者の地位協
定上の扱い、地位協定上の諸問題 等の和し

本元 — 第2パラグラフの equipment 及び実際
は核兵器のこととう解す

公使 — 然り

本元 — 第3パラグラフの 去年 PFリン交換公文
に関し、1960年に朝鮮に限るとう解された
筈であり、元々 non-combat operation に関
するものであるから、こゝに言及する意味は
ないと考へる。

公使 — 自分も1960年のう解はそうであった
と思う。何故ひに引用して来たかに

秘密指定解除
大臣官房総務課

ついては調べてみる。

本元 — 第4パラグラフの Southeast Asia については先刻言及のとおり、第2文の意味が不明確である。

公使 — 第2文 armed attack on US forces はワシントンにおける下院工使提案を拾ったものである。これを撤回されたことは承知している。半軍を主る obligation とえるのはおかしいことは承知している。この文章にはこだわらないで戴き度し。

本元 — 第3・第4パラグラフの "agree" は prior consent の意味に見受けるが如何。

公使 — その通り

本元 — 我方は事前の同意は安保改修

秘密指定解除
大臣官房総務課

てつになるから困る。事前の同意に至らざる最大限の表現まで前の案る用意はある。

3.

問題 — よしかった。short of prior commitment でどういう表現があり得るか、自分の方でも考へてみる。

実際について余程明確になったが、まだ大きな懸隔がある。どういう風に進めるか。

本文 — ~~[illegible]~~ 愛知大臣が華府で示された事は核心部分だけであるが、これを極東情勢を若干抜けた形で formulation を考へる積りである。~~[illegible]~~

以後 — 是非を接続うこととし、来週 [illegible] 続行したし。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
6部の内
4号

共同声明案

昭和四四・八・九
アメリカ局長

一、総理大臣と大統領は、日米両国間の関係並びに国際政局における日米両国の立場について、広く意見を交換した。大統領は、アジアに対する米国並びに大統領自身の深い関心を披瀝し、この地域の平和と繁栄のため、日米両国が相協力して貢献すべきであるとの信念を述べた。総理大臣は大統領の見解を多とし、日本はアジアの平和と繁栄のため、その国力に相応して一層積極的に貢献する考えであることを明らかにした。

二、総理大臣と大統領は、最近の国際情勢、特に極東における事態の発展について隔意なく意見を交換した。総理大臣は、現在のような

秘密指定解除
大臣官房総務課

情勢の下においては、米軍の極東における存在が、この地域の安定の大きな支えとなっているという認識を明らかにした。大統領は、アジアの安定のため域内諸国の自助の努力に期待する旨を強調したが、同時に米国は域内諸国に対する条約上の約束は必らず守るものであることを確言した。

二、総理大臣と大統領は、朝鮮半島において依然として緊張状態が存在することに留意した。総理大臣は、朝鮮半島の平和維持のための国際連合の努力を高く評価するものなることを明らかにし、韓国の安全は日本自身の安全の見地からも重大な関心事であると述べた。大統領は、中共が核開発を促進している事実に言及し、中共の今後の対外政策の動向に関する危ぐを表明した。総理大臣と大統領は、

秘密指定解除
大臣官房総務課

中共が対外的に協調的な姿勢に転ずるよう、当面門戸を開いて期待する点において、日米両国の考え方は一致していることを認めた。

大統領は、台湾に関する武力不行使の提案を中共が受入れていないことを想起しつつ、米国の台湾に対する条約上の約束に言及した。

総理大臣は、米国の立場を理解する旨を明らかにし、日本としては台湾海峡の安全に大なる関心を払いつつ、中共との間は政経分離の方針で善処する方針なる旨を説明した。大統領は、ヴィエトナム和平のための米国の誠意ある努力を説明した。総理大臣は北側の歩みよりにより和平に向つて実質的進展がみられることを切望しつつ、インドシナ半島の安定と復興のため日本として為しうることを探求している旨を述べた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

四、総理大臣と大統領は、現在のような極東情勢の下において、日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全のため果している役割りを高く評価した。両者は、日米両国の相互信頼と、国際情勢に対する共通の認識の基礎に立つて、安保条約を堅持する意図を相互に確認し、その運営に当つて双方の協議を一層緊密ならしめることに意見の一致をみた。

五、総理大臣は、日米友好関係の基礎に立つて沖縄の施政権を日本に返還し、沖縄を正常な姿に復することの必要なる所以を説いた。大統領はこれを正しく評価した。両者は、また現在のような極東情勢の下において、沖縄にある米軍がきわめて重要な役割りを果していることを認めた。討議の結果、両者は、日米両国の安全保障上の利

秘密指定解除
大臣官房総務課

益は、沖縄の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうることに意見が一致した。よつて、両者は、沖縄の日本への早期復帰を、~~この地域~~極東の安全を損うことなく達成するための具体的な取決めに関し、両国政府が直ちに協議に入ることに合意した。さらに、両者は、かくして沖縄の施政権を一九七二年中に日本に返還しうるよう、この協議を促進すべきことに合意した。

七、このような沖縄の施政権返還の取決めに関し、総理大臣は、沖縄の局地防衛の責任は、日本自身の防衛の一環として、これを徐々に引受ける意図を明らかにした。また、総理大臣と大統領は、米国が、沖縄において両国共通の安全保障上必要な軍事施設及び区域を日米安保条約に基づいて保持すべきことに意見が一致した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

七　総理大臣と大統領は、施政権返還後の沖縄には、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが、日本本土と同じく、そのまま適用されることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和と安全なくしては維持することができないものであり、従つて極東の諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を重ねて確認した。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、右のような態様による沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米国が負つている国際義務の効果的遂行と両立しうべきものであるとの見解を表明した。

大統領は、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めの運用に対する日本政府の態度を多とし、総理大臣と同意見である旨を述べた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

八、総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情、並びにこれを背景とする日本政府の政策について詳しく説明した。大統領は、この問題に対する理解を示し、沖縄の施政権返還に際し、日本政府の政策に背馳することとなきよう措置する意図を確約した。

九、総理大臣と大統領は、沖縄の施政権返還に当り生ずべき経済、財政関係諸問題については、返還に関する取決めにおいて日米双方の満足する解決を図ることに意見の一致をみた。

一〇、（返還に至る間の措置）

秘密指定解除
大臣官房総務課

一一、　総理大臣と大統領は、沖縄の施政権返還は、第二次大戦に関連して日米間に残された最大の懸案であり、これが双方の満足するより円満に解決することは、日米間の友好と信頼の関係を一層固める所以であり、極東の平和と安全のために貢献するところも大なるべきことを確信する旨披瀝した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

二極秘

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事務次官 外務次官 外務官 儀官 典房 臣官 官審 審長 長 儀書文会営給

総人電厚計

国資長	参調析企
領移長	参領旅移
ア長	参地中東二 北東一西
米長	参北北保
中南審	参一二
欧長	参西東洋 西東
近ア長	参書近ア
経長	次総経国ア 参賀統国
経協長	参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文	一

総番号(TA) 34684　　主管
69年8月10日01時15分　米国　発
69年8月10日14時28分　本省　着　米司長

外務大臣殿　千田　大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ問題（ジョンソン次官との会談）

第2495号　特秘

7日本使の帰任を待ちうけていたように。ジョンソン国務次官より至急こん談したい旨の申し出があつたので。8日同次官と食事を共にしつつ。余人を交えずこん談したところ概要次の通り。

1. まずジョンソン次官より。ロジャース国務長官はまだ帰国せず。また合同委に出席した国務省員からもまだ報告をちよう取していないが。新聞報道によれば。日本国内ではオキナワ問題が1972年中に核ぬき本土なみの線で解決することが。既定事実となつたかの如きらつ観論がおう行しているように見受けられるところ。右は両国政府間の交渉の現状を反えいしおらず。事実に反するのみならず。本件が11月首のう会談でもしこれと異なる結果となる場合における日本国内の反響を考える場合。すこぶる危険な誤解と認めざるを得ず。ゆう慮にたえない次第である。オキナワ返かんはアマミ大島。オガサワラ返かん等の場合と異り。米国にとつても重要な外交問題であるだけに。米国内

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

にも種々困難な事情ありとして、最近のABM交渉、米西軍事基地協定交渉等軍事と関係のある外交問題処理に際し、米行政府が米議会の了承を取付けるにいかに大なる困難と、長時日を要したかを例に引き、オキナワ問題についても日本の希望するような線での解決には同様多大の困難を予測せざるを得ない事情をるる説明した。

2、よつて本使より、過日の東京会談でロジャース長官が本件処理に関し、対米議会関係の困難性を強調された理由が分つた気がするところ、本件については米軍部及び議会のいずれの関係がより困難と考えられるやとたずねたところ、同次官は軍部は大統領が決心さえすればおさえられるが、上下両院で少数党たる共和党政権にとつては米議会をコントロールすることが如何に困難であるかが過去半年間の経験でつう感せられるに至つた次第である、と述べた。本使より、多数党たる民主党にはマンスフィールド、マスキー、ケネディ等オキナワ問題につき好意的見解を有する有力議員がおり、彼等の協力を期待し得るやとたずねたところ、問題は外交委員会、特に軍事委員会であり、これらの権限ある委員会を納得せしめるのでなければオキナワについて何事もなし得ない旨くり返えし説明した。

3、次いで本使より、日本政府部内にはばく然とした感じで（イ）核兵器の問題と、（ロ）戦闘作戦行動の問題とを

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

一極秘一

比較すれば前者の方がまだ米側にとり取扱いが容易ではないかと観測する者がいるところ。貴次官はいかに考えられるかとたずねたところ。同次官は両問題いずれも困難であるが。（イ）は最終的に大統領が決断すれば軍部等をおさえることができるかも知れないが。（ロ）については軍部。議会方面の双方を通じ事前協議により行動の自由をそくばくされることをおそれる空気が強いので取扱いが一層困難と考えられる。と答えた上。在外米軍将兵が危急にひんした場合。見ごろしにするわけにはいかないという米側のミニマムの要求を満足せしめるシモダFORMULAは。東京の容れるところとならなかつたかとたずねたので。本使より。一時帰国の際同FORMULAにつき説明を行なう。かつ右FORMULAは当該戦闘作戦行動が（1）日本政府のじゆく知する事態に対処するため。（2）日本の安全にも至大の影響を有する地域に対し。（3）国連憲章の原則に即応して行なわれる場合に事前協議の弾力的運用をするうんぬんというように日本の国内世論を納得せしめるオプラートにこれをつつむこともできる点を指摘したが。これに賛同を得るに至らなかつた。東京では事前協議は要するにCASE BY CASE BASISで事態を審査するのが本旨であり。この権利を放棄ないし有名無実ならしめるようないかなる取決めも現行協定の変更となる

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

との厳格な法的解釈がとられており。シモダFORMULAは今後の外務当局の作業を進める上の参考になるとは思うが。そのままの採用は困難と考えおるよう見受けられた旨説明した。

4. ジョンソン次官は11月の総理訪米前に日米両政府当局間の準備的話合いをできるだけ進めおくことがかん要であるところ。もし右話合いが進行せず。総理訪米が延期されるか。あるいは予定通り訪米されても日本側の満足する妥結に到達しないようなことがある場合。日本の内政上大なる混乱をきたす可能性はないかとたずねたので。本使より。東京ではそのような事態を何人も予想していない。安保条約の破棄を主張し。従つてオキナワの基地の存続を認めない立場に立つ左よく諸政党は。オキナワ問題がどのような解決をみても必ず反対することは確かであるが。政府与党が絶対多数を制する以上。さして意にかいする要はなかるべく。また。自民党内事情はカワシマ副総裁の説明によれば。今回の内閣不信任案否決の際に見られた如くいざとなれば与党が一ち結束することは疑を容れず。このことを必要に応じ米側に指摘して差支えないとのことであつた旨答えておいた。

5. 本使より前記1.に触れ。貴次官は日本国内における右つ観論をゆう慮されたが。日本政府。特に外務省部内に

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

一極秘

はそのようならつ観論は存在せず。逆に共同コミュニケの米側対案の提示に接し。日米両案の懸かくの大なることをそつ直に認め。今後両案の差異をＮＡＲＲＯＷ　ＤＯＷＮする作業を外務省幹部とスナイダー公使との間にえい意行ない。９月のアイチ大臣訪米の時期までには９０％程度まで作業を完成することを目途として努力することに。本使帰任直前の打合せ会で決定された旨をひろうしたところ。ジョンソン次官はかかる作業の促進の必要性については完全に同意見であり。そのような打合せが行なわれたことは誠に結構なことと考える旨述べ。会談を終了した。

（了）

（11/8. 2040 北米1課長に概略連絡済. 電信課）

—6—

秘密指定解除
大臣官房総務課

秘極
限期無
内の部
8号
4

共同声明案

昭和四四・八・十二

一　総理大臣と大統領は、日米両国間の関係並びに国際政局における日米両国の立場について、広く意見を交換した。大統領は、アジアに対する米国政府及び大統領自身の深い関心を披瀝（ひれき）し、この地域の平和と繁栄のため、日米両国が相協力して貢献すべきであるとの信念を述べた。総理大臣は大統領の見解を多とし、日本はアジアの平和と繁栄のため、その国力に相応して一層積極的に貢献する考えであることを明らかにした。

二　総理大臣と大統領は、最近の国際情勢、特に極東における事態の発展について隔意なく意見を交換した。総理大臣は、現在のよ

秘密指定解除
大臣官房総務課

うな情勢の下においては、米軍の極東における存在が、この地域の安定の大きなささえとなつているという認識を明らかにした。大統領は、アジアの安定のため域内諸国の自助の努力に期待する旨を強調したが、同時に米国は、域内諸国（極東における）に対する条約上の約束は必ず守るものであることを確言した。

三　総理大臣と大統領は、朝鮮半島において依然として緊張状態が存在することに留意した。総理大臣は、朝鮮半島の平和維持のための国際連合の努力を高く評価するものなることを明らかにし、韓国の安全は日本自身の安全にとつて不可欠であると述べた。大統領は、中共が核開発を促進している事実に言及し、中共の今後の対外政策の動向に関する危くを表明した。総理大臣と大統領は、

秘密指定解除
大臣官房総務課

中共が対外的に協調的な姿勢に転ずるよう期待する点において双方一致していることを認めた。大統領は、台湾に関する武力不行使の提案を中共が受け入れていないことを想起しつつ、米国の台湾に対する条約上の約束に言及した。総理大臣は、米国の立場を理解する旨を明らかにし、日本政府としては台湾海峡における安全保障上の情勢に大なる関心を払っている旨を述べた。大統領は、ヴィエトナム問題の平和的解決のための米国の誠意ある努力を説明した。総理大臣は、公正なる和平に向かつて実質的進展がみられることを切望し、日本としてはインドシナ地域の安定と復興のため果しうる役割を探求している旨を述べた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

四　総理大臣と大統領は、現在のような極東情勢の下において、日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全のため果たしている役割りを高く評価し、日米両国の相互信頼と国際情勢に対する共通の認識の基礎に立つて、安保条約を堅持する意図を相互に確認した。両者は、また、日米両国政府が安保条約の実施に関し常時一層緊密な相互の接触を維持すべきことに意見の一致をみた。

五　総理大臣は、日米友好関係の基礎に立つて沖縄の施政権を日本に返還し、沖縄を正常な姿に復することの必要なるゆえんを説いた。大統領はこれを正しく評価した。両者は、また現在のような極東情勢の下において、沖縄にある米軍がきわめて重要な役割りを果たしていることを認めた。討議の結果、両者は、日米両国の

秘密指定解除
大臣官房総務課

安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうることに意見が一致した。よつて、両者は、沖縄の日本への早期復帰を、日本を含む極東の安全を損うことなく達成するための具体的な取決めに関し、両国政府が直ちに協議に入ることに合意した。さらに両者は、沖縄の施政権を一九七二年までに日本に返還しうるよう、この協議を促進すべきことに合意した。

これに関連して、総理大臣は、沖縄の局地防衛の責任は、日本自身の防衛の一環として、これを徐徐に引き受ける意図を明らかにした。また、総理大臣と大統領は、米国が、沖縄において両国共通の安全保障上必要な軍事施設及び区域を日米安保条約に基づ

秘密指定解除
大臣官房総務課

いて保持すべきことに意見が一致した。

六　総理大臣と大統領は、施政権返還にあたっては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが何らの追加的取決めもなく沖縄に適用されることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和と安全なくしては維持することができないものであり、したがって極東の諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を確認した。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、前記のような態様による沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米国が負っている国際義務の効果的遂行と両立しうべきものであるとの見解を表明した。大統領は、総理大臣の見解と同意見であ

秘密指定解除
大臣官房総務課

る旨を述べた。

七　総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情、並びにこれを背景とする日本政府の政策についてくわしく説明した。大統領は、日本政府の立場に対する理解を示し、この日本政府の政策に背馳することなきよう沖縄の施政権返還を図る旨の米国政府の意図を確約した。

八　総理大臣と大統領は、沖縄の施政権返還にあたり生ずることあるべき財政問題については、返還時までに日米双方の満足する解決を図ることに意見の一致をみた。

九　（返還に至る間の措置）

秘密指定解除
大臣官房総務課

一〇　総理大臣と大統領は、沖縄の施政権返還は、第二次大戦に関連して日米間に残された最大の懸案であり、これが双方の満足するよう円満に解決することは、日米間の友好と信頼の関係を一層固めるゆえんであり、極東の平和と安全のために貢献するところも大なるべきことを確信する旨披瀝した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
12部の内
3号

SECRET

(August 12, 1969)

Draft Joint Communique

1. The Prime Minister and the President had a broad exchange of views on Japan-U.S. relations as well as on the respective positions of the two countries in the present international situation. The President expressed the deep interest of his Government and his own in Asia and stated his belief that Japan and the United States should cooperate in contributing to the peace and prosperity of the region. The Prime Minister, appreciating the view of the President, made it clear that Japan would make further active contributions befitting her capabilities to the peace and prosperity of Asia.

2. The Prime Minister and the President exchanged frank views on the recent international situation, with particular attention to developments in the Far East. The Prime Minister expresseed his recognition that, in the light of the present situation, the presence of U.S.forces in the Far East constituted a mainstay for the stability of the area. The President, while emphasizing that the countries in the area were expected to make their own efforts for the stability of Asia, assured that the United States would always honor her treaty commitments in the Far East.

3. The Prime Minister and the President noted the continuing tension over the Korean peninsula. The Prime Minister highly appreciated the peace-keeping efforts of the United Nations in the area and stated that the security of the Republic of Korea was essential to Japan's own security. Referring to the accelerated development of nuclear arsenal by Communist China, the President expressed his concern over the future trends of its foreign policy. The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would eventually assume a more cooperative external posture. Recalling that Communist China refused to accept the proposal to refrain from the use of force against Taiwan, the President referred to the treaty commitments of his country to the Republic of China. The Prime Minister expressed his understanding of the position of the United States and stated that the Japanese Government kept close attention to the security situation in the Taiwan Strait. The President described the sincere efforts made by the United States for a peaceful settlement of the Vietnam problem. The Prime Minister expressed his

秘密指定解除
大臣官房総務課

earnest hope for a substantial progress towards peace based on justice. He further stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indo-China area.

4. In the light of the present situation in the Far East, the Prime Minister and the President highly valued the role played by the Treaty of Mutual Cooperation and Security in maintaining the peace and security of the Far East, including Japan, and mutually affirmed the intention of the two Governments to maintain firmly the Treaty on the basis of mutual trust and the common evaluation of the international situation. They further agreed that the two Governments should maintain closer and constant contact with each other on the implementation of the Treaty of Mutual Cooperation and Security.

5. The Prime Minister emphasized the need to have the administrative rights over Okinawa returned to Japan on the basis of the friendly relations between Japan and the United States and thereby to restore Okinawa to its normal status. The President expressed due appreciation of such need. The Prime Minister and the President also recognized the vital role played by U.S. forces in Okinawa in the present situation in the Far East. As a result of their discussion, it was agreed that the mutual security interests of Japan and the United States could be accommodated within arrangements for the return of the administrative rights over Okinawa to Japan. They therefore agreed that the two Governments would enter immediately into consultations regarding specific arrangements for the early reversion of Okinawa without detriment to the security of the Far East, including Japan. They further agreed to expedite the consultations with a view to accomplishing the reversion by 1972. In this connection, the Prime Minister made clear the intention of his Government to assume gradually the responsibility for the immediate defense of Okinawa as part of Japan's defense efforts for her own territories. The Prime Minister and the President also agreed that the United States would retain under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security such facilities and areas in Okinawa as required in the mutual security of both countries.

6. The Prime Minister and the President agreed that, upon reversion, the Treaty of Mutual Cooperation and Security and

秘密指定解除
大臣官房総務課

its related arrangements would apply to Okinawa without any additional arrangement. In this connection, the Prime Minister affirmed the recognition of his Government that the security of Japan could not be adequately maintained without international peace and security in the Far East and, therefore, the security of countries in the Far East was a matter of serious concern for Japan. The Prime Minister was of the view that, in the light of such recognition on the part of the Japanese Government, the return of the administrative rights over Okinawa to Japan in the manner agreed above should be compatible with effective discharge of the international obligations assumed by the United States for the defense of countries in the Far East, including Japan. The President replied that he shared the Prime Minister's view.

7. The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President expressed his understanding of the position of the Japanese Government and assured the Prime Minister of the intention of the U.S. Government to ensure the reversion of Okinawa to be carried out in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

8. The Prime Minister and the President agreed that with respect to financial questions which could arise in connection with the return of the administrative rights over Okinawa to Japan, a mutually satisfactory solution should be found by the time of the reversion.

9. (pre-reversion arrangements)

10. The Prime Minister and the President expressed their conviction that a mutually satisfactory solution to the question of the return of the administrative rights over Okinawa to Japan, which was the last of the major post-war issues pending between the two countries, would be to strengthen further the Japan-U.S. relations based on friendship and mutual trust and would also make a major contribution to the peace and security of the Far East.

秘密指定解除
大臣官房総務課

特秘

大臣
次官
藤崎代官
田中大使

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

沖縄返還問題に関するアメリカ高長、スナイダー公使会談

44.8.12
朱北一

本12日 15:00 より約1時間にわたる会談要旨以下のとおり
(当方 朱北一長、先方 エリクソン等事官、レイヒー書記官同席)

1. 当方より別添共同声明案英文を手交、先方は検討を約し、一読せる上でのコメントとして次の如く述べた。
(外務大臣が[illegible]の原則的了承を得たるものと説明して)

(1) (返還時期が財政問題) この案では、各アレンジメントの完了にかかっていると[illegible]いうことであるならよさそうだ。しかし財政問題に関してはもう一色をつけてほしい。なお9月はじめペティー財務次官補来日の折自分(ス)も話し合いに参加したく、外務省も同様にしてほしい。

(2) (3前協議問題に関連して) このワシントンからの来電によると議会

秘密指定解除
大臣官房総務課

方面では返還後の基地の有効な対応管理につき
色々感がシャクティック、マンスフィールド等自由派の議員勧告
の間にも盛り上って来ている。(ロ)機の文言についてはまだ日米間に
差が大きく、来週(遅から)機の専門家WARFLE大佐の助力を得て
色々話合いたい。なおマビー在日米軍司令官も機の実如行
が作戦計画立案に大きくひびくと言っていた。(ハ)吉田、
アテソン書簡の該当範囲についてはワシントンに再確認する。
(3)(日本側一方的宣言について質問)(イ)米側案だと国会に承認
(の文言)
を求めねばならぬというが、日本案だと不要であるか?一方的
宣言は政策宣明(例えば非機三原則の如き)か?国会の
承認を必要としないか?(当方より肯定的回答をしてい遠直説明)
(ロ)問題はいつ宣言を行なうかだが、70年1月末の通常国会
審議開始まで待つと、米議会方面工作に支障を来したり、逆に
プレスに洩れたりの問題が起きないか?(当方より米議会

秘密指定解除
大臣官房総務課

には米政府より極秘裡に説明することの可能性、すべ
総理訪米より帰国早々に臨時国会も考えられることを指摘)

(4) (台湾の問題) 韓国の問題は一応成る点までは
テーマ・ケアされているようだが、台湾については定り
ない。(当方より台湾改善は米中全面戦争後以外考えられ
ないと指摘せるところ) しかし限定的改善もあり得る。
なお金門馬祖については米国も行うコミットメントを負っていない
いずれにせよ台湾への改善は日本の安全保障をDIRECTLY
AFFECTとは言えないのか? (当方より PUBLIC DOCUMENT
では本来がギリギリなる旨説明) これに関連して
米国にはないが、安保条約第7条の自動のINHERENTな
権利に言及すべしとの事があるが? (当方より
極東の範囲の統一見解にすでに出ている旨指摘せるところ) 成る
程予算協議が必要であり、米側もこの見解に同意していることを
(直接あて協議した

秘密指定解除
大臣官房総務課

(5) (ヴィエトナムの問題) (イ) 返還時になってもなお沖縄を
脅進する南爆の要がなくなりますが、返還に先立ち
急ぎ8米が協議する必要があろう。特に上述との関係で
(当方より返還後も必要なら南爆を認めるか、南爆の
(部内には再問題に関連し)
必要がなくなるまで返還を延期するか、との考えがあること説明)
(ロ) 沖縄からの対越兵力移動等は戦争作戦行動に入らぬ
ので、南爆のみがこれに該当する(マギー司令官もそう言って
いた)が、念のみ沖縄脅進の対北越敵前上陸せ
(はどうか)
つて伺いたい。(当方より佐世保→釜山のめき短距離
の場合と、設問のめき場合とでは色々考え方が異り得る
可能性を指摘)
(6) (安保協議委員会の対象拡大について) 安保条
の考え方は8米案に取り入れていないが? (当方より問題
が拡大、(協議の)ではなく、内容の深化と継続にあるべく、この意味で

秘密指定解除
大臣官房総務課

安樹善は余り抑制的でない旨説明.)

(7) (核問題 及び EFFECTIVE DISCHARGE について) (伊日本系 第5項の「支障を来すことなく」云々は 第7項 の 核問題の抜け穴を提供するものとの解釈は成立ち得るか? (当方より日本にいわゆる PUBLIC CONSENSUS に立てば 両項に矛盾はなく、また在沖核貯蔵がなくとも防犯に支障なし、ということになる旨指摘)

(8) 第6項の EFFECTIVE DISCHARGE の意味は? (当方より字義通りなるも、なお行間の意味を読む余地もあり得べしと説明せるに対し) ワシントンでは行間を読むのを不得手とする者多し (笑)

(8) (共同声明に二フリン言明を組む必要性) 外務公工作員を含む米世論対策上、両首脳会談は70年代に向って「前向きのものたる要あり、二フリン大統領の最近のアジア政策についての言明を組み入れたらいかが、またアジアにおける CONFLICT 防止についての日本の意欲につき言及したらいかが?

秘密指定解除
大臣官房総務課

(当方より検討すべきこと、及び経済問題、経済問題については主に項目としてコミュニケに入る可能性あり得べきことを述べておいた。)

2. 今後の進め方として次の如く話し合った。

(1)(VOAの扱い) 先方より早速御報告したく、なお例えば英国での例なる USIA-BBC間の運営委託契約も一法なるべくと述べ、結局明日今後話合うこととした。

(2)(地位協定による分割案の決定) 先方より(地位協定の適用に伴い分割案の過去の諸決定が実績を無視してまでも沖縄に適用されることはなく、新しい決定を行なうこととなるのであろう旨念を押したのに際し、先方より小笠原返還等の例を引き、地位協定の枠内で解決に行く所となる旨を説明。なお先方より今後の問題として(イ)沖縄通信状態の強化に伴う電波管理(波長の変更)

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

及び(0)第1回人(~~[illegible]~~ そのうちは FBIS－外国放送傍受作業－所属)が多数勤務していることを挙げた。
(当方より消えの気例あることを指摘)

(3)(後郷準備期間の距離について) 先方からの指摘に対し当方より この期間の複雑な問題に伴み、~~[illegible]~~ (日下

共同声明案第9項(空白)案を慎重に検討中であるが なるべく早く呈示すべき旨述べたが、先方は東京に

日米政府委員会を選定必要に応じ分科会を作ったらと考えている事等言、当方より現地に(政府)間

代表より成る委員会設置の必要を指摘したところ 先方はこれに同意しつゝ東京での両政府幹部との

リンクの必要性を述べていた。

(4)(解決迄対象について) 先方より最近の新聞の推測記事

に言及し、なるべくかゝる記事が出ないことを希望した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
追 3部の内
2号

SECRET

極秘
無期限
12部の内
5号

別添

(August 12, 1969)

Draft Joint Communique

1. The Prime Minister and the President had a broad exchange of views on Japan-U.S. relations as well as on the respective positions of the two countries in the present international situation. The President expressed the deep interest of his Government and his own in Asia and stated his belief that Japan and the United States should cooperate in contributing to the peace and prosperity of the region. The Prime Minister, appreciating the view of the President, made it clear that Japan would make further active contributions befitting her capabilities to the peace and prosperity of Asia.

2. The Prime Minister and the President exchanged frank views on the recent international situation, with particular attention to developments in the Far East. The Prime Minister expressed his recognition that, in the light of the present situation, the presence of U.S.forces in the Far East constituted a mainstay for the stability of the area. The President, while emphasizing that the countries in the area were expected to make their own efforts for the stability of Asia, assured that the United States would always honor her treaty commitments in the Far East.

3. The Prime Minister and the President noted the continuing tension over the Korean peninsula. The Prime Minister highly appreciated the peace-keeping efforts of the United Nations in the area and stated that the security of the Republic of Korea was essential to Japan's own security. Referring to the accelerated development of nuclear arsenal by Communist China, the President expressed his concern over the future trends of its foreign policy. The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would eventually assume a more cooperative external posture. Recalling that Communist China refused to accept the proposal to refrain from the use of force against Taiwan, the President referred to the treaty commitments of his country to the Republic of China. The Prime Minister expressed his understanding of the position of the United States and stated that the Japanese Government kept close attention to the security situations in the Taiwan Strait. The President described the sincere efforts made by the United States for a peaceful settlement of the Vietnam problem. The Prime Minister expressed his

秘密指定解除
大臣官房総務課

earnest hope for a substantial progress towards peace based on justice. He further stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indo-China area.

4. In the light of the present situation in the Far East, the Prime Minister and the President highly valued the role played by the Treaty of Mutual Cooperation and Security in maintaining the peace and security of the Far East, including Japan, and mutually affirmed the intention of the two Governments to maintain firmly the Treaty on the basis of mutual trust and the common evaluation of the international situation. They further agreed that the two Governments should maintain closer and constant contact with each other on the implementation of the Treaty of Mutual Cooperation and Security.

5. The Prime Minister emphasized the need to have the administrative rights over Okinawa returned to Japan on the basis of the friendly relations between Japan and the United States and thereby to restore Okinawa to its normal status. The President expressed due appreciation of such need. The Prime Minister and the President also recognized the vital role played by U.S. forces in Okinawa in the present situation in the Far East. As a result of their discussion, it was agreed that the mutual security interests of Japan and the United States could be accommodated within arrangements for the return of the administrative rights over Okinawa to Japan. They therefore agreed that the two Governments would enter immediately into consultations regarding specific arrangements for the early reversion of Okinawa without detriment to the security of the Far East, including Japan. They further agreed to expedite the consultations with a view to accomplishing the reversion by 1972. In this connection, the Prime Minister made clear the intention of his Government to assume gradually the responsibility for the immediate defense of Okinawa as part of Japan's defense efforts for her own territories. The Prime Minister and the President also agreed that the United States would retain under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security such facilities and areas in Okinawa as required in the mutual security of both countries.

6. The Prime Minister and the President agreed that, upon reversion, the Treaty of Mutual Cooperation and Security and

秘密指定解除
大臣官房総務課

its related arrangements would apply to Okinawa without any additional arrangement. In this connection, the Prime Minister affirmed the recognition of his Government that the security of Japan could not be adequately maintained without international peace and security in the Far East and, therefore, the security of countries in the Far East was a matter of serious concern for Japan. The Prime Minister was of the view that, in the light of such recognition on the part of the Japanese Government, the return of the administrative rights over Okinawa to Japan in the manner agreed above should be compatible with effective discharge of the international obligations assumed by the United States for the defense of countries in the Far East, including Japan. The President replied that he shared the Prime Minister's view.

7. The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President expressed his understanding of the position of the Japanese Government and assured the Prime Minister of the intention of the U.S. Government to ensure the reversion of Okinawa to be carried out in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

8. The Prime Minister and the President agreed that with respect to financial questions which could arise in connection with the return of the administrative rights over Okinawa to Japan, a mutually satisfactory solution should be found by the time of the reversion.

9. (pre-reversion arrangements)

10. The Prime Minister and the President expressed their conviction that a mutually satisfactory solution to the question of the return of the administrative rights over Okinawa to Japan, which was the last of the major post-war issues pending between the two countries, would be to strengthen further the Japan-U.S. relations based on friendship and mutual trust and would also make a major contribution to the peace and security of the Far East.

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
4 部の内
1 号

4 次官
3 事務代
2 田中大使

条約局長
参事官
条約長

コピー回覧中

アメリカ局長
1 参事
米北一長

コピー 内信三 ①参事 ②米局長 付属 1.2.1-4 3

東郷、スナイダー会談（8月20日）

44.8.20
米北一長

本20日午後会談要旨次のとおり。（大河原参事官、米北一長同席）なお先方より明21日ワシントンより訓令接到の予定なる旨述べた。

1. ヴィエトナム 米側宣言案ガイドライン

先方より昨19日内示せる（ものを修正した）別添1の案（マイヤー大使決成すみなるもワシントンはまだの由）を手交の上、なるべくヴィエトナム関係については弾力性をもたせる為かいる表現を選んだこと、及びワシントンでは（沖縄返還後の）との関連でヴィエトナムのみならず後にはラオス、タイなどを含む東南アジアでの行動の自由（当方の質問に答え長距離爆撃機の出来に限ると説）を求める声が強く、本案はミニマルなものだが何とか通せると思う旨付言した。

GA-5

③外務省

1901

秘密指定解除
大臣官房総務課

当方より検討する旨述べた。

2. 総理の国会報告案（いわゆる一方的宣言案）

(1) 当方より別添2.の案（英文）を手交せるところ先方より(イ)韓国につき「迅速に」(PROMPTLY)とあるが、FAVORABLEという語がないのはなぜか、その実質的インプリケーションは何かと質問（当方より

この語を入れると日本が嫌々押し付けられて同意した恰好となるので日本側の積極的立場が薬れる或がするので本来通りとしたが、実質的には導入部分と相俟って論理上FAVORABLEが含蓄されると説明）。

また(ロ)台湾については直接の対台湾改善への言及がないが、これが問題への核心であり、また「米中が直接我々を交える」云々は米側が先に手を出す場合もあり得ることをインプライする旨指摘した。（当方よりミリタントな表現回避が当方の目的なること、および米の先制改善は全然考えていないことを説明。）

秘密指定解除
大臣官房総務課

(2) 次いで先方より（米例にとって）韓国と台湾を並記することは外国府コミットメントの CREDIBILITY 保持上どうしても必要であるとして、私見下ろ

以下（①②③）の修正を提案し、その際「台湾」または「台湾地域」は金門馬祖等 OFFSHORE ISLANDS は含まれない（米のコミットメントなし）

こと、及び実際上台湾への直接攻撃は現在予想していないことを付言した。当方より検討すると述べたところ、先方は双方意見の合ったところでまとめてワシントンに報告すべく、それまで内容は伏せておきたいと述べた。

① 台湾のパラグラフ第2文を削除して代りに "IT IS ESSENTIAL TO MAINTAIN PEACE AND SECURITY IN THE TAIWAN AREA" とする。② 同第3文末尾に "IN THE EVENT OF AN ARMED ATTACK AGAINST TAIWAN" を付加える。

③ 同第4文末段 "U.S. GOVERNMENT" 以下を削除して代りに "SEEKS TO MAINTAIN PEACE AND SECURITY WITH RESPECT TO TAIWAN." とする。

秘密指定解除
大臣官房総務課

3. 共同声明案、

当方より昨19日の米側修正提案は概ね受諾出来るが、たゞ第3項第4文と第5文の間に「対韓及び対台武力攻撃が…時を含む極東の安全に危険である」との一文の挿入は困る旨説明後、代案として第2項末尾に "THE PURPOSE OF THE SECURITY TREATY IS TO PREVENT ATTACKS AGAINST COUNTRIES OF THE FAR EAST WHICH ARE DANGEROUS TO PEACE AND SECURITY." との趣旨（修文上の変更は当然必要）の一文をつけ加えることを示唆、先方は検討を約した。

4. 台湾（をどう扱うか）の問題

(1) 先方より再び本問題に言及し、ヴィエトナムと並んで基本的な問題なりと強調し、公ケの文書等では時事の如き扱いぶりだけということとなると秘密文書も考え

秘密指定解除
大臣官房総務課

ざるを得ないことを示唆しつゝ、(イ)米国としては台湾自体に台湾防衛兵力を駐留させることは対中共緊張を増大させるので台湾以外の場所に右兵力を置く方針をとっている(ロ)右は地上兵力でなく第7艦隊及び在沖在比の航空兵力であると述べた。

(2) 当方より(イ)共同声明案で米国の対華コミットメントへの"FULL UNDERSTANDING"が表明され、総理の国会報告案が導入部分で日本の国益の内容を述べたあと台湾(海峡)については「国益に沿って対処する」と言っていることは両々相俟ってよく台湾をカバーしていると思う旨、及び(ロ)台湾と韓国では後者に対する攻撃の変成がより CONCEIVABLE であることから来る客観的事態の相違(先方より「しかし5年後は分らぬ」とコメント)により表現に差をつける要あるを指摘した。

5. 秘密合意の廃止及びホット・ライン構想

(1) 当方より総理の強い意向により外務大臣がマイヤー

秘密指定解除
大臣官房総務課

大使に1960年のペーパーは廃棄とし共同声明等を以て
これに代えたい旨述べたことを指摘し先方の見解をたゞしたところ先方は
現段階では何とも云えない、何となればワシントンでは
右ペーパー存続の気持が強いまだからである。すべては
公けのステートメントの文言が如何に周到に表現されるか得
否かにかゝっていると述べた。

(2) よって当方より本日はこの位にして、たゞ大臣がホットラインの設定によって右ペーパー廃止の可能性を考えていることを申し添えるに止めたいと述べたところ、先方は瞬時にして攻撃に対処の要ある場合にはホットラインよりはこのペーパーの方がより有効であろう、いずれにせよ公的ステートメントがLESS AMBIGUOUSでないと廃止は出来たかろうと述べた。

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

6. 返還準備措置（共同声明案第9項）

(1) 先方より別添3.のスナイダー限りの修正私案を手交し、当方は検討の上追而話し合うことを約した。次いで先方よりこの部分は愛知第2次訪米後まで交渉を延期したいと述べたので、当方より外務省、総理府の来年度予算及び立法措置（在那覇出先の構想概要）の改組等）（上説明し、右のタイミングの点から、そんなおそくまで待つことは出来兼ねる旨を述べたところ、先方は取りあえず日本側案及び上記私案ともワシントンに送ることに同意した。

(2) 先方より更に話を継いで、日本側で総理府等が過早に復帰準備を推進するのを防止する問題があると同様、米側にも「11月の総理訪米までにありとあらゆる細かい問題を片付けろ」との強い圧力があり、自分はこれに抵抗しているが、この圧力を加える者は「返還実現前に

秘密指定解除
大臣官房総務課

日本側が実質上沖縄をテーク・オーバーするのを防ぐ」と
強硬に主張している。従って米側としては現在後帰準備
については早急に詳細についてバーゲンする立場にならない。
しかし勿論日本側と大綱について話し合う用意はあり、
丁度明はじめ陸軍長官に同行して沖縄出張のミエナ
次官代理が来日するので、非公式にディスカスしない旨
述べ、当方了承した。

(3) なお先方の質問に対し日本案末文は琉球政府を漸次
県庁に変えて行くゐの指導を意味する旨説明せるところ
先方は米側私案第2項第1文末尾に "INCLUDING NEC-
ESSARY ASSISTANCE TO THE G.R.I." を付け加えることを
提案した。また当方より日本側としては後帰準備を完全に行ない返還の日にたゞ
看板をぬりかえるだけにすることを望んでいる旨述べたのに
対し、米側のペースは遅く、場合によっては沖縄返還協定が

秘密指定解除
大臣官房総務課

日本の国会（予算如何でな朱上院も）を通過したのちに
詳細バーゲンということも考えられ、復帰後3-4ヶ月の
過渡期間が必要となるかも知れないとコメントした。

秘密指定解除
大臣官房総務課

SECRET

VIETNAM

Guidelines for Unilateral U. S. Statement

1. The President and the Prime Minister firmly hope that the Vietnam war will be concluded before reversion of Okinawa.

2. Moreover, there are fully adequate provisions for consultations between the two governments on the implications of a prolongation of the Vietnam war on the reversion of Okinawa, so that the agreement reached between President Nixon and Prime Minister Sato will not affect U. S. military activities relating to the Vietnam war.

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
7 部の内
4 号

(August 20, 1969)

8月20日 [illegible]

SECRET

Draft Statement by the Prime Minister

As I have always stated in the past, the security of Japan in the world in which we live today cannot be adequately maintained without international peace and security in the Far East. Thus, the security of countries in the Far East cannot but be a matter of serious concern for Japan's security. Herein lies the significance of Article VI of the Security Treaty. And it would be in accord with our national interest to determine our response to prior consultation in the light of the need to maintain the security of the Far East, including Japan.

In particular, if an armed attack against the Republic of Korea were to occur, the security of Japan would be seriously affected. Therefore, should an occasion arise for U.S. forces in such an eventuality to use facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to meet the armed attack, the policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to decide promptly its position on the basis of the foregoing recognition.

The tranquility of the Taiwan Strait, ~~as an immediate~~ problem relating to the area surrounding our country, is also a matter of great and immediate concern to us from the point of view of

②

秘密指定解除
大臣官房総務課

Japan's security. A situation in which the United States and Communist China directly engaged in warfare over Taiwan must be avoided at all costs for the sake of peace and security in the Far East. On the other hand, it is also a fact that the United States has treaty commitments to the Republic of China. However, I do not today foresee a situation requiring these commitments to be invoked, and it is clear, too, that the United States Government is giving its mind to the furtherance of talks with the Chinese Communists. Our Government's policy is to keep a close watch on the situation and deal with it as our national interest requires.

秘密指定解除
大臣官房総務課

8月20日スナイダー私案
訂正加入ナシ

別添三

SECRET

The Prime Minister and the President, recognizing the complex problems involved in the reversion of Okinawa, agreed that the two governments should consult closely and cooperate on the measures necessary to assure a smooth transfer of administrative authority to the Japanese Government in accordance with reversion arrangements agreed to by both governments. They agreed that the US-Japan Consultative Committee in Tokyo should undertake over-all responsibility for this preparatory work.

The President and the Prime Minister decided to establish in Okinawa a Preparatory Commission for the purpose of consultation locally on measures relating to preparation for the transfer of administrative authority. The Preparatory Commission will be (including necessary assistance to the G.R.I.) composed of a Senior Representative of the Japanese Government with Ambassadorial rank and High Commissioner of the Ryukyu Islands, with the Chief Executive of the Government of Ryukyu Islands acting as adviser to the Commission. The Commission will report and make recommendations to the two governments through the US-Japan Consultative Committee.

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
8部の内
4号

(August 20, 1969)

SECRET

8A20日 文内示分

Draft Statement by the Prime Minister

Agreement was reached between President Nixon and myself that, upon reversion, the Security Treaty and its related arrangements should apply to Okinawa without any additional arrangement.

I explained to the President that the reversion of Okinawa in the manner I have just stated would not affect effective discharge of the international obligations assumed by the United States for the defense of countries in the Far East, including Japan. It would be only natural that a question should arise in this connection on the application of the prior consultation system on the use by U.S. forces of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations.

That action by U.S. forces under the Security Treaty must be in conformity with the U.N. Charter is clear from the provisions of Article I of the Treaty. This limitation therefore is applicable to the use by U.S. forces of facilities and areas in Japan for the security of the Far East, including Japan, under the terms of Article VI of the Treaty. The purport of the Exchange of Notes concerning the implementation of Article VI of the Security Treaty is to reserve the right of our final judgement on U.S. action involving Japan's vital national interest, or the country's own security, such as the

秘密指定解除
大臣官房総務課

use of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations, by making such action subject to prior consultation with our Government even though the action is to be in conformity with the U.N. Charter. The Security Treaty, however, is based on the common objective of Japan and the United States to maintain the peace and security of the Far East, including Japan. Since the prior consultation system should be properly maintained in accordance with this common objective, the system as such would not hinder U.S. forces from effectively contributing to the security of the area,, including Japan.

Our primary objective in maintaining firmly the Security Treaty is, needless to say, to ensure the security of our own country. Yet, as I have always stated in the past, the security of Japan in the world in which we live today cannot be adequately maintained without international peace and security in the Far East. Thus, the security of countries in the Far East cannot but be a matter of serious concern for Japan's security. Herein lies the significance of Article VI of the Security Treaty. And it would be in accord with our national interest to determine our response to prior consultation in the light of the need to maintain the security of the Far East, including Japan.

秘密指定解除
大臣官房総務課

In particular, if an armed attack against the Republic of Korea were to occur, the security of Japan would be seriously affected. Therefore, should an occasion arise for U.S. forces in such an eventuality to use facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to meet the armed attack, the policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to decide promptly its position on the basis of the foregoing recognition.

The tranquility of the Taiwan Strait, a problem relating to the area surrounding our country, is also a matter of great and immediate concern to us from the point of view of Japan's security. A situation in which the United States and Communist China directly engaged in warfare over Taiwan must be avoided at all costs for the sake of peace and security in the Far East. On the other hand, it is also a fact that the United States has treaty commitments to the Republic of China. However, I do not today foresee a situation requiring these commitments to be invoked, and it is clear, too, that the United States Government is giving its mind to the furtherance of talks with the Chinese Communists. Our Government's policy is to keep a close watch on the situation and deal with it as our national interest requires.

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
4部の内
1号

4 次官
3 事務官
2 田中大使

条約局長	アメリカ局長
条約	1 分
条々長	朱北一長

コピー回覧中

コピー

東郷・スナイダー会談（8月21日午後）

44.8.21

朱北一長

会談概要次のとおり（大河原参事官、朱北一長同席）

1. 共同声明案に関する米本国訓令事項

先方より別紙1.を手交、各項目につき以下のもく対後。

(1) A（第2項末文） 受諾可能

(2) B（第3項頭文） 同上

(3) C（〃 第4文）

(イ) 先方より台湾と韓国の扱い方に差が出ていること、及び TAIWAN OR THE PESCADORES は朱華条約上

GA-5 外務省

1902

秘密指定解除
大臣官房総務課

米側が義務を負っている地域を正確に書いたもので、THE TAIWAN AREA と同義なりと説明。

(ロ) 当方より この案では日本側の最も避けたいミリタントな調子が出ており受諾困難の旨表明せるところ、先方より別紙2.を手交、これは自分限りの私案だが、もし日本側にて受入れ可能ならば、日本案としてワシントンに報告したいと提案、当方検討を約した。(下記(二)参照)

(ハ) なお彼我話し合いの結果 第1文末段を"PEACE OF THE FAR EAST, INCLUDING JAPAN"と訂正。また本案により昨20日当方提案の第22項末尾に安保条約の目的につき字句を追加することは一応取止めた。

(ニ) 但し戦争が返還時まで長引く場合の部分(米側令C第5文、「ろ私案第4文)は当方として受入れ難いことを表明した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ホ) 先方より台湾の取扱いについて、日米が実質について一致すれば、表現のみの問題となるべしと述べ、実質は①台湾は韓国に比し発展や緊張がより少いこと②台湾地域は日本の安全保障にとりVITALなこと③アメリカの半年条約上の義務は日本の安全保障上重要なこと④防衛兵力を台湾よりも沖縄に駐留せしめた方が緊張が少かるべきこと（①-④を一口で言えば「台湾が攻撃されれば日本は米国による防衛一必要あれば沖縄より出来―を希望する」ということ）なりと理解する旨表明。

(ヘ) 総理発言案は上記にも鑑み、今、提案の修正中のTAIWANを（及び当方原案のTAIWAN STRAIT）THE TAIWAN AREAと修正。また先方申出により当方案"ON THE OTHER HAND IT

秘密指定解除
大臣官房総務課

IS A FACT THAT"を削除することとした。
よって先方はかしの如く修正ずみの案をワシントンに
報告すると述べた。

(4) D (第5項 第6文)

当方より米案では TIME SEQUENCE 上不都合が
生ずると指摘し、先方は AND TO SEEK を削除
(THE NECESSARY LEGISLATIVE SUPPORT を 1972
と(F の間に WITH を頭につけての挿入方に同意。
(20日の案の線に戻したこととなる。)

(5) E (第5項 末尾より第2文) 受諾可能

(6) F (第6項 第1文)
先方より「追加的取扱わ」は米側として好まず、これを
削除しても日本側は充分保護するべき旨を述べ
当方示唆の「そのまゝ」も困ると付言 当方検討を

秘密指定解除
大臣官房総務課

2. その他の米市国訓令

先方より口頭で以下を説明。~~[illegible]~~

(1) 吉田・アチリン書簡への言及は取止めた。提案した理由は歴史的継続性の強調にのみあり、

予前協議とは無関係だが、言及すると新な問題を起すとの日本側の意見によりドロップすることとした。

(2) 共同声明案第7項(核)日本案は受諾不能。
(3) 〃 第8項(財務)も同上だが今後の

米財務省・日本大蔵省の行し合いの進展を見て決めたい。場合によっては共同声明から落してもよいのかも知れない。(当方よりの質問に対し)米案を大蔵省に呈示されて結構。但し(外交当局がダッテせで)市項の交渉を

全然両財務当局にのみ委せることは考えものである。来月8.-10日来日のペティー財務次官補の

秘密指定解除
大臣官房総務課

第1回交渉は外務省、米大使館からはオズボーン公使も入るよう、(但し以後は対務当局同志のみ)米側より提案方対務省と協議する。

(4) 1960年国連ベーバー廃止：公的ステートメントが曖昧であればあるほど受諾困難というのがワシントンの空気である。

(5) 総理の朴大統領・蔣総統あて書簡発出

(イ) 沖縄の返還は韓国、中華民国の安全保障を弱めるものでないとの趣旨の手紙はただに両国を安心させ、交渉に介入しようとするのを防止するのに役立つのみならず、米議会対策上も有用である。(極秘の含みで議会少数有力者に見せたい。)

(ロ) (当方質問に対し) タイミングは総理訪米

秘密指定解除
大臣官房総務課

直前でも直後でもよいが、後の方がより良いかも知れない。秘としても公開しても日本側次第だが

リークを考えれば後者の方が良さそうだ。

((ハ) 以上に対し当方よりまだ検討中なる旨表明。)

3. その他

(1) 先方より上記1,2の米側の考えの事はロジャース長官が先日国務省内の長時間のお合せ会議で表明したところに基くと説明。

(2) 双方とも明22日1630再会することを約した。また大臣・大使会談は28日午後(時間は追而決定)とすることにお合せた。

(3) 「2」は9月4日日本発帰国し大臣第2次訪米に備える由。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
6部の内
1号

8月21日「2」25号後
(華府訓令にあるもの)

SECRET

別添一

Suggested Changes in Communique

A. Last sentence of para 2 should be amended to read: "The President, while emphasizing that the countries in the area were expected to make their own efforts for the stability of Asia, gave assurance that the United States would continue to contribute to the maintenance of international peace and security in the Far East by honoring its treaty obligations for defense of countries in the area."

OK

B. The first sentence of para 3 should contain one additional word and should read: "The Prime Minister and the President specifically noted the continuing tension over the Korean Peninsula."

OK

C. Para 3 should be revised to read as follows beginning with fourth sentence: "The President referred to the treaty

NG

SECRET

秘密指定解除
大臣官房総務課

obligations of his country to the Republic of China, which the U. S. will uphold. The Prime Minister expressed his understanding of the position of the U. S. and agreed that an armed attack against Taiwan or the Pescadores would be dangerous to the peace of the Far East, including Japan. The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would eventually assume a more cooperative external posture. The President described the sincere efforts made by the United States for a peaceful and just settlement of the Vietnam problem. The Prime Minister expressed understanding for U. S. efforts to restore peace in Vietnam and stated that if hostilities have not concluded there by the time reversion is scheduled to take place, the Japanese Government would assure that the military effort in Vietnam would not be impeded because of

秘密指定解除
大臣官房総務課

reversion. The Prime Minister stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indo-China area."

D. The sixth sentence in para 5 should be amended to read: "They further agreed to expedite the consultations ~~and to seek~~ the necessary legislative support with a view to accomplishing the reversion during the year 1972 if detailed negotiations and implementing arrangements for reversion are completed by that time." [redacted]

秘密指定解除
大臣官房総務課

[redacted]

E. In penultimate sentence para 5, "Following reversion" should be reinserted after words "His Government."

F. At the end of the first sentence of para 6 delete the restrictive clause "without any additional arrangement." (We thinking of additional arrangements such as new interpretive minutes or supplemental decisions of Joint Committee on SOFA problems.)

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
6部の内
1号

Para 3.

SECRET

(8月21日 「大」私案)
訂正個所記入ずみ

別添二

"The President and the Prime Minister agreed an armed attack against countries of the Far East, particularly the areas adjacent to Japan, would be dangerous to the peace ~~and security~~ of (the Far East, including) Japan. They specifically noted the continuing tension over the Korean peninsula. The Prime Minister highly appreciated the peace-keeping efforts of the United Nations in the area and stated that the security of the Republic of Korea was essential to Japan's own security. Referring to the accelerated development of nuclear arsenal by Communist China, the President expressed his concern over the future trends of its foreign policy. The President also recalling that Communist China had so far refused to join with the United States in a mutual renunciation of the threat or use of force in the Taiwan area, referred to the treaty obligations of his country to the Republic of China. The Prime Minister

SECRET

秘密指定解除
大臣官房総務課

expressed his full understanding of the position of the United States and stated that the Japanese Government also continued to view the situation in the Taiwan area with close attention and concern. The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would eventually assume a more cooperative external posture. The President described the sincere efforts made by the United States for a peaceful and just settlement of the Vietnam problem. The Prime Minister expressed understanding for U. S. efforts to restore peace in Vietnam and stated that if hostilities have not concluded there by the time reversion is scheduled to take place, the Japanese Government would assure that the military effort in Vietnam would not be impeded because of reversion. The Prime Minister stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indo-China area."

秘密指定解除
大臣官房総務課

大臣 [illegible] 長 [illegible] 長

フィン部長発言要旨（44.8.26.）

1. 8月19日ロジャース長官の許で沖縄問題に関し
予算省部内の会議を開いた。
「ロ」は残金の単可要、及TCSのウィーラー等を如何
にして説得し得るか、又すべきかという点に最も頭を
使っており、その見地から、基地の使用に関し、日本側から
firm コミットメントを取付けるべきであり、その為には
どうしても明確な printed agreement を必要と
するとしている。現在迄の日本案は極めてよく出来て
いるが、共同声明、一方的声明等を綜合的に仔細に
読み合せて、従って日本側の意図は明白であると
いう説明は予算省の関係者を納得させる事は
出来るかも知れないが、hawkish（ホーク）な議員及ウィーラー
等、単的な約束を求める人達を満足させ得ない
点が問題である。

2. 上記の事情もあり「ロ」は返還協定を残金の批准
条約にすべきに非ずやとの考え方を捨て、否ない。
産業及小笠原と異り、沖縄は政治的に余りにも
重要であり、行政協定として処理することは行政府として
相当の責任を覚悟せねばならぬところであり、
（行政協定と批准条約のボンダーライン上にある。）
特に最近の残金の行政府の対外コミットメントに
対する批判的態度にかんがみ、余計に難しい
問題になっている。「ロ」は、残金の承認を求める

秘密指定解除
大臣官房総務課

という手続を踏むすにより、試会節の不備を抑える効果を狙ったらという気持を持って居る。

3. 主要に関し、単にpromptlyに決めるということでなく、もう少し明確にfavorableなreactionを約束して貰い度いというのが、米側の希望である。朝鮮に関してももう一工夫風欲しいが、特に台湾に関しては日本案はいゝ案だとは思うが、最後の部分で(with attention and concern)相当にwater downされている感を与えているのが問題である。

4. ヴィエトナムについては11月までに戦争の様子を見透しうる状況になって居ないであろうし、その意味で返還の約束をするすに単部等との関係で問題がある。一つの解決策は、返還の時期を明示しない(72年という事を全く云はない)事であり、他にも施政権の返還と基地を分離するやり方(グワンタナモ方式)もあるのではないか。(当方より強く駁論)

5. 核については返還時の撤去は或いは約束し得るかも知れないが、焦点は再事の持込である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

9月の愛知大臣との会談において、
ロジャースは恐らく核について明確な
話は出来ないであろうと考えている。
（核は他の問題との package
として考えるという趣旨を imply した。）

6. 「コ」は法律家としてどうしても上述の
様な考え方にとらわれ勝である。
従って、9月の会談を成功せしめ、11月に
結論を得る様にするためには、
愛知大臣より、近畿問題の政治的重要性を
強調されるとともに、日本政府の自主的
立場に立った積極的な態度を更に強く
インプレスされる様、御話しされるのが望ま
しいと思う。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
部内の号

次官 [illegible]
[illegible]
田中大使

[illegible]
[illegible]
[illegible]
コピーズ

アメリカ局長
[illegible]
朱北一長

東郷・スナイダー会談（8月27日午前）

44.8.27
朱北一長

会談概要次のとおり（先方 核問題専門家の WARFLE空軍大佐 及び マイク大使秘書官より配置がえとなった MISS CAROL MOOR — 2等書記組の ATTACHE, 当方朱北一長同席）

1. 核問題

(1) 当方より沖縄返還に当つてその軍事的側面を充分顧慮して合理的解決を図りたく(イ)総理としては熟考の後 安保条約及び関連取極 ~~[illegible]~~ の枠内で、その正当なる運用により沖縄問題を解決

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

するとの方針を打出し愛知外務大臣が先般の訪米に際しこれを闡明したこと(ロ)る所協議

判については所謂「歯止め論」的な片寄った説明を排し正常な姿に戻し出て上述第3側面をアコモデート

すべきこと(ハ)他方核について問題は現在は国民感情上動かすべからざる強力な問題が存在し

政治的には「核ぬき」は第3的リーゾニングには基いていないが、政府としてアコモデートせざるをえないこと

を説明の上(ニ)非核3原則の由来と意義及びわが国内の核問題に関する真の知識

認識の欠陥(ホ)及び国内の所謂「核再軍備論」は今後発達しても少くも当初は米国の核持込みを排する傾向が強くなると思われる点につき補足した。

(ドゴール的な様相を示し)

(2) これに対しウォーフル大佐より次の如く述べた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(二、半年ほどの間 国務省や日本政府の努力により日本内政事情への認識が大幅に向上した。また防衛についての日本の前向きの考え方をアプリシエートしており、共同声明事にもよく文があらわれていると思う。而して早だとっては)

(イ) 軍としては基地の有効性確保が最高の課題であり、種々研究を重ねたが、核・通常の両核能力(DUAL CAPABILITY)を備えていることが抑止力の大きな要素である。核をぬくとこれらの部隊の駐留の意義はなくなることとなり、沖縄について色々代案を検討したがいずれの場合も抑止力の低下は免れない、との結論であった。

(ロ) かくなれば侵略者にすきを与え日本を含む極東の安全に甚大な影響をみぼすので、問題を統合参謀本部より国家安全保障会議に上げ、現在最高首脳レベルに行っており、その決着如何は大統領、総理の間で決められる(極東政策や沖縄情勢に種々変化がみられる折柄、米の)ことと思われる。その決り方によって、米国の国防持機及び作戦計画の態様に変化を生ずべく、

秘密指定解除
大臣官房総務課

軍事予算が益々取りにくくなる環境と相俟って、軍としても早く日本側と合意に達し詳細のアレンジメント作りに入りたいと思っている。

(ハ) なお核装備部隊の使用について、長年の兵術思想として根をおろしているのは、人員と兵器を分けておいておくことは出来ない、という原則である。(これは分散駐留の場合にも当てはまり、人と兵器が共に展開しなくてはならない。)

陸上戦斗用の或る種の戦場兵器の場合(これは例えば沖縄自体で使うのでなく前線支援用に対戦しておくもの)を除いて、空軍について言えば塔乗員等と航空科と、核兵器を別々の所においていたのでは到底現代戦の要請には間に合わない。従って若し核ぬきとなれば、たとえ莫大な予算を要し抑止力をおとすことと有っても、その部隊全部を沖縄から引上げるほか方法はないというのが、空軍計画部門の考え方である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

2. 日本側共同声明案及び総理発言案

当方より別添1.及び2のテキスト(去る8月27日付)を手交の上従来との相違点として次の如く説明したのに対し、先方は概ねコメントなく聞いていた。

(第2項)。ASIA を THE AREA とした。

(第3項)。旧第1文全体及び第2文の SPECIFICALLY を削除。(注)

。中共の核開発に関する文章を削除、それに代え米側案に基く中共の対外政策に関する1文挿入

。ウィストナム和平達成の要素については元の日本案文に戻る

(第4項)。THEIR EVALUATION OF を削除。

。FAR EAST と INCLUDING JAPAN の間のコンマを削除(以下第5、第6項についても同)

。末文の FAR EAST の次に INCLUDING JAPAN を挿入

(第5項)。TIME HAS COME を HAD COME とする

(注) 先方より、これは韓国にアクセントをつける意味から要保有とコメント。

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

○ COMEの次の THE TWO GOVERNMENTS 削除

○ PEOPLE OF JAPAN の次の PROPER を削除

代りに カンマ OF BOTH THE MAINLAND AND OKINAWA カンマ

とする。

○ CONSULTATIONS REGARDING SPECIFIC ARRANGEMENTS

FOR の次に ACCOMPLISHING を挿入

○ 1972年の文章を WITH A VIEW TO ACCOMPLISHING

THE REVERSION DURING 1972 BY CONCLUDING

THESE SPECIFIC ARRANGEMENTS WITH THE

NECESSARY LEGISLATIVE SUPPORT とする。

○ 末尾の FACILITIES AND AREAS の前に MILITARY を挿入。

(第6項) ○ 第1次の REVERSION を RETURN OF THE ADMINISTRATIVE

RIGHTS とする。

○ 第1次末尾を WITHOUT MODIFICATION THEREOF とする。

秘密指定解除
大臣官房総務課

○末尾から第2文のOKINAWAの次のTO JAPANを削除

(第7項)○ 我方原案どおり

(第8項)○ 同上

(第9項)○ 第1文のCOMPLEX PROBLEMSをCOMPLEXITY OF THE PROBLEMSとする

○ ADMINISTRATIVE AUTHORITYをADMINISTRATIVE RIGHTSと改める。(2カ所)

○ SENIOR REPRESENTATIVEのSENIORを削除

3. ワシントンよりの訓令事項

先方の説明次のとおり。

(1) 非公開のASSURANCES ― ワシントンでは共同声明、総理発言とも曖昧さが大なる場合は非公開のASSURANCESを求めたい気持が強い。(特に半例で有続要望の強い60年のペーパーの問題と関連する。)

秘密指定解除
大臣官房総務課

(2) 共同声明案、

次の諸点を要望する。

(第2項) 末尾を DEFENSE TREATY OBLIGATIONS
(挿入)
IN THE AREA とする (FOR DEFENSE OF COUNTRIES 削除
(当方質問に対し理由不明なるも多分前との関連での修文上の問題ならんと

(第3項) ○ 中共核開発に関する文章削除、

○ 韓国・台湾の取扱い方に差違をもたせたい

ことは分るが、~~これが~~程度如何では非公開 ASSURANCE
以来。

○ ヴィエトナム和平の達成を沖縄復帰との関係
をはっきりさせるため EXPRESSED THEIR

EARNEST HOPE THAT PEACE BASED ON
JUSTICE IN V.N. BE ACHIEVED BEFORE

REVERSION. とする (8月19日と同じ文言)

○ この点に関連して、ワミントンでな返還時まで
(先方より)

秘密指定解除
大臣官房総務課

ヴィエトナム戦争が続いている場合 復帰を延期するか
支援のみの戦斗作戦行動を認めるかの選択につき

日米が協議すべきことを 共同声明以外 何らかの方法 — 総理発言
でも非公開の保証でもよい — で日本側が表明

される必要ありとの気持が強い、と補足。当方より
この点の合意 ~~すれば~~ 共同声明の文言はもとどおり ~~にするか~~
(が問題で、合意があれば…) でも差支なかるべし

と問うたのに対し、先方は なお 上記提案はUSEFULならんと述べ
たので、当方より二つ が あると 口公等で余計な論議を

誘発する惧あることを指摘。)

(第5項) ○1972年の文章につき ワシントンでは 強く8月21日

の文言 (TO EXPEDITE THE CONSULTATIONS AND TO
SEEK THE NECESSARY LEGISLATIVE SUPPORT

WITH A VIEW TO ACCOMPLISHING THE REVERSION
BY THE YEAR 1972 IF DETAILED NEGOTIATIONS AND

秘密指定解除
大臣官房総務課

IMPLEMENTING ARRANGEMENTS FOR REVERSION ARE COMPLETED BY THAT TIME) を望んでいる。

これは1972年の返還はARRANGEMENTSの要請にかかっていることをはっきり出せるためである。(当方より日本案でも全く同じ考えに立っており、半側としてはEXPEDITEしか引受けていない形になっていることを指摘(おうず、1972はフェットとて)

~~[illegible]~~ しておいたところ、後刻電話にて日本案の1972までそのまゝとし、その次に

かゝる PROVIDED THAT BY THAT TIME THESE SPECIFIC ARRANGEMENTS CAN BE CONCLUDED WITH THE NECESSARY LEGISLATIVE SUPPORT. とすることを提案越し、当方検討を約した。)

(第6項) WITHOUT MODIFICATION 元々の文言がなくても充分「有立並」となるから、削除する。クシントンとしては

秘密指定解除
大臣官房総務課

合同委員会の決定等修正を要すべき ARRANGEMENTS をどうするかとの問題（当方より その点 別途書面で明らかにしてもよい旨表明）のほか、上記非公開保証との関連でこれを強く望んでいる。（これに対し当方より愛知外務大臣としては飽くまで必要なりとしている旨強調。）

（第9項）クシントンでは ~~[illegible]~~ 概ね よしとしつゝも、準備委員会の米側代表を高等弁務官とすることの可否を検討中である。なお先日ランパート弁務官に非公式に見せたところ、これにて結構と述べていた。

（3）総理発言案

（当方より、これを受入れれば総理が終止方を強く望んでいる60年のペーパーをドクップ出来るかと尋ねたところ、それはむつかしい。クシントンとしては両方を欲しい、と）

- 韓国については PROMPT AND FAVORABLE とされたい。
- 台湾については末尾に ON THE BASIS OF THE FOREGOING RECOGNITION を挿入されたい。（当

秘密指定解除
大臣官房総務課

方筆間に対し同パラグラフ冒頭の IMPORTANT FACTOR 云々なりと説明.)

4. 今後の進め方.

(1) 明日の大臣・マイヤー大使会談では余り文言をつめるようなことはせず(但し MODIFICATION 云々については大臣より必要性を強調すると予想).

日本の内政3省とか、ウスエトム、台湾、核等の大きな問題に触れることとなろうと一致.(彼我)

(2) スナイダー公使より来る29日(金)再度会談後、状況が許せば9月1日(月)の夜所柄来日中のリーゾア陸軍長官の飛行機に便乗して一時帰国したいが、勿論必要に応じ当初計画通り3日(水)帰国してもよいと述べた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
6 部の内
6 号

SECRET

(August 27, 1969)

Draft Statement by the Prime Minister

As I have always stated in the past, the security of Japan in the world in which we live today cannot be adequately maintained without international peace and security in the Far East. Thus, the security of countries in the Far East cannot but be a matter of serious concern for Japan's security. Herein lies the significance of Article VI of the Security Treaty. And it would be in accord with our national interest to determine our response to prior consultation in the light of the need to maintain the security of the Far East including Japan.

In particular, if an armed attack against the Republic of Korea were to occur, the security of Japan would be seriously affected. Therefore, should an occasion arise for U.S. forces in such an eventuality to use facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to meet the armed attack, the policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to decide promptly its position on the basis of the foregoing recognition.

The maintenance of peace and security in the Taiwan area is also an important factor for the security of Japan.

秘密指定解除
大臣官房総務課

I believe in this regard that the determination of the United States to uphold her treaty commitments to the Republic of China should be fully appreciated. However, should a situation ever occur in which these treaty commitments would actually have to be invoked against an armed attack from outside, it would be a threat to the peace and security of the Far East including Japan, though, I am glad to say, such a situation cannot be foreseen today. The policy of our Government is to continue to keep a close watch on the situation in the Taiwan area and to deal with it as our national interest requires.

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
6部の内
6号

SECRET

(August 27, 1969)

Draft Joint Communique

1. The Prime Minister and the President had a broad exchange of views on Japan-U.S. relations as well as on the respective positions of the two countries in the present international situation. The President expressed the deep interest of his Government and his own in Asia and stated his belief that Japan and the United States should cooperate in contributing to the peace and prosperity of the region. The Prime Minister, appreciating the view of the President, made it clear that Japan would make further active contributions befitting her capabilities to the peace and prosperity of Asia.

2. The Prime Minister and the President exchanged frank views on the recent international situation, with particular attention to developments in the Far East. The Prime Minister expressed his recognition that, in the light of the present situation, the presence of U.S. forces in the Far East constituted a mainstay for the stability of the area. The President, while emphasizing that the countries in the area were expected to make their own efforts for the stability of the area, gave assurance that the United States would continue to contribute to the maintenance of international peace and security in the Far East by honoring its treaty obligations for defense of countries in the area.

秘密指定解除
大臣官房総務課

3. The Prime Minister and the President noted the continuing tension over the Korean peninsula. The Prime Minister highly appreciated the peace-keeping efforts of the United Nations in the area and stated that the security of the Republic of Korea was essential to Japan's own security. The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would adopt a more cooperative and constructive attitude in its external relations. The President, however, recalled that Communist China had so far refused to join with the United States in a mutual renunciation of the threat or use of force in the Taiwan area, and referred to the treaty commitment of his country to the Republic of China. The Prime Minister expressed his full understanding of the position of the United States and stated that the Japanese Government also continued to view the situation in the Taiwan area with close attention and concern. The President described the earnest efforts made by the United States for a peaceful and just settlement of the Vietnam problem. The Prime Minister expressed his earnest hope for a substantial progress towards that end. He further stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indo-China area.

秘密指定解除
大臣官房総務課

4. In the light of the situation and the prospects in the Far East, the Prime Minister and the President highly valued the role played by the Treaty of Mutual Cooperation and Security in maintaining the peace and security of the Far East including Japan, and mutually affirmed the intention of the two Governments to maintain firmly the Treaty on the basis of mutual trust and the common evaluation of the international situation. They further agreed that the two Governments should maintain closer and constant contact with each other on matters affecting the peace and security of the Far East including Japan, and on the implementation of the Treaty of Mutual Cooperation and Security.

5. The Prime Minister emphasized his view that the time had come to respond to the strong desire of the people of Japan, of both the mainland and Okinawa, to have the administrative rights over Okinawa returned to Japan on the basis of the friendly relations between Japan and the United States and thereby to restore Okinawa to its normal status. The President expressed due appreciation of the Prime Minister's view. The Prime Minister and the President also recognized the vital role played by U.S. forces in Okinawa in the present situation in the Far East. As a result of their discussion, it was agreed

秘密指定解除
大臣官房総務課

that the mutual security interests of Japan and the United States could be accommodated within arrangements for the return of the administrative rights over Okinawa to Japan. They therefore agreed that the two Governments would enter immediately into consultations regarding specific arrangements for accomplishing the early reversion of Okinawa without detriment to the security of the Far East including Japan. They further agreed to expedite the consultations with a view to accomplishing the reversion during 1972 by concluding these specific arrangements with the necessary legislative support. In this connection, the Prime Minister made clear the intention of his Government, following reversion, to assume gradually the responsibility for the immediate defense of Okinawa as part of Japan's defense efforts for her own territories. The Prime Minister and the President also agreed that the United States would retain under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security such military facilities and areas in Okinawa as required in the mutual security of both countries.

6. The Prime Minister and the President agreed that, upon return of the administrative rights, the Treaty of Mutual Cooperation and Security and its related arrangements would apply to Okinawa without modification thereof. In this connection, the Prime Minister affirmed the recognition of his

秘密指定解除
大臣官房総務課

Government that the security of Japan could not be adequately maintained without international peace and security in the Far East and, therefore, the security of countries in the Far East was a matter of serious concern for Japan. The Prime Minister was of the view that, in the light of such recognition on the part of the Japanese Government, the return of the administrative rights over Okinawa in the manner agreed above should be compatible with effective discharge of the international obligations assumed by the United States for the defense of countries in the Far East including Japan. The President replied that he shared the Prime Minister's view.

7. The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President expressed his understanding of the position of the Japanese Government and assured the Prime Minister of the intention of the U.S. Government to ensure the reversion of Okinawa to be carried out in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

8. The Prime Minister and the President agreed that with respect to financial questions which could arise in connection with the return of the administrative rights over Okinawa to

秘密指定解除
大臣官房総務課

Japan, a mutually satisfactory solution should be found by the time of the reversion.

9. The Prime Minister and the President, recognizing the complexity of the problems involved in the reversion of Okinawa, agreed that the two Governments should consult closely and cooperate on the measures necessary to assure a smooth transfer of administrative rights to the Government of Japan in accordance with reversion arrangements to be agreed to by both Governments. They agreed that the Japan-United States Consultative Committee in Tokyo should undertake over-all responsibility for this preparatory work.

The Prime Minister and the President decided to establish in Okinawa a Preparatory Commission in place of the existing Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands for the purpose of consulting and coordinating locally on measures relating to preparation for the transfer of administrative rights, including necessary assistance to the Government of the Ryukyu Islands. The Preparatory Commission will be composed of a Representative of the Japanese Government with Ambassadorial rank and the High Commissioner of the Ryukyu Islands, with appropriate staff, with the Chief Executive of the Government of Ryukyu Islands acting as adviser to the Commission. The Commission will report and make recommendations

秘密指定解除
大臣官房総務課

to the two Governments through the Japan-United States Consultative Committee.

10. The Prime Minister and the President expressed their conviction that a mutually satisfactory solution to the question of the return of the administrative rights over Okinawa to Japan, which was the last of the major post-war issues pending between the two countries, would be to strengthen further the Japan-U.S. relations based on friendship and mutual trust and would also make a major contribution to the peace and security of the Far East.

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

大臣スト
[illegible]
春[illegible]
日本大使 [illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

アメリカ局長
[illegible]
[illegible]

愛知大臣、マイヤー大使会談（沖縄返還問題）

44. 8. 28

朱北一長

本28日午後4時30分より6時10分まで本省大臣接見室において行なわれた会談概要次のとおり。（先方

スナイダー公使、ウィッケル通訳官、当方アメリカ局長、赤谷審議官、北米第一課長同席。）

1. 交渉の原則的了解

(1) 大臣より事務レベル交渉の進展に触れ、右交渉は現行の安保条約及び関連取極の体系をそのまゝ適用するとの枠内での解決を、コミュニケという形式で、総理訪米の際に結着をつけるとの原則的

秘密指定解除
大臣官房総務課

了解の下に進められていると確認したい旨発言。

(2) 大使より、米側としてはコミュニケ及び補足的な保証(SUPPLEMENTAL ASSURANCES)の文言についての合意により沖縄返還着手を発表出来ることを望んでいる。なお議会に対し具体的に如何なる手続をとるかは未だ分らない、と述べた。

(3) 大臣より2-3の点については合意をみていないが、これらを含めコミュニケで解決し得ない部分は総理の対国会、大統領の対議会説明で補完することもあり得、かつ望ましいと理解していると発言した。大使は以上のほか秘密の了解(は当初避けたいと思っていた)が必要となるかも知れないと述べ、これに対し大臣より秘密の了解は現在もこれを欲していないことを明らかにした。

秘密指定解除
大臣官房総務課

2. 実質問題に関する大臣所見

大臣より問題点として①戦斗作戦行動に関する考え方②リイエトナム戦争が返還時まで永引いた場合の扱い③核問題をあげ

以下の如く述べたると共に別の観点より韓国・国府に対する日本の工作の可能性の問題に言及し、目下総理にも上申して検討中であるが未だ成案はないと述べた。

(1) 戦斗作戦行動に関する考え方

(イ) 朝鮮半島

(a) 大臣より①ロジャース長官と総理が自分との会談において当方より朝鮮半島に武力斗争が起れば日本の安全に影響するので、韓国の静ひつ保持は日本にとり大問題であると述べたことを想起して、②今回の日韓関係会談で崔外務部長官が朴・ニクソン会談で米側が米国は米韓条約の有効ずつ国連を通じても二重の対韓防衛コミットメントを負っていると述べた旨を内話

秘密指定解除
大臣官房総務課

の上この点充分留意方要望ありしこと、及び日韓共同コミュニケでも一言沖縄に言及せること、③昨27日米側に手交の共同声明案等にわが国の朝鮮半島についての関心と苦心がよく出ていること、但し主権国として留保している事前協議の権限を事前にGIVE AWAYする旨コミュニケに明記し得ずることを述べた上日本側の気持は充分理解してほしいと要望した。

(b) 次いで大使の質問に答え大臣より日韓閣僚会議で崔長官は返還後の沖縄米軍の対韓援助能力低下云々には直接かつ具体的には触れず、たゞ①米韓条約の米国の行政的管理下の地域、中に沖縄が含まれており返還後どうなるか日本も考えてほしいこと②日韓間に安保条約はなくまたその締結を考えていないが両国及び日米・米韓間の強固な信頼関係の夫々の結び付きの中で安全を守る工夫をすべく念頭において欲しいことを要望したことを明らかにした。

(c) 大使より無責任かつ危険な北鮮の覚威下韓国人が

秘密指定解除
大臣官房総務課

「返還(沖縄)は事前協議の制約、特に時間がかいることにより(米国有事の際の)の対韓援助能力の有効性特に即時性を大幅に低下させ、以て北鮮の攻撃を招来するのではないか」との危惧を有していることは尤もであり、韓国訪問帰りの米誠公人は殊らずこの点を痛感していると述べ、さらに有事の際米国以外援助能力はなく、かつこの援助は即時必要なことを強調した。これに対し大臣は本土並でしかも韓国にかゝる心配をさせない様にしたいのが当方の考え方であり、上記の対韓・対国府働きかけもこの点から考えていること、両政府ともわが国にとり最も大事であり相互理解を図わたいことを述べた。

(ロ) 台湾

大臣より韓国と異り台湾は単に防衛のみの問題でなく、先般のロジャース長官訪日の際述べた点及びその後のニクソン大統領等の発言に散見されるところよりして

秘密指定解除
大臣官房総務課

米国の対中共態度は柔軟性を増やした如く、従って自分としても日米コミュニケで中共を余り利益することは避けたい。この点文言及び方式について昨日の日本案ではよくこのニュアンスが出ていると発言した。

(2) ヴィエトナム戦争が直還時迄永引く場合

大臣より文言や方式につき自分も等と考慮中であるが、当方参考までに米側の肚一杯の考え方を聞かせて欲しい。勿論そのまま受入れる訳ではないが、と要望した。

(3) 核問題

大臣よりこれ以上多く述べることなく、原爆唯一の被害国として、非核3原則は国民中に定着している特殊(核3)の理解を求めることに尽きる、と述べた。

(4) なお大臣より9月12日の〔12〕長官との会談では、昨日の日本案の考え方の理解を求めるつもりなることを付言した。

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

3. 実質問題に関する大使所見

A. 大使より大臣の明快な所見表明を謝した上，問題は双方の実質上必要な点と政治上の問題点を如何に調整するかにあるが，自分としては日本側が米国の対韓，台，ヴィエトナム コミットメントの遂行能力を害う(IMPAIR)ことを欲していないことを確信したい。他方日本側が公開の文書で主権に関連して3年協議を云々することに問題があることを理解するが，もとより米側としても日本の主権を害う気は毛頭なく主権の枠内で解決したいと述べた後，以下の如く述べた。

(1) 韓国

38度線は日本にとっても防衛第一線であるが，韓国に関する文言は未だ曖昧であり，国務省としては明快な文言でないと，60年ペーパーは存続させたい意向である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(2) 台湾

~~[illegible]~~

(イ) 大臣御指摘の如く米国は対中共戦争を欲せず、国際社会への組入れ及び通商関係の樹立を望んでいると共に

台湾へのコミットメントについても、台湾の起する件の尻ぬぐいを米国がさせられないよう極めて慎重で、先日の国府軍の中共砲射表沈る件の際にも米国は厳しい態度を示した。

(ロ) コミュニケできつく書けば中共を制戦すべきことは同感であるが、その反面米国の台湾防衛能力が欠損せずに残ることをはっきりさせぬと、米国の能力が低下し、予防協議により展開できないとの誤った印象を与えるが如き結果となり、日本の国益上もよくない。~~[illegible]~~米側

としてはコミュニケも一方的宣言以外の非公開了解で「(中共側の挑発されざる)武力攻撃の明らかな場合米国の手は縛られない」ことの確認を検討中である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(3) ヴィエトナム

1972年までの終結を希望しているが見通しが不明の現在、米国内で「ニクソン政権は進んで在越米軍支援能力を低下させんとしている」との政治的攻撃を可能にするぬきことは論外で、コミュニケと一方的宣言のなか非公開了解等で米国の能力が低下せざることをはっきりとさせ、大統領がこの旨議会に言えるようにしなくてはならない。

(返還の延期か軍事行動継続のいずれにせよ)

(4) 核問題

自分もまた新に申上げる所はなく、たゞ沖縄の核ぬきは抑止能力・戦斗力の双方を低下させること、及び撤去について何ら決定されていないことを再び申上げたい。

B. 以上に対し大臣より率直に言って韓国、台湾については意見は大分合って来ており、考え方に違いはないと思うと述べた後、ヴィエトナム等につき次の如く話し合った。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(1) 大臣より ヴィエトナムについては 直選時までの 終結(CEASE FIREと表現)を強く
望むとの意欲の表明に止めておくという 説には

行かぬか、私見ではあるが 米国の世界政策にとっても
72年までに終結させるとの 意思表明を(日米会談という)世界的な

舞台(たとえヴィエトナムと直接関係なくとも)で行なうことは
有意義ではないか、終結しない場合どうするかと書くのは

終結への意欲を殺ぐ印象を与えよう、と述べた。
これに対し 大使より、ハイとしては 米国内一部世論の反
(米国がCEASE FIREを一方的にすることを御考えかと質問、大臣が然らずと答えたの)

対、及び米の諸友邦の支持躊躇をあてにして 米国
がやがてGIVE UPすることを期待しているが、ニクソン

大統領以下米国は何年かかっても名誉ある終結の
実現に努力する(と強調し)~~[illegible]~~ 同時にパリ会談以外でも

先般の2万5000人撤兵の如く ディエスカレーションについては
合理的なリスクを取ることを惜しむものではないと付言した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(2) 大臣より抽象的政治論だが、日本の内政上計算問題が日本の要望する線で解決の軌道にのったということになれば、日本人の対米親は劇的に好転し選挙では自民党が予想以上の大勝を博することを確信すること。

日米関係が個々問題の友好的解決を可能にするほど強いものであるといえることは一大成果である、と述べた。

大使より、米国は日本国内に友好的な政府状況（FRIENDLY GOVERNMENTAL SITUATION）の維持を念願すればこそ、総理訪米で解決したいと考えている旨を表明した。

4. その他

(1) 今後の進め方

大臣より1967年の総理訪米時には、3年前のコミュニケ作成作業は唯一点を除いて出来上っていたのに比し、

秘密指定解除
大臣官房総務課

今日はペースが遅く、早くあと3か月足ラずで双方が満足する結論に到達し得るか、心配している（少く）

旨を表明した。（先方より特にコメントなし）

(2) 日米経済問題（別途記録）

大臣より経済問題につき かくすれば雰囲気が

よくなるという示唆あれば、受入れるかをかは別として

参考までに取りたいと述べたところ、大使より正に

良いことを聞いて下さったとして、半国政府は沖縄問題と経済とは

ONE PACKAGE 視していないが、財界の大物でこつゾー（半）

大統領に対し「日米貿易バランス恢復まで沖縄につき

動かないよう、要請する旨のあることは事実である旨述べ（大統領以下これに於てい）

本問題特に繊維製品の重要性につき別途

記録のぬく述べた。

(3) 総理訪米時期（別途記録）

秘密指定解除
大臣官房総務課

(4) プレス対策

双方協議の結果、「大臣~~[illegible]~~ 日ジャース会議 に備え今までの進展ぶりを検討した。現在までの事務レベルの主要作業はコミュニケの骨子の作成である。(注: 戦斗作戦行動セラクエトナムについては伏せておく。) 本日は日本を含む極東の安全保障に対する米国のコミットメントの観点より返還後の基地使につき討議した。また大臣より核問題につき日本の立場を表明し、大使より米国は依然極東に信ずるに足る核抑止力 (CREDIBLE NUCLEAR DETERRENT) をおく必要ありと考えている旨明らかにした」という説明を行なうことに合意。

(5) なお大使より ニクソン大統領最近の外遊に関する資料を手交し、昨日空港で帰米追次のマンスフィールド上院外交と話したが、ニクソン外交に協力する姿勢と見受けた旨付言。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
4部の内
1号

次官 [illegible]
森亜代 [illegible]
田中大使 [illegible]

条局長
条参
条々長
(コピー [illegible])

アメリカ局長 [illegible]
[illegible]
朱北一長 [illegible]

コピー 三部 ① 在米大 ② 条局長 ③ 米局長

東郷・スナイダー会談（8月29日午後）

44. 8. 29
朱北一長

概要次のとおり。（朱北一長及び途中より条々長同席）
なお「スノ公使は これにて一応話し合いを区切り、来る
1日よるリーヅア陸軍長官持に同乗帰国し、愛知大臣訪米
準備に当ったのち 10月地家族同伴 帰任の由。

1. ヴィエトナム（共同声明案 第3項）

(1) 当方より共同声明案の表現は当方案通りとしておき
たいこと、及び先方の質問に答え朱側宣言がイドラインへ
の同意は手控えたいこと、以上の事実は分って
いるが、国内的にどう扱うかの最高首脳の決断が

秘密指定解除
大臣官房総務課

あるまで文言等に触りたくないことを述べた。

(2) 先方より、ガイドラインは米側としてミニマムの要求であること(マキシマムは「返還延期か南線継続か」をはっきり書くこと)、日本側におかれても来るべき大臣訪米に備え米案となるべく近い何らかの文言(共同声明案でなない)を考えておかれたら有用でないかと思うこと、及びウィンドームの点は米側内政の見地より沖縄返還交渉中最大かつ最危険のSINE QUAE NONなることを表明した。

2. 韓国及び台湾(共同声明案及び総理発言案)

(1) 韓国については、当方より(イ)総理発言案にFAVORABLEの字句挿入は反対なる(ロ、及び(先方質問に答え)(ハ)共同声明案第3項第1文にSPECIFICALLY挿入方に異議ない(オプティカルなものに過ぎないとの理由で。なお先方によればこれは12ジャース長官自らの案なる由。)ロを述べた。

(2) 台湾については彼我討議の結果 総理発言案

秘密指定解除
大臣官房総務課

末尾に先方提案の如く ON THE BASIS OF THE FOREGOING CONSIDERATIONS. 挿入に同意した。

(実質的な問題でないとみられるため。)

3. 1972年 (共同声明第5項)

(1) 先方より本国の訓令は厳しく「1972年になればどうあろうとも返還が実現する」との印象を(少しでも)与える文言に反対しており、日本案の -- BY CONCLUDING -- 云々もかゝる誤解を与え得ると強調したので、当方より日本案はかゝる意図に出でたものでなく、米側がコミットしているのは EXPEDITE THE CONSULTATIONS のみなることを縷々説明し、先方も漸く理解したが、オプティカルな見地より(取決め締結がCONDITIONALなものとなる如き)他の言葉しを探求したいとの強い意向を示した。

(2) よって彼我(長時間)討議の結果、"THEY FURTHER

秘密指定解除
大臣官房総務課

AGREED TO EXPEDITE CONSULTATIONS WITH A VIEW TO ACCOMPLISHING THE REVERSION IN 1972, SUBJECT TO THE CONCLUSION OF THESE SPECIFIC ARRANGEMENTS WITH THE NECESSARY LEGISLATIVE SUPPORT. (アンダーライン個々が日本の相違) を双方とも AD REFERENDUM で一応合意した。先方はその旨本国に報告すると述べた。

4. 安保条約の関連取決め (共同声明案第6項)

(1) 先方より WITHOUT MODIFICATION は本当に必要かと質問したので当方より重大な政治上の問題としてまた

秘密指定解除
大臣官房総務課

これを取るとその前の文言が単に当然の事実の表明に
堕してアラの(との見地からも)餘くまで必要なる所以を強調
した。

(2) 次いで先方より「関連取決め」とは何を指すか
再国より確認方訓令があったと述べたので、
当方より安保条約、地位協定、第6条実施の交換公文、
吉田・アチソン交換公文に関する交換公文、及び相互防衛
援助協定に関する交換公文の5者で、いずれも国会の承認
をえたものであることを説明した。(なお安保協議委
設置に関する往復書簡及び沖縄についての合意
議事録―えは後郷と共に自然に効力を失う―は上記に
入っていない旨追加説明した。)

5. その他

(1) 先方提案の共同声明案第1項末尾のDEFENSE

秘密指定解除
大臣官房総務課

TREATY OBLIGATIONS に当方同意し、また8月27日当方提案の共同声明案 第4、第5（1972年の部分 前述）

~~[illegible]~~ は別）、第6（WITHOUT MODIFICATION は別）、第7、第8及び第9項の小字句修正に先方が同意した。

(2) 先方より、公開の文言の曖昧さ等との関連で、韓国、台湾、ヴィエトナム及び核につき秘密の保証取り付けの必要が生ずるやも知れざる~~[illegible]~~を述べたので、当方より昨日の大臣との会談でマイヤー大使より この点につき余りにも度々「秘密保証」の言葉が発せられたことに驚きを感じていること、「2」公使姉国の諸クミントン各当局に対し これは日本にとって大問題なることを等と説明されたしと要望し、先方了承した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

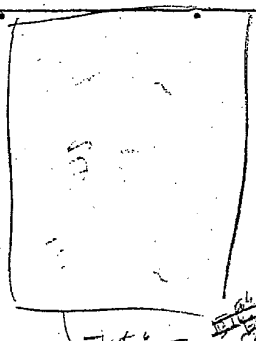

コピー

東郷・スナイダー打合せ（9月1日午後）

44.9.1

米北一長

概要次のとおり。（米一長同席）

1. 大臣訪米

(1) 当方より愛知・ロジャース会談は前二回と異り米側の議会対策等を展説されることなく、実質的進展を図るようにされたく、特に日本側としては(1)事前協議の際の許諾の予約を与えることは出来ない（ので、そこを充分米側もアコモデートすべき）を、(2)公使帰国（1日夕刻、リーゾア陸軍長官球に同乗ワシントンに向う）の際

GA-5

外務省

2021

秘密指定解除
大臣官房総務課

等と話しされたく、(ロ)同じく秘密取決めは日本側にとって極めて困難なる旨部内に説明されたい旨要望した。

(2) 彼我話し合いの結果、大臣・長官会談では文言の詳細の討議はこれを行なうことなく、残った問題点の整理確認(核、ウラントル、韓、台等)及び基本方針の再説明をすることとなろうとの結論に達した。ただ先方より米側としては大臣より方々の印象を取りたいであろうと述べていた。

(3) 上記との関連で最近米国が決定したB-52の南煤回数削減も、沖縄からの米国が安くつく関係上、死ど左ブアム部隊に限られるであろうと述べた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

3. 9-10月の課題、

先方より大臣治米後総理治米前は
B級的に詰める(比前に比しても一層
こととなるべく、特に特に、ダイエトナムについて
然るべしと述べ、当方の質問に答え(イ)
ダイエトナムについては再煤継続が復帰延期
がの選択が問題で、この為の協議自体は
手続に過ぎないこと(ロ)日本側に対しては大統
領の一方的声明の裏付けとなるべき何らかの
表明をしてくれることを期待したりと述べていた。

4. 総理治米

先方より、佐藤・ニクソン会談では沖縄問題
については核の確認など極く少数の問題に

秘密指定解除
大臣官房総務課

絞ることとしたく、主力は今後の日本関係の展望等よりロングレンジの問題に

傾注することが望ましいと思うと、私見として述べた。なお、ホワイトハウス勤務の体験

より、ニクソン大統領は細目の交渉に巻き込まれることを嫌う性格であると付言した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

九、三
総理大臣打合
資料
（提示ニ至ラズ）

秘極
限期無
内の部
8
2号

沖縄返還交渉について　　昭和四四、九、三

一、沖縄返還に関し、わが方は、(イ)一九七二年中の返還、(ロ)返還後の沖縄には安保条約及び関連諸取決めをそのまま適用する。(ハ)核兵器撤去、の三点を基本として今秋日米間の了解に達することとし、これを総理、大統領共同声明でまとめるとの方針の下に米側との話合いを進めてきたところ、米側は、原則的にはこの方針を受けて立つているが、なお以下の諸点につき、日本を含む極東の平和と安全のための抑止力維持という観点より、その立場を留保している。

二、主たる問題点

(一)戦闘作戦行動のための基地使用

秘密指定解除
大臣官房総務課

(イ) 米側は、韓国及び台湾に対する防衛義務遂行に支障があつてはならぬとの態度を堅持し、特に台湾についても、米華条約上の義務遂行については、朝鮮半島の場合と同列に考える要ありとしている。

(ロ) この点に関し、わが方が、事前協議の建前上、いかなる事態の場合といえども応諾の予約をなしえざることは承知しつつも、緊急事態における出撃についての保証を強く求めている。

(ハ) ヴィエトナム

米側は、返還の時期にヴィエトナム戦争がなお終そくしていない場合に関し、(返還を延ばすか、あるいは日本側が返還後

秘密指定解除
大臣官房総務課

も米軍の沖縄からの戦闘作戦行動を認めるか、いずれかにより、総理と大統領の間の了解は、ヴィエトナム戦争遂行に影響せずということを公に説明しうることが絶対に必要であるとしている。

(ロ) 核

米側は、極東の平和と安全維持のためには、沖縄における核抑止力が必要であるという立場を変えていない。

三、共同声明の骨子案は別紙のとおりであるが、特に以上の三点については、さらに実質的に話を詰めたる上、これを適当な表現で盛り込むこととし、共同声明自体に包含せしめえずと認められる点ありとせば、別途その処置を考える必要あり、その場合も非公表文書は極力避けることとする。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
内部の
2号

総理、大統領共同声明骨子（案）　昭和四四、九、三

一　国際情勢、特に極東情勢

(イ)　アジアの平和と繁栄のための日米両国の貢献

(ロ)　米軍の存在の意義、米国のアジア政策の基本的考え方

二　朝鮮半島、台湾、ヴィエトナム

(イ)　朝鮮半島の緊張継続と日本の安全

(ロ)　中共の協調的姿勢に対する期待、米国の台湾援助義務

(ハ)　ヴィエトナム和平に対する米国の努力と実現への希望表明

三　安保堅持

(イ)　安保条約の評価、堅持の方針

(ロ)　条約運営上の緊密なる接触維持

秘密指定解除
大臣官房総務課

四　沖縄返還

(イ)　返還についての基本的認識の一致、沖縄の軍事的役割りの評価

(ロ)　日本を含む極東の安全を損うことなき具体的取決め作成

(ハ)　一九七二年に返還が実現するよう取決めについての協議促進

(ニ)　局地防衛を除々に引受ける。

(ホ)　安全保障上必要な施設区域存続

(ヘ)　返還後の沖縄には安保条約及び関連取決めを変更なしに適用する。このような返還は、日本を含む極東諸国防衛のための米国の義務遂行と両立する。

(ト)　核についての日本国民の特殊な感情と日本政府の政策、これに対する米国の見解

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ハ) 返還に伴う財政問題の扱い

(ロ) 返還実現に至るまでの措置

二、東南アジアに対する経済協力

ホ、日米間の経済問題

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

田中大使

条約局長
参事官
条2長
コピー

アメリカ局長
参事官
朱北一長

沖縄返還問題（エリフソン参事官招致）

44.9.3
朱北一長

本3日午後 左、参事官の来訪を求め、~~[illegible]~~ ~~[illegible]~~ 別添1及び2 共同声明案 及び 総理発言案（いずれも英文）を手交の上、右はスナイダー公使との間で話し合った最新のドラフトであるが、念のみ朱側にて検討し、万一了解違いがあれば直ちに通報越すよう要望しておいた。（先方了承）

字し 本件のみ―条約局、本件及び別添―右等大

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
部の内号

田中大使

条約局長
参事官
条約課長
コピー

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

沖縄返還問題（エリクソン等3名の連絡）
44.9.3
北米一長

3日夕刻 ニ、より電話にて、共同声明案につき点検せるところ、第3項第4文末尾な
朱例記録では WOULD UPHOLD でなく WILL UPHOLD となっていること、及び第9項第一パラグラフ末尾な
朱例記録では THIS PREPARATORY WORK でなく THE PRE--- となっている旨連絡越し、
大臣後朱の様
ワシントンにてスナイダー公使と事務的に調整されたしと電話したので当方了承した。（注：
いずれも文法及び文理の問題なるも当方案の方が正しいと考える。）

GA-5　外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
8部の内
6号

共同声明案

昭和四四・九・一

一　総理大臣と大統領は、日米両国間の関係並びに国際政局における日米両国の立場について、広く意見を交換した。大統領は、アジアに対する米国政府及び大統領自身の深い関心を披瀝し、この地域の平和と繁栄のため日米両国が相協力して貢献すべきであるとの信念を述べた。総理大臣は、大統領の見解を多とし、日本はアジアの平和と繁栄のためその国力に相応して一層積極的に貢献する考えであることを明らかにした。

二　総理大臣と大統領は、最近の国際情勢、特に極東における事態の発展について率直な意見を交換した。総理大臣は、現在のような情勢の下においては、米軍の極東における存在がこの地域の

秘密指定解除
大臣官房総務課

安定の大きなささえとなつているという認識を明らかにした。大統領は、この地域の安定のため域内諸国の自助の努力に期待する旨を強調したが、同時に米国は域内における防衛条約上の義務は必ず守り、もつて極東における国際の平和と安全の維持に引き続き貢献するものであることを確言した。

三　総理大臣と大統領は、朝鮮半島において依然として緊張状態が存在することにとくに留意した。総理大臣は、朝鮮半島の平和維持のための国際連合の努力を高く評価し、韓国の安全は日本自身の安全にとつて緊要であると述べた。総理大臣と大統領は、中共がその対外関係においてより協調的かつ建設的な態度をとるよう期待する点において双方一致していることを認めた。しかしなが

秘密指定解除
大臣官房総務課

ら、大統領は、中共が台湾地域における武力による威嚇又は武力の行使を相互に行なわないとのことにつき米国に同調していないことを想起しつつ、米国の中華民国に対する条約上の義務に言及し、米国はこれを遵守するものであると述べた。総理大臣は、米国の立場を十分に理解する旨を明らかにし、日本政府としても台湾地域における情勢に大なる注意と関心を払っている旨を述べた。大統領は、ヴィエトナム問題の平和的かつ正当な解決のための米国の誠意ある努力を説明した。総理大臣は、この目的に向かって実質的進展がみられることを切望し、日本としてはインドシナ地域の安定と復興のため果たしうる役割を探求している旨を述べた。

四　総理大臣と大統領は、極東情勢の現状及び見通しにかんがみ、

秘密指定解除
大臣官房総務課

日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全の維持のため果たしている役割を高く評価するとともに、相互信頼と国際情勢に対する共通の認識の基礎に立つて安保条約を堅持するとの意図を相互に確認した。両者は、また、日米両国政府が日本を含む極東の平和と安全に影響を及ぼす事項及び安保条約の実施に関し常時一層緊密な相互の接触を維持すべきことに意見の一致をみた。

五　総理大臣は、日米友好関係の基礎に立つて沖縄の施政権を日本に返還し、沖縄を正常な姿に復するようにとの日本本土及び沖縄の日本国民の強い願望にこたえるべき時期が到来したとの見解を説いた。大統領は、これを正しく評価した。両者は、また、現在のような極東情勢の下において、沖縄にある米軍が重要な役割を

秘密指定解除
大臣官房総務課

果たしていることを認めた。討議の結果、両者は、日米両国共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうることに意見が一致した。よつて、両者は、沖縄の日本への早期復帰を日本を含む極東の安全をそこなうことなく達成するための具体的な取決めに関し、両国政府が直ちに協議に入ることに合意した。さらに、両者は、立法府の必要な支持をえて前記の具体的取決めが締結されることを条件に千九百七十二年中に沖縄の復帰を達成するよう、この協議を促進すべきことに合意した。これに関連して、総理大臣は、沖縄の局地防衛の責任は、復帰後は日本自身の防衛の一環としてこれを徐徐に引き受けるとの意図を明らかにした。また、総理大臣と大統領は、米国

秘密指定解除
大臣官房総務課

が、沖縄において両国共通の安全保障上必要な軍事施設及び区域を日米安保条約に基づいて保持すべきことに意見が一致した。

六　総理大臣と大統領は、施政権返還にあたっては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖縄に適用されることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和と安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがつて極東の諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を確認した。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、前記のような態様による沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米国が負っている国際義務の効果的遂行と両立しうべきものであるとの見

秘密指定解除
大臣官房総務課

解を表明した。大統領は、総理大臣の見解と同意見である旨を述べた。

七　総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策についてくわしく説明した。大統領は、日本政府の立場に対する理解を示し、この日本政府の政策に背馳することなきより沖縄の返還を図る旨の米国政府の意図を確約した。（米側と未合意）

八　総理大臣と大統領は、沖縄の施政権返還にあたり生ずることあるべき財政問題については、返還時までに日米双方の満足する解決を図ることに意見の一致をみた。（米側と未合意）

九　総理大臣と大統領は、沖縄の復帰に伴う諸問題の複雑性を認め、

秘密指定解除
大臣官房総務課

日米両国政府が、両政府間に合意されるべき返還取決めに従つて施政権が円滑に日本政府に移転されるようにするために必要な諸措置につき、緊密な協議を行ない、協力すべきことに意見の一致をみた。両者は、東京にある日米協議委員会がこの準備作業に対する全般的責任を負うべきことに合意した。

総理大臣と大統領は、琉球政府に対する必要な助力を含む施政権の移転の準備に関する諸措置についての現地における協議及び調整のため、現存の琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会に代えて、沖縄に準備委員会を設置することに合意した。準備委員会は、大使級の日本政府代表及び琉球列島高等弁務官から成り、それぞれ適当な要員で補佐され、さらに琉球政府行政主席が委員会

秘密指定解除
大臣官房総務課

の顧問として行動することとなる。同委員会は、日米協議委員会を通じて両政府に対し報告及び勧告を行なうものとする。

一〇　総理大臣と大統領は、沖縄の施政権の日本への返還は、第二次大戦に関連して日米間に残された最大の懸案であり、これが双方の満足するよう円満に解決することは、日米間の友好と信頼の関係を一層固めるゆえんであり、極東の平和と安全のために貢献するところも大なるべきことを確信する旨披瀝した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
8部の内
6号

昭和四四・九・一

総理発言案

現実の国際社会において、わが国の安全は、極東における国際の平和と安全なくしては十分に維持することはできない、ということは私が常に述べているところであります。したがつて、極東の諸国の安全は、わが国の安全のため、われわれの重大な関心事であります。ここに安保条約第六条の意味があるのであり、また事前協議についても、日本を含む極東の安全の確保の必要という見地に立つて諾否を決めることがわが国の国益に合致するゆえんであります。

特に韓国に対する武力攻撃が発生するようなことがあれば、これ

秘密指定解除
大臣官房総務課

はわが国の安全に重大な影響を及ぼすものであります。したがつて、万一韓国に対して武力攻撃が発生し、これに対処するため、米軍が日本国内の施設区域を戦闘作戦行動の発進基地として使用しなければならないような事態が生じた場合は、事前協議に対して、かかる認識に立つて迅速に態度を決定するというのが政府の方針であります。

台湾地域における平和と安全の維持も、わが国の安全にとつて重要な要素であります。私は、この点で、米国の中華民国に対する条約上の義務遂行の決意を十分に評価しなくてはならないと考えます。もつとも、万一外部からの武力攻撃に対して現実にこの義務が発動されなくてはならない事態が生ずれば、それは、わが国を含む極東

秘密指定解除
大臣官房総務課

の平和と安全を脅かすことになりましょうが、幸いにして、現在のところ、このような事態が生ずるとは予測されません。政府としては、引き続き台湾地域の情勢を注視しつつ、かかる考慮に基づきわが国益に即してこれに対処していく方針であります。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
8部の内
6号

SECRET

(September 1, 1969)

Draft Joint Communique

1. The Prime Minister and the President had a broad exchange of views on Japan-U.S. relations as well as on the respective positions of the two countries in the present international situation. The President expressed the deep interest of his Government and his own in Asia and stated his belief that Japan and the United States should cooperate in contributing to the peace and prosperity of the region. The Prime Minister, appreciating the view of the President, made it clear that Japan would make further active contributions befitting her capabilities to the peace and prosperity of Asia.

2. The Prime Minister and the President exchanged frank views on the recent international situation, with particular attention to developments in the Far East. The Prime Minister expressed his recognition that, in the light of the present situation, the presence of U.S. forces in the Far East constituted a mainstay for the stability of the area. The President, while emphasizing that the countries in the area were expected to make their own efforts for the stability of the area, gave assurance that the United States would continue to contribute to the maintenance of international peace and security in the Far East by honoring its defense treaty

秘密指定解除
大臣官房総務課

obligations in the area.

3. The Prime Minister and the President specifically noted the continuing tension over the Korean peninsula. The Prime Minister highly appreciated the peace-keeping efforts of the United Nations in the area and stated that the security of the Republic of Korea was essential to Japan's own security. The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would adopt a more cooperative and constructive attitude in its external relations. The President, however, recalled that Communist China had so far refused to join with the United States in a mutual renunciation of the threat or use of force in the Taiwan area, and referred to the treaty obligations of his country to the Republic of China, which the United States would uphold. The Prime Minister expressed his full understanding of the position of the United States and stated that the Japanese Government also continued to view the situation in the Taiwan area with close attention and concern. The President described the earnest efforts made by the United States for a peaceful and just settlement of the Vietnam problem. The Prime Minister expressed his earnest hope for a substantial progress towards that end. He further stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indo-China area.

秘密指定解除
大臣官房総務課

4. In the light of the situation and the prospects in the Far East, the Prime Minister and the President highly valued the role played by the Treaty of Mutual Cooperation and Security in maintaining the peace and security of the Far East including Japan, and mutually affirmed the intention of the two Governments to maintain firmly the Treaty on the basis of mutual trust and the common evaluation of the international situation. They further agreed that the two Governments should maintain closer and constant contact with each other on matters affecting the peace and security of the Far East including Japan, and on the implementation of the Treaty of Mutual Cooperation and Security.

5. The Prime Minister emphasized his view that the time had come to respond to the strong desire of the people of Japan, of both the mainland and Okinawa, to have the administrative rights over Okinawa returned to Japan on the basis of the friendly relations between Japan and the United States and thereby to restore Okinawa to its normal status. The President expressed due appreciation of the Prime Minister's view. The Prime Minister and the President also recognized the vital role played by U.S. forces in Okinawa in the present situation in the Far East. As a result of their discussion, it was agreed

秘密指定解除
大臣官房総務課

that the mutual security interests of Japan and the United States could be accommodated within arrangements for the return of the administrative rights over Okinawa to Japan. They therefore agreed that the two Governments would enter immediately into consultations regarding specific arrangements for accomplishing the early reversion of Okinawa without detriment to the security of the Far East including Japan. They further agreed to expedite the consultations with a view to accomplishing the reversion during 1972 subject to the conclusion of these specific arrangements with the necessary legislative support. In this connection, the Prime Minister made clear the intention of his Government, following reversion, to assume gradually the responsibility for the immediate defense of Okinawa as part of Japan's defense efforts for her own territories. The Prime Minister and the President also agreed that the United States would retain under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security such military facilities and areas in Okinawa as required in the mutual security of both countries.

6. The Prime Minister and the President agreed that, upon return of the administrative rights, the Treaty of Mutual Cooperation and Security and its related arrangements would apply to Okinawa without modification thereof. In this connection, the Prime Minister affirmed the recognition of his

秘密指定解除
大臣官房総務課

Government that the security of Japan could not be adequately maintained without international peace and security in the Far East and, therefore, the security of countries in the Far East was a matter of serious concern for Japan. The Prime Minister was of the view that, in the light of such recognition on the part of the Japanese Government, the return of the administrative rights over Okinawa in the manner agreed above should be compatible with effective discharge of the international obligations assumed by the United States for the defense of countries in the Far East including Japan. The President replied that he shared the Prime Minister's view.

7. The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President expressed his understanding of the position of the Japanese Government and assured the Prime Minister of the intention of the U.S. Government to ensure the reversion of Okinawa to be carried out in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

8. The Prime Minister and the President agreed that with respect to financial questions which could arise in connection with the return of the administrative rights over Okinawa to

秘密指定解除
大臣官房総務課

Japan, a mutually satisfactory solution should be found by the time of the reversion.

9. The Prime Minister and the President, recognizing the complexity of the problems involved in the reversion of Okinawa, agreed that the two Governments should consult closely and cooperate on the measures necessary to assure a smooth transfer of administrative rights to the Government of Japan in accordance with reversion arrangements to be agreed to by both Governments. They agreed that the Japan-United States Consultative Committee in Tokyo should undertake over-all responsibility for this preparatory work.

The Prime Minister and the President decided to establish in Okinawa a Preparatory Commission in place of the existing Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands for the purpose of consulting and coordinating locally on measures relating to preparation for the transfer of administrative rights, including necessary assistance to the Government of the Ryukyu Islands. The Preparatory Commission will be composed of a Representative of the Japanese Government with Ambassadorial rank and the High Commissioner of the Ryukyu Islands, with appropriate staff, with the Chief Executive of the Government of Ryukyu Islands acting as adviser to the Commission. The Commission will report and make recommendations

秘密指定解除
大臣官房総務課

to the two Governments through the Japan-United States Consultative Committee.

10. The Prime Minister and the President expressed their conviction that a mutually satisfactory solution to the question of the return of the administrative rights over Okinawa to Japan, which was the last of the major post-war issues pending between the two countries, would be to strengthen further the Japan-U.S. relations based on friendship and mutual trust and would also make a major contribution to the peace and security of the Far East.

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
8部の内
6号

SECRET

(September 1, 1969)

Draft Statement by the Prime Minister

As I have always stated in the past, the security of Japan in the world in which we live today cannot be adequately maintained without international peace and security in the Far East. Thus, the security of countries in the Far East cannot but be a matter of serious concern for Japan's security. Herein lies the significance of Article VI of the Security Treaty. And it would be in accord with our national interest to determine our response to prior consultation in the light of the need to maintain the security of the Far East including Japan.

In particular, if an armed attack against the Republic of Korea were to occur, the security of Japan would be seriously affected. Therefore, should an occasion arise for U.S. forces in such an eventuality to use facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to meet the armed attack, the policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to decide promptly its position on the basis of the foregoing recognition.

The maintenance of peace and security in the Taiwan area is also an important factor for the security of Japan.

秘密指定解除
大臣官房総務課

I believe in this regard that the determination of the United States to uphold her treaty commitments to the Republic of China should be fully appreciated. However, should a situation ever occur in which these treaty commitments would actually have to be invoked against an armed attack from outside, it would be a threat to the peace and security of the Far East including Japan, though, I am glad to say, such a situation cannot be foreseen today. The policy of our Government is to continue to keep a close watch on the situation in the Taiwan area and to deal with it as our national interest requires on the basis of the foregoing considerations.

秘密指定解除
大臣官房総務課

(回覧番号　　)　外務省電信案　(分類　　)

電信課長

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示	※
特秘	暗　略　平	総第 41394 号
	※ 第 1731 号	※昭和　年　月　日　時　分発 44.9.3 15 56
	大至急・至急・普通・LTF	※ 発電係

(※印欄内は電信課記入)

大臣	主管	主管局部課(室)名
~~政務次官~~	米局長	米局長
事務次官	米参ア	起案 昭和44年9月2日
外務審議官アト	北米一長	起案者　電話番号
外務審議官アト		
官房長		

協議先

参事官 条約局長
条約長 [illegible]中大使
アト

在 米 大使 臨時代理大使 あて 参知 大臣発
下田 総領事 代理

転電報 在 大使 臨時代理大使 あて
総領事 代理

件名

沖縄返還空持(の件)

1. 沖縄返還~~[illegible]~~に関する8月末 本大臣 在京米大使との会談 並びに東京に於ける事務的話会の経過については 累次の記録により御承知と存する処、旬日後の本大臣 正務長官

(昭和四二・七・一 改正)

3 33
<70

GB-

秘密指定解除
大臣官房総務課

会談を如何にして実質的に進め以て総理訪米を成功に導き得るや熟慮を重ね居る次第である。

2. 東京における話合の模様は相当恢して帰米する在京米大使及びスナイダー公使より米政府に報告あるべき処、以下の諸点については貴大使より重ねて米側に申入れ置くことが適当と考へられるので貴大使ブラッセル出張に先立ち宜しく取計らわれたい。

(イ) 自由出撃問題については、朝鮮半島及び台湾に対する武力攻撃に関する我方の態度について米側も実質的には充分理解し居るものと

秘密指定解除
大臣官房総務課

認められるが、なお明確なる保証を要すとの議論が米国内に強い様である。然し乍ら日本を含む極東の安全保障の問題は日米両国の信頼関係が最も基本であり（米軍出撃に際しても日米両国間に完全な意見一致があることが最善の形である。）その故に我方は長期的建設的に沖縄問題の円満なる解決を図る為めには現行安保条約及び関連取決めの枠内で処理することが最善であると確信するものである。よって米側としても事前協議の交換公文を修正する如き自由出撃の予約ないしは秘密取決めの如きものを求める考を止め、米側から見れば或る程度の合理的なリスクを取ることとな

秘密指定解除
大臣官房総務課

るべきも、敢て之を取るとの決断を
求めるものである。

(ロ) ヴィエトナムについては、元々我方は
南ヴィエトナムが外部からの干渉なし
に自らの運命を撰択することを可
能ならしめるという米国の基本的
態度を支持するものであり、~~万一~~
不幸にして返還の時期に我国が
終熄しおらざるおき事態に際し
ては返還優先の立場より所要の
軍事行動継続は承認すべきは
当然であるが、たゞ之を本年秋の
時期に於て事さらに明示することに
種々の問題がある次第である。以上の
認識に立って極程苦米の時期に双

秘密指定解除
大臣官房総務課

方に満足し得る表現を考つることは可能であると信ずる。

(ハ) 核兵器の問題は日本の国民感情に如何にアコモデイトするかの問題として米国の善処を求めるの他ない。

3. 以上の諸点を含めブラウセルにおいて貴大使とも篤と打合せの上国務長友との会談に臨むことを致し度し。

(3)

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官
務務次次 典房
臣官官審審長長
儀書文会営総

総人電厚計
国資長 参調析企
領移長 参領旅移
ア長 参地中東二 北東一西
米長 参北北保 一二
中南審 参一二
欧長 参西東洋 一西東二
近ア長 参書近ア
経長 次総経国一 参貿統国三
経協長 参政技二 国一理
条長 参条協規
国長 参政経科 軍社専
情長 参道内外
文長 一二

総番号(TA)37654 主管
69年9月8日20時00分 米国 発
69年9月9日09時52分 本省 着 米局長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第2777号 特秘 至急(ゆう先処理)

貴電米局第1731号に関し、

8日本使ジョンソン国務次官を往訪し、本件につき会談したところ要領次の通り。(一時帰国中のマイヤー大使、スナイダー公使及びフイン日本部長同席)

1、本使より、日本政府はアイチ大臣のロジャース国務長官との会談に先立ち、本使よりオキナワ問題に関する日本政府の基本的立場を再応明確に米政府に申し入れしめ置くことを適当と考えたので、本日は政府の訓令により申し入れる次第であるとして、冒頭貴電2、の諸点を詳細口頭にて説明した上、念の為貴電2、の諸点を英文の書きものとしたものを手交した。

2、これに対し、ジョンソン次官は、

(1)核兵器の問題は、日本側にとつて機微な問題であることは十分承知しているが、米側にとつても取扱い困難な問題である。しかし本日の日本側の申し出をTAKE NOTEする。

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

（3）自由出撃問題については、日米双方、それぞれ対内的に困難な問題（ＤＩＦＦＩＣＵＬＴ　ＲＥＱＵＩＲＥＭＥＮＴＳ）をかかえておる次第で、特に米議会方面の困難は貴使御承知の通りである。米側としては共同コミュニケてどのようにも解釈されるようなあいまいな表現を用いることを避けたいと考えている。コミュニケにあいまいな表現を用いた場合は、これをもととして、日本の総理や外相が日本の国会であることを言い、米国の国務長官や国防長官は米議会で他のことを言う、というようなことになる可能性なきにしもあらず、ごまかしはどの途早ばんばれるものであり、その際の危険は極めて大である。よつて、コミュニケには、将来日米間に何等の誤解をも発生せしめないような、完全かつ適当（ＦＵＬＬ　ＡＮＤ　ＡＤＥＱＵＡＴＥ）な表現を用いることが必要であり、かつコミュニケだけでは不明確な部分については、補足文書で補うことが必要と考えている。

（3）ベトナム問題についても、前記（2）と同じことが言える訳である。と述べた。

また同席のスナイダー公使より、東京における交渉の結果、朝鮮半島についてはＭＥＥＴＩＮＧ　ＯＦ　ＭＩＮＤに近ずいたと言えるが、ベトナム及び台湾については、き

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

だ日米間に完全なMEETING OF MINDがあるとは言えない。従つて問題は決してコミュニケの表現の問題だけではない次第であると口をさしはさんだ。

3、よつて、本使より、

（/）将来の誤解発生を避けるため、コミュニケにFULL AND ADEQUATEな表現を採用する必要があることはもち論であるが、追加の取極め特に秘密文書は絶対に避けることとしたい。自由出撃といつても、自国内基地からの出撃と異なり、しよせん外国にある基地からの出撃であるから、その際には、当該国の政府及び国民のWHOLE-HEARTED SUPPORTがあることが最も重要なことである。従つてコミュニケの字くにこうでいし、またコミュニケ以上の保障を求めることにより、当該国民の反発を買う程根本の主旨に反したことはない訳である。これ日本側が米側にとつて軍事的には多少のリスクとなるかも知れないが、そのリスクをとることをあえて要請する所以である。軍事的リスクをとることをおそれて、より大きな政治的リスクを冒すことは避ける方が日米双方によりけん明であり、このことは特に/970年を前にして強調したい点である旨力説した。

（2）ベトナムについては、今回の日本政府の訓令は、不幸にして/972年にまだベトナム紛争が終止しない場合

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

には、米側による所要の軍事行動の継続を日本側が承認すべきことは当然であるとして、かかる場合の日本側の立場を明確に示さしていることを指摘すると共に、ただ、本年秋の時点において、これを明示することが出来ないというに過ぎないものであることにつき、先方の注意をかん起した。

（3）核の問題については、本使より、今回のアイチ大臣来米の際に、米側より何らかのインディケーションを期待出来るものと考え差支えないかと問うたところ、ジョンソン次官は、オキナワに関連する諸問題は一括パケージとして取扱われるべきものであり、すべては総理訪米の時期に、両政府首のう間に最終的に解決されるべきものと考える旨述べた。

4、次いで本使より、本国政府の訓令はアイチ大臣ソ連訪問前に発出されたものであり、従つて、訓令には含まれていない点であるが、言及することとしたいとして、アイチ大臣は5日コスイギン・ソ連首相と会談したところ、コ首相は北方領土問題につき、従来と多少言い方に違いがあるとはいえ、アイチ大臣の要求をカテゴリカリーに拒否し、この事実は日本国民の既に承知するところとなつている。今回アイチ大臣が同じ外務省づめの同行記者団をつれてワシントンに来られる際に、たとえオキナワ問題につき最終

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

的解決をみないにしろ、米政府が日本政府の返かん要求に対し、深い理解た示したということが同行記者団を通じて内外に発表し得ることとなれば、領土問題に対する米ソ両国の態度のコントラストを日本国民に明りょうに示し得ることになり、日米友好関係の増進に寄与すること多大であると思われる。ついては今次アイチ大臣の訪米の際に、少なくもその程度のことは発表し得るような段階にまでこぎつけたく、そのため米側の協力を要請したい旨申し入れた。

5、これに対し、ジョンソン次官は、最後の点はGOOD POINTであり、アイチ＝ロジャース会談後そういうことが言い得るように努力したいと述べ、かつまた、日本政府の訓令による貴使のお申し出の諸点もANALYSIS OF PROBLEMSとしては、いずれもよいPOINTSをついており、自分個人としては十分理解しうるところであるが、すべての米側関係者が自分と同様の考えを持っている訳けではない。オキナワ問題は一時しのぎのための、ごまかしの表現で処理するには余りに重要な問題であるというのが関係者の一致した見方である旨述べ、更に同次官は、オキナワ問題とは直接関係ないが、対日経済問題が米側にとり極めて重要となつてきており、アイチ大臣訪

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

米の際に国務長官は貿易及び投資の自由化についても触れることとなるものと考える旨述べ、またスナイダー公使はIMF総会出席のフクダ大蔵大臣に対しケネディ財務長官より、オキナワ返かんに関連する財政問題につき、日本政府側の十分の協力を要請することとなつている由、承知している旨内話した。

6、最後に来るべきアイチ・ロジャース会談のやり方につき、(イ)本使より、ジョンソン次官自身の列席を特に要請し、同次官は会談に終止出席すべき旨答え、(ロ)会談前にトウゴウ局長・スナイダー公使の両者会談を行ない、閣僚レベル会談の下ごしらえをしてもらうことに打ち合せ、(ハ)その際会談に提出すべき共同コミュニケ中の重要部分のDRAFTをぬき出し、これにつき両者間で出来るだけにつめてもらうこととし、(ニ)アイチ・ロジャース会談では、今回は原則論のみならず、トウゴウ・スナイダー間で事前に合意に達すると否とを問わず、重要部分のコミュニケ・テキスト自体につき、ディスカスしていただくことに打ち合せた。

ベルギーに転電した。 (了)

-6-

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期
6部
6号

沖縄返還とヴィエトナム戦争に関し

昭四四・九・八　条約局長

一　十一月の総理訪米に際しての米国の立場は、

(1)　返還時期については、ヴィエトナム戦争の推移その他の要素を勘案して延期することもあり得る

(2)　返還時期を一九七二年に確定しその際ヴィエトナム戦争が継続している場合には、米国の軍事行動を阻害しないように沖縄の基地を使用したい

の二者択一ということと考えられる。

二　これに対する現実的選択としては、次の三つしかない。

(イ)　沖縄を使用する米軍の戦闘作戦行動が必要である間沖縄返還を

九・八　条約局長より　アメリカ局長に手交、大臣に転達方依頼、アメリカ局事務方には配布せず、

秘密指定解除
大臣官房総務課

延期する。

(ロ) ヴィエトナムに対する戦闘作戦行動を許容する（形式的に事前協議を適用するとしても）との了解の下に、予定どおり七二年に沖縄返還を行なう。

(ハ) 沖縄よりの戦闘作戦行動については、いかなる場合にも事前協議制を適用する（この場合は具体的事例が日本の安全を害するものであるや否やという見地より諾否を決定することとなる）。

三 (イ)については、（返還時期はいずれにせよ諸般の問題がすべて解決した上ではじめて確定しうるものであるが）返還時期が確定しているとの説明が一層困難になる。

(ロ)については、

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ロ) 現在までのB52撤去に対する政府の態度と矛盾する。

(ハ) ヴィエトナムに対する戦闘作戦行動が日本の国益に合致するとの説明が困難である。

(ニ) 事前協議の包括的承認であるとの解釈がなされるおそれがきわめて大である。

(イ)については、対米交渉上相当の困難が予想される。

四 したがつて、小官としては、(ロ)による解決は、上述の諸点より望ましくないので、(イ)による妥結が不可能な場合には、十一月段階においては、「返還前に日米間で協議を行なう」との線によるか、やむをえざれば(ハ)による解決を行なうことがこの際採るべき道と考える。

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(別添4)

大臣 政務次官 事務次官 外務次官 外務次官 儀典長 官房長 儀書文会 営総

総人電厚計

国資長	参調析企
領移長	参領旅移
ア長	参地中東二 北東一西
米長	参北北保
中南審	参一二
欧長	参西東洋 一一 西東二
経長	参書近ア
経協長	次総経国一 参貿統国三 参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

総番号(IA) 39682　主管

69年9月8日21時30分　本国　発　米局長
69年9月9日13時46分　本省　着

外務大臣殿　下田　大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ問題

第2785号　特秘　至急

タナカ大使より

本使当地着以来国務省関係者と会談したが、その概要及び所見次の通り。

1、5日及び8日フインと会見し、主としてシモダ大使あて訓令の三点につき話し合い、本使より日本側の見解及び事情を説明せるに対し(1)コミュニケはコミットメントにならないという点でや張り政府部内にはPRIVATE AGREEMENTでうら付ける必要があるとの意見が強い。(2)ヴィエトナムについては軍事委員会等にこれまで使っていた基地の使用が不確定となるという点でこれを納得させることは極めて困難である。ただし引続き使用するとの意味を持つものであれば返かん時に協議するとの如き表現とすることは可能性があり、各種の表現が考えられる。(3)核は結局緊急事態の問題となると考える。との趣旨を述べていた。

また、フインはオキナワ返かんに関連する財政問題の重要

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

性を強調し。流通しているドル貨については独。仏間のザール地域に関する先例にかんがみ。日本が回収したドル貨はDESTROYすることを提案しうることが考えられている（この点もしこれまで米側よりこの種情報なき場合。同人の立場もあり。当面部外秘とされたし）。財政問題は事前協議条項の運営との直接的関連性はないが。議会説得には重要なポイントとなるので。日本側の考慮を要望すると述べた。また当方の質問に対して国防省は現在の交渉に対しては特に異議はとなえていないが。その公式の立場としては、い然核付き。自由使用といつている。議会は休会明けで。これから動き出すところであり。マイヤー大使及びスナイダー公使が説明に行くことになつている。アメリカン・レジョンの反対決議は従来からのものであり。特に重大視していないと述べていた。

2。8日スナイダーと話し合つたが（シモダ大使のジョンソン次官との会見後）。基地使用の問題についてはコミュニケにおいて明確にコミツトし得ないのであれば米側としては国内関係方面を納得させるためにもや張りこれをうら付けるものが必要であるとの態度を持した。ベトナムについては返かん時戦闘継続の場合における基地使用のSUBSTANCEについて日本側に異議がなければ表現をいかにするかについては日米間に協議することが可能であると

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

述べ。核については最高首のう部による決定を待たなければならないが。じゆん然たる私見としては作戦行動のための基地使用につき米側として満足し得る条件が得られればEMERGENCYの場合の問題はあるが。日本側の立場を考慮すると思うと述べた。

3。8日グリーンと会見したが。本使よりシモダ大使より申し入れの三点を説明し。日本側立場に対する理解を求めた後。主としてベトナム情勢につき質問したのに対し。先方は北越の態度は短期的には変化はないであろうが。長期的にはホーチミンの死は大な指導者を失つたことより。NLFの士気へ影響し。また北越政府内部においても指導層間にあつれきが生ずると見ていると述べていた。

ベルギーへ転電した。

(T)

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(別添5)

極秘

375

総番号(TA) 34901　　主管

69年9月9日20時15分　米国　発　米局長

69年9月10日09時29分　本省　着

外務大臣殿　吉野大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ返かん交渉

第2800号　特秘　至急

タナカ大使より

9日本使今次当地出張あいさつのためジョンソン次官を往訪したてころ、先方よりまず12日ベトナムに関する重要会議が行なわれることとなり、アイチ大臣との会談予定変更の止むなきに至つた事情了解されたしと述べた（別電第2794号）。先方はオキナワ返かん交渉の現状に関し、8日シモダ大使との会談内容と同趣旨を要約した後、特に核の問題については議会内に日本側の立場に反対のものがいるので、自分の見るところでは大統領としては議会の意見をちようした後決断を下すこととなるべく、実際問題として最終決定を行なうのはおそらく総理訪米の時となろうと考えおる次第である。しかしながら、核と作戦行動のための基地使用はパツケジであるとの米側立場はご承知の通りであり、後者に関しては現在SUBSTANCEについては日米間にほぼ合意が見られるが、この合意をいかなる

政務次官	事務次官
外務審議官	外務審議官
儀典長	官房長
総人電厚計	給
参調析企	
参領旅移	
参地中東二	北東一西
参北北保	
参一二	
参西東洋	西東二
参書近ア	
次総経国万一	
参貿統国三	
参政技二	国一理
参条協規	
参政経科	軍社専
参道内外	
一二	

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

形式にするかについては未だきよ離があるので、核の問題を解決するためには基地使用について合意を見る必要がある。なお、国務省としては今次会談が終れば直ちに議会への了解工作を始める予定であると述べた。本使より、あるすじの情報によれば（往電第２７８１号ＥＨ情報）、国務省内に返かん協定は何等かの形式で議会の了承を必要とするとの考え方ありとの由なるところ、貴見いかにと質したところ、先方はでき得ればこれを避けたいと考えているが、あるいは必要となるかも知れない。正式の批准となると上院の３分の２の賛成を要するし、ＪＯＩＮＴ　ＲＥＳＯＬＵＴＩＯＮの形式をとると単純多数決でよいが、上下両院にかけなければならない。議会にはかけないとの立場をとつても、事実上予算等でいじめられるということも考えなければならない。何れにしても７０年または７１年のことであるから、現在何れとも決めていないというのが真相であると説明していた。
ブラッセルに転電した。（了）

秘密指定解除
大臣官房総務課

ソ ヒ　カ ヒ　万 博

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣 政務次官 事務次官 外務官 外務審議官 儀典長 官房審議官 長 給 総人電厚計

国資長	参調析企
領移長	参領旅移
ア長	参地中東二 北東一西
米長	参北北保
中南審	参一二
欧長	参西東洋 西東
近ア長	参書近ア
経長	次総経国万 参貿統国
経協長	参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

総番号(TA) 40141　　主管

69年9月10日 21時05分　米国　発

69年9月11日 10時19分　本省　着　米亜

外務大臣殿　吉野　大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ返かん問題に関するアメリカ局長、スナイダー公使会談

第2820号　極秘　至急

10日午後会談概要次の通り。（当方米北一長、木内、先方、日本部マクエルロイ同席）。

1、大臣、国務長官会談

先方より、とつ然の予定変更につき遺かんの意を表した後、明朝国務長官と打合せてからでないと何とも言えないが、（イ）、一般事項（大臣の訪ソ、経済問題等）、（ロ）、ヴイエトナム問題、（ハ）、交渉上の主要点を取り上げていただくこと如何と述べ、当方も異議なき旨表明した。

2、韓国、台湾、ヴイエトナムに関する米側文書

（1）、先方より、共同声明及び総理発言中表記問題につき日米それぞれの案を対比した文書（空送する）、を手交の上、右は大臣、長官に双方の相違点をうきぼりにするためのILLUSTRATIVEなものであると説明し

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

検討方要望越した。

（2）同文書では（イ）発言案に関し韓国ではFAVORABLE、台湾では韓国同様THEREFORE以下FAVORABLEを含みRECOGNITIONまでの文言を、（ロ）共同声明案に関しては、ヴイエトナムにつき「総理が。。。。返かん時戦闘継続中の際は日本政府は軍事行動が返かんによりそ害されないことを保証する旨述べた」となつている。）

（3）当方より、韓台同列は困る旨指摘せるところ、先方は実質に同じであり、後者が現在はリスクが少ないと言えるがCONTINGENCYのことを考えれば同等の表現が必要であり、かたがた国府対策上の理由もあると説明した。

3、秘密取極及び核の問題

（1）当方より、秘密取極に対する日本側の強い難しよくを再説せるに対し、先方は米側にとつては共同声明等のちゆう象的表現は不十分で判然たるアシュアランス確保の強い主張があり、上記2、の米案をかりに日本側が受け入れれば秘密取極への要求かん和に極めて有用であろうと述べた。

（2）核につき、当方の質問に対し、実質問題につき合意があれば文言は大体日本案のごときものでよい旨を示

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

さしつつ、先日の会談でジョンソン次官がシモダ大使に述べたところをふえんし大統領としてはオキナワについての諸取極の他の面の状況に照らして現在のステータス変更の検討方を考慮する意向であると述べた。

4、米側の議会対策

当方の質問に対し、先方より、国務長官としては議会で大きな問題をじゃつ起させないことを主がんとして立法府の支持を求めており、一般的表言をもつて議会に説明する積りであるとして、上院の正式の承認を必ずしも求める気はないことを表明した。

ベルギーに転電した。

（了）

— 3 —

秘密指定解除
大臣官房総務課

一般秘

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣官房 外務次官 外務審議官 外務審議官 外務省経済局長 外務省条約局長 外務省国際連合局長 外務省情報文化局長 外務省アジア局長 外務省北米局長 外務省中南米局長 外務省欧亜局長 外務省経済協力局長 外務省国際経済部長 外務省国際連合局長 外務省国際連合局長 外務省国際連合局

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

検討方要望越した。

（2）同文書では（イ）(発言案に関し韓国ではＦＡＶＯＲＡＢＬＥ〃台湾では韓国同様ＴＨＥＲＥＦＯＲＥ以下ＦＡＶＯＲＡＢＬＥを含みＲＥＣＯＧＮＩＴＩＯＮまでの文言を〃　（ロ）共同声明案に関しては〃ヴィエトナムにつき「総理が。。。。返かん時戦闘継続中の際は日本政府は軍事行動が返かんにより妨害されないことを保証する旨述べた」となつている。）

（3）当方より〃韓台同列は困る旨指摘せるところ〃先方は実質は同じであり〃後者が現在はリスクが少ないと言えるがＣＯＮＴＩＮＧＥＮＣＹのことを考えれば同等の表現が必要であり〃かたがた国府対策上の理由もあると説明した。

3〃秘密取極及び核の問題

（1）当方より〃秘密取極に対する日本側の強い難しよくを再説せるに対し〃先方は米側にとつては共同声明等のちゆう象的表現は不十分で判然たるアシュアランス確保の強い主張があり〃上記2〃の米案をかりに日本側が受け入れれば秘密取極への要求かん和に極めて有用であろう〃と述べた。

（2）核につき〃当方の質問に対し〃実質問題につき合意があれば文言は大体日本案のごときものでよい旨を示

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

さしつつ、先日の会談でジョンソン次官がシモダ大使に述べたところをふえんし大統領としてはオキナワについての諸取極の他の面の状況に照らして現在のステータス変更の検討方を考慮する意向であると述べた。

4、米側の議会対策

当方の質問に対し、先方より、国務長官としては議会で大きな問題をじゃつ起させないことを主がんとして立法府の支持を求めており、一般的表言をもつて議会に説明する積りであるとして、上院の正式の承認を必ずしも求める気はないことを表明した。

ベルギーに転電した。

（了）

— 3 —

秘密指定解除
大臣官房総務課

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

極秘

正文 第7572号

昭和44年9月16日

外務大臣殿

在米
下田大使

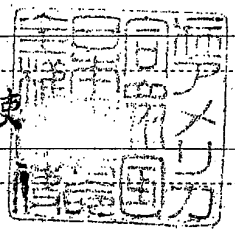

沖縄返還問題に関するアメリカ局長・スナイダー公使会談

往電第2820号の2に関し、米側より手交の文書別添3部送付する。

付属物添付

要処理	
首席事務官	
南方	
渋外	調査
漁業	
航空	
科学協力	
[illegible]調整	
調査	
カナダ	
局庶務	

一部条々へ

文書課受信班
44.9.19
受付



GA－4

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

SECRET

U.S. and GOJ Language

1. Korea

a. Communique:

The Prime Minister and the President specifically noted the continuing tension over the Korean Peninsula. The Prime Minister highly appreciated the peace-keeping efforts of the United Nations in the area and stated that the security of the Republic of Korea was essential to Japan's own security.

b. GOJ Unilateral Statement:

In particular, if an armed attack against the Republic of Korea were to occur, the security of Japan would be seriously affected. Therefore, should an occasion arise for U.S. forces in such an eventuality to use facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to meet the armed attack, the policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to decide promptly its position on the basis of the foregoing recognition.

c. U.S. Version of Above Statement:

Replace final clause as follows: "The policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to give prompt and favorable consideration to such a request on the basis of foregoing recognition.

2. Taiwan

a. Communique:

The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would

秘密指定解除
大臣官房総務課

adopt a more cooperative and constructive attitude in its external relations. The President, however, recalled that Communist China had so far refused to join with the United States in a mutual renunciation of the threat or use of force in the Taiwan area, and referred to the treaty obligations of his country to the Republic of China which the U.S. would uphold. The Prime Minister expressed his full understanding of the position of the United States and stated that the Japanese Government also continued to view the situation in the Taiwan area with close attention and concern.

b. GOJ Unilateral Statement:

The maintenance of peace and security in the Taiwan area is also an important factor for the security of Japan. I believe in this regard that the determination of the United States to uphold her treaty commitments to the Republic of China should be fully appreciated. However, should a situation ever occur in which these treaty commitments would actually have to be invoked against an armed attack from outside, it would be a threat to the peace and security of the Far East including Japan, though, I am glad to say, such a situation cannot be foreseen today. The policy of our government is to continue to keep a close watch on the situation in the Taiwan area and to deal with it as our national interest requires on the basis of the foregoing considerations.

秘密指定解除
大臣官房総務課

c. U.S. Version of Above Statement:

Add additional sentence to above: "Furthermore, should an occasion arise for U.S. forces in the eventuality of an armed attack on the Taiwan area to use facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to meet the armed attack, the policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to give prompt and favorable consideration to such a request on the basis of foregoing recognition."

3. Viet-Nam a. GOJ Version of Communique:

The President described the earnest efforts made by the United States for a peaceful and just settlement of the Viet-Nam problem. The Prime Minister expressed his earnest hope for a substantial progress towards that end. He further stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indochina area.

b. U.S. Version of Communique:

The President described the earnest efforts made by the United States for a peaceful and just settlement of the Viet-Nam problem. The Prime Minister expressed his earnest hope for a substantial progress towards that end, and stated that if hostilities have not concluded there by the time reversion is scheduled to take place, the Japanese Government would assume that the military effort would not be impeded because of reversion. He further stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indochina area.

秘密指定解除
大臣官房総務課

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

極秘

正文第7572号

昭和44年9月16日

外務大臣殿

在米
下田大使

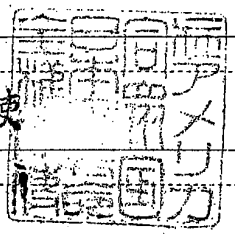

沖縄返還問題に関するアメリカ局長・スナイダー公使会談

往電才2820号の2に関し、米側より手交の文書別添3部送付する。

付属物添付

一部案々へ

要処理	
首席事務官	
南方	
外	調査
漁業	
航空	
科学協力	
[illegible]	調整
調査	
カナダ	
局庶務	

文書課受信班
44.9.19
受付



秘密指定解除
大臣官房総務課

SECRET

U.S. and GOJ Language

1. Korea

a. Communique:

The Prime Minister and the President specifically noted the continuing tension over the Korean Peninsula. The Prime Minister highly appreciated the peace-keeping efforts of the United Nations in the area and stated that the security of the Republic of Korea was essential to Japan's own security.

b. GOJ Unilateral Statement:

In particular, if an armed attack against the Republic of Korea were to occur, the security of Japan would be seriously affected. Therefore, should an occasion arise for U.S. forces in such an eventuality to use facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to meet the armed attack, the policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to decide promptly its position on the basis of the foregoing recognition.

c. U.S. Version of Above Statement:

Replace final clause as follows: "The policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to give prompt and favorable consideration to such a request on the basis of foregoing recognition.

2. Taiwan

a. Communique:

The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would

秘密指定解除
大臣官房総務課

adopt a more cooperative and constructive attitude in its external relations. The President, however, recalled that Communist China had so far refused to join with the United States in a mutual renunciation of the threat or use of force in the Taiwan area, and referred to the treaty obligations of his country to the Republic of China which the U.S. would uphold. The Prime Minister expressed his full understanding of the position of the United States and stated that the Japanese Government also continued to view the situation in the Taiwan area with close attention and concern.

b. GOJ Unilateral Statement:

The maintenance of peace and security in the Taiwan area is also an important factor for the security of Japan. I believe in this regard that the determination of the United States to uphold her treaty commitments to the Republic of China should be fully appreciated. However, should a situation ever occur in which these treaty commitments would actually have to be invoked against an armed attack from outside, it would be a threat to the peace and security of the Far East including Japan, though, I am glad to say, such a situation cannot be foreseen today. The policy of our government is to continue to keep a close watch on the situation in the Taiwan area and to deal with it as our national interest requires on the basis of the foregoing considerations.

秘密指定解除
大臣官房総務課

c. U.S. Version of Above Statement:

Add additional sentence to above: "Furthermore, should an occasion arise for U.S. forces in the eventuality of an armed attack on the Taiwan area to use facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to meet the armed attack, the policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to give prompt and favorable consideration to such a request on the basis of foregoing recognition."

3. Viet-Nam a. GOJ Version of Communique:

The President described the earnest efforts made by the United States for a peaceful and just settlement of the Viet-Nam problem. The Prime Minister expressed his earnest hope for a substantial progress towards that end. He further stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indochina area.

b. U.S. Version of Communique:

The President described the earnest efforts made by the United States for a peaceful and just settlement of the Viet-Nam problem. The Prime Minister expressed his earnest hope for a substantial progress towards that end, and stated that if hostilities have not concluded there by the time reversion is scheduled to take place, the Japanese Government would assure that the military effort would not be impeded because of reversion. He further stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indochina area.

秘密指定解除
大臣官房総務課

覚　極秘

9月11日大臣打会

11日夕刻大臣は下田大使と共にブラッセルより華府到着、同日夜8時より1時半まり大使波に於て打会。出席者大臣、下田・田中両大使、米局長、吉野公使。

席上大臣より総理訪米までの時日も逐次切迫し、今次訪米中に核以外の総ての問題に付極力合意に達する様取進め交き強き指示あり。

韓国・台湾については別紙1.2の

秘密指定解除
大臣官房総務課

とおり、ヴェトナムについては別紙3のとおりは米双方の一方的要言を以て補足する事。核については東京に於て条約局作成の別紙4を採ることとして12日の予務長官との会談に臨むこととした。（これ等4事は12日の会談に先立ち、早朝北米課長より スナイダー公使記届け置いた。）

秘密指定解除
大臣官房総務課

SECRET

(Washington, September 12, 1969)

Korea

(Prime Minister's Statement)

Therefore, should an occasion rise for the U.S. forces in such an eventuality to use facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to meet the armed attack, the policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to decide its position positively and promptly on the basis of the foregoing recognition.

(米第二八二一号)

秘密指定解除
大臣官房総務課

2

SECRET

(Washington, September 12, 1969)

Taiwan

A. (Communique)

2. ..... by honoring its defense treaty obligations in the area. "The Prime Minister agreed that the U.S. should be in a position to discharge effectively its international obligations for the defense of countries in the Far East including Japan." (c.f. U.S. proposals of September 11, 1969).

B. (Prime Minister's Statement)

The maintenance of peace and security in the Taiwan area is also an important factor for the security of Japan. I believe in this regard that the determination of the United States to uphold her treaty commitments to the Republic of China should be fully appreciated. Should a situation ever occur in which these treaty commitments would actually have to be invoked against an armed attack from outside, it would be a threat to the peace and security of the Far East including Japan. Therefore, in view of our national interest, we should deal with the situation on the basis of the foregoing recognition, in connection with the fulfillment by the U.S. of its defense obligations. However, I am glad to say, such a situation cannot be foreseen today.

(半変 二八六二号)

秘密指定解除
大臣官房総務課

SECRET

(Washington, September 12, 1969)

A. Communique
The President and Prime Minister expressed the hope that the war in Vietnam will be concluded before return of administrative rights in Okinawa

Viet-Nam

B. 1. (Prime Minister's Statement)

Although it is a hypothetical question related to the future, it is my belief that, should hostilities unfortunately not have been concluded by the time reversion of Okinawa, is scheduled to take place, U.S. military activities relating to the conflict should not be [redacted] affected by reversion, as the two Governments would consult fully on the implications of a prolongation of the war.

2. (President's Statement)

Even in the unfortunate event of a prolongation of the conflict in Vietnam, the reversion of Okinawa agreed upon between our two countries with the necessary legislative support would not be affected, since there are fully adequate provisions for consultation between the two Governments on the implications of such a prolongation of the war.

半変
二八六三号

秘密指定解除
大臣官房総務課

4

SECRET

(Washington, September 12, 1969)

Nuclear problem

(Communique)

7. The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President assured the Prime Minister of the intention of the U.S. Government to ensure, without prejudice to its position with respect to the prior consultation system under the Treaty of Mutual Cooperation and Security, the reversion of Okinawa to be carried out in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

(半数二八六四号)

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

528

総番号(TA) 40607　　主管
69年9月12日21時30分　米国　発　柳谷
69年9月13日11時40分　本省　着

外務大臣殿　下田　大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ返かん問題（米側新提案）

第2858号　特秘　至急　（ゆう先処理）

往電第2820号に関し

1. 11日夕刻国務省フィン部長は冒頭往電2. の日米案を対比せる文書に更に米側提案をもり込んだ改訂文書をわが方に手交した（往電第2857号の1. 冒頭参照）ところ、内容次のとおり。

（イ）朝鮮につき一方的発言末段を以下のとおりとする。

THE POLICY OF GOJ TOWARD PRIOR CONSULTATION WOULD BE TO GIVE PROMPT AND FAVORABLE CONSIDERATION TO SUCH A REQUEST ON THE BASIS OF FOREGOING RECOGNITION

（ロ）台湾

（1）コミュニケ関係部分末文を削り次の文章を加える。

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

THE PRIME MINISTER AGREED THAT US SHOULD BE IN A POSITION TO DISCHARGE EFFECTIVELY ITS INTERNATIONAL OBLIGATIONS FOR THE DEFENSE OF COUNTRIES IN THE FAR EAST INCLUDING JAPAN.

（2）一方的発言の末びに武力攻撃があつた場合事前協議に対しPROMPT AND FAVORABLE CONSIDERATIONを与える旨朝鮮の場合と同じ文章を加える。

（へ）ヴィエトナムにつきコミュニケ関係部分第2文を削り次の2文章を加える。

THE PRIME MINISTER AND THE PRESIDENT EXPRESSED THE HOPE THAT THE WAR IN VIETNAM WILL BE CONCLUDED BEFORE RETURN OF ADMINISTRATIVE RIGHTS IN OKINAWA. THEY NOTED THAT THERE ARE FULLY ADEQUATE PROVISIONS FOR CONSULTATIONS BETWEEN THE TWO G

— 2 —

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

一極秘

OVERNMENTS ON THE IMPLICATIONS OF A PROLONGATION OF THE WAR IN VIETNAM ON THE REVERSION OF OKINAWA, SO THAT THE RETURN OF OKINAWA WILL NOT AFFECT US MILITARY ACTIVITIES RELATING TO THE VIETNAM WAR.

2. 12日のアイチ大臣・ロジャース長官の会談を能率的にするため、以上の諸点につき大臣主ざいの下に打合せの結果それぞれ往電第2857号別電1. 2. 3. 4. のとおりの案を作成し、12日会談前に米側に手交しおいた。

以上往電第2857号と前後せるも事情右のとおり。

(了)

— 3 —

秘密指定解除
大臣官房総務課

SECRET

(米案)

Redraft of Joint Communique, September 12, 1969

1. The Prime Minister and the President had a broad exchange of views on Japan-U.S. relations as well as on the respective positions of the two countries in the present international situation. The President expressed the deep interest of his government and his own in Asia and stated his belief that Japan and the United States should cooperate in contributing to the peace and prosperity of the region. The Prime Minister, appreciating the view of the President, made it clear that Japan would make further active contributions befitting her capabilities to the peace and prosperity of Asia.

2. The Prime Minister and the President exchanged frank views on the recent international situation, with particular attention to developments in the Far East. The Prime Minister expressed his recognition that, in the light of the present situation, the presence of U.S. forces in the Far East constituted a mainstay for the stability of the area. The President, while emphasizing that the countries in the area were expected to make their own efforts for the stability of the area, gave assurance that the United States would continue to contribute to the maintenance of international peace and security in the Far East by honoring its defense treaty obligations in the area.

3. The Prime Minister and the President specifically noted the continuing tension over the Korean Peninsula. The Prime Minister highly appreciated the peace-keeping efforts of the United Nations in the area and stated that the security of the Republic of Korea was essential to Japan's own security. The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would adopt a more cooperative and constructive attitude in its external relations. The President, however, recalled that Communist China had so far refused to join with the United States in a mutual renunciation of the threat or

GROUP 3
Downgraded at 12-year intervals;
not automatically declassified.

秘密指定解除
大臣官房総務課

use of force in the Taiwan area, and referred to the treaty obligations of his country to the Republic of China which the U.S. would uphold. The Prime Minister agreed that the U.S. should be in a position to discharge effectively its international obligations for the defense of countries in the Far East including Japan. The President described the earnest efforts made by the United States for a peaceful and just settlement of the Viet-Nam problem. ~~XXXX

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣官房　事務次官　外務次官　外務審議官　典務長　官房長　官審長　官審長　儀書文会　営給

総人電厚計

国資長	参調析企
領移長	参領旅移
ア長	参地中東二 北東一西
米長	参北北保
中南審	参一二
欧長	参西東洋 西東二
近ア長	参書近ア
経長	次総経国万 参賀統国二
経協長	参政技二 国一理
条長	参家協規
国長	参政経料 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

総番号(TA) 40614　　主管
69年　月12日23時15分　米国　発
69年9月13日12時43分　本省　着　米局長

外務大臣殿　下田　大使　臨時代理大使　総領事　代理

大臣・国務長官会談

第2857号　特秘　大至急

往電第2820号に関し、

12日午さん会（別途電報する）に続いて14：50より16：00までの会談概要次のとおり。（当方本使、タナカ大使、トウゴウ、アカタニ、チバ、先方ジョンソン次官、グリーン次官補、マイヤー大使、スナイダー公使、フイン部長列席）長時間にわたり種々議論したが極めて友好的ふん囲気に終始した。

1. わが方提案（韓、台、越、核）

大臣より11日の米側修正提案（冒頭往電2.の文書を手直ししたもの）を受けて立案した韓国、台湾、ヴイエトナム及び核問題に関するわが方新提案（夫々別電1.2.3.4.のとおり）を説明せるところ、長官は本日たとえ同意はしてもすべて大統領へAD REFERENDUMの前提においてである。（当方より日本側も同様なりと発言）と前置きの上、（イ）韓国についてはPOSITIVE AND PROMPTという文言はよいが、総理発言に入

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

れるかコミュニケに入れるかの点は留保したい旨。（ロ）台湾については韓国と同じ文言としないことの必要性は理解した旨を述べつつ、（ハ）ヴィエトナムについては大統領の声明という考え方に強い難しよくを示し。下記の如き議論に発展した。なお（ニ）核に関しては大臣よりこの案について長官の御理解をお願いすることにとどめたい旨述べたのに対し。わらいながらエルサレムの将来とオキナワの核兵器は自分としても回避する話題である,と発言し。また大統領と核につきまだ長時間をかけて話し合つたことはない旨明らかにした。

2。ヴィエトナム

長官より日本側の総理発言案の文言はよいが。大統領の声明案の意味自体がわかり難い上に。なぜわざわざコミュニケと別のしかも誤解を与え易いものが必要かは自分にも分らず。議会方面から無用のじや推を受けることとなるので反対なる旨力説し。ジョンソン次官からも実質へは返かん時までの継続の場合日本としてはオキナワからの米軍事行動ぜ認か。返かん延期かの2者択一である。（大臣より自分としては後者をとらない旨発言）と指摘の上。ＣＬＥＡＲ　ＣＵＴな表現でなければないほど議会の支持を得られなくなると述べた。これに対し大臣より種々説明せるのち,総理。大統領両発言をコミュニケに統合する案を考慮してみる旨述べた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

3. コミュニケ一本の問題

（1）長官より交渉に当つて自分としては秘密取り決めを極力避けること（大臣より同感を表明）及びコミュニケ一本で行くことを本旨としてきたが、なぜ韓国、台湾についても総理大臣発言等を必要とするのか。議会方面からみれば「日本側が本気でないからコミュニケで書いたことを発言で言いかえて了うのだ」という批判が出て来ることは必至であるとくりかえし述べ、同席の米側よりも発言の後継内閣に対するこう束性に問題があることを指摘した。

（2）これに対し大臣より従来の交渉経緯を想起しつつ、総理がコミュニケ発表直後ワシントンから日本国民へのメッセージを発し（注：午さん会の際米側質問に答え全くの私見として大臣が述べた点）安保条約運営の政策を表明することの補完的効果の大なること、コミュニケでは日米の合意となることより生起する国内政治上の難問題を回避し得ること、後継内閣をしばる効果は十分あること等を説明の上、せつかく関係者が本日まで苦心を傾けた韓国、台湾の発言案を十分に理解してほしい旨要望した。

（3）米側からも同趣旨の補足説明あり、「ロ」長官もやがてまだよく分つた訳ではないが、日米が政治的に互いに助け合うことが大事であり、今までの合意をUPSETしたくないので一応同意しよう、ただし十分検討させてほ

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

いと述べ大臣より了承した。（後刻先方よりの連絡によれば長官の指示にて米側も主としてヴィエトナムに関し案文作成にとりかかり、明13日アメリカ局長等と話し合いの上15日にアドヴァンス・コピーを当方に手交し、ニューヨークにおいて長官、大臣間で協議検討することとなつた由）。

4. その他

（1）長官より返かんに伴なう財政面（別途電報）及び在オキナワVOA中継施設の活動継続（「ス」公使より極めて重要かつ高価な施設であり、ぜひ他国との間の如き取り決めによりこれを維続せしめたいと補足）にふれたのち、経済特にせん維問題に言及した。

大臣より明朝求めによりスタンス商務長官を往訪するのでせん維につき話をするのはまだ早いと思う旨、及び自由化については自分もその促進に出来る限り誠意を以つて当つている旨を述べた。

（2）プレス対策に関しては協議の結果別電5.の大臣説明ぶりを了承した。なお総理訪米時期（別途電報）の発表については長官が自らホワイト・ハウスに照会して同意を取付けた。

(了)

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

10

(大臣官房 事務次官 外務審議官 外務審議官 儀典長 官房長 官房総務課長 官房会計課長 官房文書課長 官房人事課長 総合計画室 国際資源室長 国際金融局 参事官 企画調整室 領事移住部長 参事官 領事移住部 アジア局長 参事官 地域政策室 中近東アフリカ局 東南アジア第一課 東南アジア第二課 北東アジア課 西欧課 米州局長 参事官 北米第一課 北米第二課 保障課 中南米局 参事官 中南米第一課 中南米第二課 欧亜局長 参事官 西欧第一課 東欧第一課 東欧第二課 西欧第二課 近東アフリカ局長 参事官 中近東第一課 経済局長 次長 経済総務課 国際経済第一課 国際経済第二課 参事官 国際資源室 経済協力局長 参事官 技術協力課 国際協力第一課 国際協力第二課 条約局長 参事官 条約課 国際連合局長 参事官 経済社会課 軍縮室 情報文化局長 参事官 対外広報課 国内広報課 文化事業部長)

総合計画室 国際資源室長 国際金融局 参事官 企画調整室 領事移住部長 参事官 領事移住部

アジア局長 東南アジア第一課 東南アジア第二課 北東アジア課 西欧課

米局 参事官 北米第一課 北米第二課 保障課

中南米局 参事官 中南米第一課 中南米第二課

欧亜局長 参事官 西欧第一課 東欧第一課 東欧第二課 西欧第二課

近東アフリカ局長 参事官 中近東第一課

経済局長 次長 経済総務課 国際経済第一課

経済協力局長 参事官 国際資源室 国際経済第二課

条約局長 参事官 技術協力課 国際協力第一課

国際連合局長 参事官 条約課 国際協力第二課

情報文化局長 参事官 経済社会課 軍縮室

文化事業部長 参事官 対外広報課 国内広報課

総審号(IA) 40616 主管

69年 9月 12日 23時40分 米国 発
69年 9月 13日 12時46分 本省 着 米局長

外務大臣殿 下田大使 臨時代理大使 総領事 代理

大臣・国務長官会談(韓国)

オ2861号 (特秘) 大至急
往電オ2857号別電1.

KOREA

(PRIME MINISTER'S STATEMENT)

THEREFORE, SHOULD AN OCCASION RISE FOR THE U.S. FORCES IN SUCH AN EVENTUALITY TO USE FACILITIES AND AREAS IN JAPAN AS BASES FOR MILITARY COMBAT OPERATIONS TO MEET THE ARMED ATTACK, THE POLICY OF THE JAPANESE GOVERNMENT TOWARDS PRIOR CONSULTATION WOULD BE TO DECIDE ITS POSITION POSITIVELY AND PROMPTLY ON THE BASIS OF THE FOREGOING RECOGNITION.

(3)

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

二極秘

22

大臣 政務次官 外務次官 外務審議官 儀典長 官房長 官審 審議 長 長 儀書文会 営給

総人電厚計

国資長	参調析企
領移長	参領旅移
ア長	参地中東二 北東一西
米長	参北北保 一二
中南審	参一二
欧長	参西東洋 一一 西東二
近ア長	参書近ア
経長	次総経国万 一 参賀統国 二
経協長	参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

総番号(TA) 40617
69年9月13日00時00分 米国 主管
69年9月13日13時03分 本省 発着 米局長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

大臣国務長官会談

第2862号 特秘 大至急
往電第2857号別電 2.

TAIWAN

A. (COMMUNIQUE)

第2項末尾に次の1文を加える(9月11日、台湾に関する米提案の文章を置きかえたもの)。

(以下英文別紙の通り)

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

THE PRIMEMINISTER AGREED THAT THE U.S. SHOULD BE IN A POSITION TO DISCHARGE EFFECTIVELY ITS INTERNATIONAL OBLIGATIONS FOR THE DEFENSE OF COUNTRIES IN THE FAR EAST INCLUDING JAPAN.

B. (PRIMEMINISTER'S STATEMENT)

THE MAINTENANCE OF PEACE AND SECURITY IN THE TAIWAN AREA IS ALSO AN IMPORTANT FACTOR FOR THE SECURITY OF JAPAN. I BELIEVE IN THIS REGARD THAT THE DETERMINATION OF THE UNITED STATES TO UPHOLD HER TREATY COMMITMENTS TO THE REPUBLIC OF CHINA SHOULD BE FULLY APPRECIATED. SHOULD A SITUATION EVER OCCUR IN WHICH THESE TREATY COMMITMENTS WOULD ACTUALLY HAVE TO BE INVOKED AGAINST AN ARMED ATTACK FROM OUTSIDE, IT WOULD BE A THREAT TO THE PEACE AND SECURITY OF THE FAR EAST INCLUDING JAPAN. THEREFORE, INVIEW OF OUR NATIONAL INTEREST, WE SHOULD DEAL WITH THE SITUATION ON THE BASIS OF THE FOREGOING RECOGNITION, IN CONNECTION WITH THE FULFILLMENT BY THE U.S. OF ITS DEFENSE OBLIGATIONS. HOWEVER, I AM GLAD TO SAY, SUCH A SITUATION CAN NOT BE FORESEEN TODAY.

(3)

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外官
務務 典房
次次
臣官官審審長長
儀書文会営給

総人電厚計

国資長	参調析企
領移長	参領旅移
ア長	参地中東二 北東一西
米長	参北北保
中南審	参一二
欧長	参西東洋 西東
近ア長	参書近ア
経長	次総経国万 参貿統国
経協長	参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

総番号(TA) 4062 主管
69年 9月13日 00時05分 米国 発 米局長
69年 9月13日 13時11分 本省 着

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

大臣、国務長官会談(核)

第2864号 (特秘) 大至急
往電第2857号別電4.

NUCLEAR PROBLEM

(COMMUNIQUE)

7. THE PRIME MINISTER DESCRIBED IN DETAIL THE PARTICULAR SENTIMENT OF THE JAPANESE PEOPLE AGAINST NUCLEAR WEAPONS AND THE POLICY OF THE JAPANESE GOVERNMENT REFLECTING SUCH SENTIMENT. THE PRESIDENT ASSURED THE PRIME MINISTER OF THE INTENTION OF THE U.S. GOVERNMENT TO ENSURE, WITHOUT PREJUDICE TO ITS POSITION WITH RESPECT TO THE PRIOR CONSULTATION SYSTEM UNDER THE TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY, THE REVERSION OF OKINAWA TO BE CARRIED OUT IN A MANNER CONSISTENT WITH THE POLICY OF THE JAPANESE GOVERNMENT AS DESCRIBED BY THE PRIME MINISTER.

(了)

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

（回覧番号　　）　外務省電信案　（分類　　）

電信課長

機密表示（極秘・秘の朱印）	符号表示	※
特秘	暗　略　平	総第 [illegible] 号
	※ 第 1842 号	※昭和　年　月　日　時　分発 44.9.14 02.21
	大至急・至急・普通・LTF	※ 発電係

（※印欄内は電信課記入）

大臣	主管	主管局部課（室）名
~~政務次官~~	米局長	米局長
事務次官 御承知	参事官	起案 昭和44年9月13日
外務審議官	北米1長	
外務審議官		起案者 米参 電話番号
官房長		

協議先

条約局長
参事官
条条長

佐藤総理御承知

大使　~~臨時代理大使~~
在 米 下田　あて 佐藤外務大臣 発
~~総領事~~　~~代理~~　臨時代理

電転報　在　大使　臨時代理大使　あて
総領事　代理

件名

沖縄返還交渉（訓令）

貴電才2867号に関し、

愛知大臣へ。

1. ヴィエトナム問題に関しては、

貴電才2868号は、返還時にヴィエトナム戦争が継続している際は、米国が行なっている

14 002

（昭和四二・七・一改正）

GB-1

秘密指定解除
大臣官房総務課

活動を変更させる意思はないが、「米国の軍事行動を妨げない」という表現は、国内における感触上さけたく、別電才1843号を貴電才2868号に代えてコミュニケに挿入することにて妥結するよう努力あり度い。

2. 台湾に関しては、

(イ) 貴電才2862号A.は、コミュニケ案才6項4段と同趣旨であり、且、多少異る文言を用いている処、両者の関連及びその解釈につき論議を惹起する惧れが多いので、これを削除されたい。

(ロ) 貴電才2862号B.は、異議ないが、in view of our national interest の次は、出来得れば、we would とされたい。(和文では、「対処する所存である」となる。)

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

3. 朝鮮については，貴電#2861号にて妥結して差支えない。（なお，positively の和訳は，"前向きに"とする。）

なお，1960年ペーパーを終止せしめる様引続き努力あり度い。

4. 核については，沖縄の非核化の線で，ニューヨークでのロジャース長官との協議（貴電#2857号3. 末段）の際をとらえ更めて従前方努力あり度い。

5. V.O.A. については，種々困難な問題が予想されるので，極めて消極的である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

（回覧番号　　）　外務省電信案　（分類　　）

電信課長

機密表示（極秘・秘の朱印）	符号表示	※
特別	暗　略　平	総第 [illegible] 号
	※ 第 1843 号	※昭和　年　月　日　時　分発 44.9.14 02.16
	大至急　至急・普通・LTF	※ 発電係

（※印欄内は電信課記入）

大臣	主管	主管局部課（室）名
~~政務次官~~ 事務次官 衍承知 外務審議官 外務審議官 官房長	米局長 参事官 北米1長	米局長 起案　昭和 44 年 9 月 3 日 起案者 米参 電話番号

協議先

条約局長
参事官
条条長

在 米 下田　大使　臨時代理大使　あて　大臣発
総領事　代理

転電報　在　大使　臨時代理大使　あて
総領事　代理

件名

沖縄返還交渉（訓令）

（昭和四二・七・一　改正）

GB-1

14 003

秘密指定解除
大臣官房総務課

往電第1842号別電

A. 英文

The Prime Minister and the President expressed the hope that the war in Vietnam would be concluded before the return of the administrative rights over Okinawa to Japan. In this connection, they agreed that, should hostilities in Vietnam not have been concluded by the time reversion of Okinawa is scheduled to take place, the two Governments would fully consult with each other so that the U.S. efforts for the realization of peace in Vietnam would not be affected by reversion.

秘密指定解除
大臣官房総務課

B. 和文.

総理大臣と大統領は，沖縄の施政権が日本に返還される前にヴィエトナム戦争が終了することを希望した。これに関連して，総理大臣と大統領は，もし不幸にして，沖縄返還予定時に到るもなおヴィエトナムにおける敵対行動が継続しているような場合には，ヴィエトナムにおける平和の実現のための米国の努力が返還により影響されることがないように両国政府が十分協議することに合意した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣官房 外務 次官 事務 官房 長 次官 国務 官房 長 審議官 官房 長 会計 官房 長 官房 給与 長 官房 人事 厚生 官房 長 官房 秘書 課 官房 調査 官房 文書 課 官房 領事 移住 部 官房 報道 官 官房 外務 参事 官 官房 総務 参事 官 官房 会計 参事 官 官房 人事 参事 官 官房 長 国際 連合 局 長 国際 連合 局 政策 課 国際 連合 局 経済 課 国際 連合 局 社会 課 国際 連合 局 特別 事務 国際 連合 局 軍縮 室 国際 連合 局 科学 原子力 室 国際 連合 局 人権 人道 課 国際 連合 局 難民 室 国際 連合 局 行政 課 国際 連合 局 予算 室 国際 連合 局 参事 官 国際 連合 局 参事 官 国際 連合 局 参事 官

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

ることになつては総理訪米までの時間的余ゆうもなくなるおそれあり、この際（イ）（ロ）を固め置くことが必要な時期に到達したと判断される。

3. ついては朝鮮半島（往電第２８６１号）台湾（往電第２８６２号）ヴィエトナム（往電第２８６８号）につき大至急御せん議願いたく、往電第２８５７号３．（３）カッコ内のとおり米側より更に提案あるべきも、わが方の立場としては右にて取進め差支えなきや総理の御指示を得たい。

(3)

－２－

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

二極秘

大政務次官 外務次官 外務官 官房審審長 長 儀書文会営給

総人電厚計

国資長	参調析企
領移長	参領旅移
了長	参地中東二 北東一西
米長	参北北保
中南審	参一二
欧長	参西東洋 西東
近ア長	参書近ア
経長	次総経国万 参貿統国
経協長	参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

総番号(IA) 40622

69年9月13日00時10分 米国 主管 発

69年9月13日13時13分 本省 着 米局長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

沖縄返還交渉(請訓)

才2868号 (特秘) V

往電才2867号の3、に関し
ヴィエトナムに関しコミュニケ関係部
分才2文を削除し、以下を加える

THE PRIME MINISTER AND THE PRESIDENT EXPRESSED THE HOPE THAT THE WAR IN VIETNAM WOULD BE CONCLUDED BEFORE THE RETURN OF THE ADMINISTRATIVE RIGHTS OVER OKINAWA AS MENTIONED IN 5. IN THIS CONNECTIONS, THEY NOTED THAT, SINCE THESE ARE FULLY ADEQUATE PROVISIONS FOR CONSULTATIONS BETWEEN THE TWO GOVERNMENTS IN THE IMPLICATIONS OF A PROLONGATION OF THE WAR, THE REVERSION OF OKINAWA CONTEMPLATED IN 5 SHOULD NOT AFFECT UNITED STATES MILITARY ACTIVITIES RELATING TO THE CONFLICT IN VIETNAM.

(7)

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

北米一長
米戸
米局長
法院書記官
寺書記官
次官
下田大使
大臣
総理

外務大臣訪米報告

44.9.15 米局長

1. 今回の訪米は11月の総理訪米に先立
最後の大臣レヴェルの話合の機会であり
外務大臣としては、
余すところ2ヶ月に迫った総理訪米に於
沖縄返還問題に決着をつけるためには
最大限に問題の諸点を詰めて置く必
要ありとの立場で國務長官との話合に
臨んだ次第である。

大臣訪米に先立つ東京における事務レ
ルの話合の結果については國務長官も相
検討していたと思はれるが、大臣滞在中
務長官としても改めて詳細研究を進め

秘密指定解除
大臣官房総務課

月までの時間的制約も念頭に置いて我方との話合を極力具体的に固めようとの気構を示したことは、今後の交渉促進上極めて有益であった。

2. 以上の雰囲気で進められた2回の大臣国務長官の会談の結果、主たる問題点についての進展凡そ次のとおり。

(イ) ヴィエトナム

今回の会談を通じ米側が最も懸念していたのはヴィエトナムであった。即ち返還の時期到来するもヴィエトナム戦争が終結していない場合の問題について、これを曖昧な形

秘密指定解除
大臣官房総務課

でなく共同声明自体に記うことができないなら爾後米国内の取締めは到底望むべくもなし、という事情を強調し、従って我方が共同声明の中において措置することに歩み寄ったことにより、米側としては一つの前提が整ったと云うことになった次第である。共同声明の字句について猶若干の問題あるべきも、今回の会談に於て双方実質的に合意を見た点は大きな前進であった。

(12) 韓国、台湾に関する出撃

韓国或は台湾に対して武力攻撃があった場合の米軍出撃の問題については、東京に

秘密指定解除
大臣官房総務課

於ける話合の過程を通じてほゞ合意点に達していたが、今回の会談に於て国務長官も共同声明等に於て両者を全く同列に扱うことの不適当なる所以を充分認識し、共同声明及び我方一方的要旨の表現については若干の修文を残すのみとなった。但し本件に関しては事前協議の時間的余裕もなきような事変変要の場合の問題に付米国内の訓整未了の如くである。

(ハ) 核兵器

本件に関しては、国務長官は他の様々の問題が解決した上で特に本件に付大統領

秘密指定解除
大臣官房総務課

と等と協議する要あり、米国としては極めて重要なる問題であるので、今日の段階では何とも申上げ難しと繰返すのみであった。

察するに、国務長官としては全貌に付国防事とも話を詰めたる上、返還時の核撤去に付大統領の決断を仰ぐ事であると思はれるが、今日のところ直感でら断定的な予測を立て難く、特にいわゆる返還後の有事持込の扱方について我方としても考へて置く必要があると認められる。

3. 以上を通観するに、国務省としては長官以下11月の総理訪米の機会に多年の懸案を解決し

秘密指定解除
大臣官房総務課

日米関係を改めて安固なる基盤の上に発展せ
しめると云う確乎たる考方に立って逆剣に努力
していることに誤りないと認められる。しかし乍ら
国防当局との最終的な詰めはこれからであ~~ま~~
り、その進捗が容易でないことは想像するに難
くない。今後総理訪米までの間、日米間に於て
核の問題を含め総ての点に付完全な準備を
了するよう努力されなければならないが、大統
領の決断は、直接的には沖縄問題のみなら
ず、日米両国の関係、アジア或は世界における
両国の協力と云う意味分野における心証を
必要とし、今秋の日米会談はその意味で極めて

秘密指定解除
大臣官房総務課

重要なものとなろう。

秘密指定解除
大臣官房総務課

二極秘

41

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 儀典長 官房長 官房審議官 官房審議長 給与 儀書文会 営給

総人電厚計

国資長	参調析企
領移長	参領旅移
ア長	参地中東二 北東一西
米長	参北北保
中南審	参一二
欧	参西東洋 西東
近ア長	参書近ア
経長	次総経国万 参貿統国
経協長	参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

総番号(TA) 40929　主管

69年9月15日15時10分　米国　発　米局長

69年9月16日04時35分　本省　着

外務大臣殿　下田　大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ返かん交渉

第2889号　特秘　大至急

15日午前、アイチ大臣・ロジャース国務長官会談要旨次のとおり。(出席者大臣、本使、米局長、国務長官、ジョンソン次官、フイン部長、スナイダー公使)

1、ヴイエトナム。

大臣より貴電米局第1843号御来示の案につき説明され、長官より種々検討の結果として別電1、の案を示した。討議の結果わが方より米側案は概ねわが方の趣旨に沿うと認めるも最終的態度は留保する旨表明した。

2、台湾

(イ)第2項末段追加の点は14日の米局長とスナイダー公使と打合どおりの扱とする。

(ロ)コミュニケ関係部分(US WOULD UPHOLD以下)を別電2とするよう米側より提案あり、大臣より最終的態度を留保して右は差支えなしと考える旨表明された。

3、コミュニケ第5項

第4文冒頭THEIR DISCUSSIONの次にS

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

ET FORTH ABOVEを加えたき旨米側より提案あり。わが方これを承知した。

4。コミュニケ第6項

米側は第3文SHOULD BE COMPATIBLE WITHをCONTEMPLATES THEと置き替えるよう提案し、右は（イ）法律的にみてCOMPATIBLE WITHでは何のことかよく判らない（ロ）CONTEMPLATESと言う字は約束を意味するものではなく、最も正確な表現であると考える旨説明した。大臣より、現行取決めの適正なる運営が米国の義務遂行に支障を来すべきものでないことを客観的に述べることがこの項の主旨であり、主観的意図の表明はむしろ第10項の問題なる旨を説かれ、種々討議した。米側はCONTEMPLATEは主観的意図の表明ないしは約束を意味するものではなく、ENVISIONあるいはWILL PERMITという客観的な意味であることは確認したが、ロジャース長官自身COMPATIBLEという字は法律的に説明がつかぬという点を強く指摘し、結局日本文の問題もあわせて更に検討し表現の問題として合意点を見出すよう検討することとした。

—2—

（大河原参事官、主管首席事務官へ連絡済み 16日.06.30 電信課）

秘密指定解除
大臣官房総務課

二極秘

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

63

総番号(TA) 40925
69年9月15日14時45分 主管 米国 発
69年9月16日04時01分 本省 着 米局長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

沖縄返還交渉

第2890号 特秘 大至急
別電 1.

" --- THE TWO GOVERNMENTS WOULD FULLY CONSULT WITH EACH OTHER SO THAT THE U. S. EFFORTS TO ASSURE THE SOUTH VIETNAMESE PEOPLE THE OPPORTUNITY TO DETERMINE THEIR OWN POLITICAL FUTURE WITHOUT OUTSIDE INTERFERENCE WOULD NOT BE AFFECTED BY REVERSION. "

(了)

(0630大河原参事官、多田事務官に連絡済)
電信課

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 儀典長 官房長 給 総人 電厚 計

国資長	参調析企
領移長	参領旅移
ア長	参地中東二 北東一西
米長	参北北保
中南審	参一二
欧長	参西東洋 西東
近ア長	参書近ア
経長	次総経国万 参資統国
経協長	参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

秘密指定解除
大臣官房総務課

二極秘

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

44

大政事外外儀官
務務 典房
次次
臣官官審審長長
儀書文会営給
総人電厚計

国資長	参調祈企
領移長	参領旅移
ア長	参地中東二 北東二西
米長	参北北保
中南審	参一二
欧長	参西東洋 西東二
近ア長	参書近ア
経長	次総経国万 参貿統国二
経協長	参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

総番号(TA) 40926
69年9月15日14時45分 主管
69年9月16日04時01分 本省 発着 米局長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

沖縄返還交渉

第2891号 特秘 大至急
別電2

THE PRIME MINISTERS AID THAT THE MAINTENANCE OF PEACE AND SECURITY IN THE TAIWAN AREA IS ALSO A MOST IMPORTANT FACTOR FOR THE SECURITY OF JAPAN

(了)

(0630 大河原参事官、多田事務官に連絡済)
電信課

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

次 [illegible]
[illegible]
[illegible] 官房長
[illegible] 一コピー同室

条約局長
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

沖縄返還問題 愛知大臣第2次訪米について

米北一長
44.9.16記

今般ワシントンでの交渉に参加後一定先に帰国したが所感次のとおり。

1. 米側に交渉をまとめようとの熱意が高まっている。

(1) スナイダー会使が過去1ヵ月の事務レベル交渉の成果を持帰ったことから国務省内に話が入り、12日の愛知ハロシャース会談を押に「ロ」長官自ら非常に熱心（大臣の解決促進の熱意を受けて）となって、法律家としての感覚を生かし事務当局と共に解決方法を探求、15日に再度大臣と協議した。

(2) 「ロ」長官は頭の回転が早く、しかも沈着であり、事務当局も心服している様子であり、さらにニクソン大統領とも極めて近く、日米が合意に至れば米側内部を取りまとめる（との）自信が感ぜられた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

2. 但し軍部、国防省は安易な妥協は強く排する姿勢

レアード国防長官以下は事態の急進展を意外として

こゝ数日来再検討を続け、満足すべき解決に向つて

いないとして国務省に強い圧力をかけつゝある模様である

国務省としては愛知第2次訪米の成果を踏まえてこれが

説得を行なうつもりであり結局は成功するとの自信は

持ちつゝも、総理訪米までの道程は予余曲折が予想

されるとして日本側の弾力的態度をしきりに期待していた。

3. 残る問題点 ― 文言と実質

(1) 今回会談を通じ、韓国、台湾の文言については概ね

双方も一致に向いつゝあると考えられる（但し"60年ペーパー"の

点など未だし）が、基本的大問題たる核は全く未解決

であり、米側にとって当面最大の難問（主に対内的に）

たるウィエトナムについては文言で若干の歩み寄りがあったが

秘密指定解除
大臣官房総務課

実質に関しては詰められていない。（なお核とウィエトナムについては米側―軍部のみならず国務省内にも―非公開取り決めを要求する声が強い由。）

(2) 財政問題については米側の考え方の大勢が示され、取不敢福田裁相、佐藤財務長官会談行うつ形となっているが、今後の交渉の成り行きは種々曲折が予想される。　VOAについては米側から再度存続希望が出され、当方は何ら態度を表明していないが、極めて多くの困難が予想される。

4. 総理訪米まで倍旧の努力が必要

(1) 今次会談で文言面での若干の進展をしることながら双方の解決への決意の強さがあらためて明らかにされたことに意義があるが、特に実質問題をゆんに今後総理訪米までの、請2カ月足らずは3分レベル（この後米に倍

秘密指定解除
大臣官房総務課

する努力と相互理解が必要なことは言を俟たない。

(2) 幸い「ス」公使はじめ国務省当事者は、当方(事務局長以下)と極めて密接な関係にあることは、今次訪米に当り幾度かの非公式打合せが著しく進展(行し合いの)の用諸化を助けたことで立証されている。

(3) 軍部代表のガーテス海軍少将等(さらに)及びその背後のペンタゴン内にもアンガー中将、エプス少将等知己が少くない点がプラスである。(なお「エ」少将などは10月の安保協議で来日する。)

(4) 一般的に6米交渉当事者(の相互理解と信頼)は夫々の国内に対するよりもむしろ大きい如く感ぜられた。

(注)① 今回はキッシンジャー大統領特別補佐官には全然接触しなかったが、ホワイトハウス担当者の話では今のところ国務省にまかせ成り行きを見ている模様

② 「O」長官は、DEEPでなないがCLEARという感じを与える。

秘密指定解除
大臣官房総務課

漢

（回覧番号　　）　外務省電信案　（分類　　）

電信課長

機密表示（極秘・秘の朱印）	符号表示	※
特秘	暗　略　平	総第 44598 号
	※ 第 1861 号	※昭和44年9月16日 21.02 時 分発
	大至急　至急　普通・LTF	※ 発電係 [illegible]

（※印欄内は電信課記入）

~~大臣~~ 政務次官 事務次官 外務審議官 ~~外務審議官~~ 官房長	主管 アメリカ局長 3 参事官 3 北米オ一課長 [illegible]	主管局部課（室）名 米参 起案 昭和44年9月16日 起案者 米参 電話番号

協議先

在 米 下田 大使 臨時代理大使 あて 外務 大臣 発
総領事 代理 臨時代理

電報 在 大使 臨時代理大使 あて
総領事 代理

件名
沖縄返還交渉（訓令）
国連 ~~[illegible]~~ 死往電米局長オ802号 [illegible]

次官御了承につき、又御不在で[illegible]
登庭する（北米一）

16 207

62

（昭和四二・七・一 改正）

GB-1

秘密指定解除
大臣官房総務課

（回覧番号　　）　外務省電信案　（分類　　）

機密表示（極秘・秘の朱印）	符号表示	※
特秘	暗　略　平	総第 44597 号
	※ 第 882 号	※昭和 44.9.16 年 21.02 月 日 時 分発
	大至急・至急・普通・LTF	※ 発電係 与我

（※印欄内は電信課記入）

電信課長

	主管	主管局部課（室）名
~~大臣~~ ~~政務次官~~ 事務次官 佐藤通信 森 外務審議官 鈴 外務審議官 官房長	アメリカ局長 参事官 北米第一課長	米参（[illegible]） 起案 昭和44年9月16日 起案者 米参 電話番号

協議先

条約局長
外 参事官
条約課長

国連 鶴岡 ~~大使~~ 臨時代理大使
在 ~~[illegible]~~ 内田 あて 佐藤外務大臣 発
総領事 代理 臨時代理

電転報 在 米 下田 大使 臨時代理大使 あて
総領事 代理

件名

沖縄返還交渉（訓令）

16-206

米来電第2889号に関し

62

愛知大臣へ平場次官より

1945

16日午前の関議後、冒頭米来電の会談経緯を総理に御報告の上、御指示を仰いだところ、別電第803号の御意向であった。

米に転電した

（昭和四二・七・一 改正）

GB-1

秘密指定解除
大臣官房総務課

（回覧番号　　）　外務省電信案　（分類　　）

機密表示（極秘・秘の朱印）	符号表示	※
特我	暗　略　平	総第　　号 44608
	※ 第 803 号	※昭和　年　月　日　時　分発 44.9.16 21.22
	大至急・至急・普通・LTF	※ 発電係 成

（※印欄内は電信課記入）

電信課長

漢

特

~~大臣~~	主管	主管局部課（室）名
~~政務次官~~	アメリカ局長	米参
事務次官 山崎敬之	参事官	起案　昭和 44 年 9 月 16 日
幸 外務審議官	北米才一課長	起案者 米参　電話番号
臣 外務審議官		
官房長		

協議先

条約局長 成

参事官

条約課長

在 国連 ~~ニューヨーク~~ 橋川 ~~大使~~ 大使 ~~臨時代理大使~~ ~~総領事~~ ~~代理~~ あて 佐藤外務大臣 臨時代理 発

電転報 在 米 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて

字済

件名

沖縄返還交渉（訓令）

米来電才2889号に関し、

16 208
6 11

愛知大臣へ。 米側に ~~[illegible]~~ 加方の考え方をしかるべく

下記につき、~~下田大使と[illegible]~~ 伝えることとされたい。

1. ヴィエトナム。

コミュニケにもるべき事として、米来電才2890号

は、~~大旨受諾しうるところなるも、基本的な考~~

~~[illegible]~~ 考慮の余地なしとい方には非ざるも、

（昭和四二・七・一　改正）

GB-

秘密指定解除
大臣官房総務課

翻って日米友好の基本に立戻って考えた場合、予測しえない将来のことを突きつめて表現することは、仲縄返還により日米友好関係の一枚岩を益々強固にしようという基本的姿勢からみて必ずしも得策であると考えられず、事々1972年に至るもなおヴィエトナムの不態が収拾されておらないことを日米両国が予想しているという印象を世界に与えることはいかにも好ましからず、15日の米軍の第2次撤退の発表ともにらみ合わせ米国の国内事情からも、また、対北越関係からみても好ましくないことにあらずやと考えられる。これらの点につき、米側が大局的見地から再検討し、せめて米あて往電第1843号の文言の程度に妥結することが望ましい。より

秘密指定解除
大臣官房総務課

2. 核

~~[illegible]~~ 米側が基本的な考え方に

この問題についても上記1と同様、

立つて対処することが望ましい。

~~理ずめに表現をつめておくということでは~~

~~なく両国の信頼関係にたった了解を~~

~~コンテンツにうたうということで良い筈である。~~

3. 戦闘作戦行動のための基地使用

日本政府として、米軍の自由発進を認める訳には行かないが、米軍のpresence及びその活動の必要性に対しては、十分なる理解をもつものであり、沖縄返還により、日米の一枚岩をより一層強固にするという基本的立場にたって、この問題に対処するのが政府の大方針である故、今後とも、

これらこの意味で b 線を以て ~~[illegible]~~ 即ちコンテンツに入れることは~~[illegible]~~ないが

米側に対し、この点の理解を深めしめるよう努力されたい。

望ましく

秘密指定解除
大臣官房総務課

なお、貴電4のコミュニケ第6項の修正は、「不前協議制度が適正に運用される限り、同制度の存在ないしは沖縄の本土並み返還自体が米国の国際義務の効果的遂行の妨げとなるようなことはない」との案案の趣旨[redacted]が生かされず、和訳上の困難を一応おくとしても、不前協議制度にかかわらず、米国の国際義務の効果的遂行を積極的に容認するとの意味合いが濃厚となり、不前協議の包括的承認を与えたものではないかとの質問に対する国内説明が著しく困難となるので好ましくない。（「ロ」長官の案案に対する不満の理由は必ずしも明確ではないが、おそらく案案では米国の国際義務の効果的遂行のた

秘密指定解除
大臣官房総務課

めならばすべて「イエス」であるとのニュアンスが出ていないためではないかと推測され、然りとすれば、この点は、まさに日が方の譲り得ざるところである。）ついては、原案の表現による様再交米側の説得を試みることとされたい。止むを得ざれば、"should be compatible with" に代えて "should not hinder"（和文は、「…施政権返還は…国際義務の効果的遂行の妨げとなることはない…」）により妥結をはかられたい。

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

4. 朝鮮、台湾

米来電才28月1号を受諾して差支えない。

~~(上記3の立場にたって、出来得れば、コミュニケと税関発言を落すの二本建てとすることなくコミュニケ一本とすることがのぞましいが、この点は従来の交渉経緯にも鑑み、固執はしない。)~~

なお、冒頭米来電才2、~~(イ)~~(イ)については、~~差支えない。~~了承した。

5. コミュニケ才5項

冒頭米来電3.の通りで結構である。

米に転電した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

漢

（回覧番号　　）　外務省電信案　（分類　　）

電信課長

機密表示（極秘・秘の朱印）	符号表示	※
特秘	暗　略　平	総第 5.91 号
	※ 第 1880 号	※昭和　年　月　日　時　分発 44.9.18 19:56
	大至急　至急・普通・LTF	※ 発電係

（※印欄内は電信課記入）

~~大臣~~ ~~政務次官~~ ○事務次官 ○外務審議官 ~~外務審議官~~ 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米課長	主管局部課（室）名 米局長 起案　昭和 14 年 9 月 18 日 起案者（条々長）　電話番号 米1長 443

協議先
条約局長
参事官
条約課長

大使　~~臨時代理大使~~
在 米下田　あて 佐官　大臣発
~~総領事~~　~~代理~~　代理

電報　在 国連　大使　臨時代理大使　あて
総領事　代理

件名
沖縄返還交渉（訓令）

国連来電第1263号による
国連あて往電第803号の3後段に関し
~~最新往電補足のため~~ ~~下記のとおり~~
~~貴使申入れの際の参考までに~~
当方の考え方を補足の通報する

18 158

530

（昭和四二・七・一　改正）

GB-1

秘密指定解除
大臣官房総務課

1. ロジャース長官の主張している ~~contemplate~~ CONTEMPLATE の表現を用いる場合には その和訳は「予定する」「~~発~~想定する」ひいては「意図する」(anticipate, ANTICIPATE) 等となる処。これは事前協議制の適用を含意する と同時に「米国の極東の各国に対するすべての条約義務の効果的遂行」の要件が常にかつあらゆる場合に当然に満たされることを積極的に認めたと解される惧れ ~~[illegible]~~ 濃厚となり国内説明上多大の困難が予想される処である。

2. 上述の ~~[illegible]~~ 議論に至る考え方を ~~[illegible]~~ 詳述すれば次の通り。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(イ) 我方原案が ~~compatible with~~ COMPATIBLE WITH の文言を用いたのは、沖縄返還に当り事前協議制をそのまま適用したからといって、~~[illegible]~~ そのこと自体~~が~~のために米国の条約義務の効果的遂行が妨げられることはない、即ち、事前協議制の適用と米の条約義務遂行との二つの要件が両者相容れないものではないこと、両者が相矛盾し、並存関係に立ちえない~~もの~~ということにはならないことを ~~passively~~ PASSIVE ないし NEUTRAL ~~ないし neutral~~ に示し、その理由として、(その前段で) 我国政府が極東諸国の安全は日本にとり重大関心事であるとの認識~~をもっており~~ (その認識は、さらにコミュニケ3項で ~~elaborate~~ ELABORATE されている) をもっており、この認識に立って事前協議に

秘密指定解除
大臣官房総務課

臨むからであるという思想を示さんとしたものである。而して、かかる思想の表現によって、本件を処理せんとする量本は、予前協議の際の諾否の回答を予態の発生を未つことなく予め包括的に示すことは予前協議制の趣旨に反し現行条約の改正なくして行ないえないとの見解に発すること貴使に変亂のとおりである。

(ロ) 右を裏がえせば、前記2つの要件のうち、米国の条約義務遂行の方の要件は（~~compatible が passive~~ COMPATIBLE が PASSIVE なるに対し）これを積極的に認め、これが他方の要件、即ち予前協議制の適用に対して常に優先し、~~prevail~~ PREVAIL するような関係を示唆

秘密指定解除
大臣官房総務課

する文言を用いるときは、双方要件を合わせれば答は事前協議が行われれば常にすべて YES ということとなり、これは、事前協議制の本旨に反し、現行安保条約・関連取極の枠内での処理という基本方針を崩すこととなり、他方、ユニュニケ6項前段や3項で日本側認識を縷々述べ、さらに一方的発言の方法を案出した苦心はこの一点で無に帰することとなる。

国連に転電した ~~[illegible]~~ 和訳上の困難を[illegible]

~~(ハ) contemplate の表現は、事前協議制適用を合意した際に既に米国の条約義務の効果的遂行の要件が当然に満たされることを積極的に認めたとの意味合いが濃厚となり、前記(ロ)の問題を生ぜしめる。~~

極東の各国に対するすべて

(国内説明上)

多大の困難が予想される。(ア)

秘密指定解除
大臣官房総務課

1

極秘

1 大臣
2 次官
3 森亜中
4 田中大使

参局長	アメリカ局長
参事	参事官
参々長	朱北一長

別途コピー

外務大臣・マイヤー朱大使会談

44.10.1
朱一長

本10月1日午前11時より約1時間に亘り行なわれた会談概要以下のとおり。(同席者 森外務審議官、アメリカ局長、北米第一課長、スナイダー公使、ウィッケル通訳官)

1. コミュニケの文言

大臣より未解決の(イ)第2項末文(別添1、日本側修正案手交)(ロ)第3項ヴィエトナム関係部分(別添2、日本側修正案手交)(ハ)第6項安保条約等(適用のくだりの)変更なしの字句(本土並の象徴として是非必要と強調)(ニ)第6項

秘密指定解除
大臣官房総務課

CONTEMPLATEの字句（他の字句がよいと主張）（木）
第7項 核（わが方案受諾方再要望）（へ）第8項

財政的側面（緊要なることを再確認）の諸点に関し
日本側の考え方を明らかにしたのち、次の如く話合った。

(1) 第2項 末文

大臣より（わが方修正案は）実質的な意味については何ら変更はなく、たゞ
同じ考え方がコミュニケ案の随所にあるので、字句を整

理してスッキリさせたものである旨説明したが、米側は
強い難色を示し、大使は大臣・ロジャース会談で日本

側の考えを入れてまとめたつもりであった従来の文言は、
「公」長官にとってCONTEMPLATEと（共に2大）KEY SENTENCES

であり、日本側修正案は着しくこれを弱め、日本側が
BACK AWAYした印象を与え、本国に報告するのも

憚られると述べ、「公」公使ともども（本来文は）第2項の結論として

秘密指定解除
大臣官房総務課

かつ第3項へのつながりとして至大の重要性をもち、日本側修正には応じられない（勿論出先限りとして、本国経伺以前はすべて断定的ならずと注釈）を反覆強調した。

(2) 第3項ヴィエトナム関係

大臣より（かが方修正案は）字句的表現の（変更の）みなる旨説明せるのに対し米側は本修正案は米側の考え方にも合致しており

ワシントンとして受諾に問題はないと思う旨述べた。
なお同項（のヴィエトナム戦略指導の相乱）を EXPRESSED THE STRONG HOPE とすることに双方一致

(3) 第6項「変更なしに」の字句

米側は当方主張に対し従来どおりの不要論（この字句がなくても（安保条約等が）変更されないことは自明の理なること、

また合同要覧公の決定等まで不変更との印象を与え好ましくないこと）を繰り返したが、当方より事前

秘密指定解除
大臣官房総務課

協議方式が何ら修正されず本土と差別なく沖縄に適用されることが眼目なりと説明の上、大臣より

国内政治上どうしても「本土並」を明白にする必要があり、このような意味が滲み出る文言で

あれば必ずしも現在の字句に固執せず、たとえば「本土におけると同様に適用される」といった表現を

考えて欲しいと要望し、大役も問題点はよく分ったので至急検討したいと述べた。

(4) 第6項 CONTEMPLATE の字句

(イ) 大臣より先般の下田・ジョンソン会談以後この点に関し総理大臣より直接強い訓令を貰っていると

述べたのに対し、大役から(イ) CONTEMPLATE は「長官の FAVORITE WORD であるのみならず英語の法律用語

といっても含蓄多く、この部分の表現としては最適のものなる

秘密指定解除
大臣官房総務課

こと、(ロ)上記下田・ジョンソン会談以後本国より何ら訓令に接していないので断定的なことは言えないが、右会談で示唆された NOT HINDER の文言は如何にも消極的な響きをもつのに対し CONTEMPLATE は積極的な感じを与えること、を説明した。

(ロ) 当方より、第6項は3者協議方式について述べるのが主眼点であるが、同方式は本来制限的なものであり、CONTEMPLATE という語は そいしろ PRIOR CONSENT という考え方に適合した表現なので、制限的な内容とそぐわずこの場合は不適当であり、やはり COMPATIBLE か DOES NOT HINDER の方がよい旨説明、大使よりどうも問題は振り出しに戻った感がするが、要は双方の対内的説明が大きく喰い違わぬようにすることである、と述べた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(5) 第7項 核

(イ) 米側より本問題は大統領が直々に検討をするまでは何らコメント出来ず、待つほかないと述べたが、大臣より日本側案は苦心に苦心を重ね、米側にとっての問題点も十二分に考慮に入れて作成（特にWITHOUT PREJUDICE以下）したもので、総理にとっても自分にとってもFINALなものである。どうしても代案が必要なら、それはただ一つ、「大統領は沖縄の返還に際しては同地所在の核兵器がすべて撤去されるを保証した」というものであり、それに比べれば現在の案の方が米側にとって遥かによいであろうと強調し、ニクソン大統領がこの案で決断されることを望む、と述べた。

(ロ) 米側は大臣の発言に一々うなずき、大役的日本案には非常に苦心の跡がみえ自分の第一印象はよかったと述べたのち、日本案中の「日本政府の政策」とは非核3原則の

秘密指定解除
大臣官房総務課

△ これに対し大臣は without prejudice 云々を指摘し
それ以上は何とも言へないではないかと説明された。

ことかと質問、大臣が肯定したところ、大使よりそれは極めて CATEGORICAL である、とコメントした。△

2. その他の問題

(1) 総理の一方的発言の時期

(会談終了間際に)大使より本発言の時期はついてはどう考えられるか、コミュニケ発表後発言まで余り間があくと、対議会説明上困難を生ずると述べたのに対し、大臣より ~~正式~~ は帰国後の臨時国会(最も確実に結果できるの)。

冒頭の所信表明で正式に及されるということであるが、滞米中コミュニケ発表直後記者会見等を利用して発言を行なうことも一法と思われる旨述べた。

(2) 安保、条約自然継続に関する自民党決定

大臣より 10月9日 自民党において全会一致で

秘密指定解除
大臣官房総務課

かゝる決定をすることとなっている旨 根据し、
右は当然のことではあるが沖縄返還交渉の
進展ぶりを勘案し此の際内外にはっきり
させる為行なうものであると付言した。

(3) 対日米国民教育

(上記1(4)議論の際)大使より日本側の世論
指導のたちみえ、特に韓国の安全が日本の安全と
結びついているとの考え が国民の間に定着しつゝある
ことなど「本土並」を通じて安保条約の自然継続
が一般に当然視されるようになり、今朝の朝日新聞の
世論調査にもこれが反映されていることを挙げて
稱讃したのち、米側においても自分及び「ス」
会使ともども議会に対し懸命に教育活動
を行なったこと(現にこれから羽田空港に赴き通過す

秘密指定解除
大臣官房総務課

マグナソン上院議員に説明する予定と付言）を
披露し、コミュニケの文言が大体固まりつゝある現在
日米ともに国民教育に力を入れ、双方の解釈が
余り喰い違うことがないようにすべきであると
述べた。（これに対し大臣より秘密取り決めは
何としても避けたいとコメント。）

(4) 日米関係の将来

（上記1.(5)後編後）大臣よりヴィエトナム戦争終結
に関する世界的な強い希望につき言及の上、
弥米中の国務長官午餐会で述べたとおり
沖縄返還により日本国民の対米信頼感は
予想を遥かに越えて増大し、日米折衝代表
招来する と共に日本がアジアの平和と安定に
寄与する基盤が出来上ることになるうと発言。

秘密指定解除
大臣官房総務課

大使より米側も全く同じ考えであるからこそ
沖縄返還交渉をしているものであること、

たゞ ~~[illegible]~~ 自民党の中にさえ安保
条約を1975年まで経了させよと主張する者

あり(注：中曽根発言を指すとみられる)、保利官房
長官にも申上げたが、米政会説得上

大きな支障を来すことを恐れることを述べ
た。(このあとで大臣より上記(2)を発言。)

(5) 日米経済関係

(会談経了間隙に)大使より高橋ミッション
が帰国談で繊維については米側に論拠なしと

述べたことに夏念を示したのす、~~[illegible]~~ 大平通産相
の諒説で米国を批判しつゝもまだ内々

は閉じられていないとの印象を受けるが、これは

秘密指定解除
大臣官房総務課

正しいかと質問、大臣より その通りであり、日本側としても全力をつくしていると答えた。(この項(注)のみ別途同覚する)

3. 今後の進め方及びプレス対策

(1) 大臣より今後原則として毎週水曜日に大使と定例会談を行ないたいと申し入れ、大使はこれを了承した。

(2) プレスに対しては「愛知訪米以後の情勢を検討の上、コミュニケ案の作成にとりかかると共に、未解決の実質的諸問題を討議した」との趣旨を述べることに日米双方一致した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
8部の内
4号

SECRET

(Oct. 1, 1969)

On paragraph 2

Add the following sentence at the end of the paragraph:

The Prime Minister stated that he fully appreciated the assurance of the President.

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無許可
84 部の内 号

SECRET

(Oct. 1, 1969)

Draft Communique: (On the Vietnam question)

In this connection, they agreed that, should peace in Vietnam not have been realized by the time reversion of Okinawa is scheduled to take place, the two Governments would fully consult with each other in the light of the situation at that time so that reversion would be accomplished without affecting the U.S. efforts to assure the South Vietnamese people the opportunity to determine their own political future without outside interference.

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
8部の内
4号

1 大臣
2 次官
3 事務
4 ファイル
5 条参
6 先号
7 先一長
8 条局長？

ファイル

共同声明案（ヴィエトナム関係部分）

昭和四四・九・三〇

総理大臣と大統領は、ヴィエトナム戦争が沖縄の施政権が日本に返還されるまでに終結していることを希望するものである旨を明らかにした。これに関連して、両者は、もし不幸にしてヴィエトナムにおける平和が沖縄返還予定時に至るも実現していない場合には、両国政府は、沖縄の返還が南ヴィエトナム人民に対し外部からの干渉を受けずにその政治的将来を決定する機会を確保するための米国の努力に影響を及ぼすことなく実現されるように、そのときの情勢に照らして十分協議する。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
中3部の内
3号

極秘
無期限

大臣
次官
森審議官
田中大使

条約局長
参事官
条約課長

別途コピー

アメリカ局長
参事官

米保長　米北一長

東郷、スナイダー/カーテス会談(核)

44.10.3
米北一長

同席者：大河原参事官、米北一長、安保課長、ムーア女史

日時：10月3日午前　場所：アメリカ局長室

本会談はカーテス中将より核問題についての軍事的立場に基く見解の聴取を目的とし

概要次のとおり。

1. 先方の説明

(1)より述べたるところ以下のとおり。

(1) 太平洋総軍司令部の綜合的観方

コピー ①在米大 ②条局 ③米局長

秘密指定解除
大臣官房総務課

(イ) 地域的軍事能力（米ソ対決中心の全世界的能力と異り、朝鮮、中共、SEATO地域等を対象とするもの）

及びその弾力性（通常、核両戦力のMIX）を失なわないことが中心的関心事で、これらの減退は米国の条約義務遵守決意を疑わしめ、相手側の挑発を招くこととなる。

(ロ) 而して沖縄基地は中心的重要性を帯び、核戦力（既存の）は充分の抑止力を備え、所に金をかける必要が全くないのに反し、RELOCATIONは移転先（及び）、巨額の予算（誠公の軍事意識減ムードにより捻出は極度に困難）の問題（いずれも未決定）あるのみならず、どこへ移しても沖縄に比し抑止力が落ちるという難点がある。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ハ) 従って日本側にとっての政治問題と、米側の軍事的要請とを、抑止力の有効性を維持しながら如何に妥協せしめて行くかが最高首脳部の決断すべきところである。

(2) 新アジア政策と沖縄の重要性

(イ) (スナイダー公使より) ニクソン大統領がグアム島で闡明したところは(A)米国は義務は遵守し、そのための軍事態勢をといのえる。(B)核戦争をはじめ種々のCONTINGENCIESに対する米国の態勢維持の重要性は、(地元兵力による局地的危機への対処)があっても、全般的には減少しない、ことをはっきりと打出している

(ロ) (ハ、より) まことにそのとおりで、一部周辺地域での米軍事態勢を削減すれば、中心部即ち

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

沖縄の力の維持は理の当然で、米側の
軍事計画立案（目下ヴィエトナム後戦略を鋭意
検討中）のキーポイントとなっている。

(3) 戦術核と通常兵力及び在韓米軍等

(イ) ICBM等のみが核戦力を形成しかつ必要にして
充分であるとの俗論は誤りである。戦術核
（極めて高度にして通常兵力の増強が前記の）
は極めて重要であり、特に成会の削減
ムードにより不可能な現在、その戦力維持の
ため手持ちの戦術核に依存するほかない。

(ロ)（元、公使より）在韓米軍は兵力削減計画
から明示的に除外されている。今後長期に
亘り漸減することはあっても、撤退はありえず、
むしろ韓国軍の戦力充実に力が注がれるだろう。

(ハ)（元、より）上記との関連で、沖縄の核撤去

秘密指定解除
大臣官房総務課

が韓国、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール（いずれも重大関心をもっている）に及ぼすべき影響を日本政府として充分考慮してほしい。

2. 当方質問に対する先方説明

(1) 北鮮関係 ― 戦術核の役割

(イ)（6月に貰った米側の西太平洋戦術核に関するペーパーは、これら核の役割はソ中との関連におけるものとしているが、北鮮ではないかとの質問に対し、「カ」は ~~[illegible]~~ 本ペーパーを知らずと述べたので、当方より一読せしめたところ）御説のとおりで、沖縄の（核）能力は北鮮を対象としたものであることは事実である。

(ロ)（北鮮に対し具体的に如何なる使い方で戦術核は抑止力を発揮するのかとの質問に対し）綜合的な威力発揮による抑止である。

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

(当方よりなお質問せるに対し) 敵の大兵力集中を断念せしめ以て侵攻作戦を不可能ならしめること、敵の前線支援施設の破壊、前線防禦施設突破の端緒を作ることなどがある。大都市等人口密集地帯の攻撃は考えられていない。なお比較軍はソ連から核弾頭を付与されてはいないこと確実である。(ソ連の「不拡散」主義による。)

(2) エスカレーションの問題 (時の軍事評論家等はよく「戦術核は使用すれば戦略核使用にエスカレートしてしまうので米国としても実際上使う訳に行かず、従って抑止的価値は明らかでない」と論ずるが) 技術の進歩により弾頭の小型化及び爆発力の適正化により米ソとも全面核戦争にエスカレートさせることなく

秘密指定解除
大臣官房総務課

戦術核を使用する能力を備えている。他方
米側としては大規模通常兵力はPROVIDE出来
ないが、戦術核の使用能力は依然として健在で
あり、米ソ(双方の)能力は相俟ってそれ自体
抑止力を形成している。米国としてはウィエトナム
戦遂行中の現在、防衛意欲の減退
とみられる如き(核)能力削減は困難であり
また(沖縄返還前)(時期たる)2年後の軍事情勢
および戦力の必要量は何とも予測し難い。

(3) 対中共問題

(イ)(日本には「米側が力を削減すれば共産側も
しシプロケートする」との考えがあるが…) それは軍事的
にみておかしな議論で、現実には米側が
削減しているのに対し、中共はその能力をどんどん

秘密指定解除
大臣官房総務課

向上せしめている。

(2)(日本には、「米国の核能力の巨大さにより対中共抑止力は明々白々たるものあり、従って沖縄の核を撤去しても大丈夫」との議論があるが……) 中共がRATIONALでないので MISCALCULATIONが恐ろしい。また中共の核開発が進んだ10年先の見通しもつけ難い。核撤去については、兵器の分散配置と、兵器を如何に目標に到達せしめるかとの、OVERALLな観点から考えねばならない。 この見地より沖縄は最適である

(4) メースBの撤去

(メースBの旧式化に伴い遠からず撤去するとの決定はなされたか?) かゝる決定は耳にしていない。兵器の改良は絶えず行なわれている。

秘密指定解除
大臣官房総務課

3. 当方の発言及び先方質問に対する答え

(1) 日本側の意図

当方より 6月訪米の際の大臣発言を引用し
(局長)

日本としては安保条約の継続、米軍事プレゼンスの重要の認識に立ち、事前協議制の適用に

よっても米国の軍事能力を弱化させることはない

と確信していると述べた上、沖縄の現状

と本土並との唯一の差違は戦斗作戦行動

及び核に関する事前協議適用であり、

それ以外の沖縄基地での、及びそれよりするすべて

の活動は復帰後といえども心配なく、

戦斗作戦行動については日米は共通の関心

を抱いており、また核については NUCLEAR

OPTION が本土・沖縄いずれに関しても維持する

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

べきことは分っているが、この点については
合理的思考のみでは律し切れないものが
あることは事実である。核を撤去しても、
この地域における自由古界の利益を守る
単なる要請がみたされるかを見極める要
があるが、米側がこれは駄目といえば、
日本側は大変困難な立場におかれることと
なろう。なお日本側としては単なるなお米
ARGUMENTは持ち合せていない と述べた。

(2) 日本側のミニマムな必要事

以上に対し先方より、復帰に伴い凡百の改編が必要だが、日本側が求めるミニマムは
何か ~~[illegible]~~ 核につき米側に
と問うたので、先方より返還の際の撤去
及び再導入の際の事前協議がミニマムで

秘密指定解除
大臣官房総務課

あり、他の面はMANAGEABLEと思う。勿論
今後5-10年のわが国世論の変化物を
みる必要はあるが、返還の時点では上述が
政治はなミニマムであると答えたのち
先方よりの質問に対し、わが方としては国民に対し
そのおかれた国際環境につき教育を続ける
が、沖縄返還の実現はこれを遥かに容易に
すると思う旨指摘した。

(3) 防衛庁、および自衛隊の見方

先方の質問に答え当方(朱一長)より防衛庁
は返還交渉自体については外務当局を信頼
してまかせており、むしろ関心事は4次防と絡む
沖縄防衛計画の予算面にあり、また自衛隊
は当方との非公式接触から得た印象では、

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

純粋に軍事的な見地よりは沖縄の核
抑止力の継続は望ましいとしつゝも政治的
には大問題であり、これとの関連で自衛隊
[illegible]に対する国民の支持への悪影響がある
べきことは痛感しているようである、と答えた。

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

次官 [illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

コピー

アメリカ局長 [illegible]
[illegible]
[illegible]

コピー
① 在米大
② 第一局
③ 米局長（別添コピー等）

沖縄返還問題（コミュニケ修文等）

44.10.22
[illegible]

本22日午前 大臣・マイヤー大使会談 終了直後 同席のスナイダー公使より 別添1、修文上の修正案（21日スナイダー、シュミッツの示した私案と略々同一であるが、本国の訓令によるもの）及び別添2「関連取り決め」に関する書簡案（前記かッコ内と同）を手交越した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

Editorial Changes in Communique:

"Prime Minister and the President" should be in reverse order wherever that phrase appears.

In Para 1, change second sentence to "The President expressed his and his Government's deep interest in Asia and..."

In Para 1, last sentence, substitute "stated" for "made it clear".

In Para 3, second sentence, substitute "greatly appreciated" for "highly appreciated".

In Para 3, delete "further" in the last sentence.

In Para 4, rewrite first sentence as follows: "In light of the current situation and the prospects in the Far East, the President and the Prime Minister agreed that they highly valued the role played by the Treaty of Mutual Cooperation and Security in maintaining the peace and security of the Far East including Japan, and they affirmed the intention of the two governments firmly to maintain the treaty on the basis of mutual trust and common evaluation of the international situation."

秘密指定解除
大臣官房総務課

In Para 5, second sentence, delete "due".

In Para 5, last sentence, reverse the order of "also agreed".

Para 10 - rewrite as follows: "The President and the Prime Minister expressed their conviction that a mutually satisfactory solution of the question of the return of the administrative rights over Okinawa to Japan, which is the last of the major issues between the two countries arising from the Second World War, would further strengthen U.S.-Japan relations which are based on friendship and mutual trust and would make a major contribution to the peace and security of the Far East".

10/22/69

秘密指定解除
大臣官房総務課

別添二

Note from Togo

The term "related arrangements" used in paragraph 6 of the communique issued today by the President of the United States and the Prime Minister of Japan is meant to refer only to the exchange of notes of January 19, 1960 respecting the prior consultation formula, the exchange of notes of January 19, 1960 respecting the continuation of the Acheson-Yoshida notes of September 8, 1951, the exchange of notes of January 19, 1960 respecting mutual defense assistance, and the Arrangement under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security.

The reference in para 6 of the communique to the application of the Treaty of Mutual Cooperation and Security and its related arrangements to Okinawa "without modification thereof" is not intended in any way to pertain to, limit, or affect the provision in the Status of Forces Agreement for its revision.

10/21/69

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

次官等
事業代

条局長
条参
条2長

アメ物局長
参局長
米北一長

コピー
①在米大
②米局長
③貿局何れも2元

東郷、スナイダー会談（10月23日午前、施局長室）

44.10.23
米北一長

同席：大河原参局長、米北一長、条々長、シュミッツ

1. コミュニケ案修文

22日先方呈示の案を中心に当方の意見も開陳し、次のとおり合意した。

(1) 英文では大統領・米国が、和文では総理・日本が先となる。"U.S." とあるは UNITED STATES とちゃんと書く。

(2) 第1項 (1) HIS AND HIS GOVERNMENT'S は

秘密指定解除
大臣官房総務課

朱案どおり。(ロ) STATED (MADE IT CLEAR の代り) も同

(3) 第2項 先方訓令にはなかったが CURRENT (RECENT 削除) とすること に AD REF で合意

(4) 第3項 (イ) 先方訓令にもかゝわらず DEEPLY (HIGHLY 削除, GREATLY 不採用) に AD REF で合意。(ロ) 本文の FURTHER 削除 朱案どおり。

(5) 第4項 (イ) IN LIGHT OF (THE 削除) (ロ) CURRENT 挿入 (ハ) AGREED THAT THEY 挿入 (ニ) THEY (MUTUALLY の代り) とすること (ホ) (ヘ) AND CONSTANT 削除 (FIRMLY TO MAINTAIN とすること, (ヘ) COMMON の前の THE 削除 いずれも朱案どおり。(チ) 当方提案どおり TREATY の T は大文字とすることに合意

close (closer の代りに) とする。

(6) 第5項 (イ) DUE 削除 朱案どおり (ロ)

秘密指定解除
大臣官房総務課

当方提案により SET FORTH ABOVE は削除するよう先方が諮詢することとなった。(当方より曖昧なること、先方より「討議」を制限したような解釈されること を夫々理由とす。)

注! この点が 21日の記録は脱落し、「DUE」の項と重複したので訂正する。

(ア) 第10項、米案どおり (イ) OF (TO の代り) (ロ) IS (WAS の代り) (ハ) POST-WAR AND PENDING 削除 (ニ) ARISING FROM THE SECOND WORLD WAR 挿入 (ホ) STRENGTHEN を FURTHER の次にもって来、THE を削除 (ヘ) RELATIONS の次にカンマ(この点当方提案) WHICH ARE 挿入 (ト) ALSO 削除 に合意。

2. 「事部 1-ト」

討議の結果、第一項は、別紙 1. の(但し地位協定のフル・ヌイトル入れ)、第二項は別紙 2. の当方対案採用方を、先方が諮詢

秘密指定解除
大臣官房総務課

することとなった。なお先方は自案第一項の
ARRANGEMENT 云々は地位協定を
upon reversion に適用さるべき地位協定の改正を具体的に
意図しているものではないこと（この点は第一項で明確な筈なること）
さすこと、また同第二項は相当な不要
でREDUNDANT であるが、ワシントンに本心表
を与える意味で有用なること説明。

3. スナイダー訪台日程

21日記録の予定を変更（財政面交渉
との関連等による）し 26日台北へ、
27日沖縄へ、29日帰任することとなった
趣。（韓国へは11月6、7両日に行くつもりの由）

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
部の内
号

SECRET

(Oct. 23, 1969)

別紙一

(DRAFT)

The term "related arrangements" used in paragraph 6 of the communique issued by the Prime Minister of Japan and the President of the United States to indicate those arrangements which will apply without modification to Okinawa upon reversion is meant to refer only to the exchange of notes of January 19, 1960 respecting the prior consultation formula, the exchange of notes of January 19, 1960 respecting the continuation of the Yoshida-Acheson notes of September 8, 1951, the exchange of notes of January 19, 1960 respecting the Mutual Defense Assistance Agreement signed on March 8, 1954, and the status of forces agreement signed on January 19, 1960.

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
85部の内
5号

SECRET

別添二

The reference in paragraph 6 of the communique to the application of the Treaty of Mutual Cooperation and Security and its related arrangements to Okinawa "without modification thereof" is not intended in any way to prejudice the rights of either Government under the provision in Article XXVII of the status of forces agreement referred to above.

秘密指定解除
大臣官房総務課

次官　筆頭長　米参　筆一長

極秘
無期限
3部の内
3号

再回 米参長

スナイダー公使と会談の件

44.10.24 米局長

10月24日 スナイダー公使と午長 会談せるところ
同公使の内話 要点次のとおり。

1. 財政問題

(イ) $650 mil という数字を立てたが、例へば
電力会社が借金して施設を買取る等の方法に
より、米側は便宜の途所ができ、日本側では
その他 主ちに米国に拂うと云うことでないよう
な形にする等 極力 日本側の受諾しよい様に
努力している。

(ロ) 労務者の保険金の問題は、軍労務者が多
・雇用になった場合、雇用者負担の社会保
障掛金を20何年に亘って溯って米国に

秘密指定解除
大臣官房総務課

居住せよ（推定4.54万弗）とえることは勘弁してくれとえることで、これは予理な保証ではないと思う。

(ハ) 米側から見れば母家に residual base right（他日やがては軍事基地も母家に返還される）があり、現位協定により予備で返還されることになるのだから、今から然るべき補償を取って置くべきだとえう考方が強い。（本元より我方では lumpsum は妨害であるが何の遠内訳を説明する要あり、右のような考方は ▭ とり得ざる結構）

(ニ) Relocation

本元 — 本島内 relocation に $150 mil とは甚だ巨額であり、相当な規模を考へていると

秘密指定解除
大臣官房総務課

見えるが如何

宮澤— 具体的には那覇港及び那覇空港の通過を考えており、その代り牧港の一部及び那覇北方に代替飛行場を求めたい事である。その為めに巨額になっている。

本元— 那覇港及び空港の通過は public relations の見地からは誠に結構であり牧港の一部は用はよいと思うが代替飛行場は現実に新設など考へられぬのではないか。せいぐ陸軍の Hamby 在飛行場拡張位であらう。

宮澤— 自衛隊としてもやがて飛行場を必要とすることとなるべく、今話な investment ではないと見ている。

本元— 沖縄分への relocation $50 mil は

秘密指定解除
大臣官房総務課

特殊兵器の relocation であらう。

記録 — 栃木財務官は 経済ニクリン会議の成功を前提として話しているが 之が不成功

なら日本国庫には economy となるべし。

(註) 1. 本件双方 冗談ベースの話
2. かつて 核師産施設 移動に何億弗かゝるかとの質問に対し、公使が 5,4000万弗位なるべし と答へたることあり。

(ホ) 在沖縄米国人の至倍活動

外務大臣費 米大使記 書類事に関し、(本文より 我方の言い得る最大限は、返還後 日本法及

び 通商航海等級の完全適用まで 1年なり2年なりの 暫定期間を認めること位であらうと

秘密指定解除
大臣官房総務課

考える旨 従って 米事の如く 現状の永久的 continuation は不可なる旨を持摘

(仏方に於ても 事を考へる旨を終った.)

(ヘ) 大蔵省 財務省の話会は 新聞にいるが 24日 夜の会談は 建設的であり 法一

リック 首席は 立要を一日延ばして 25日 柏木 財務省と もう一度 会談することになった.

2. VOA

本日より 総理・官房長官も 極めて 消極的であり 解決困難なる旨 宣言せるに対し.
(状況に有)

と使より (イ) この問題は 日本の posture の問題たらざるを得ず 日本が 継続を認

めないと云うことになると 極めて 深刻な問題となること. (ロ) それは別とするも 例へ

秘密指定解除
大臣官房総務課

ば清州島では朝鮮半島が近すぎて邪魔になる他 南支に遠すぎる欠点あり、帥艦が

地理的に最も適当で 務務は技術的に困難である。(ハ) 内容は news 音楽等で

あって非難されるようなものではなく、高年一回位 プログラム編成の協議をすると云

うことも差支ない。として存続出来るよう 輔旋方 努力を切に望む とぜべた。

3. 朝鮮半島

23日の会議で「変更なしに」は解決したが、当方質問の問題については 新な訓令

に接していない。 幾理・大幾領会議まで持越されるかも知れぬが、他のより大なる問題

で算を納得させなければならぬ際である

秘密指定解除
大臣官房総務課

から時間が決着をforceされないことを望む。他方回連という枠がはまっており

限られた問題に関するものであるから、それ自体に関するpressureはどうらかと

云へば弱まると見てもよいように思はれる。(以上に対し、当方の見解を述べて

偕え置いたが、それ以上話を詰めなかった。)